

平成20年第2回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
3	5	水	本会議（招集日）	・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程（施政方針を含む） ・一部議案審議 ・報告 ・請願		
	6	木	休 会			
	7	金	休 会			
	8	土	休 会			
	9	日	休 会			
	10	月	休 会			
	11	火	休 会			
	12	水	本会議（2日目）	・一般質問（7人）		
	13	木	本会議（3日目・午後）	・一般質問（4人）		
	14	金	本会議（4日目）	・一般質問（3人） ・総括質疑 常任委員会		
	15	土	休 会			
	16	日	休 会			
	17	月	常任委員会			
	18	火	常任委員会			
	19	水	常任委員会			
	20	木	休 会（春分の日）			
	21	金	常任委員会			
	22	土	休 会			
	23	日	休 会			
	24	月	休 会			
	25	火	休 会			
	26	水	議会運営委員会		豪雨災害対策調査特別委員会	

月	日	曜	日	程	備	考
	27	木	本会議（最終日） ・ 常任委員長報告 ・ 議案審議 ・ 緊急質問（1名・日程追加1） ・ 追加議案上程、審議 ・ 請願、陳情 ・ 発議 ・ 報告 ・ 継続調査 ・ 議員派遣 閉 会			

平成20年第2回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成20年 3月 5日

閉会 平成20年 3月27日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案8	さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について	20.03.05	20.03.27	原案可決	総務
9	さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について	〃	〃	〃	〃
10	さつま町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について	〃	〃	〃	〃
11	さつま町立学校施設の開放に関する条例の制定について	〃	〃	〃	文教厚生
12	さつま町交流館条例の制定について	〃	〃	〃	〃
13	さつま町後期高齢者医療に関する条例の制定について	〃	〃	〃	〃
14	さつま町千年の森条例の制定について	〃	〃	〃	建設経済
15	さつま町青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について	〃	〃	〃	文教厚生
16	さつま町行政手続条例及びさつま町立学校条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
17	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務
18	さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
19	さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
20	さつま町手数料徴収条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
21	さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教厚生
22	さつま町国民健康保険条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
23	さつま町介護保険条例等の一部改正について	〃	〃	〃	〃
24	さつま町企業立地促進条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務
25	さつま町営住宅等条例の一部改正について	〃	〃	〃	建設経済

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案 26	さつま町企業職員の給与に関する種類及び基準に関する条例の一部改正について	20.03.05	20.03.27	原案可決	建設経済
27	さつま町消防団員の定員，任免，給与，服務に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務
28	さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	建設経済
29	平成20年度さつま町一般会計予算	〃	〃	〃	3 常任
30	平成20年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	〃	〃	〃	文教厚生
31	平成20年度さつま町老人保健医療特別会計予算	〃	〃	〃	〃
32	平成20年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃	〃	〃
33	平成20年度さつま町介護保険事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
34	平成20年度さつま町介護サービス事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
35	平成20年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
36	平成20年度さつま町水道事業会計予算	〃	〃	〃	建設経済
37	平成20年度さつま町簡易水道事業会計予算	〃	〃	〃	〃
38	町道路線の認定及び廃止について	〃	20.03.05	可決	—
39	平成19年度さつま町一般会計補正予算（第6号）	〃	〃	原案可決	—
40	さつま町土地開発基金条例の一部改正について	20.03.27	20.03.27	〃	—
41	平成19年度さつま町一般会計補正予算（第7号）	〃	〃	〃	—
42	平成19年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	〃	〃	〃	—
43	平成19年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第3号）	〃	〃	〃	—

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案 44	平成19年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	20.03.27	20.03.27	原案可決	—
45	平成19年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	—
46	18災1697号平江線道路災害復旧工事19-1工区請負契約の一部変更について	〃	〃	可決	—
47	さつま町教育委員会委員の任命について	〃	〃	同意	—
48	さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	〃	〃	—
49	さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	〃	〃	—
50	さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	〃	〃	—
請願 H19-3	人権侵害救済法の制定促進に関する請願書	20.03.05	〃	採択	総務
陳情 H19-5	JR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択について	19.09.19	〃	〃	〃
H19-8	単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に入れ替える場合の上乗せ補助の実施について	19.12.06	〃	不採択	文教厚生
H19-10	豚舎建設計画の事前調査等について	〃			建設経済
発議 1	さつま町議会議長等の報酬の特例に関する条例の制定について	20.03.27	20.03.27	原案可決	
2	人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書（案）の提出について	〃	〃	〃	
3	JR不採用問題の早期解決を求める意見書（案）の提出について	〃	〃	〃	
報告 1	平成20年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	20.03.05	〃	報告済	—
2	監査結果の報告について	〃	20.03.05	〃	—
	議員派遣の件	20.03.27	20.03.27	決定	
	閉会中の継続調査について	〃	〃	〃	

平成20年第2回さつま町議会定例会会議録

目 次

○3月5日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	4
開 議	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
行政報告	5
議案第 8 号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について	6
（提案説明）	
議案第 9 号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について	6
（提案説明）	
議案第10号 さつま町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について	6
（提案説明）	
議案第11号 さつま町立学校施設の開放に関する条例の制定について	6
（提案説明）	
議案第12号 さつま町交流館条例の制定について	6
（提案説明）	
議案第13号 さつま町後期高齢者医療に関する条例の制定について	6
（提案説明）	
議案第14号 さつま町千年の森条例の制定について	6
（提案説明）	
議案第15号 さつま町青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について	6
（提案説明）	
議案第16号 さつま町行政手続条例及びさつま町立学校条例の一部改正について	6
（提案説明）	
議案第17号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	6
（提案説明）	
議案第18号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	6
（提案説明）	
議案第19号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	6
（提案説明）	

議案第 20 号	さつま町手数料徴収条例の一部改正について	6
(提案説明)		
議案第 21 号	さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について	6
(提案説明)		
議案第 22 号	さつま町国民健康保険条例の一部改正について	6
(提案説明)		
議案第 23 号	さつま町介護保険条例等の一部改正について	6
(提案説明)		
議案第 24 号	さつま町企業立地促進条例の一部改正について	6
(提案説明)		
議案第 25 号	さつま町営住宅等条例の一部改正について	6
(提案説明)		
議案第 26 号	さつま町企業職員の給与に関する種類及び基準に関する条例の一部改正について	6
(提案説明)		
議案第 27 号	さつま町消防団員の定員, 任免, 給与, 服務に関する条例の一部改正について	6
(提案説明)		
議案第 28 号	さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について	6
(提案説明)		
議案第 29 号	平成 20 年度さつま町一般会計予算	6
(提案説明)		
議案第 30 号	平成 20 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	6
(提案説明)		
議案第 31 号	平成 20 年度さつま町老人保健医療特別会計予算	6
(提案説明)		
議案第 32 号	平成 20 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	6
(提案説明)		
議案第 33 号	平成 20 年度さつま町介護保険事業特別会計予算	6
(提案説明)		
議案第 34 号	平成 20 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算	6
(提案説明)		
議案第 35 号	平成 20 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	6
(提案説明)		
議案第 36 号	平成 20 年度さつま町水道事業会計予算	6
(提案説明)		
議案第 37 号	平成 20 年度さつま町簡易水道事業会計予算	6
(提案説明)		
議案第 38 号	町道路線の認定及び廃止について	22
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)		
議案第 39 号	平成 19 年度さつま町一般会計補正予算 (第 6 号)	25
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)		

報告第 1 号 平成20年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	2 6
(内容説明)	
報告第 2 号 監査結果の報告について	2 7
(内容説明・質疑)	
請願について	3 9
(委員会付託)	
散 会	3 9

○3月12日(第2日)

一般質問表	4 1
会議を開催した年月日及び場所	4 4
出欠席議員氏名	4 4
出席事務局職員	4 4
出席説明員氏名	4 4
本日の会議に付した事件	4 5
開 議	4 6
一 般 質 問	4 6
平田 昇議員	4 6
町の財政について	
国の地方政策について	
町長の政治姿勢について	
日高 政勝議員	5 4
町政運営について	
各地域の活性化対策について	
川口 憲男議員	6 5
限界集落の対策は	
楠木園洋一議員	7 5
財政運営の健全化策について	
分譲住宅用地の販売策と地元建築業の活性化策について	
内之倉成功議員	8 1
環境対策について	
柏木 幸平議員	9 0
河川災害復興対策について	
小・中学校の統廃合について	
別府 静春議員	9 9
紫尾山頂のブナ林保護対策について	
間伐事業補助金の嵩上げについて	
延 会	1 0 3

○3月13日(第3日)

一般質問表	1 0 5
-------------	-------

会議を開催した年月日及び場所	1 0 7
出欠席議員氏名	1 0 7
出席事務局職員	1 0 7
出席説明員氏名	1 0 7
本日の会議に付した事件	1 0 8
開 議	1 0 9
一 般 質 問	1 0 9
東 哲雄議員	1 0 9
集落営農の推進について	
定住環境整備について	
米丸 文武議員	1 1 9
さつま町の活性化について	
麥田 博稔議員	1 2 8
行財政改革について	
観光振興策について	
久保 道夫議員	1 4 1
水田農業について	
畜産について	
延 会	1 4 7

○ 3 月 1 4 日（第 4 日）

一般質問表	1 4 9
会議を開催した年月日及び場所	1 5 1
出欠席議員氏名	1 5 1
出席事務局職員	1 5 1
出席説明員氏名	1 5 1
本日の会議に付した事件	1 5 2
議案付託表	1 5 3
開 議	1 5 6
一 般 質 問	1 5 6
山崎 文久議員	1 5 6
農業振興について	
市來 修議員	1 6 3
本庁舎建設は木造建築での検討は考えられないか	
観光振興の取り組みについて	
平八重光輝議員	1 6 9
高齢者の安心安全について	
町有財産の売却について	
議案第 8 号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について	1 7 7
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 9 号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について	1 7 7
（総括質疑・委員会付託）	

議案第 1 0 号 さつま町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について	1 7 7
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 1 1 号 さつま町立学校施設の開放に関する条例の制定について	1 7 7
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 1 2 号 さつま町交流館条例の制定について	1 7 7
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 1 3 号 さつま町後期高齢者医療に関する条例の制定について	1 7 7
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 1 4 号 さつま町千年の森条例の制定について	1 7 7
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 1 5 号 さつま町青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について	1 7 7
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 1 6 号 さつま町行政手続条例及びさつま町立学校条例の一部改正について	1 9 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 1 7 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	1 9 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 1 8 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	1 9 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 1 9 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	1 9 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 2 0 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について	1 9 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 2 1 号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について	1 9 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 2 2 号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について	1 9 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 2 3 号 さつま町介護保険条例等の一部改正について	1 9 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 2 4 号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について	1 9 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 2 5 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	1 9 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 2 6 号 さつま町企業職員の給与に関する種類及び基準に関する条例の一部改正について	1 9 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 2 7 号 さつま町消防団員の定員, 任免, 給与, 服務に関する条例の一部改正について	1 9 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 2 8 号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について	1 9 5
(総括質疑・委員会付託)	

議案第 29 号 平成 20 年度さつま町一般会計予算	196
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 30 号 平成 20 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	220
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 31 号 平成 20 年度さつま町老人保健医療特別会計予算	220
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 32 号 平成 20 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	220
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 33 号 平成 20 年度さつま町介護保険事業特別会計予算	220
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 34 号 平成 20 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算	220
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 35 号 平成 20 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	220
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 36 号 平成 20 年度さつま町水道事業会計予算	220
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 37 号 平成 20 年度さつま町簡易水道事業会計予算	220
(総括質疑・委員会付託)	
散 会	226

○ 3 月 27 日 (第 5 日)

会議を開催した年月日及び場所	227
出欠席議員氏名	227
出席事務局職員	227
出席説明員氏名	227
本日の会議に付した事件	228
開 議	230
議案第 8 号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について	230
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第 9 号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について	230
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第 10 号 さつま町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について	230
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第 11 号 さつま町立学校施設の開放に関する条例の制定について	230
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第 12 号 さつま町交流館条例の制定について	230
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第 13 号 さつま町後期高齢者医療に関する条例の制定について	230
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第 14 号 さつま町千年の森条例の制定について	230
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	

議案第 15 号	さつま町青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について ……	230
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)		
議案第 16 号	さつま町行政手続条例及びさつま町立学校条例の一部改正について ……………	230
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)		
議案第 17 号	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について ……	230
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)		
議案第 18 号	さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について ……………	230
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)		
議案第 19 号	さつま町国民健康保険税条例の一部改正について ……………	230
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)		
議案第 20 号	さつま町手数料徴収条例の一部改正について ……………	230
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)		
議案第 21 号	さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について ……	230
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)		
議案第 22 号	さつま町国民健康保険条例の一部改正について ……………	230
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)		
議案第 23 号	さつま町介護保険条例等の一部改正について ……………	230
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)		
議案第 24 号	さつま町企業立地促進条例の一部改正について ……………	230
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)		
議案第 25 号	さつま町営住宅等条例の一部改正について ……………	230
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)		
議案第 26 号	さつま町企業職員の給与に関する種類及び基準に関する条例の一部改 正について ……………	230
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)		
議案第 27 号	さつま町消防団員の定員, 任免, 給与, 服務に関する条例の一部改正 について ……………	230
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)		
議案第 29 号	平成 20 年度さつま町一般会計予算 ……………	230
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)		
議案第 30 号	平成 20 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算 ……………	230
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)		
議案第 31 号	平成 20 年度さつま町老人保健医療特別会計予算 ……………	230
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)		
議案第 32 号	平成 20 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算 ……………	230
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)		
議案第 33 号	平成 20 年度さつま町介護保険事業特別会計予算 ……………	230
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)		
議案第 34 号	平成 20 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算 ……………	230
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)		
議案第 35 号	平成 20 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算 ……………	230

(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第36号 平成20年度さつま町水道事業会計予算	230
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第37号 平成20年度さつま町簡易水道事業会計予算	230
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
緊急質問	244
日高 政勝議員	
道路特定財源の暫定税率期限切れに伴う影響の対応策について	
議案第28号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について	246
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)	
議案第40号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について	247
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第41号 平成19年度さつま町一般会計補正予算(第7号)	247
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第42号 平成19年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	
.....	247
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第43号 平成19年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算(第3号) ..	247
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第44号 平成19年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) ..	247
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第45号 平成19年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)	
.....	247
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第46号 18災1697号平江線道路災害復旧工事19-1工区請負契約の一	
部変更について	252
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第47号 さつま町教育委員会委員の任命について	253
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第48号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	257
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第49号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	257
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第50号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	257
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
平成19年請願第3号 人権侵害救済法の制定促進に関する請願書	260
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
平成19年陳情第5号 JR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択について	
.....	260
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
平成19年陳情第8号 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に入れ替える場合の上乗	
せ補助の実施について	261

(委員長報告・質疑・討論・採決)	
平成19年陳情第10号 豚舎建設計画の事前調査等について	263
(委員長報告)	
発議第 1号 さつま町議会議長等の報酬の特例に関する条例の制定について	265
(趣旨説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
発議第 2号 人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書(案)の提出 について	266
(趣旨説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
発議第 3号 JR不採用問題の早期解決を求める意見書(案)の提出について ...	266
(趣旨説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
報告第 1号 平成20年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算につい て	268
(質疑)	
議員派遣の件	271
(決定)	
閉会中の継続調査について	271
(決定)	
閉 会	272

平成20年第2回さつま町議会定例会

第 1 日

平成20年3月5日

平成20年第2回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成20年3月5日 午前 9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番	高 嶺 実樹雄	議員	2番	市 來 修	議員
3番	平 田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥 後 紀 康	議員	6番	木 下 敬 子	議員
7番	米 丸 文 武	議員	8番	麥 田 博 稔	議員
9番	平八重 光 輝	議員	10番	新 改 秀 作	議員
11番	楠木園 洋 一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏 木 幸 平	議員	14番	久 保 道 夫	議員
15番	別 府 静 春	議員	16番	舟 倉 武 則	議員
17番	日 高 政 勝	議員	18番	田 中 伸 一	議員
19番	柳 田 隆 男	議員	20番	山 崎 文 久	議員
21番	岩 元 涼 一	議員	22番	新 改 幸 一	議員
23番	中 尾 正 男	議員	24番	東 哲 雄	議員
25番	川 口 憲 男	議員	26番	内之倉 成 功	議員
27番	木 下 賢 治	議員	28番	濱 田 等	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 気 純 治 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主幹	原 田 健 二 君	議事係 主幹	平木場 達 郎 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
副町長(総務)	宮之脇 尚 美 君	教委総務課長	山 口 正 展 君
副町長(経済)	山 下 彦 志 君	教委社会教育課長	堅 山 修 啓 君
鶴田総合支所長	永 田 清 信 君	建設課長	脇黒丸 猛 君
薩摩総合支所長	桑 園 憲 一 君	耕地林業課長	山 口 良 一 君
すこやか長寿課長	小椎八重 廣樹 君	水道課長	岩 切 秀 久 君
健康増進課長	楠木園 建 雄 君	環境課長	日當瀬 修 二 君
総務課長	湯 下 吉 郎 君	定住促進室長	北 原 美 義 君
財政課長	二階堂 清 一 君	行政管理室長	萩 原 康 正 君
企画広報課長	中 村 慎 一 君	消 防 長	田 上 泉 君
福祉課長	日 高 昭 治 君	代表監査委員	下大迫 次 男 君
税務課長	下 市 真 義 君	監査事務局長	上川畑 富 男 君
農政課長	赤 崎 敬一郎 君	監査事務局監査係長	上 間 幸 治 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 8 号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 9 号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 10 号 さつま町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 第 8 議案第 11 号 さつま町立学校施設の開放に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 12 号 さつま町交流館条例の制定について
- 第 10 議案第 13 号 さつま町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 第 11 議案第 14 号 さつま町千年の森条例の制定について
- 第 12 議案第 15 号 さつま町青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について
- 第 13 議案第 16 号 さつま町行政手続条例及びさつま町立学校条例の一部改正について
- 第 14 議案第 17 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 15 議案第 18 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 16 議案第 19 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 17 議案第 20 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 18 議案第 21 号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 第 19 議案第 22 号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 20 議案第 23 号 さつま町介護保険条例等の一部改正について
- 第 21 議案第 24 号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について
- 第 22 議案第 25 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 23 議案第 26 号 さつま町企業職員の給与に関する種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第 24 議案第 27 号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について
- 第 25 議案第 28 号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について
- 第 26 議案第 29 号 平成 20 年度さつま町一般会計予算
- 第 27 議案第 30 号 平成 20 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 28 議案第 31 号 平成 20 年度さつま町老人保健医療特別会計予算
- 第 29 議案第 32 号 平成 20 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 30 議案第 33 号 平成 20 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第 31 議案第 34 号 平成 20 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算
- 第 32 議案第 35 号 平成 20 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 33 議案第 36 号 平成 20 年度さつま町水道事業会計予算
- 第 34 議案第 37 号 平成 20 年度さつま町簡易水道事業会計予算
- 第 35 議案第 38 号 町道路線の認定及び廃止について
- 第 36 議案第 39 号 平成 19 年度さつま町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 37 報告第 1 号 平成 20 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について
- 第 38 報告第 2 号 監査結果の報告について

第 3 9 請願について

△開 会 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから平成20年第2回さつま町議会定例会を開会します。

教育委員会委員長から本日の会議に欠席する旨、また、農業委員会会長から本定例会に欠席する旨届け出がありましたのでお知らせいたします。

△開 議

○議長（濱田 等議員）

これから本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1 「会議録署名議員の指名」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、14番、久保道夫議員及び15番、別府静春議員を指名します。

△日程第2 「会期の決定」

○議長（濱田 等議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月27日までの23日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月27日までの23日間に決定しました。

△日程第3 「諸般の報告」

○議長（濱田 等議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので口頭報告は省略しますが、次の件については補足して説明します。

平成20年2月6日、全国町村議会議長会第59回定期総会が東京都において開催されました。総会の席上、本町議会が北海道栗山町議会、山形県庄内町議会、長野県箕輪町議会と並んで、平成19年度町村議会表彰の特別表彰を受けました。

町村議会表彰につきましては、全国の町村議会の模範となる目覚ましい活動をしている団体が表彰をされるものであり、本町議会においては、水害対策や行財政改革に対する取り組み、参考人招致や住民懇談会などのユニークな取り組みが表彰の理由とのことであります。

これも議員各位の積極的な議会活動のたまものであり、心から敬意を表しますとともに、共に喜びたいと思います。

それから、鹿児島県町村議会議長会の第59回定期総会が、平成20年2月19日に鹿児島市で開催されました。総会では、平成18年度決算及び平成20年度事業計画、予算等を承認、決定し、新時代にふさわしい地方自治確立のための「第二期地方分権改革の推進」等7項目が議決

され、さらに現在喫緊の課題となっている「道路財源の確保のための緊急決議」もなされました。

また、役員選挙におきまして、不肖私が会長に再任されました。市町村合併が進み県内の町村が激減する中で、県内町村においても地方分権改革の一層の進展、逼迫した財政運営、過疎化や少子高齢化の進展など、町村を取り巻く課題は多く、また大変厳しいものがあります。

今後、県内町村議会議員の力を結集して、これらの課題に真正面から取り組んでまいりたいと考えております。議員各位の格段の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、監査委員から例月出納検査並びに財政援助団体の監査結果報告がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 「行政報告」

○議長（濱田 等議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

おはようございます。私のほうの行政報告をする前に、ただいま濱田議長のほうからも報告がございましたが、去る2月19日開催の県町村議会議長会定期総会におきまして、私は、特別表彰の伝達式を拝見したところでございます。

今回の本町議会のこの全国議長会における特別表彰という栄誉は、本町議会の積極的な議会活動はもとより、一昨年の豪雨災害における献身的なボランティア活動や豪雨災害対策調査特別委員会などの積極的な活動をはじめ、皆さんの活動が高く評価されたものと伺っております。

濱田議長をはじめ、議員各位に対しまして改めて敬意を表するとともに、心からお喜びを申し上げる次第でございます。

さて、町長報告につきましては、印刷してお配りをしてあるところでございますが、2月21日開催されました鹿児島県町村会定期総会と、2月28日の「特色ある取り組み市町村12選」に係る通知書の伝達がございましたので、補足して御説明を申し上げます。

まず、2月21日に開催されました鹿児島県町村会定期総会におきまして、不肖私が鹿児島県町村会会長に引き続き再任をされたところでございます。

本町は、合併してまもなく4年目を迎えようとするわけでございますが、新しいまちの基盤づくりに取り組んでまいりまして大事な時期でもありますし、豪雨災害からの復興事業などがいよいよ本格化していくということでありまして、そういう中で、町村会の理事各位からの御推薦をいただく中で私自身苦慮したところでございますが、これまでの会長職を通じて培ってきた人脈や経験を今後の町政と、また、県内の町村の発展のために最大限に生かしてまいりたいと考えているところでございます。

また、このことによりまして町政執行に影響がないように、これまでと同様に十分留意をしてまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、「特色ある取り組み市町村12選」に係る通知書の伝達のことでございます。

これは、経済産業省が実施いたしました企業立地に頑張る市町村を全国で20市町村選定し、表彰するというものでございますが、その中で特別賞として審査委員のほうから20選に漏れた市町村の中から「特色ある取り組み市町村12選」ということで本町が選定をされたものでござ

います。いずれも県内では唯一の受賞となりました。

２８日に九州経済産業局から産業部長がお見えになり、選定に係る通知書の交付をいただいたところであり、懇談をしたところでございます。

本町の場合、まちの総合振興計画における定住促進プロジェクトに基づき定住促進室を設置し、積極的な企業の誘致と立地企業との緊密な情報交換による関連企業の誘致活動、並びに実績が評価されたものでございます。

今後におきましても、行政と企業、あるいは企業同士が情報交換を密にする中で、積極的な企業誘致と若者の定住促進を図ってまいりたいと思っております。

以上で町長報告を終わらせていただきます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第５ 「議案第８号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」、日程第６ 「議案第９号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」、日程第７ 「議案第１０号 さつま町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」、日程第８ 「議案第１１号 さつま町立学校施設の開放に関する条例の制定について」、日程第９ 「議案第１２号 さつま町交流館条例の制定について」、日程第１０ 「議案第１３号 さつま町後期高齢者医療に関する条例の制定について」、日程第１１ 「議案第１４号 さつま町千年の森条例の制定について」、日程第１２ 「議案第１５号 さつま町青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について」、日程第１３ 「議案第１６号 さつま町行政手続条例及びさつま町立学校条例の一部改正について」、日程第１４ 「議案第１７号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第１５ 「議案第１８号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第１６ 「議案第１９号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第１７ 「議案第２０号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第１８ 「議案第２１号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」、日程第１９ 「議案第２２号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」、日程第２０ 「議案第２３号 さつま町介護保険条例等の一部改正について」、日程第２１ 「議案第２４号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」、日程第２２ 「議案第２５号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第２３ 「議案第

26号 さつま町企業職員の給与に関する種類及び基準に関する条例の一部改正について」、日程第24 「議案第27号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」、日程第25 「議案第28号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」、日程第26 「議案第29号 平成20年度さつま町一般会計予算」、日程第27 「議案第30号 平成20年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第28 「議案第31号 平成20年度さつま町老人保健医療特別会計予算」、日程第29 「議案第32号 平成20年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第30 「議案第33号 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第31 「議案第34号 平成20年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」、日程第32 「議案第35号 平成20年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第33 「議案第36号 平成20年度さつま町水道事業会計予算」、日程第34 「議案第37号 平成20年度さつま町簡易水道事業会計予算」

○議長（濱田 等議員）

日程第5「議案第8号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」から日程第34「議案第37号 平成20年度さつま町簡易水道事業会計予算」まで、以上の議案30件を一括して議題とします。

各議案について、町長の提案理由並びに平成20年度の施政方針の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

平成20年3月議会定例会の開会に当たりまして、平成20年度の町政運営について私の所信の一端と、各会計の当初予算をはじめとする諸議案について、その概要を御説明申し上げ、町政に対する御理解と御協力をお願いするものであります。

「さつま町」が誕生して早くも3年が過ぎようとしております。私も合併後における町民の皆さんの一体感と公平感の醸成ということに配慮しながら、町政のかじ取り役を担ってまいりましたが、一昨年の豪雨災害という予期しない事態で大きな試練を受けながらも、町政運営という観点からは、議員各位をはじめ町民の皆さんの御支援と御協力により、概ね順調に推移しているものと考えております。

一方、地方財政を取り巻く環境が厳しい中、簡素で効率的な、しかも持続可能性のある行政運営システムを確立することが喫緊の課題でありましたことから、行財政全般にわたる総点検を行いながら徹底した改革に取り組んでまいりました。

平成20年度は、私もさつま町長として1期目の最終年度を迎えることとなりますが、町政の確実な推進と振興・発展ということを基本的な政治姿勢として、「行財政改革」と「定住促進」、「川内川の抜本的改修」を最重要課題に掲げ、また、河川激特事業や鶴田ダム再開発事業の完成に向けては、本町における将来の「まちづくり」ということなども視野に入れながら推進を図ってまいりたいと考えております。

ところで、新町制施行後の３年間の主要な事務事業を振り返ってみますと、まちの将来ビジョンである「町総合振興計画」の推進と並行して、行政改革や財政健全化計画につきましても、可能な限り数値目標を定めて徹底した改革に取り組んでまいりました。行政管理室や財政課等を設置しながら、集中的に取り組んできた結果、昨年は総務省の「がんばる地方応援プログラム」で高く評価され、町村の部では全国で第２位という交付税の特別支援措置を受けたところでありす。

また、定住促進室では、若者の定住促進に力点を置き積極的な取り組みを行ってまいりましたが、この結果、企業誘致や雇用促進の面で大きな進展が見られ、さらに町内企業による「ものづくり企業振興会」の設立を契機として、企業間交流や研修、高校の先生方との連携など、「産・学・官」の協力体制も確立できたところでもあります。

これらのことが、経済産業省の「企業立地に頑張る市町村」に選ばれ、先般は県内では唯一本町が表彰を受けたところでもあります。

さらに、ＪＡとのワンフロア化による「担い手支援室」では、認定農業者や集落営農組織の育成対策も粘り強い努力が各地域に浸透しつつありますし、「スポーツコンベンションのまちづくり」におきましても、Ｊリーグのプロサッカーチームの合宿をはじめとして、ラグビー、バレーボール、水泳などの合宿も多く、また、京セラゴルフ場での女子プロゴルフシニアトーナメントの開催も定着してきているところでもあります。

また、本年１０月には、いよいよ「ねんりんピック鹿児島２００８」が開催されますが、本町でのラグビーフットボール競技は、過去にない多くの参加チームが見込まれておりますので、心からおもてなしのできるまちとして、本町の魅力が発揮できるよう、万全の体制で臨んでまいりたいと考えております。

合併時の懸案となっておりました近隣自治体との広域連携ということでは、特に薩摩川内市との間で、ごみやし尿処理施設の有効活用が継続されていること、北薩森林管理署の誘致が実現したことに引き続き、今年７月には北薩地域の４つの森林組合が本町を拠点として合併し、「北薩森林組合」が誕生することになっております。

また、農協合併についても、さつま農協、伊佐農協、さつま川内農協との合併推進協議会が発足し検討が進められることになっておりますが、本町が名実ともに農林業関係の中心地となるよう、今後とも一層の支援を行ってまいります。

国における構造改革や地方分権が推し進められ、少子高齢化が一層進展している状況下で、本町の課題は尽きないところではありますが、今年は新たな取り組みとして、特に若い世代の晩婚化等で結婚の遅れが少子化にもつながっていくことから、結婚対策の検討を進めてまいりたいと考えております。

さらに、地域資源活用の一環でもあります、本町の歴史に特筆される近代産業遺産でもある永野金山の歴史資料調査に取り組み、その活用を検討してまいります。

行財政改革の推進につきましては、行政改革大綱の計画に基づき、健全な財政基盤の確立、効率的な組織・機構の再編、職員の育成、町民参加と協働のまちづくりに取り組んでおりますが、依然として厳しい財政状況にありますことから、自主財源の確保とあわせて、実施計画に沿った改革を引き続き進めてまいります。

さらに本年度は、平成２２年度からの本庁方式移行に伴う組織機構の具体化や公共施設使用料の見直しを進めるとともに、指定管理者制度を引き続き活用し、施設によっては譲渡、廃止等を含め経費節減の方策を具体的に検討してまいります。

また、町単独運営補助金については、交付団体の適格性を重視し、団体によっては補助期間の

終期を設定するなど、自助自立の促進に取り組んでまいります。

それでは次に、本年度の主な事業について御説明を申し上げます。

第1に「豊かな地域資源を核とした活力あふれる産業のまち」であります。

農業・農村の現状は、この10年間で農業従事者が約2割減少し、高齢化率も約7割に達していることなどから農業労働力が低下してきており、耕作放棄地も増加しつつあります。また、後継者の不足といったことに加え、農業生産面においても原油の高騰や飼料穀物の高騰などによる農業生産コストの増大が、農業経営に大きく影響しております。

このような状況で、農業・農村環境の維持保全については、引き続き中山間地域等直接支払事業などで、農地や農業施設等の良好な維持管理を推進するとともに、各集落協定における目標達成に向けた取り組みを支援してまいります。あわせて、農地の荒廃化の進行を防ぐため、非農家等への農地あっせんや農業への理解を深めていく取り組みに努めてまいります。

水田農業対策については、米の需給調整が図られる中で、国の平成20年度の計画では、前年度に比較して米の作付計画面積は減少となりましたが、本町においては生産目標数量8,661トンで0.6割の増となったところであります。

次に、各作物の振興については、昨年3月に策定した「さつま町農林業いきいきプラン」に基づき振興を図ります。施設園芸部門では、イチゴ・トマトの経営安定に向けた収量・品質確保対策を進めます。

中でも、イチゴの炭疽病対策については、昨年に引き続き関係機関団体との連携を図りながら、炭疽病の撲滅対策を講じてまいります。新ゴボウ・サトイモ・カボチャの重点拡大品目については、産地づくり交付金を活用しながら水田への定着化と団地化による面積拡大を推進し、販売面については、さつま農協と連携しながらトップセールスにも取り組んでまいります。

また果樹部門では、南高梅の面積拡大と品質向上による産地づくりを推進し、施設果樹のハウスマンゴー・ハウスキンカンについても安定生産と品質向上対策に努めます。工芸作物のたばこは、面積の確保と品質向上対策。お茶につきましては、安定生産と面積拡大を推進します。また、地域の農産物を活用した特産品開発については、本年度は引き続き「梅」を活用した特産品づくりに取り組みます。

次に、畜産振興についてであります。肉用牛振興については、今後の畜産の核となる経営体の創出・育成を目的として、畜産基盤再編総合整備事業に取り組み、飼料生産基盤の開発整備や農業用施設整備等を図ってまいります。また、優良雌牛の保留導入に対する町単独補助制度をさらに継続しながら、経営の維持・拡大と「さつま牛」のブランド振興を目指してまいります。

養鶏振興については、家畜防疫の徹底について啓発を進めてまいります。また、養豚・酪農振興については、種豚改良、乳質・乳量の向上の促進等による経営の安定を支援してまいります。

担い手育成については、担い手育成の必要性をさらに啓発しながら、認定農業者への個別支援と集落営農組織の設立に向けた話し合い活動を活発化させていけるように支援してまいります。

農業基盤の整備であります。農村の快適な生活空間と営農条件の改善を図るため、薩摩地区と新たに柏原地区で、県営中山間地域総合整備事業により生産基盤の整備を図ってまいります。また、宮之城地区は平成21年度からの実施に向けた計画書を策定します。

ため池の整備につきましては、種子田地区と湯田地区で行うことにしており、農道の整備につきましても、改良舗装を船木地区など3地区で行うことにしております。また、昨年から取り組んでおります農地・水・環境保全向上対策事業を町内9地区で取り組み、農地・農業用水等資源の保全を図ってまいります。

林業関係であります。林業を取り巻く情勢は、国産材の輸出や合板用材における国産材供給

量の増加など明るい兆しが見え始めてはおりますが、林業従事者の高齢化に加え、木材の価格の低迷等により、依然として厳しい状況にあります。

そのため、本年度も国及び県の施策に基づき、民有林の積極的な整備や林道整備並びに有害鳥獣の捕獲などを講じて、有益な資産である森林資源の保全に努めてまいります。

また、本年7月に「北薩森林組合」が誕生いたしますが、組合の基盤強化が図られることで、望まれている木材の安定供給体制が整い、本地域の林業振興が一層図られることを期待するところであります。

特用林産物につきましては、早掘りタケノコの生産振興をはじめ、伐竹材の有効活用、ちくりんオーナー制度など、竹林資源を生かした産業おこしに取り組んでまいります。

次に、商工業であります、「みんなでできることを取り組んでいこう」と、各通り会や商工会と一体になり、消費者に足を運んでもらえる魅力ある商店街づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

特に、商店街の活性化を図るため、昨年、県下で初めて取り組まれた「100円商店街」や各種イベントなどの開催が定期的実施されていくよう支援してまいります。

また新たに、商工業振興策の起爆剤として、商工会・加盟店・町が一体となって「プレミアム付商品券発行事業」を実施し、商工業の活性化と消費拡大を図るとともに、商店街ににぎわいを取り戻す機運づくりにしたいと考えております。

定住促進対策については、まちづくりの重点課題としてとらえ、若年者の働く場の創出・確保に取り組んでいるところであります。

平成19年度は、日本特殊陶業株式会社宮之城工場の増設及び株式会社日特製作所さつま工場が新設されるなど成果が現れており、これを含めた町内の主な企業全体では新卒46人、中途採用58人の計104人となっています。

また、今春の採用予定は全体で63人となっています。企業誘致は、いち早い情報の入手や企業、関係機関との密接な連携が大切であり、企業訪問等を行い情報収集や発信に努め、誘致に向けた取り組みを進めてまいります。さらに、「さつま町ものづくり企業振興会」の活動を通して情報交換を行うなど、企業の設備拡充等にも積極的に支援してまいります。

次に、定住環境整備の一つとして進めている宅地の供給であります。町のホームページや広報紙への掲載、郷土会、不動産業者等への情報提供を行い、積極的に取り組んでまいります。

第2に「思いやりと温かさが育む地域福祉創造のまち」であります。

保健・医療については、町民の方々の健康への関心が高まり、公民館や公民会単位、あるいは地域における各種健康づくりへの取り組みの輪が広がりつつあることから、平成18年3月に策定した「健康さつま21」の指針に基づき、町民の皆様が健やかに、そして心豊かに暮らせるよう各種がん検診の実施、さらには平成20年度から始まる生活習慣病に着目した「特定健康診査・特定保健指導」への取り組みのほか、健康相談、訪問指導、その他健康に対する取り組みを推進してまいります。

このため、地域の健康づくりリーダーとなる健康づくり推進員、食生活改善推進員などの育成にも努め、保健師や職員の専門性を高め指導体制の充実に努めてまいります。

次に、高齢者福祉についてであります。

本町は、町民の2.8人に1人が65歳以上という超高齢社会をなしており、高齢化率は34.6%を推移しながら緩やかに上昇しています。あわせて、後期高齢者が増加するため、認知症やひとり暮らしなど、支援・介護を必要とする高齢者の増加も見込まれています。

一方で、少子化の進行と地域社会の環境や連帯意識が変化する中であって、高齢者福祉のあ

り方が改めて課題となっています。

本年度は、平成21年度から平成23年度を期間とする第4期の老人保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定することにしておりますが、変革する社会に相応した計画を策定し、超高齢社会を健康で生きがいを持ち安心して暮らせる健やかな長寿社会の創造を目指す計画とする所存であります。

特に、生活共同体である地域福祉の推進は重要であり、高齢者等くらし安心ネットワーク事業を町社協及び地区社協と一緒に取り組みながら、地域で支え合うまちづくりを推進いたします。あわせて、災害時要援護者対策の整備を促進し、安心・安全の確保を図ってまいります。また、認知症、ひとり暮らし、要介護者、虐待、権利擁護、悪質商法などの対策も、ネットワークの存在が予防と支援につながるため、地域包括支援センターを拠点とし、それぞれのケースに対応でき得る見守り・声かけ体制の整備と連携を進めてまいります。

「ねんりんピック」の愛称で親しまれている「全国健康福祉祭」は、本年10月25日から27日にラグビーフットボール交流大会を開催します。現時点では大会史上、最大規模の大会となる予定であり、おもてなしを基本とし万全の体制で臨みたいと思います。

介護保険事業については、基本理念である「自立支援」を図るため、介護予防を重視しながら、単に行政需要の増大に伴うサービスの拡充という視点ではなく、真に必要な自立への支援を念頭に事業を推進してまいりたいと考えております。

児童福祉であります、町の未来を作る子どもたちが、人生の中で大きな夢を描き続けられる社会や、親が子どもを産み育てることが喜びとなるような社会の構築が、未来に向けた重要な課題であります。このような社会の構築を目指して、子育て支援のための取り組みを進めてまいります。

具体的には、子育てに対する悩みや精神的負担など、多様化する保育ニーズに対応するため、地域子育て支援センター事業や特別保育事業を実施するとともに、子育て世帯の経済的支援として、すこやか支援手当の継続や保育料の3割軽減措置を堅持してまいります。

また、近年増加傾向にある児童虐待問題等に対応するため、新たに「要保護児童対策地域協議会」を設置し、虐待を受けた児童を一時保護する子育て支援短期利用事業を実施しながら、関係機関との連携を強め、さらなる啓発、予防、そして迅速適切な対応を図り、子どもたちが健やかに成長し、親も安心して子育てできるような環境づくりに努めてまいります。

次に、障害者福祉であります、障害者の自立と社会参加を推進するため、障害者福祉サービスを提供するとともに、平成18年度策定した「さつま町障害福祉計画」が、平成20年度に最終年度となることから必要な見直しを行うことといたしております。

また、障害者が適切なサービスを受けられるよう制度の周知と相談窓口の充実に努め、関係機関・団体と連携し、障害者の能力に応じた自立支援を積極的に推進し、社会参加の促進を図ってまいります。

人権同和対策であります、人権問題を全町民的な課題としてとらえ、人権教育推進計画等を基本に町民が同和問題をはじめ、障害者・女性・子ども・外国人等の人権についてより一層の理解を深め、偏見や差別をなくし、正しい知識のもと明るい社会実現のため活動を推進してまいります。

第3に「教育と文化の薫る生涯学習推進のまち」であります。

生涯学習を通して、生きがいを感じ、学んだことを生かせる環境づくりや町民一人一人が明るく心身ともに健康で心豊かな人生を送れるよう、人材の育成を図りながら、人々が潤う生涯学習の推進に取り組んでまいります。

青少年の健全育成施策については、社会情勢の変化や地域の連帯感の希薄化など、様々な課題が浮き彫りになる中、学校・家庭・地域・企業等が連携し、社会全体で青少年を育てることが重要となります。

こうしたことから、地域ぐるみで青少年育成の環境づくりに取り組むとともに、ふるさとの自然に触れ合い、異年齢間の交流や各種の活動を通じて体験を生かすなど、次世代を担う個性豊かでたくましい青少年の育成に努めてまいります。

また、子育て環境の向上を図るため、親の学級講座を開設し「さつまの日」運動を推進しながら家庭教育の充実に努めてまいります。

次に、高齢化が進展する中、高齢者の豊かな経験や生きることの知恵を若い人々に継承し、自らの体験活動と交流を深め、生きがいを助長するなど、組織の育成と強化に努めてまいります。

また、地域コミュニティ意識の高揚を図るため、公民館等が自治意識をもって、組織活動を推進する中、住民自らの力で地域に根差した活力ある活動が展開できるよう支援してまいります。

学校施設整備については、施設・設備の老朽化が進みつつある中、計画的な教育環境の充実に努めてまいります。

小規模校入学特別認可制度については、保護者・地域住民の期待に応え、また、学校・地域の活性化を図られるよう引き続き制度の運用に努めてまいります。

学校適正化に向けた検討につきましては、少子化による児童生徒の減少傾向は今後も続くことから、「学校適正規模等検討委員会」の審議を踏まえ、将来に向けた学校のあり方について検討を進めてまいります。

学校教育においては、地域に根差した特色ある学校づくりを進めながら、「確かな学力」の充実に努めるとともに、心の教育や豊かな人間性、健康、体力などの「生きる力」を備えた児童生徒の育成に努めます。

「確かな学力」の育成については、校内研修の充実や町教育研究会、町小中高連携研究会等の活性化に取り組み、教師の指導力の向上を図る研究授業など、学力を向上するための創意工夫に満ちた取り組みを進めてまいります。また、本町の課題である少人数・複式指導についても、研修会を実施し指導法の工夫改善を図ってまいります。

また、道徳教育の充実、中学校におけるキャリア教育の推進、体験活動や読書活動の推進、食に関する指導の充実、教育相談員配置事業の実施や新規の特別支援教育支援員配置事業等を通して、「知・徳・体」のバランスのとれた心身ともに健全な児童生徒の育成に努めてまいります。

さらに、「一校一自慢」など各学校の特色ある教育活動を積極的に推進するとともに、余裕教室等の開放による地域住民との触れ合い活動の展開等に努めてまいります。

文化の振興については、これまでに培われてきた地域文化継承の推進、青少年への芸術に触れる機会づくりの提供、町民自らが作り上げる文化活動の推進を図ってまいります。

郷土の歴史や文化財の保存活用については、指定文化財などの保存に努め、歴史民俗資料館の有効活用を図ってまいります。また、新たに永野金山地区の歴史資料調査の取り組みを進めてまいります。

埋蔵文化財発掘調査では、川内川河川激特事業に伴う虎居城跡などの発掘調査を、県教育委員会と共同で進めることにいたしております。

次に、スポーツの振興ですが、スポーツを通じた健康づくりを目的に、スポーツ教室の開催やニュースポーツの普及、高齢者の転倒予防教室、幼児から小学校低学年を対象にした水泳教室等を実施してまいります。また、子どもから高齢者まで様々なスポーツを愛好する人々が、

それぞれの興味や目的に応じて参加できるスポーツの充実を推進してまいります。

第4に「自然と調和した便利で快適なまち」であります。

道路は、社会・経済活動を支える基幹的な社会資本であり、地域連携や地域振興のために必要不可欠であることから、町民の道路整備の要請に応え、計画的に道路整備を推進してまいります。

なお、鶴田ダム再開発事業に伴う工事用道路の整備につきましては、本年度から2カ年計画で町道上下大迫線から鶴田ダムまでの改良工事を、国において実施していただく計画であります。

国・県道の整備につきましては、各道路整備促進期成会の活動や関係機関との連携を図りながら、引き続き国・県に対し積極的に要望してまいります。

特に、地域高規格道路、いわゆる北薩横断道路の薩摩道路及び泊野道路、並びに国道267号求名地区につきましては、整備促進と早期完成に向けて強く要望活動を展開してまいります。

住環境対策につきましては、快適で安心して暮らせるよう町営住宅の改善やがけ地近接等危険住宅移転事業に取り組んでまいります。

河川災害復興対策につきましては、議会をはじめ住民の皆様の御協力により、河川激特事業計画の地域の御理解をいただき、一部では着工され復興に大きな弾みがついたところであります。

河川激特事業は、用地交渉が本年度には本格化することから、町としましては、河川事務所より虎居地区の用地交渉事務を受託し、用地の協力及び移転をしていただく方々への用地交渉を行ってまいります。また、激特事業に対する地元及び国、県との調整に精力的に取り組んでまいります。

なお、虎居地区の「まちづくり」については、まちづくり基本調査結果をもとに地域住民の御意見を伺い合意形成に努めてまいります。

情報通信施設の整備については、公民会無線施設の設備助成拡充をはじめ、テレビ難視聴地域の地上デジタル化への対応を図ってまいります。

次に、消防の関係であります。

地域の安全・安心を確保する使命を達成するため、火災予防対策の推進をはじめ、救急業務高度化の推進、消防職員、消防団員の資質の向上、並びに消防施設の整備に努めてまいります。

また、常備消防の広域再編については、県の再編計画に基づき議会はもとより町民の御理解が得られるよう、関係市町村との協議・検討を進めてまいります。

防災については、豪雨災害を教訓とする「災害時要援護者避難支援プラン」の作成、まちごとまるごとハザードマップの作成、防災研修・防災訓練を行い、町民の安全・安心に関する施策の充実に努めます。

水道については、住民の福祉と日常生活に必要不可欠な生活基盤施設として、財政基盤の強化や安定した維持管理体制の整備を図り、将来にわたって「安全・安心でおいしい水」の安定的な供給に努めてまいります。

今後の水道経営においては、少子高齢化の進行や節水意識の高揚などから水需要量の鈍化、減少傾向で料金収入の増加が期待できない中、経営環境は大変厳しいものがありますが、施設の更新、水質管理の向上、災害対策の強化など、効率的な事業経営等の課題に対応していくことが求められております。

一昨年の豪雨災害を踏まえ、災害時に強い水道施設の整備が必要であり、緊急時の生活用水確保のため、給水拠点となる大型配水池や緊急時連絡管の整備などを行い、安定的な給水に向けた新たな対策も必要であると考えております。

また、未普及地域並びに未普及家庭への普及促進は、町民が等しく水道の恩恵を受け、健康で文化的な生活を営むうえで最低限の社会基盤であることから、住民の意向や水道財政を考慮し

ながら、今後も計画的に推進してまいります。

第5に「人々の生活視点から創る環境美化のまち」であります。

環境美化については、環境美化条例により、町民の意識を高めるため行政や環境美化推進員並びに町衛自連と一体となり環境パトロールを行うなど、さつま町の美しい自然と快適な生活環境の確保に取り組んでまいります。

可燃ごみ・不燃物・資源ごみの収集実績は、毎年横ばいの状況であります。ごみの分別と出し方に対する町民の意識を高める啓発を行い、ごみの減量化に努めてまいります。

河川対策については、河川汚濁の原因とされている家庭雑排水の浄化対策として、小型合併浄化槽設置の推進を図ります。

し尿並びにごみ処理施設は、供用開始後環境センターで9年、クリーンセンターで11年が経過し、施設設備の維持管理費は毎年増加傾向にあります。日々の整備点検を強化しながら経費の削減に努めてまいります。

湯田最終処分場は15年が経過しており、シート部分まで満杯の状態であります。処分場の能力向上のため、残り部分のシート張りが急務となっております。本年度、残り部分約9,000平方メートルの遮水シート張り等、最終処分場の整備に取り組んでまいります。

第6に「住民と行政が協働するまち」であります。

合併4年目を迎えた今日、過疎、少子、高齢化の急速な進展と人口減少が予測される中で、各方面における課題、懸案は多岐にわたり、我がまちが発展するためには共生協働の視点はもちろん、まちづくりをどう図るべきか、地域の実態に基づく町独自の取り組みが今後の重要な鍵となります。

総合振興計画に基づく具体的な実施計画については、平成19年度の実績に基づき、平成20年度からの3カ年計画を作成し、総合振興計画の実現を目指してまいります。特に、若い世代の晩婚化並びに未婚者対策についての取り組みを進めてまいります。

地域活動支援事業については4年目を迎えております。この地域活動に取り組む公民館やその他の諸団体の活動について、共生協働の趣旨の普及啓発を図り、今後における人口減少、高齢化社会に向けた地域福祉的な視点での活動等を推進するなど、魅力ある地域づくりに向けた取り組みを進めてまいります。

同時に、景観行政については、町民や地域コミュニティと行政が一体となり、住民との合意形成を図りながら、景観計画策定に向けて子孫に誇れる魅力あるふるさとづくりを目指して取り組んでまいります。

地方交通対策については、町内の交通事情の現状を踏まえ、公共交通体系の整備及び公共交通機関の活用について取り組みを進めてまいります。

男女共同参画については、平成19年度定めたプランに基づき趣旨の普及啓発に努め、家庭や地域、職場及び公共の場における女性参画の機会増大、情報の共有、住民と行政との協働を基本として男女共同参画社会の一層の促進を図ってまいります。

広報広聴については、行政からの積極的な情報発信に努めてまいります。また、県北部豪雨災害に係る災害復興記録誌の発刊に向けても取り組みを進めてまいります。

次に、平成20年度予算編成の概要について申し上げます。

平成20年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が依然高水準であることや社会保障関係経費の自然増などにより、構造的に極めて厳しい状況にあることから、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じて、引き続き「基本方針2007」にのっとり、最大限の削減を行う方針が定められ

ました。

このような状況を踏まえ編成いたしました平成20年度さつま町の一般会計予算の総額は、129億2,900万円で、昨年度に比較しまして5.1%、6億9,100万円の減となっております。

予算の性質別内訳は、義務的経費が78億9,568万4,000円で1億4,675万3,000円の減、投資的経費が、15億9,974万円で7億607万4,000円の減、物件費などのその他の経費が、34億3,357万6,000円で1億5,882万7,000円の増となっております。

予算規模が減少した主な理由は、昨年度におきましては平成18年発生 of 災害復旧事業関連経費を含んでいたことや財政の健全化を重視しながら推進している行政改革の成果により、公債費や人件費の削減などが軌道に乗りつつあることなどが上げられます。

平成20年度の予算も、持続可能な財政基盤の確立を図ることを重視しながら、編成した緊縮型の予算となったところであります。

歳入面につきましては、近年、三位一体の改革など地方一般財源の縮減が図られてきておりましたが、地方で地域間格差が生じていることなどから税源偏在性の解消をねらって、地方交付税において「地方再生対策費」の創設など新たな枠組みが設けられたところであり、こうしたことは明るいニュースであると感じております。

一方で、3兆円の税源移譲の効果や平成18年災害の影響による町税の減収、この3月で期限到来となる、いわゆる「道路関係税」の暫定税率の動向などが気になるところでありまして、一般財源の総量把握に当たりましては苦慮したところであります。このため、財政調整基金からの繰入れを5億2,000万円計上いたしました。

歳入の財源割合は、町税や使用料・手数料などの自主財源が36億8,980万4,000円で、全体の28.5%、地方交付税や国・県支出金、町債などの依存財源が92億3,919万6,000円で71.5%となっております。自主財源比率が1.1%好転するものの、この2、3年は財政状況の谷間にあること、財政調整基金の減少に歯止めがかからないことなど、厳しい状況が続いておりますが、引き続き将来に向けて財政の弾力性の確保を図ることに傾注してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

国民の生命と健康を支える医療制度は、年金制度と並ぶ社会保障の基盤であり、これまで世界最高の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきました。しかしながら、急速な少子高齢化、低迷する経済状況、医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境は大きく変化しています。

今、こうした環境変化に対応し、良質で効率的な医療を享受していけるようにするため、「診療報酬体系の見直し」、「医療機関での一部負担金見直し」、「新たな高齢者医療制度の創設」、「高齢者医療制度と介護保険制度との整合性を見直し」などの医療制度改革が急ピッチで進められてきています。

このような中、本年度の予算総額は31億6,516万6,000円で、前年度の当初予算と比較して6,980万円、2.3%の増となりました。この主な要因は、平成20年度から新たにスタートする「特定健康診査・特定保健指導」等の新たな経費の計上及び医療費の伸びによるものとなっております。

新たに始まる「特定健康診査・特定保健指導」は、生活習慣病が国民医療費の半分以上を占めることから、特にメタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群に着目した健康診査を行い、健診結果

に基づいて行われる階層化によってそれぞれ必要な支援を、医師、保健師、管理栄養士等の専門家が特定保健指導等として効果的に行うことで、医療費削減を図っていくことをねらいとしています。

この取り組みは、5カ年の計画を定め計画達成度合いによっては保険者にペナルティ措置も講じられることから、この対策は喫緊の課題でもあります。

本町の医療費をめぐる情勢は、1人当たりの医療費が年々増加傾向にあるなど、県内でも高医療市町村に位置づけられており、平成20年度では国の高医療市町村の指定を受けて、医療費抑制策に取り組むことが決定しています。医療費の増加は、国保財政を圧迫し、保険税に跳ね返ることにもなりますので、今後におきましても、国保財政安定を図るための収納率向上対策はもちろんのこと、高医療市町村からの脱却を目標に、医療費適正化に向けた取り組みを実施してまいります。

次に、高齢者医療制度関係についてであります。

高齢化の進展に伴い、急速に増大する高齢者医療費への対応が急務となっていることから、75歳以上が加入する「後期高齢者医療制度」が平成20年度から始まります。この制度は、県内全市町村が参加する「鹿児島県後期高齢者医療広域連合」が運営を行い、財政運営の責任の明確化を図り、高齢者の保険料と現役世代の負担の明確化、公平化をねらいとしています。

保険料算定や資格管理業務等は、県広域連合が行いますが、届け出等の受付事務、保険料の徴収業務、保健事業等は、市町村業務として残ることから、広域連合との事務分担を明確にするため「さつま町後期高齢者医療に関する条例」を制定するとともに、「後期高齢者医療事業特別会計」を設置することにいたしております。なお、従来の「老人保健医療特別会計」についても精算事務のため継続することとなります。

本年度の「後期高齢者医療事業特別会計」の予算総額は3億4,217万3,000円となっており、主には保険料の受け払い、県広域連合への負担金等であります。

また、「老人保健医療特別会計」の予算総額は4億5,097万6,000円となっており、平成20年3月までの1カ月分の医療費にかかる精算分が主であります。

これまで、新たな制度の創設のこと、加入者に1割の保険料負担が生じること等から、広報紙やパンフレットによる広報活動にも努めてきましたが、いよいよ4月からは本番となりますので、事務体制に万全を期するとともに、医療費の抑制のため、県広域連合と連携して医療費適正化対策事業等や保健事業等にも取り組んでまいります。

次に、介護保険事業特別会計予算についてであります。

本年度の予算総額は25億4,531万7,000円で、前年度対比2,878万円、1.1^{パーセント}の増となっております。

なお、本年度から基本健診が各医療保険者の特定健診に移行することに伴い、生活機能評価と検査を地域支援事業で実施するため、特定高齢者把握事業費が1,113万3,000円の増となっております。

事業の実施に当たりましては、介護・予防サービスの適正な給付による持続可能な特別会計の運営に努めてまいります。

次に、介護サービス事業特別会計予算についてであります。

本年度の予算総額は1,963万円で、前年度対比2万5,000円、0.1^{パーセント}の増となっております。事業に係る財源の87.4^{パーセント}は介護予防支援費報酬により賄うものであります。事業の実施に当たりましては、要支援者に対する新予防給付ケアマネジメント体制整備と適切な実施を進め、介護予防の定着と生活機能低下の防止と改善を図ってまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計予算であります。

本年度の予算総額は4,500万1,000円で前年度の当初予算と比較して1,290万7,000円、22.3分の減となっております。これは、下水道債及び過疎対策事業債の償還金の減額が主な要因であり、予算額の大半は公債費の償還金であります。加入につきましても、高齢者世帯が多く加入促進が思うようにいきませんが、今後も推進に努めてまいります。

次に、水道事業会計予算であります。

本年度の予算総額は、収益勘定で収入総額1億5,644万8,000円、支出総額で1億3,909万3,000円と定めております。資本勘定においては、収入総額1億7,873万1,000円、支出総額2億5,926万2,000円と定め、不足する額8,053万1,000円については、当年度分損益勘定留保資金などで補てんすることとしております。

本年度の業務予定量については、給水戸数4,575戸、年間総給水量110万7,000立方メートルを予定しております。

次に、簡易水道事業会計予算についてであります。

本年度の予算総額は、収益勘定で収入総額2億6,715万6,000円、支出総額で2億5,464万6,000円と定めております。資本勘定においては、収入総額1億6,397万8,000円、支出総額3億109万円と定め、不足する額1億711万2,000円については、当年度分損益勘定留保資金などで補てんすることとしております。

本年度の業務予定量については、給水戸数5,601戸、年間総給水量126万4,000立方メートルを予定しております。今後におきましても、経営の効率化と良質な水の安定的な供給に努めてまいります。

以上、平成20年度の町政運営について、私の施政の概要並びに各会計の概要を述べましたが、さらなる行財政改革を強力に推進し、将来のさつま町の安定した運営と住民サービスの向上を図るとともに、本格着工予定の豪雨災害激特事業の円滑な推進など、活力あるまちづくりを進めるため、議員各位をはじめ、町民皆様の一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ結びといたします。

それでは、予算案以外の議案について提案の説明を申し上げます。

まず、「議案第8号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」であります。

これにつきましては、地方公務員法の一部改正により職員が自己啓発等による休業をする場合について定めようとするものであります。

次に、「議案第9号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」であります。

これにつきましては、現在の厳しい雇用並びに経済情勢、また、本町の厳しい財政状況等を考慮し、町長、副町長及び教育長の給料月額を昨年に引き続き一定期間減額しようとするものであります。

次に、「議案第10号 さつま町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」であります。

これにつきましては、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約の締結ができる契約を定めようとするものであります。

次に、「議案第11号 さつま町立学校施設の開放に関する条例の制定について」であります。

これにつきましては、学校施設を町民に開放するとともに、学校施設と他の社会体育施設等との使用に関して、公平性を図るため本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第12号 さつま町交流館条例の制定について」であります。

これにつきましては、町の条例公民館のうち、求名公民館、永野公民館及び中津川公民館を廃止し、その機能を交流館として活用しようとするものであります。

次に、「議案第１３号 さつま町後期高齢者医療に関する条例の制定について」であります。

これにつきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、本条例を定めようとするものであります。

次に、「議案第１４号 さつま町千年の森条例の制定について」であります。

これにつきましては、永久に伐採しない地区を指定し、それを保護し、町の貴重な財産を後世まで引き継いでいくため、千年の森として区域を指定しようとするものであります。

次に、「議案第１５号 さつま町青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について」であります。

これについては、青少年育成町民会議と新たに設置しようとする要保護児童対策地域協議会が、青少年問題協議会の役割を補完するものであり、同種の協議会を整理するため、今回、当条例を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第１６号 さつま町行政手続条例及びさつま町立学校条例の一部改正について」であります。

これについては、学校教育法の一部改正に伴い、関係条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第１７号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」であります。

これについては、地区行政推進委員の報酬の上限額を改定するとともに、さつま地域の３条例公民館及び青少年問題協議会を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第１８号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。

これについては、国家公務員の給与改定に伴い、本町職員の給与等を改定しようとするものであります。

なお、実施時期については、人事院勧告は平成１９年４月１日からの適用でありましたが、本町の厳しい財政状況等にかんがみ、本年４月１日から適用しようとするものであります。

次に、「議案第１９号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

これについては、納税者の利便性を図るため、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の納期を統一しようとするものであります。

次に、「議案第２０号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」であります。

これについては、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の施行及び老人保健法の一部改正に伴い、本条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第２１号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」であります。

これについては、学校教育法並びに老人保健法の一部改正に伴い、本条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第２２号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」であります。

これについては、健康保険法等の一部改正に伴い本条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第２３号 さつま町介護保険条例等の一部改正について」であります。

これについては、普通徴収に係る納期の変更と介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、本条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第２４号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」であります。

これについては、新たな日本標準産業分類を定める総務省告示が定められたことに伴い、本条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第２５号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

これについては、町営住宅等の入居者資格及び住宅の明け渡しの請求ができる規定を新たに定め、厳正化を図ろうとするものであります。

次に、「議案第２６号 さつま町企業職員の給与に関する種類及び基準に関する条例の一部改正について」であります。

これについては、雇用保険法等の一部改正に伴い、本条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第２７号 さつま町消防団員の定員，任免，給与，服務に関する条例の一部改正について」であります。

これについては、さつま町消防団薩摩方面隊の分団再編等に伴う団員の定数削減及び団員確保対策として新たな制度を導入しようとするものであります。

次に、「議案第２８号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」であります。

これについては、薩摩農産物加工センターの指定管理者を指定しようとするため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案３０件について提案理由を申し上げましたが、内容につきましては、所管の課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開は、おおむね１０時５５分とします。

休憩 午前１０時４１分

再開 午前１０時５５分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。総務課長。

○総務課長（湯下 吉郎君）

それでは、議案第８号について説明をいたします。「さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

続きまして、「議案第９号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

各課長に申し上げますが、本会議で説明をしなければならない主なこと、包括的なことを説明してください。そして、委員会では、具体的な説明をしていただいて結構だと思いますが、かなり時間がかかるとお思いますので、有効に時間を活用していただきたいと思いますところですので。

○財政課長（二階堂清一君）

「議案第 10 号 さつま町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○教委総務課長（山口 正展君）

議案第 11 号でございます。「さつま町立学校施設の開放に関する条例の制定について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○教委社会教育課長（豎山 修啓君）

議案第 12 号でございます。「さつま町交流館条例の制定について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（楠木園建雄君）

議案集の 13 ページでございます。「議案第 13 号 さつま町後期高齢者医療に関する条例の制定について」その内容を説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○耕地林業課長（山口 良一君）

「議案第 14 号 さつま町千年の森条例の制定について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○福祉課長（日高 昭治君）

それでは、議案第 15 号について御説明に申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○教委総務課長（山口 正展君）

議案第 16 号につきまして説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○行政管理室長（萩原 康正君）

「議案第 17 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

「議案第 18 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○税務課長（下市 真義君）

それでは、次に、「議案第 19 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」御説明を申し上げたいと思います。

〔以下議案説明により省略〕

○町民課長（愛甲 洋文君）

議案第 20 号について説明をさせていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○福祉課長（日高 昭治君）

「議案第 21 号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（楠木園建雄君）

議案集の２２ページをお開きください。「議案第２２号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」その内容を説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

「議案第２３号 さつま町介護保険条例等の一部改正について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○定住促進室長（北原 美義君）

「議案第２４号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○建設課長（脇黒丸 猛君）

「議案第２５号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（岩切 秀久君）

議案第２６号について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○消防長（田上 泉君）

「議案第２７号 さつま町消防団員の定員，任免，給与，服務に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○農政課長（赤崎敬一郎君）

議案第２８号について説明させていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（二階堂清一君）

「議案第２９号 平成２０年度さつま町一般会計予算について」内容説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩をします。再開はおおむね１時５分とします。

休憩 午前１１時５５分

再開 午後 １時０５分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。健康増進課長。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

「議案第３０号 平成２０年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（楠木園建雄君）

続きまして「議案第３１号 平成２０年度さつま町老人保健医療特別会計予算」について説明します。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（楠木園建雄君）

続きまして「議案第３２号 平成２０年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」について説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

続きまして「議案第３３号 平成２０年度さつま町介護保険事業特別会計予算」について説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

引き続きまして「議案第３４号 平成２０年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」について説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○環境課長（日當瀬修二君）

「議案第３５号 平成２０年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」について内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（岩切 秀久君）

それでは「議案第３６号 平成２０年度さつま町水道事業会計予算」につきまして説明をさせていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（岩切 秀久君）

次に、議案第３７号でございます。「平成２０年度さつま町簡易水道事業会計予算」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっています各議案に対する審議は、３月１４日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第３５ 「議案第３８号 町道路線の認定及び廃止
について」

○議長（濱田 等議員）

日程第３５「議案第３８号 町道路線の認定及び廃止について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

次に、「議案第３８号 町道路線の認定及び廃止について」であります。

これについては、道路改良事業及び道路台帳の整備に伴い、道路法第８条第１項及び第１０条第１項の規定により路線の廃止及び認定をしようとするため、同法第８条第２項及び第１０条第３項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、建設課長に説明をさせますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○建設課長（脇黒丸 猛君）

それでは、「議案第38号 町道路線の認定及び廃止について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

認定廃止に関連してお伺いしますが、今までの説明で町道の維持補修については非常に要望が多いということで、こうして新しく認定され廃止されるんですけども、ことしの当初予算の計画を見ますと、1億4,921万1,000円、すべてですね、道路維持に関連して。前年は1億5,000幾らだったと思うんですけども、何百万円かですね。

これで、その町民の方から維持補修に関連していろいろ要望がある中で何割ぐらい。去年は各公民館に相談をされて必要な道路というんですか、ここだけはどうしてもという各区に1カ所か2カ所か要望をとるというようなこともされたんですけども。

今年度については、こうしていろいろ新規に出てきますと、維持補修がまた多くなってくるわけです。その辺の基本的な考えをどのようにお考えなのか、お伺いしておきたいと思います。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

道路の町道の維持管理の関係についてでございますが、昨年度から各公民館、宮之城地区にございましては、2路線ずつ。維持補修の事業費も財政的には厳しい状況ということで減になっているところでございまして、そのような形でとらせていただいております。

今後につきましても、厳しい状況でございますので、そのような形でしていきたいということで考えておりますが、あと作業班の体制につきましても、今後人事交流を図りながら、5班体制で効果の上がるような、そういう体制づくりをしていきたいということで考えているところでございます。

それとあと、里親制度とか、地元の方々にも御協力をいただきながら、整備につきましても維持管理につきましてはしていきたいということで、また、4月にあります公民会長会の中でも説明をしていきたいということで、とにかく地元の方々に御協力を願わなければいけないということで、それを強く要望して、行政のほうからも地元のほうに要望してまいりたいということで考えているところでございます。

○麥田 博稔議員

町道のほうの維持管理については、毎年毎年こうして新規ができて、何年か経つと維持補修が非常にかかってくると。それで、先ほど言われましたように、各区、昨年19年度も2路線ぐらいというか、ある程度の話し合いをして、ここはどうしてもというところがあったんですけども。

実際自分たちが通ってみますと、今高齢者が電動カー何かで動いておられますと、ちょっとした穴というか、そういうのがあると危険を避けるためにパッと横に出られるんです。それで車

で通っていると、もうヒヤリ、ハッとすることが非常に多いわけです。

ですから、その辺のことも考慮しながら、財政は厳しい。財政課長もいらっしゃいますけれども、やはり新設道路も大事ですけども、今までの旧道の穴の修理とか、維持補修については非常に綿密な計画というか、それと先ほどあったように各公民会長と連絡を密にとりながら、やっぱりどうしてもせんないかん。

それから、政策的にどうしてもここだけはやっておかないとイベントがあるとか何とかということも出てくると思うんですけど、その辺、十分配慮しながらやっていただくように要望しておきたいというふうに思います。

○議長（濱田 等議員）

ありませんか。木下賢治議員。

○木下 賢治議員

認定道路についてお尋ねしますけれども、従来、農道であったものが町道して認定される箇所もあるかと思いますが、その中で現状と地図とを照らし合わせたときに、延長がちょっと途中までになっているような気がするわけですが、その理由と。

従来、農道であった場合、農作業等の管理で車道の駐車なんかについて、ある程度農道優先というようなことで地権者利用の優先度があったわけですけども、町道になれば、そこ辺がある程度変わってくるかと思いますが、そこ辺の利用の仕方について受益者に対する説明、あるいは道路のそういう維持補修についての考え方の説明についてのそれを、どのような形で住民に説明されるものか聞きたいと思います。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

町道路線の認定の関係でございますが、認定基準の中にもいろいろ定められておりまして、集落と集落を結ぶ道路とか、当然基本的には幅員が3メートル以上でなければいけないということがございます。

それと、あと交通量とか、集落と町の中心市街地とを結ぶ道路とか、それから集落内を連絡する主な道路というのがございますが、ただいま議員のほうから申されました突っ込み路線的な道路というのは、ちょっと私も現場を判らないんですが、基準にのっとって認定につきましてはしているところでございます。

それから、あと農道の地元への説明の関係ですが、町道に認定されますと当然公示をします。それで、現在までは公示でもってしているところでございまして、説明会とかそういうのは行っていないところでございますが、大きな路線等につきましては、農道の事業で整備しまして町道に認定するという路線につきましては、また今後地元のほうにも公民会長を通じて説明等もしてまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。お諮りします。「議案第38号 町道路線の認定及び廃

止について」は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第38号 町道路線の認定及び廃止について」は可決されました。

△日程第36 「議案第39号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」

○議長（濱田 等議員）

日程第36「議案第39号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第39号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」についてであります。今回の補正は、道路・橋梁・河川災害復旧事業の繰越明許費を補正しようとするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○財政課長（二階堂清一君）

「議案第39号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」について説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。中尾議員。

○中尾 正男議員

この工事につきましては、工期等から地元では大体3月いっぱいを通れるようになるんじゃないかというような説明もしておいたものですから、繰越明許をされた場合、工期がいつぐらいまで延びて、いつごろから通行が可能になるのか、そのところを確認しておきたいと思います。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

平江線の災害の関係でございますが、これにつきましては、19-1工区のほう、白川田工務店と、それから19-2工区、益山建設の分でございます。それで白川田工務店の工事につきましては、18-1工区、2工区、2月20日にしてもらったんですが、そこ白川田工務店との法切りににつきましては、もう大体終わる予定でございます。

ただ、19-2工区の益山建設の分が、道路のほうの舗装と側溝敷設をする関係で、それで大体5月ぐらいまでかかるということでございまして、現在のところは6月30日までの期間を契

約しているところでございます。

○中尾 正男議員

私たちも確認をせずに当初で予算が出たときにそういう説明もしておったものですから、やはり地元にそこあたりの説明も必要だと思うんです。ぜひ何らかの形でそういうことを地元に周知して知らせていただくように要望、要請をしておきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。お諮りします。「議案第39号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第39号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」は原案のとおり可決されました。

△日程第37 「報告第1号 平成20年度さつま町土地 開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第37「報告第1号 平成20年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」、内容の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「報告第1号 平成20年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」につきまして、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定に基づき提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、それぞれ別冊のとおり提出するものであります。

内容につきましては、定住促進室長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○定住促進室長（北原 美義君）

「報告第1号 平成20年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」でございます。内容について説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの報告第1号に対する質疑は、3月27日の本会議で行いますので、当日まで中止しておきます。

しばらく休憩します。再開はおおむね2時10分とします。

執行部の皆さん、退席をしてください。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時11分

△日程第38 「報告第2号 監査結果の報告について」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第38号「報告第2号 監査結果の報告について」を議題とします。

平成19年第6回さつま町議会定例会において、監査請求に関する決議をしました「株式会社ヘルシーランドつるだ及び株式会社パーク観音滝に対する出資金及び補助金に係る出納その他の事務執行」の件についての監査結果を、監査委員に報告を求めます。監査委員。

〔代表監査委員 下大迫次男君登壇〕

○代表監査委員（下大迫次男君）

平成19年10月9日のさつま町議会において、地方自治法第98条第2項の規定に基づき、監査請求の決議を受けて監査を行いましたので、監査の結果を御報告いたします。

監査請求のありました株式会社ヘルシーランドつるだ及び株式会社パーク観音滝に係る出納その他の事務の執行について監査を行うに当たりましては、両株式会社とも既に解散し、清算が終了しているため、町執行部から出納その他の事務の執行に係る資料の提出を受け、また、町執行部への聴取も行い、必要な資料の提出を受けながら監査を行うという手法をとりました。

まず監査では、事実関係の確認作業を行い、これに基づき監査意見を付して報告いたしましたわけですが、その概要について御説明いたします。

まず、株式会社ヘルシーランドつるだについて、平成18年度決算第8期における財産の推移、また、清算第1期における清算について事実関係を確認しました。

また、株式会社パーク観音滝について、平成18年度決算第10期における財産の推移、また、清算第1期における清算について事実関係を確認しました。

この作業においては、各種の法令、町の例規及び両株式会社の規則等の定めに従い執行がなされているか、また、一般社会通年に照らし問題がないかという視点で作業を行ったところであります。

まず、2ページでございますが、株式会社ヘルシーランドつるだについてですけれども、決算第8期の売上総利益は607万8,111円に対し、販売費及び一般管理費2,008万8,531円。このため、営業利益は1,401万420円の赤字であります。

町の補助金575万円を含む営業外利益637万402円と、法人税等の控除後の当期純利益は768万5,618円の赤字となっています。

以下、その内容について御説明いたします。

3ページでございますけれども、売上総利益についてでございますが、7月から3カ月間の営業を予定して1,074万8,900円の当初見込みを立てていましたが、見込みを来館客が下回ったことと、レストラン部門の休業が1カ月早まった結果、467万789円の減収となっています。

次に、販売費及び一般管理費の実績合計は、当初見込みを上回り2,008万8,531円の支出となっております。主な勘定科目については、次のとおりでございます。

給与については、給与規程に基づき、社員7人分366万5,700円が支出されています。

イの賞与につきましては、給与規程に基づき一律に5万円ずつ社員7名に支給されています。

エの福利厚生費につきましては、退職金規程に基づき、退職金に充当するため、中小企業退職金共済法に基づく制度へ加入し、1人当たり毎月5,000円ずつの支出をしています。

なお、退職金の支払いは、中小企業退職金共済事業本部から本人へ直接総額で122万9,165円が支給されております。

コの修繕費でございますが、施設に附属する機器と、施設に附属する設備とに分類されて7件の修繕がなされ、このうち施設に附属する機器について修繕費が支出されています。

次に、営業外損益についてであります。5ページ、ウの町補助金についてであります。

町からの運営補助金は、4月から3カ月間の収支について行い、7月以降の残務整理での支出は運営補助金に含めないとして積算がなされ、当初予算計上額575万円の受け入れを行っております。

次に、清算第1期の状況でございます。清算第1期の初日の現金及び預金の合計額が1,274万5,789円でありましたが、清算業務の結果、残余財産が1,262万9,684円となっております。その後の追加分配により、最終的に残余財産は1,268万8,062円となっております。

続きまして、同じく5ページの株式会社パーク観音滝についてであります。

決算第10期の売上総利益は1,319万9,076円に対し、販売費及び一般管理費2,576万5,490円。このため、営業利益は1,256万6,411円の赤字であります。

町の補助金660万円を含む営業外利益807万9,322円と、法人税等の控除後の当期純利益は454万738円の赤字であります。

以下、その内訳について御説明いたします。

売上総利益についてですが、4月から3カ月間の営業を予定して1,410万円の当初見込みを立てていましたが、見込みを下回る来場者数の減少のため、90万924円の減収となっております。

販売費及び一般管理費の実績合計は、当初見込みを下回り2,576万5,490円の支出となっております。主な勘定科目については次のとおりでございます。

アの給与については、賃金規程に基づき、社員4月11人分、5月・6月10人分の合計798万6,217円が支給されています。

イの賞与については、賃金規程に基づき一律に5万円ずつ社員10人に支給され、パート4人には一律2万円が支給されています。

退職金については、退職金規程に基づき、総額228万3,280円が支出されています。内訳は、退職金153万3,280円と退職慰労金75万円であります。

修繕費については、施設に附属する機器について8件の修繕を行っています。

次に、営業外損益についてであります。

町の補助金についてであります。町からの運営補助金の算定は、これも7月から3カ月間として7月以降の残務整理での支出は運営補助金に含めないとして積算がなされ、660万円の受け入れをしております。

次に、8ページの清算第1期の状況でございますが、清算第1期初日の現金及び預金の合計額が2,528万3,222円でありましたが、清算業務の結果、残余財産が2,556万317円となっております。その後の追加分配により、最終的に残余財産は2,561万4,445円となっております。

次に、監査意見及び指摘事項について御説明いたします。

まず、株式会社ヘルシーランドつるだについてです。

9ページ及び表3の修繕料についてです。

施設に附属する機器について、平成18年6月30日でもって指定管理者へ施設を引き継ぐ必要から、集中的に経年劣化の大きなものについて修繕を行っています。

プール、ボイラーなど5カ所の修繕は、施設設置時の業者による作業が最適との判断から、1社見積もりによる随意契約で行われています。

風呂のしみ掃除、清掃については、見積通知を3社へ送付されたが、2社の辞退があったことから、結果として1社での見積もりによる契約となっています。

床カーペットの張りかえにつきましては、1社からの見積もりによる契約でありました。見積もり内容は、公共建築単価に比べ低い単価で積算されておりました。

ただし、この床カーペットの張りかえ修繕につきましては、施工可能な業者が近隣にいることから、複数の業者から見積書を徴した上での業者の決定をすべきであったと思っております。

いずれも指定管理者に引き継ぐため、6月末に集中的に確実に作業を行う必要があったため、修繕がなされており、問題はないものと思います。

次に、9ページの補助金についてであります。

当初予算での補助金の算定根拠は、1、平成17年4月から6月の実績。2、平成17年度売上額の10%減少。3、従業員の年金取得によるパート雇用費用の支出増加として575万円を計上していましたが、レストラン部門の休業が1カ月早まったことなどから、売上実績は716万4,853円となり、当初見込みより358万4,047円不足しております。

一方、一般管理費は1,690万8,231円となったため、差し引き974万3,378円の赤字となっています。このため、町補助金の予算額575万円では赤字補てんに必要な金額ではありませんでしたが、運営補助との補助金の性格から、当初予算金額での運営補助の受け入れとなっております。

健康ふれあいセンターは、町民福祉の向上及び健康づくりや都市農村の交流、観光振興等の施設として設置され、この施設の運営団体である株式会社ヘルシーランドつるだは、町が100%出資して設立されたことから、運営における赤字補てんを町が行ったことに問題はないと思っております。

しかし、閉鎖年度に補助金を支出したにもかかわらず財産が大きく減少したことは、一見して判りにくい状況でございました。資本金をもって清算した方法が、一連の処理内容については法令上においても特に問題はないと判断したところです。

しかし、従来、施設の管理運営に要する費用の不足額や修繕に要する費用につきましては、町が負担して資本金を確保していた経緯からかんがみれば、今回の資本金をもって清算する手法は、議会に対して十分説明すべきであったと思っております。

次に、預かり金でございます。10ページでございます。

ホテル舟の行事に關しての拠点施設であることから、ホテル舟実行委員会では施設内にアルバイトを配置して、乗船予約受付などを行っておりました。このため、預かり金処理の中でホテル舟実行委員会からアルバイト賃金等の費用として24万円を受け入れ、数日後には全額をホテル係分として支出されておりました。ホテル舟への支援としての事業と位置づけ、雑入勘定に受け入れ、その上で支出する手法をとるべきであったと思っております。

次に、10ページの株式会社パーク観音滝についてでございます。

1、退職金についてでございますが、退職金規程に基づき支給されておりますが、職員の退職に

備えた積立金や中小企業退職金共済事業本部への加入がなされていなかったことから、清算年度において一時的に支出になっており、会社運営上の退職金に対する配慮がなかったことによるものと言えます。

なお、退職金規程が平成17年に改正され、支給対象者をパートタイマーを含むこととしたこと。2番目に、支給勤務年数を勤続1年目からとなっております。この改正理由を質しましたところ、改正前の退職金規程では、半数の職員と常雇用の臨時社員が退職金を受給できない規定であったことや、これまで経営改善のための基本給のカットや手当の不支給、勤務シフトへの協力などの経緯があったことから配慮をしたものであるとのことでございます。

改正に当たっては、株式会社ヘルシーランドつるだとの退職金規程の水準に近づける内容でございます。

次に、10ページ及び表8の2の修繕料についてでございます。施設に附属する機器の経年劣化の大きなものについて8カ所の修繕を行っております。3万円以上の修繕においては、短期間では作業を終える必要から、修理に実績のある業者や施設設置時の業者により実施されており、いずれの修繕も特に問題はございませんでした。

次に、11ページ、3、補助金についてでございます。

当初予算での補助金の算定根拠は、1番、平成17年度4月から6月の実績。2番目に、平成17年度売上額の10％減少。従業員への退職一時金として1,245万円を計上していましたが、4月から6月の収支実績に基づき、補助金額は660万円となっております。このため、残務整理の結果476万2,378円の赤字となっております。

観音滝公園は、都市と農村の交流、町民及び観光客の研修及び利便を図る施設として設置され、この施設の運営団体である株式会社パーク観音滝は、町が100％出資して設立されたことから、運営における赤字補てんを町が行ったことは問題はないと思います。

資本金をもって清算した方法が、一連の処理内容については法令上においても特に問題はないと判断したところでございます。

しかし、株式会社ヘルシーランドつるだでも述べましたとおり、従来、施設の管理運営に要する費用の不足額や修繕に要する費用につきましては、町が負担し資本金を確保していた経緯にかんがみれば、今回の資本金をもって清算する手法は、これも議会に対して十分説明すべきであったと思います。

11ページ、共通する勘定科目についてでございます。

1の寄附金であります。会社が保有していた車などを町へ寄附していますが、減価償却台帳に基づき、適正な積算根拠に基づいているものと思います。

次に、2、その他の勘定科目については、適正に執行されているものと思います。

以上のとおり報告を終わります。

〔代表監査委員 下大迫次男君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの報告第2号について、何かお聞きしたいことはありませんか。平田議員。

○平田 昇議員

公の施設として、国からの補助金の交付を受けて設置した施設を人口の交流やレストラン事業等の名を借りて、宴会、カラオケ、飲み放題等の風俗営業の場として活用されてきたことについて、監査委員としてどのような見解をお持ちであるのか、まずこれをお聞きしたいと思うんです。それと、議長、3回しかできんでしょう。だからまとめて数を上げていきます。

事業を営むために資金の借入れ、それに納税義務という重荷を背負う私たち民間業には、町の

財力をバックにして営業する株式会社に太刀打ちできるはずがないと、行政の力で私たち民間業者を苦しめないでください、という町内旅館業者等からの声が幾重も幾重も届いてきていました。

公の施設ですることじゃないじゃないですかと、税金を使って何事ですかと、この民間業者からの切実な声を監査の立場からどう受け取ってこられたでしょうか。

それともう一つ、株式会社の組織として、社長以下、取締役、監査役、社員、そしてその人数が説明されましたが、まず町長がその会社の社長の座についた時期があった社長の立場から、町長である自分に対して会社運営のための補助金交付を要求し受け取る。この双方代理について監査としての見解はございませんか。

さらに、営利会社の役職につく地方公務員は復職を保障されて、一時公務員を退職した形をとることを定めた法律が平成12年に制定されております。公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律ですが、この会社での町職員をもつての人員配置は、この法律に抵触しなかったでしょうか。以上、3点お聞きします。

○代表監査委員（下大迫次男君）

まず、第1点目のヘルシーランドつるだ、あるいはパーク観音滝の施設の件でございますけれども、これ旧町時代の件でございます、それぞれの旧町が町民福祉の向上、あるいは地域の活性化、こういうことについて支出をしたものでございまして、我々がこの監査の中でこれに言及する資格はないと申しますか、そういう権利はないというふうに感じております。

それから、2番目の件でございますけれども、2番目の件につきましては、議会のほうからこの監査請求という形で、具体的に1番目から3番目まで、こういうことにつきまして御質問があったわけでございますけれども、その質問より外れておりますので、今の段階で私は答弁することはできません。（「根幹に関わる、考えることについて考えをお持ちじゃ。はい、議長」と発言する者あり）

○議長（濱田 等議員）

私の許可を得て下さい。（「はい。じゃあ次に行きます」と発言する者あり）平田議員。

○平田 昇議員

2回目の質問ですが、報告の中に施設の修理に触れた部分があります。施設の修繕料は町と修繕箇所を分担しているとか、施設が大きく傷んだ場合は町、施設に附属する機械や器具の傷みの大きなものについては、株式会社が行うとの考えによるものとされているが、この考え方は誰の考えに基づいたものなのか。第一、その考え方をきちっと規定した文書があるのですか。もし、ないのに町の施設を勝手に修繕するということは、議会を無視していることにならないですか。

それと、次、株式会社が町に補助金交付を申請する理由として、資本金を確保しておきたいとして補助金を受け取り赤字を埋めてきたが、会社を閉鎖する年度の決算報告で残余財産が大きく減少したことは一見して判りづらいと報告されております。

監査がなぜ判りづらいままで終わっているのか。町長の責任は問われないのですか。地方自治法第232条の2には、普通地方公共団体は、その公益上に必要がある場合においては寄附または補助をすることができるとなっているのに、監査意見には鶴田町が100％出資して設立した株式会社ヘルシーランドつるだは固定資産を保有せず、金融機関からの借入れの担保もないことから、運営における赤字補てんを町が行った処理には問題はないとある。地方自治法第232条の2に、営利法人には補助ができないとしているのに問題はないとしている。明らかに誤った監査の意見です。

社長に責任はないとの見解のようだが、基本的には行政が人口交流などの文言を盛り込んだ条例をもとに、宴会、カラオケ、飲み放題等の風俗営業を営む株式会社を設立したことに間違いが

あるわけです。基本的な問題です。

きちっと原因を究明して、問題点を厳しく指摘し、取り組み方、考え方を正しい方向に変えさせていく。これが監査制度の意義であると思いますが、どうでしょう。

○代表監査委員（下大迫次男君）

お尋ねの第1点目の修理につきましては、事務局のほうから答弁をさせます。

2点目のこの補助金のやりとりの件でございますが、これにつきましては、私が意見のところで申しましたとおり、この会社法上については、何ら調べましたところ問題はございません。そこで結びにも申しましたように、もっと議会に説明するべきであったという報告をしたところでございます。以上でございます。

○監査事務局長（上川畑富男君）

ただいまの修繕料の関係でございますけれども、修繕料につきましては、両施設とも株式会社で施工している分、また、町のほうで施工している分ございまして、この中におきましては、すみ分けは難しい状況のものもございまして、町と指定管理者との調整協議によるものというふうに聞いております。

○平田 昇議員

ただいまの説明では、議会は無視されたということですよね。議会は無視された、議会の意思は加われなかったと、そういう解釈しかできないわけですが、3番目に行きます。

民間業者が苦しんでいるのを知りながら、県はなぜ踏み込んで指導してくれないのか。私は前回の議会で申し上げましたが、答えは日本の地方行政の歴史を解説している本の中にありました。見つけました。

県など、上級官庁が正しい進路を見出せない地方公共団体の後ろ盾となって相談に乗り、世話をする後見的監督権限は法により排除され、それにかかわって地方行政の民主的、効率的な行政推進を保障する責任は、自治体にあるとして監査委員が設けられたと。そのために監査委員があるんだと。

先ほども言いますように、監査の重要な意義がここにあると思います。しかし、監査委員を町長が任命する、議会の議決を得て任命する今の監査制度では、自分を監査委員に任命した町長の行政執行に厳しい指摘はしにくい。

また、かつて自分も働いた職域の実情に対して、また、一緒に働いた仲間に対して厳しい苦言、指摘はしづらいと。そこで外部監査を望む声もあるが、専門職、会計士、税理士ではコストが高くつく。だから、町内から経営感覚、帳簿上の帳簿の解読力、町の将来を思う心等見識の高い人を住民投票で選出すべきであるという主張を、私もこれしかないと認める気持ちになりました。

監査委員の考えを伺いたいと思いますが、十分な監査をされたと思われますか。厳しい反論でもかまいません。おっしゃってください。

○代表監査委員（下大迫次男君）

十分監査は行ったと思っております。それで、先ほどから申しますように、これは旧町時代のそれぞれの町が自分たちの村の活性化、あるいはそういうもので設立されたものでございまして、それについての質問も議会の請求はございませんでしたので、私はこれについては答弁する必要はないと、こういうふうに考えます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

何点かお伺いしておきたいと思います。

先ほどの補助金等のことについてもですけれども、町の補助金の算定について、先ほど双方代理の原則とか、いろいろ出てきたんですけれども、この前ちょっと情報開示された資料を見ますと、この運営補助金の積算根拠が非常に、これパーク観音滝ですけれども、4月が270何万円、5月が260万円、6月が396万円で、それで939万幾らになっているため、平成18年度運営補助金の要求額を1,000万円にしたいと。

そしてそのあとに、これまで会社に度重なる合理化をお願いしてきており、指定管理者制度になることによって従業員については解雇となるから、退職金規程に基づいて245万円を計上したいと。

やはり今までの計画的なもので、町が100%出資しているということから、補助金の申請の算定の仕方が非常にあいまいであったのではないかなという様な気持ちです。

と言うのが、我々がもし町の補助金を受けるとなると、里道なんかについては50%補助とかですけれども、いろいろ算定をしている見積もりを出してお願いして。もう今は財政が厳しいから30になりますけれども。やはりそういう補助金のあり方。

これはヘルシーランドつるだもそうですけれども、予算請求の基準がざっとしたものですから、今後やっぱりこの辺を町民の方にも理解できるように、開示があったときにしっかり判るような基準にするように今後の指導をしていただきたいと、その辺の考えはどうか、お伺いしておきます。

それから、この補助金の算定の基準になって、足らなくなったんですけれども、結局、ヘルシーランドつるだは賃借料で上がっています。そしてこの114万円ぐらい。それでパーク観音滝だけはリース料ということで115万円、同じぐらいなんですけど、このリースの解約料、ヘルシーランドつるだ、パソコンが56万7,000円とか、製氷機が32万円とか、パソコンのリース契約料の解除に50何万円も要のかなと。

我々の基準の考えとすると、パソコン1台が2、30万円ですから、周辺機器を入れても、いいのでも30何万円で済むのに、何で解約にこんなにいったのか。

それから、パーク観音滝にしますと、公衆電話ボックスの解除に70何万円使っています。その辺が適正になっていたのか。

それから、カラオケは1万2,000幾らで買い取ったとかと書いてありますけれども、その辺が監査の段階でどのように判定されたものか。

それから、修繕料について、先ほどもありましたけれども、施設の経年劣化の大きなものについては町、施設に附属する機器の経年劣化の大きなものについては株式会社が行うという考え方であって、町と折半したというふうに書いてあるんですが。

この委託契約書を見ますと、ふれあいセンターについても管理運営及び施設並びに備品等の維持管理だけをヘルシーランドつるだにしているんです。

ですから、その中で、この機器の経年劣化の大きなものについて、株式会社が、先ほどもちょっとありましたけれども、修繕をする根拠が非常に薄いんじゃないかと。これはもう両方ともですけれども。パーク観音滝にしても。

ですから、契約の中に、例えば町営住宅ですと、入って出るときには畳とか、ふすまとか、きれいにしておなさいとありますけれども、こういうこの公の施設で委託するときに、止めるときに株式会社に修繕をしてくださいよ、ということを一遍もうたっていないんです。

そして、先ほどありました、このことについては指定管理者との調整によるものというようなことも書いてあるんですけれども、その辺が非常に、指定管理者というのは先ほどありましたけれども、指定管理者は私は関係ないと思うんです。

指定管理者というのは済んでからするわけですから、指定管理者とその施設がどうのこうのという話し合いは、これは出てこないと。

だから、町とヘルシーランドつるだ、観音滝にしても、やはりそのようにして、そして町が完全に設備を整備したあとで、ここの閉鎖に関係なくして指定管理者とは話し合いをして指定管理料の決定をすると。そして、その中において20万円以上は町がするとか、それは書いてありますけれども、その辺の規約は全然最初の委託契約にはありません。その辺はどのように判定されるのか。

それから、施設の経年劣化の大きなものについては町、施設の附属する機器の経年劣化については株式会社とありますけれども、この14ページ等を見ても、例えば畳は町がして、そして床のカーペットについては、ヘルシーランドつるだがしているんです。

ということになると、施設の経年劣化とか、そういうものことじゃなくて、何かどんぶり勘定でお金がないからと、町の補助金が我々が認定したのが途切れてあったからしたのではないかと。これはもう19ページについてもしっかりです。こっちのほうはエアコン等取り替え作業と書いてありますけれども、滝の宿の壁、これは4,000円ですけれども、これなんかはもう施設の経年劣化ですよ。

だから機器じゃないと。機器と施設のその辺のすみ分けが非常にあいまいになっていると。

ただ、先ほど平田議員のほうからありまして、前のことの補助金等につきましては、これは書いてありますように、100施設して赤字補てんを町が行ったことについて問題がない。これはもう議会で議決をしていますから、今さら何だかんだという私は気持ちはないんですけれども。

今後のことを考えたときに、指定管理者制度も始まります。そしたら町がやっている行政財産と、やはりそういう委託先との工事のあり方というか、施設維持のあり方、その辺の基本的な考えを監査委員として、どのように町に指導されていかれるのか。

それから先ほど言った、そういう補助金等の見積もりについて、今後非常に財政が圧迫してくると、やはり強いところとか、何かそういうところがあるところには行くけれども、ほかのところを削られるとか。だからその辺のすみ分けをしっかりとすべきだと思うんです。

ちょっと長くなって、3回しかできないのでごちゃごちゃ言いましたけれども、どのようにお考えなのか、基本的な考え方をお伺いしておきたいと思います。

○代表監査委員（下大迫次男君）

補助金等の細かいことにつきましては、事務局のほうから御報告申し上げます。

○監査事務局長（上川畑富男君）

まず、平田議員のほうから質問がございました件でございますけれども、補助金申請の双方代理の禁止の関係でございますけれども、これにつきましては、専務取締役からさつま町長に行われているというような形になっております。

それから、今御質問のありました麥田議員の賃借料の関係でございますけれども、ヘルシーランドつるだの中で出てきておりますけれども、この賃借料の期間が5年でございます、そして月額1万3,500円で60回という回数になっております。その中におきまして、契約期間が16年11月1日から21年10月31日、5年間という中で、その中におきまして解約日が18年6月30日という形になっております。

それを見まして、ちょうど20回支払いをしていると。残り3年4月ですか、残っております、40回分残っております。これが1万3,500円の40回を掛けまして、その54万円プラス消費税と、2万7,000円というような形で処理がされておりました。ほかの件につきましては、また係長のほうから答弁させます。

○監査事務局監査係長（上間 幸治君）

パーク観音滝のリース物件でございます。ただいま局長が申し上げましたとおり、リース期間残の物件、それを一括して返済したものでございます。一例を申し上げますと、カードシステムの分、それからパソコン、コピー機、プリンタのリース残分、券売機等のリース残分等々となっております。以上です。

○麥田 博稔議員

その一番最後のというか、この経年劣化のその辺はどのようにお考えなのか。やはり町とその相手とすみ分け。ただ、私も不正はなかったと思うんです。これはもう同じ町のお金ですから、どっちにしても。

ただ指摘もされていますように、今までずっとその議会の議決を得て、いろいろやってきたのをここに十分説明をすべきであったと。例えば、全協でこうなっているとかしないと。一番最後のこの後任の指定管理者との調整による、この辺は非常にひっかかるんですね、私は。

やっぱり、こうして我々のところに、議会で議決した補助金の中で全部済むつもりだったけれども、あとの指定管理者との関係でいろいろ言われて補助金も何もない。あるとすると、結局株式会社のお金ですよ、2,000万円と3,000万円。

だから、それがあから、それで安易に使ったのじゃないかなという気持ちがするんです。そして、パークのほうは非常に厳しいというか、何か1件なっている。こちらのほうはいろいろと畳の取りかえから全部行っていると。その辺が非常にひっかって、一般的に経年劣化の大きなものについては町とか、施設の附属にする機器についてはという、この辺のすみ分けを聞き取りをされたときに、本当にこのように言われて納得をされたのか、その辺がもうちょっと突っ込まれた意見がなかったのかどうかということをお伺いしておきたい。

○代表監査委員（下大迫次男君）

この修繕のすみ分けの件でございますけれども、それにつきましては、私たちも現場のほうに行きまして、それから町当局も来てもらいまして、そのようなところも1カ所1カ所確認もしたわけでございますけれども、私たちが見る範囲においては問題はなかったと、こういうふうに思っております。

しかし、当局につきましても、やはりこの、毎年一、二件ずつ指定管理者の監査を行っておりますので、十分心して、最初の話し合いのときに契約の中で十分そういうものをうたい込んでするようにしていただきたいと、こういうことの意見具申はしたところでございます。

○麥田 博稔議員

くどくなりますけれども、再度この後任の指定管理者との調整という中身が、どのような話があったのか判れば教えていただきたいし、それから指定管理者制度に移行して、いろいろこれからもなっていくわけですが。

我々議会もチェック機能を働かせていろいろしなくてはいけませんけれども、今後の指定管理者に頼むときには、議会のほうからも執行部にはお願いしてありますから、今後そういうことについては、詳細についてしっかり決めて、公平公正に行うようにするというような答弁があったんですけれども、やっぱり監査のほうとしても十分にその辺は把握していただきたいと。

それから補助金とか、いろいろそういうことについては、指定管理者は毎年度3月末までに決算書を報告して町に出すようになっているわけですから、その辺の資料はピッチリとって、そして、我々議会にも教えていただきたいと、これはお願いをしておきます。

というのが、やはりこれからの5年経ったあとに指定管理者制度でもう一度やることがあるわけですから。そのことについて、続けていくべきか、今の先ほどあった総務省とか向こうからのあれ

では、公の施設については民間業者を圧迫するようなものをしてはならないということも指示も来ているはずです。

ですから、そういうことを考えて本当に公の施設が我々住民にとっていいものかどうか、町民にとって。

というのが、3歳児までの医療費無料にするとかいろんなことをされています。そして、こういう2つの施設で、今度も1,700万円、1,800万円出す、いろんなことがありますけれども。話がちょっとずれていきますが、やっぱりそういう今までのこういう公の施設の維持管理については、今後本当に公の施設として町の一般財源を入れ込んででも残さんないかんのか。その辺まで我々も勉強しなければならないし、また、監査のほうとしても、いろんなそういう書類があったときに慎重に検討して指導をしていただきたいと。

最後のこの調整に係ることがどのようなことがあったのか、お判りだったら。もう判らなければ、それでも結構です。

○代表監査委員（下大迫次男君）

毎年指定管理者の決算をもらいまして、私たちもその審査を行っているわけですが、利用者につきましては、確かに指定管理になった時点から利用者のほうが増えているなと、そういうのを実感したところでございます。そのあとの調整という面につきましては、私はちょっと判りかねます。以上です。

○監査事務局監査係長（上間 幸治君）

ただいまその調整の分のところでございますが、町が指定管理者に委託を開始するという、そこら辺の協議の段階で、指定管理者はどの状態から引き継ぎますよ、という協議等がなされていたわけですが、それに株式会社が調整に加わったという意味ではございません。あくまでも施設の備品、あるいはそういったたぐいの修繕等の部分を行った、その表記をしたところでございます。

○議長（濱田 等議員）

中尾議員。

○中尾 正男議員

監査委員に1点だけ。監査報告書の10ページです。退職金の支払いについて、パーク観音滝の。ここの退職金制度が積み立てもなくきたことによるものであるという意見があるわけですが、そして、退職金を支払うことを前提とした規約改正を行って支払いをしているわけですが、そのことに関して、この経緯の説明にはなっているわけですが、このことが社会通念上から言って、少し身内に甘いんじゃないかというようなふうにもとられても仕方がないと思うんですが。

ここあたりの監査を行われるときの協議の中で、やむを得ない取り扱いであったのか、少し問題があるなという協議がなされたのか。もしそういう協議がされておれば、その経緯を説明していただきたいと思います。

○代表監査委員（下大迫次男君）

退職金の問題でございますけれども、監査委員の立場からすれば、やっぱり同じような形態の会社ですから、同じような方法で支給されたほうがいいのではないかということは、当局のほうにも聞き取りのときに申しました。その退職金のあれがないのであれば、やはり毎年の引当金という形で積み立てておくべきだったのではないかなと、私はそのようなところは指摘したつもりでございます。

しかし、よく聞いてみますと、ヘルシーランドつるだと大体同じような額と申しますか、そういうものを支払うべきだということで改定されているようでございまして、そういう点から考え

ますと、これは仕方がなかったのではないかなと、こういう考えを持ったところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。日高議員。

○日高 政勝議員

議会からの監査請求ということで大変な御苦勞をいただいたことに対しまして、まず敬意を表したいと思いますが、町の補助金と資本金との経理のあり方のことについての考え方をお伺いしたいと思うんですが、今まですると経営的に2施設とも大変苦勞をされた中で、そしてまた合理化も進めながら所期の目的のために努力をされたんですけれども、結果的には非常に苦しい経営をされて、町からその不足については毎年補助金として支出がなされてきた経緯がございすけれども。

例えば、そういうことであれば、同じ土地開発公社も地方公社ということで、100％出資、こちらと同じようなことになっておりますけれども、地方公社の場合は借入れができるということで、いわゆる債務負担行為を設定をしながら、もし損失が出た場合は町が保障しますよ、補てんしますよという形で、いわゆる議会の議決を受けていらっしゃるわけです。

実際は土地開発公社の場合は、そういう毎年の借入れを継続しておりますので、町に対する損失というのは出てきておりませんけれども。例えば、そういう考え方でいきますと、この2つの組織についても、毎年経営的にも限界があつてなかなか毎年赤字を出さざるを得ないという状況が続いてきたわけですから、やっぱり議会の議決を受けて、債務負担行為として損失が出たときはもう町のほうから、「ならもうやむを得ないでしょうから出しますよ」という議決を受けて、その上で予算措置をしながら出していくべき数字ではなかったのかなと、そういう理解をしておりますけれども、その辺の考え方と。

もう一つは、補助金ももう毎年出されてきまして、最後の解散をされて清算の時期で資本金から清算をしてある。そしてまた一方で補助金も出してあるということになっておりましたので、やはりここにも監査意見にありますとおり、非常に説明がしにくい、判りにくい点があつたと。

やっぱりちゃんとその辺については、議会にも説明をすべきではなかったかという御指摘もあるとおりしかり、そのとおりだと思います。

それで、判りやすくするためには、もう最終年度の清算の段階でも補助金で出すつたれば、今までどおり補助金として100％それを議会の議決を受けて出して、資本金はそのまま両施設とも全額町のほうにお返する、そういう経理のほうが本当は妥当性が良かったのかなという感じがしますけれども。

ただ違法ではないということですから、それはもう商法上、資本金を充てられるということになっていますから、それはもういいですが。

ただ、一般的にみんなが理解するためには、やはり議会の議決、町民の財産を重要な財政が厳しい中で出し入れをするわけですから、そういう議会の審議にからしめる、そういう機会が十分あってもよろしいんじゃないかという気がいたしたんですけど、その辺のところの考え方だけで結構です。

○代表監査委員（下大迫次男君）

補助金等のこの取り扱いの件でございすけれども、今お話がございましたとおり、私なんかもうそういう考え方が強かったものですから、こういうような意見の表現になったところでございまして、いろんな方にお尋ねしましたけれども、会社法上、商法上じゃなくて、今会社法ということになっているんだそうですけれども、会社法上は、何もその資本金を運営に回しても問題はないと、もうこのようなことでございまして、これについては私なんかも今、日高議員のほうか

らお話がございましたとおり、やはりもう資本金は絶対手をつけないでずっとしていくんだという、そういう観念のもとに我々もおったわけですがけれども、ちょっと勉強してみますと、それは何も問題はないと、こういうことのようにございます。

それで、意見が出ておりますとおり、もうちょっと議会に出して指示なんかしてもらえば、やはりそこに議会のチェック機能というのが働くわけでございますので、それはすべきではなかったかなと、この4人の監査事務局の中の一致した意見でございます。以上です。

○日高 政勝議員

本当に商法上の関係がありますので、いわゆるもう資本金というのは会社運営の元手になるものでありますから、場合によってはそちらから使うということは、もう許されるわけですがけれども、やはり町が100円、いわゆる町民の税金という形で出している以上は、その辺の出し入れというのは明確にした上で、皆さんが納得する形の手続のほうが、より経理としては妥当な線ではなかったかという感じがいたしましたものですから、そのようなことをお尋ねしたところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。平八重議員。

○平八重光輝議員

ちょっと単純な質問ですがけれども、この修繕工事の発注といいますか、入札といいますか、これはどちらでされたものか。

それと、そのされた修繕工事についての業者と見積もりはすべて把握されているものかどうかお尋ねいたします。

○代表監査委員（下大迫次男君）

この点につきましては、事務局のほうから回答させます。

○監査事務局長（上川畑富男君）

契約等、今ありました工事等につきましては、すべて見積もり等もとってなされておったということであります。会社側も全部把握をしております。申しわけございません。発注につきましては会社のほうで行っております。

○平八重光輝議員

今、先ほど日高議員も言われましたけれども、資本金、会社法いろいろ言われましたけれども、個人の会社であれば、幾ら資本金を食いつぶされても何ら問題はないんです。ただ、この場合はあくまでも元は税金ということを考えていただかないといけないのと、会社のほうでされたということは、株式会社のほうでされたということですか、それとも指定管理者で受けられたところはされたということなんでしょうか。

と言いますのが、指定管理者で受けられたところがされたのであれば相当おかしい話であって、何ら株式会社にも行政にも関係のないところが入札発注をされたということは何ら問題はないというふうにお考えでしょうか。

○監査事務局長（上川畑富男君）

ヘルシーランドつるだとパーク観音滝のほうで行っているということでございます。

○平八重光輝議員

私は、もう何も言わんで帰ろうと思っていたんですけれども、何ら関係のない会社が工事の入札発注等に関与したということであれば何ら問題はないというふうにお考えですか。（発言する者多し）いやいや、受けられる予定ではあったかもしれないけれども、その人は何ら株式会社の時点では関係はないわけでしょう。株式会社が発注して入札したというのであれば問題ないですよ。

(発言する者多し) それとヘルシーと観音滝のところで両方ということであれば問題なんですよということであって、それをちょっと私は聞いているんです。

○監査事務局長(上川畑富男君)

指定管理者の関係は全く入っておりません。

○議長(濱田 等議員)

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(濱田 等議員)

これで報告第2号を終わります。

△日程第39 「請願について」

○議長(濱田 等議員)

日程第39「請願について」であります。

本日まで受理した請願については、お手元にお配りしました文書表のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長(濱田 等議員)

以上で、本日の日程は全部終了しました。

3月12日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

散会時刻 午後3時13分

平成20年第2回さつま町議会定例会

第 2 日

平成20年3月12日

平成 20 年 第 2 回 定 例 会 一 般 質 問
平成 20 年 3 月 12 日 (第 2 日)

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
1	(3) 平 田 昇	1 町の財政について (1) 本町が直面する財政の窮状を改めて開示されたい (2) 本町が財政の破綻に落ち込こまない方策は何か 2 国の地方政策について (1) 地方にある者は、国の地方に対する政策方針にどのような姿勢で対すべきと考えるか ア 地方財政制度の改革について イ 後期高齢者医療制度について 3 町長の政治姿勢について (1) 一年後の次期町長選挙には、どのような姿勢で臨む考えか
2	(17) 日 高 政 勝	1 町政運営について (1) 新町発足後 3 年を経過しようとしている。これまでの町政運営を踏まえて、主要施策の検証をどのように行っているか (2) 合併効果についての所見を伺う。効果が現れたと思われるもの、そうでないものを明らかにし今後の課題を伺う (3) 締めくくりの最終年度に当たって最重要課題を 3 項目掲げられているが、その具体的推進策は 2 各地域の活性化対策について (1) 「住民と行政が協働するまち」を掲げられているが、現状と将来展望をどのようにとらえられているか伺う (2) 地域活動支援事業等、地域再生のための見直しをどう進められるか伺う
3	(25) 川 口 憲 男	1 限界集落の対策は (1) 限界集落とは、65 歳以上の人口が半数を超え生活が困難になっている集落である。 本町では、65 歳以上が半数を占める公民会が 16 公民会、45 歳以上が 13 公民会ある。人が減少し限界に向かいつつあり、数年内に 20 歳近くが「限界集落」と呼ばれる状況にある。

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
	(川口憲男)	このことは、少子高齢化、過疎化時代そのものである。集落営農への取り組み、地域活動支援事業の重点化等、共生・協働の取り組みを今まで以上に真剣に取り組み、施策を講じるべきではないかと考えるが、町長の考えを伺う
4	(11) 楠木園洋一	1 財政運営の健全化策について (1) 未利用の財産の活用についての考えを伺う 2 分譲住宅用地の販売策と地元建築業の活性化策について (1) 未分譲住宅用地が多く町政の大きな課題の一つである。また、住宅着工の減少、大手ハウスメーカーの進出などで町の建築業の衰退が見られる。 地元の民間と連携した住宅用地の分譲策と個人住宅の着工を促す町としての支援策はないか考えを伺う
5	(26) 内之倉成功	1 環境対策について (1) 町内にも産廃処理施設、大型畜産施設等ができて営業を行っているが、悪臭・汚水の苦情を聞く。どのような指導をするか伺う (2) 今後新しい畜産施設の計画もあるが、町長はどのような姿勢で臨むのか基本的な考えを伺う (3) 田原地内で計画されている豚舎建設計画予定地の土地売買契約書第12条のただし書きにある事前承認の条件について伺う
6	(13) 柏木 幸平	1 河川災害復興対策について (1) 山崎橋の架け替え工事について、国土交通省と地域住民との合意形成がなされていない。今後、双方の合意形成に向け、町はどのように関わっていくか (2) 河川激特事業の今後の工事に伴い、虎居地区住民の不安がある。解消に向けての対応を伺う (3) 河川整備計画へ地域や町の要望が盛り込まれるように、町は今後どのような活動をされるか伺う 2 小・中学校の統廃合について (1) 自治体の合併や少子化、また財政難等で、全国的に公立小中学校の統廃合が進んでいる。我がまちでも保護者や校区の方の不安

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
	(柏木幸平)	の声を聞く。町長の今後の考え方を伺う (2) 将来に向けた学校のあり方について、「学校適正規模等検討委員会」が平成19年度より設置されている。現段階での検討委員会の内容を伺う
7	(15) 別府 静春	1 紫尾山頂のブナ林保護対策について (1) 紫尾山頂のブナ林保護対策として、北薩森林管理署に次の2点について要望する考えはないか ア ブナの実態を把握するための径級毎の本数調査について イ ブナの種子結実調査について 2 間伐事業補助金の嵩上げについて (1) 公有林造林事業における間伐事業補助金の嵩上げについて、町村会長として国・県に要望する考えはないか

平成20年第2回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成20年3月12日 午前 9時33分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番	高 嶺 実樹雄	議員	2番	市 來 修	議員
3番	平 田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥 後 紀 康	議員	6番	木 下 敬 子	議員
7番	米 丸 文 武	議員	8番	麥 田 博 稔	議員
9番	平八重 光 輝	議員	10番	新 改 秀 作	議員
11番	楠木園 洋 一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏 木 幸 平	議員	14番	久 保 道 夫	議員
15番	別 府 静 春	議員	16番	舟 倉 武 則	議員
17番	日 高 政 勝	議員	18番	田 中 伸 一	議員
19番	柳 田 隆 男	議員	20番	山 崎 文 久	議員
21番	岩 元 涼 一	議員	22番	新 改 幸 一	議員
23番	中 尾 正 男	議員	24番	東 哲 雄	議員
25番	川 口 憲 男	議員	26番	内之倉 成 功	議員
27番	木 下 賢 治	議員	28番	濱 田 等	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 気 純 治 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主幹	原 田 健 二 君	議事係 主幹	平木場 達 郎 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教育委員 長	小 牧 紘 一 君
副町長(総務)	宮之脇 尚 美 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
副町長(経済)	山 下 彦 志 君	教委総務課 長	山 口 正 展 君
企画広報課 長	中 村 慎 一 君	教委学校教育課 長	上 舞 幸 徳 君
健康増進課 長	楠木園 建 雄 君	教委社会教育課 長	堅 山 修 啓 君
定住促進室 長	北 原 美 義 君	農 政 課 長	赤 崎 敬一郎 君
総 務 課 長	湯 下 吉 郎 君	耕地林業課 長	山 口 良 一 君
行政管理室 長	萩 原 康 正 君	担い手育成支援室 長	久保蘭 純 隆 君
財 政 課 長	二階堂 清 一 君		
災害復興対策課 長	坂 本 正 己 君		
環 境 課 長	日當瀬 修 二 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時33分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから平成20年第2回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

監査委員から本日からの会議に欠席する旨、また教育委員長から途中退席する旨の届け出がありましたのでお知らせをいたしておきます。

△日程第1 「一般質問」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って発言を許可します。

まず、3番、平田昇議員の発言を許します。平田議員。

〔平田 昇議員登壇〕

○平田 昇議員

まず、質問事項、財政について。質問の要点、町財政の苦しい状況について町民にどう説明するか。本町のおかれている厳しい財政状況について今回も質問することになるが、これまで機会あるたびに試みてきた同じ質問をなぜ繰り返すか。私の願いとするものは、町行財政の進みを確かなものにするため、町が直面する、また直面しようとしている重要な課題、重大な課題、厳しい事態を議会で提示し、それを議会報を通して少しでも多くの町民の皆さんに届けたい。そして、理解を得られた町民の皆さんの声をもとに、共にさつま町を正しく進ませる。

私たちが幸せな町民となるためには、これしかない、世論の力によるしかない。この願いを込めて質問をするものです。

2月の臨時議会で財政課長から次のような答弁を受け取りました。時代は変わったのだということ認識するときが来たと。旧態依然とした考えで予算編成すれば、借金はどんどん増えると、そういったことは許されない時代となったのだと。財政再建はつらい長い道のりで、今扉を少し開けたに過ぎないが、必ず財政再建をなし遂げたいという思想ともいえる決意の表明であった。

この思い、決意は担当課も、また行政を担当する人たちだけの決意であってはならない。さつま町にある全部の人があわせ持つ決意でなければならない、そういう思いで質問するのです。

まず、町長からの本町の直面する財政の窮状、今にも壊れそうな実情を町民に訴えてもらいたい。

財政についての質問の要点2、対策をどうするか。通告してあるとおり、本町を財政破綻に落ち込ませない方策を問うわけですが、さつま町が直面する暗い局面ばかりを語って、町内の人たちを暗い気持ちにさせるなという考えは、私も理解できます。

しかし、その暗い部分に触れることをせず隠し通せば不幸は避けられず、ただ先送りになるだけである。町民をだますことである。どこかの市が財政運営上の赤字隠しに道を外れた手法で毎年黒字決算に見せかけて市民をだまし続けてきたが、しまいには市民を惨めな状況におとしめた。罪深いことである。

町長は、財政危機に対する意識を全町民が共有するために、本町財政の非常事態を宣言することを提言した議員からの一般質問に答えようとはしなかった。町長は、本町を財政破綻に落ち込ませない方策として、どういうことを考えているか質問します。

質問事項、国の地方政策について。質問の要点、国の地方に対する政策に我々はどう対すべき

か。私は、これまで国の地方に対する政策の展開には、理解できないことが数々あったが、その中の1つ、かつてアメリカが日米貿易の不均衡を是正するため、日本に内需拡大を迫った。日本は、それに応えて全国市町村に単独事業推進をさせた。そのために、市町村が起こす借金の大部分は、国が面倒を見ますという約束だった。その約束は果たされつつあるというが、国はその一方で、地方にとって最も重要な地方交付税自体を削り取ってしまった。

この国のやり方を例えて言えば、これは1回言ったことですが、ある会社の社長が自分の職場で働く従業員に対して、頑張って残業をしなさいと、残業代は弾みますよと、こんな得することはありませんよと、けしかけて残業をさせ、残業代は約束どおり支払うが、一方で、本給を削ってきたようなもの、全く事実はそのとおりであった。

単独事業に消極的な団体に対して国は厳しく迫り、始末書の提出も要求した例も報じられた。こうして、地方は、国から尻をたたかれて一生懸命走って借金を積み上げたのであります。

国は、平成11年に成立した地方分権一括法をもとに、地方分権の確立と国、地方の財政改革を目指す約束した三位一体の改革の結果はどうであったか。三位一体の改革を口実に、国は地方への財源を約6兆8,000億円も削った。これが地方が国から受け取った結果である。

国は、地方に重荷を移し、自分だけ身軽になったということ。それでも地方から国に対して声は上がろうとしなかった。国が全国から税源を集め、それを各地方の立地条件にあわせて交付金を配分するこの地方交付税制度では、国民に通税感が伝わりにくい。その上、日本人には、目上の人、特に権力に対しては声を上げようとせず服従する国民性が残っている。

だからこそ、地方分権の時代だと言いながら、地方は国から軽視されている。私には、それとしか解釈しようがない。町長は、これまで国の進めた地方の財政改革について、どのような考えを持っているか。もうそろそろ地方も国に対して対等に向き合う時代であると考えないか。県の町村会長としてそのような考えを持ったことはないか。

質問事項、次、国の政策、後期高齢者医療制度について質します。

近所、隣からの声、また、新聞等への投書でも判るように、4月から始まる75歳以上の高齢者の医療制度を深刻に受け、少ない年金でこれからの生活はどうなるのだろうと不安を抱く人が多い。月6万円と少しの年金から保険料が天引きされる。老夫婦共々天引きされる。年金が月1万5,000円より少ない人は、天引きできないので自分で窓口で支払うと。

70歳から74歳の窓口負担は、これまでの倍になると。国保現役並所得の高齢者の負担は2割が3割になると。この制度の運営は、県単位で作る広域連合という組織があたるが、県や市町村とは全く別の組織なので、県も市町村も広域連合が決定することには関与できない。ただし、事務は役場も分担させられる。

高齢者の医療費を増さないため、メタボリック健診が定期的実施される。これには40歳から74歳までは、後期高齢者の予備群として全部が対象になる。義務付けられる検診率が65歳に至らなければ、広域連合にペナルティが課せられる。逆の場合は、分担金の減額というメリットもある。あめとむちの使い方。

保険料を1年滞納すれば保険証の取り上げ、1年半で給付の差し止め。慢性病で通院する人は、かかりつけの医者を登録することになる。全国に38万ある療養病床を23万減らして15万にする。介護型療養病床は、全廃すると。専門の医者にかかりたいときは、かかりつけの医者、主治医に相談しなければならなくなる。入院すれば、病院はすぐその患者の退院計画を立てなければならない。

以上、私が聞きかじり、読みかじりで知り得たこの程度の内容も対象となる人たちに説明もせず、厳しい制度をスタートさせるということは、年寄りになればもう用済みですと、もう面倒は

見れませんという切り捨てではないか、町長はこの制度についてどうお考えか。

今の高齢者は厳しい、苦しい戦前、そして終戦を迎え、そしてまた戦後の国づくりに懸命に頑張ってきた方々であります。日本国憲法は、国民に健康で文化的な最低限の生活を営む権利を保障しているのです。

そのために、国は福祉の増進に努めなければならないとしている。だから、75歳になったからと切り捨てるようなことはできないはずです。

医療は、社会保障の大きな柱なのだから、事前説明を十分して納得させて進めて欲しかった。昔の姥捨て山をよみがえさせられるようなことはしないでほしい。これが高齢者の切なる思いであることに間違いはない。

介護保険制度を導入するときは、時間を置いて説明されたが、今度はそれがなかった。担当課がこの制度導入について十分な説明責任を果たせないのは、国の地方へのおろし方に問題があるのだから、つまり、広域連合からの伝達をそのまま私たち町民に伝える方式だから、十分な説明ができるはずがない。

広域連合から配付されている説明書には、保険料を支払えない人には、きめ細かく相談のりとされているが、その相談は保険証にかえて資格証明書を渡しますということだけのようです。少しの年金で細々と暮らす高齢者に説明責任を果たさぬまま、このような医療制度をスタートする国に町長はどう思うのか。

町民のトップに立つ町長として、町民に対して地方分権の時代ですと。国と対等に向き合う時代ですと。そのため、我々は選挙権があるんですと、国に対して堂々と声を上げていくときですと。檄を飛ばすほどの覇気と行動力を持ってこそ、町長ではないか。それでこそ地方分権の時代における町村会長ではないのか。

この医療制度は、後期高齢者にとって大変厳しいものであることが判るが、町長はどういう見解を持っているか。これが1つ。このような国の政策に対し、地方の住民も声を上げるときだという見解を持つときではないか。この2点をただしたい。

町長の政治姿勢について質問します。要点は、次の町長選挙についてです。

新町さつまがスタートして3年の時が過ぎようとする。町長は任期3年間を振り返って、自分の町長としての実績、成果で、これだけはやった、自分だからこそやったと、自負するものは何かあるか。そして、1年後の町長選挙には、どのような姿勢で、どのような言葉で、町民に何を訴え、立候補する考えか。以上、1回目の質問を終わります。

〔平田 昇議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

一般質問のトップで、平田昇議員のほうから質問をいただきました。

まず、第1点の問題から回答をしてまいりたいと思います。

町の財政について、本町が直面する財政の窮状を改めて開示されたいということでもあります。御案内のとおり、全国自治体一様に厳しさを迎えている近年の地方の財政事情を分析してみますと、最も大きな、そして共通する要因として国の三位一体改革等に影響を受け、一般財源が削減されたということにあると思います。これは、先ほど地方交付税の削減を言われたそのとおりであります。

一方で、本町独自の要因といたしまして、過去に投資した建設事業に係る借金、公債費と申しますが、この影響を受けていることや新町スタート直後での豪雨災害の影響などが挙げられるのではないかと考えております。

さらに言えば、平成9年の県北部地震の影響もまだ残っているわけであります。

幸い、これまで取り組んでまいりました行革の成果、あるいは財政再建のための具体的な取り組みの成果も少しずつですが見え始め、財政再建の基礎づくりはできつつあると感じております。

こうした本町の財政の事情、あるいは財政再建への取り組み、厳しい実情とか、そして、再建への取り組みにつきましては、町民の皆さんを対象に昨年から公民会、あるいは各種団体での会合等の場で、財政の実態というものをずっと説明を繰り返してまいりました。

今後も機会がある限り、またそういう要請があれば、今後とも続けてまいる所存であります。

十分とは言えないまでも、いろいろ形で努力をしてまいりましたことから、町民の皆さんも一定の理解をしていただきつつあるものと考えております。

いずれにいたしましても、経常収支比率や実質公債費比率が、いまだ適正値を上回り厳しい状況にあるという現実が変わりありませんので、引き続き折に触れて町民の皆様との情報の共有に努めてまいりたいと考えております。

次に、本町が財政の破綻に落ち込まない方策は何かということであります。財政が破綻している姿というものを昨年国が策定いたしました自治体財政健全化法という切り口から見てみますと、先の議会の質問でも答弁をしたわけですが、4つの指標があると思います。

まず、1つ目に実質赤字比率、2つ目に連結実質赤字比率、3つ目に実質公債費比率、そして、最後に将来負担比率の4点であります。

最後の将来負担比率につきましては、将来負担という定義がまだ調整中のようですので何とも言えませんが、一定の調整がなされていると思われる3項目について、本町の各種の指標を比較して見ましたときに、破綻状態、いわゆる財政再建団体、もしくは早期健全化を必要とする団体に最も近い位置、可能性を秘めた指標が出ているというものとしては、実質公債費比率ではないかと危惧しておったわけであります。

従来の公債費比率とか、起債制限比率などから新たな指標として導入された実質公債費比率が、導入直後の17年度決算値で、適正値は18歳と言われていたわけですが、それを上回っておりましたことから、平成18年度において公債費負担適正化計画を策定し、早速、この数値の適正化に向けた取り組みを始めてまいりました。

現在のところ、計画に沿った運用を心がけていくことで、破綻や準破綻という状況は避けられそうありますから、当面、計画を意識した財政運営を心がけていきたいと考えているところでもあります。

また、行政需要が増加する一方で、町民の税負担にも限界があり、公費というものが有限の時代を迎えようとしております。今後のまちづくりの中に、行政と町民の協働、共生という、助け合っていくというこの問題を重要な項目としてとらえながら、町民の皆さんとともに考え一緒に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでもあります。

国の地方政策について、まず地方財政制度の改革についてどう考えるかということでございます。国が近年進めてまいりました地方自治体をめぐる改革は、地方分権一括法の制定に始まる分権型社会の創造を目指した改革、取り組みということでありました。根底には、地方財政の健全化と地方再生が地方分権の最終目的と位置づけられていたと考えております。

そういう中での一連の改革のスキム、この構想、計画というものの柱は幾つかありますが、1つには、地方交付税の見直しと税源移譲、2番目には、補助金改革からなる三位一体改革、3番目に行革の推進と、それによる歳出削減などがあり、さらに、4番目に、昨年制定されました再生型破綻法の整備、いわゆる自治体健全化法として昨年制定をされたものであります。こういう再生の防止というこの問題。そして、5番目に、地方債の自由化、そして、6番目に道州制

の導入などの柱がいろいろと立てられております。

これらの改革は、方針が示された都度、国の主導型で進められてまいりました。もちろん、国会においては、いろいろな議論、審議が繰り返されてきたわけでありまして、地方もこうした動きに連動して、合併や行革による歳出削減などを余儀なくされ、一生懸命取り組んできたわけですが、総じて言えることは、これらの改革の中で地方の財政は厳しくなったということです。

このような状況を踏まえ、本町の場合も財政の健全性を早目に確保するため、徹底した行財政改革を進めてきておりますが、財政問題を解決していくためには、多額の財源が必要なことは紛れもない事実でありまして、財政需要に見合う財源を確保することが重要な課題となっています。

鹿児島県を含め、税源が都市部に偏在するという現実の中で、税収に多くは期待できず、一般財源の7割を占める地方交付税をどう確保するかということは、死活問題となってまいります。

現在の地方財政制度は、強く都市部を意識したものでありまして、農村部とは、およそかけ離れた形で整備されようとしております。私も県の町村会長という立場からも、全国ベースでの地方交付税総額の確保に加え、地域の課題や特性を把握した交付税の配分がなされるよう地方財政制度の再見直しについては、今後ともできる限りいろいろな場で地方の現状を訴えてまいりたいというふうに決意しているところであります。

次に、後期高齢者医療制度についてであります。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者と65歳から74歳で一定の障害がある方を対象とする新しい医療制度ということで、高齢者の医療費削減を図るとともに、高齢者世代と現役世代が公平に負担し、社会全体で支え合おうとするものであるということで、加入者に1割相当の保険料の負担が求められ、運営は県内全市町村で構成する鹿児島県後期高齢者医療広域連合が行い、4月から正式にスタートするとなっております。

財源は、加入者全員から徴収する1割相当の保険料、そして、4割が国保被用者保険などの現役世代からの支援金、残り5割が公費負担となり、保険料の額は都道府県の広域連合ごとに定められます。保険料は、均等割と所得割を合算した額となり、定額所得者については、負担軽減措置も設けられています。保険料徴収については、年額18万円以上の年金受給者の方は、介護保険料とあわせて年金からの特別徴収となりますが、介護保険料との合算額が年金額の2分の1を超える場合は普通徴収となります。

また、これまで被用者保険等の被扶養者であった方については、新たに保険料負担が発生することから、加入から2年間は半額としていましたが、参議院選挙後における政府与党の政策転換により20年度の特例措置として9月までの半年間は負担凍結、10月からの半年間は9割軽減とする激変緩和措置も設けられました。

保険料を滞納すると通常より有効期間の短い短期被保険者証を交付、1年以上滞納すると病院の窓口で一旦全額を払う資格証明書が交付され、この支払った分については、後日自己負担分を差し引いた額が払い戻されることになります。

この制度で、新たに生活を支える医療ということで、主治医制度が設けられております。高齢者は複数の病気にかかったり、治療が長期にわたる傾向が強いことから、歯医者、それから調剤、あるいは訪問介護での状況等について、主治医に情報を集約して、その情報をもとに患者指導を行うとともに、介護が必要となったときは、ケアマネジャーなどとも連携し適切なケアプラン作成にも役立てようとするもので、後期高齢者の健康管理についての情報を一元化し、複数の医療機関受診を抑制するねらいもあると考えられております。

今後団塊の世代が60歳代に移行し、高齢者医療費を中心に、大幅な医療費の増加が見込まれ

る中で、国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていく必要な措置として、平成18年度から医療制度改革に着手し、20年度は、その仕上げの年度となっております。

この後期高齢者医療制度の創設に当たっても、都道府県単位を軸とした保険者の再編、統合など、超高齢者社会を展望した医療保険制度体系の見直しがなされ、広域化による事業運営や保険料賦課等において、そのスケールメリットが発揮されていくものと考えられます。

町長としてのこれらに対する対応についてということですが、御承知のように本町は高医療市町村となっております、医療費の増加は町の財政にも大きく影響することから、医療費の適正化対策は喫緊の課題であります。後期高齢者医療制度は、国がスタートさせる新たな制度であり、住民の方々にとっても、また私といたしましても、不安な一面というのはございますが、今できることは制度をスムーズにスタートさせることであると考えております。

平成12年度から始まった介護保険制度にいたしましても、制度がスタートしてそして、不具合点を改正しながら今日に至ってきており、後期高齢者医療制度についてもスタート後の制度運営を見守りながら、不具合な点に対しては、これを声に上げながらただしていくようにすべきではないかと考えております。

最後に、次期町長選挙についての御質問であります。新町さつま町のかじ取り役を仰せつかりましてから早くも3年が過ぎようとしておりますが、平成20年度の施政方針でも申し上げましたとおり、議員各位をはじめ、町民の皆様の御支援と御協力をいただきながら、一昨年の豪雨災害などの特別な要因によるものを除きますと、概ね順調に町政運営が執行できてきているものと考えているところであります。

今年度は、町長として1期目の最終年度でありますことから、振興計画に基づく町政の確実な推進と振興、発展を基本姿勢にしながら、引き続き行財政改革の推進、定住対策と川内川の抜本改修を最重要課題に掲げ、地域住民が安全で安心して暮らすことができる未来に活力のあるまちづくりを目指して、不退転の決意を持って推進していく考えでございます。

このようなことから、残された任期は1年ですが、この中でしっかりと町政運営に努めていくということが前提でありまして、まだ課題も多く、また、国内外も緊迫した情勢がいろいろございます。

そして、そういう中で私の町政運営というものに対する町民の理解、あるいは支持というのが、今後の選挙に臨む私のまた判断の材料にもなると思っております。そういう点で、まだまだ課題が多い中でありますので、諸情勢を見きわめながら熟慮してまいりたいと。そして、今の与えられた使命責任をしっかりとこれを果たしてまいりたいと、こういうふうに思っているところであります。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○平田 昇議員

財政問題については、町民の上に立つ町長が、じかに、フルに力を振り絞って財政の危機を訴える、その姿勢が欲しいと思うものでありますが、担当課任せのような印象です。準破綻、破綻は避けられる見込みという説明もありましたが、こういうときに楽観論に浸るような空気は作らないように、これを申し上げておきたい。

町長の後期高齢者医療制度のスタートをじっと見守って問題点をあつたら声を上げていくと、これだけをこの点を私はしっかり耳に抑えておきます。

財政問題についてですが、課長でも結構です。不幸にして、我が町の財政が不幸にして破綻したとすると、私たち町民の日常生活に、どのような困難が待ち受けているのか。そのためにどんな覚悟をしていなければならないのか、暗いことを語れということかもしれませんが、判りやす

く説明していただきたい。

○財政課長（二階堂清一君）

もし私たちのまちが破綻したということになればということでありまして、仮定の質問に対しての答えは、なかなかもう仮定でしか得られないというふうに思っておりますが、ある市が破綻したわけでありまして。今のその市の実態を少し調査してみますと、実質公債費比率が38.1のうちが19.9ですので約2倍、経常収支比率が119.9です。うちは98.1です。大体120ぐらいになっております。

そのまちがどんな改革に取り組むかということを見てみますと、まず組織の改変であります。市長部局が17課あったとされておりますが、それを7課に削減すると。それから、特別職の給料が60万円削減、一般職の給料が30万円削減ということになるようであります。物件費、維持補修費についても30万円から40万円の削減ということで、再建策がなされております。

何よりも、一番この影響が大きいと思われまして、そのまちには小学校7校、中学校が4校あるというふうになっておりますが、それを各1校ずつにするということでありまして。

ですから、税収が、そのまちは11億4,000万円ほどというふうに書いてありますが、累積債務が360億円ということでありまして、それを20年間かけて回収するとなりますと、納めた税金のほとんどが赤字返済に回されて、行政サービスとしての税金が形を変化された形で町民に返ってこないということになります。ですから、ほかの町に転出する事例があとを絶たないということになるようであります。

ですから、非常に、もし我がまちが財政再建となれば、こういった道を歩かざるを得ないというふうに思っております。

○平田 昇議員

財政に対する質問は終わります。

次は、国の地方政策について、これにどう立ち向かって行くかと、私のこの質問の趣旨でございます。これについて続いて質問しますが、地方が国に対してどんな姿勢で向き合うべきか。先ほど三位一体改革は、国の主導型で進められたという説明もあった。そのとおりであって、一方的なやり方なんです、いわば。国が地方分権の原理に立って進む地方の、これからの最重要課題のはずであります。地方が国に対してどんな姿勢で向き合うかということが。

最近地方のとるべき姿勢として理解できないことが一つあります。

数日前、地方6団体からのお願いという文書が、役場から届いた道路財源の確保と暫定税率維持は、地方にとってぜひ必要だから理解してくれ、という文書です。これは全く町民に対する政府の政策の押しつけではないか、こう受け取らざるを得ないわけです。

国と地方は対等であるという地方分権を言いながら、国の手先になって片棒を担いでいると。第一、道路財源、暫定税率の問題は、今国会が審議中なんです。国民の意見も賛否両論あり、また、各論ありの状態です。道路財源の不透明な使い方に疑問を投げかけている声も多い。

第一、これは小泉内閣時代見直すことが決められていたことではないか。それが、道路族議員によってつぶされたと。ところが、この時点で地方行政のトップで組織する地方6団体は、今国会で審議中の政府案に賛成するので、皆さんも理解してくださいとのチラシを公費で、公費で作成し、行政連絡員によって全町各戸に配付させたと。このやり方は政治の正道から外れているんじゃないか、私はそう思えてならない。

町民に、県民に、現在国会で審議中の議決に賛成してくださいとお願いしたいなら、その人が、たとえ町の、県のトップに立つ人であっても、自分の経費で、自腹で、そう思う人は自腹で公務中でない、自分が自由に使える時間の中で努力すべきではないのか。県の町村会長である町

長は、この問題をどう受け取っているか、自分もその一人でしょう、どう考えているか。

○町長（井上 章三君）

この道路財源の問題は、これは我々地方にとっては、まさに道路の必要性というのは、まだまだ非常に大切な課題であり必要であるということが、特に、これはもう地方6団体、全国の99.9%だと思いますが、みんながそのことを強く声を上げております。

それで、この問題に対して小泉内閣のときに、これを一般財源化するんだというような、非常に強力なリーダーシップの中でそういうような話しがございました。

地方6団体、あるいは我々も、そのときにおいても声を上げたわけですが、なかなかそのときは難しかった面がありましたが、今回また新たにこの道路財源の、特に暫定税率の期限が切れるという時期になって、この問題が今問われているわけですが、これはもう地方の、私たちの自治体の税収にも組み込まれておりますし、そして、道路を作る財源として、これはもう欠かすことのできない問題だということで、このことについては、それこそ私たちは一致して声を上げているわけであります。

国会でももちろん議論がされておりますが、国会で議論をされている、それに対して国民の声の一つとして私たちは6団体として強く声を、これに対しては上げるんだと。平田議員も言われておりますように、何かあったらやっぱり声を上げるべきだと、まさに今声を上げているわけであります。

そのことは、これは個人の問題ではなくて、自治体のそれこそ極端に言えば存亡をかけた、あるいは道路行政、そしてこれからの自治体の振興、発展に対して特に地方においては、この道路問題というのは非常に重要だと。

よく東国原知事が代表で言われておりますが、競争力のない状態の中で、その地域間競争をしろと言っているようなものであって。ですから、鹿児島県においてもこの道路財源というのは、どうしても必要だということで声を上げているわけであります。

そういう点で、これはもう全市町村が、あるいは議会も一緒にありますけれども、力をあわせて、やっぱり声を上げなきゃいけないということで取り組んでいるわけでありますので、その点は御理解いただきたいと思います。しております。

○平田 昇議員

99.9%そういうことを感じていると言うならば、あえて公費を使って、公費でそういう主張をする必要があるのか。私が尋ねているのは、私が言うのは、そういう主観に立って行政のトップが行動するのであれば、公費に手をかけずに自腹を切って自腹で、そして、自分の休み時間に、日曜なら日曜に「皆さんこうです」と言うなら私は納得する。この公費を使ってそこまでやるという、これは行き過ぎではないか、これを確認したいと思う。

○町長（井上 章三君）

これは個人の問題、個人の感情でやっているのではなくて、全く町村のためにやっているわけであり、地方のためにやっているわけであって、それを住民に、またそういう声を、行政の声というものを伝えるという点で、これを公費を使って配付をしたと。これは、私は十分許される範囲だと思っております。

○平田 昇議員

見解が分かれるところでございますが、次に行きます。

次回、町長選挙の立候補についての考えについてです。

かつて、町民が町の指導者としての町長に求めてきたものは何であったかと、政治力だった。中央に顔が効き、国から金を引き出す、事業を持ってくる、この力を備えた政治家を待望した。

3年前を思い出す。旧宮之城町の一地区の指導的立場にあった方が、2人の町長候補のうちの1人、国会議員の秘書を務めたという経歴にいたく引かれて、この人にしようと。そして、周囲にも働きかけた。その人の努力は見事に実を結んだのだが、期待した政治力は発揮されなかったと、これは一生懸命になった人たちが認めている。政治力は特別ない。

今は時代が違う。もちろん政治力はあるほうが良いに決まっているが、今一番政治家、特に、指導的立場に立つ政治家に求められているものは、「せいしん」であると思う。

精神、心。誠心、真心。正真、まさしく真実であること。生新、新しく生き生きしていること。清新、新しくすがすがしい心を持つこと。私は、これから町のトップに立つ決意をする人は、これらの「せいしん」を全部持ち合わせなければならないと信じる。

こうした「せいしん」を持ち合わせないものが、定例議会が終了したからと最後のあいさつで、あとから来る者のために頑張るなどと立派なことを言ってみても何も伝わらない。滑稽というしかない。

だから、町長であるための第一の条件であると信じる。「せいしん」、これが物的な構築には、町長が不在でも可能だが、町民の心を一つにするためには、「せいしん」なリーダーが絶対条件である。

過去3年間、私は、井上町長に対する疑念を払うことができなかった。善良な民から悪質な手法で金品を巻き上げてきた組織の中堅幹部として活動した町長の経歴を証明する法務局の出した証書を捏造されたものと一蹴したが、それがでっち上げられた証書である証拠は何一つ出さなかった。過去3年間の井上町長に対する疑惑を持たされ続けているのは私ばかりではない。非常に残念なことです。このこと自体が町の不幸であると思ふ。

町の将来を考えたとき、立候補はしてもらいたくないというのが心情です。しかし、これは個人の思うこと、1年後は、もし立候補するとするならば、「せいしん」な人としての姿勢で選挙に立候補していただきたい。

これだけで終わります。

○議長（濱田 等議員）

それでは、次は、17番、日高政勝議員の発言を許します。日高議員。

〔日高 政勝議員登壇〕

○日高 政勝議員

町政運営の1期目の締めくくりである最終年度を迎え、町長から施政の方針が述べられましたので、私は2項目について質問をしてみたい。

まず、第1項目は町政運営についてであります。

新たな歴史の第一歩を刻むこととなった3町合併のさつま町が発足してから、早くも3年を経過しようとしております。井上町長は、初代として町政運営のかじ取り役という重い責任を担ってこられたところであります。

合併による新しいまちを建設していくための方針と、それに基づく主要施策を定めた「さつま町建設計画」。そして、これを基本にして目指すべき将来像、解決すべき重要課題等について、地域審議会をはじめ、議会振興計画策定対策調査特別委員会、町振興計画審議会、さらには各地区町民懇談会等、それぞれの意見等を聞いて、計画に反映していくパブリックコメント方式を採用した上で、平成18年3月、議会の議決を経て「町総合振興計画」が策定されました。

その中には、オンリーワンのまちづくりを目指して3つの重点プロジェクト、すなわち1つは定住促進プロジェクト、2つは資源活用プロジェクト、3つは健康、子育てプロジェクト。また、町長は施政方針の中で、毎年重点的に取り組む主要施策の柱として、新町建設計画で掲げられて

いる6つの項目に従って、町政を推進されてきております。

これらの取り組みによる結果について、今回の施政方針の冒頭で、町政は概ね順調に推移しているものと自己評価をされ、幾つか実績も上げられておりますが、3つの重点プロジェクトないし、6つの主要施策、これらの行政効果、評価とも言うてもいいかと思いますが、いつどういう主観で、どのように検証されているのかお伺いをいたします。

次に、合併効果についての所見を伺いたいと思います。

財政基盤を強化し、地方分権時代にふさわしい行政執行を図る。その手段の一つとして行った行政合併も三位一体改革等により急激に地方財政は悪化し、どこの市町村もそこから脱却を図るために、行財政改革を喫緊の課題として取り組みをしているのが現状であります。

合併をしても厳しい状況にはありますが、私は、これが合併をしていなかった場合には、交付税措置等諸々の合併特例の適用もなく、自治能力を超えるような一段の厳しさになっていただろうと予測され、住民サービス等の低下も余儀なくされたのではないかと考えております。

つまり、合併したことによるリスクより、合併しなかったことによるリスクのほうが極めて大きかったのではないかと、そのように理解をしております。

町長は、就任当時の所信に、「この合併が我が地域の住民に合併して良かったという結果につながなければならないという使命感、そして、さつま町が合併のモデルとなるように公平感と一体感のあるまちづくりを基本的な政治姿勢にして取り組んでまいりたい」と、こういうふうに述べられました。

この3年間を振り返ってみて、こういった所信どおりの合併効果が如実に現れたと思われるのか、為政者として率直な所見を伺います。

そして、この効果として十分発揮され、特筆すべきものとしては、どういうものがあるか。また、反面において効果がまだ発揮されていないと思われるものについては、どういうものがあり、今後の政策課題としていかなければならない事項等として考えられるものは何か。これらについて明らかにしていただきたいと思います。

次に、1期目の最終年度に当たって、最重要課題として行財政改革、定住促進、川内川の抜本改修の3項目を掲げております。これらについての具体的な推進策をお伺いいたします。

次は、第2項目の各地域の活性化対策についてお尋ねいたします。

このことにつきましては、昨年の9月議会でも地域の振興、活性化対策ということでお尋ねした経過があります。我が国が今日、少子高齢化や人口減少社会の進行が早くなっていること。また、東京、名古屋、大阪の3大都市圏に全人口の半数を上回る人口が集中することによって、過密、過疎の二極化が進んでいること。

本町では過疎化が進行し、平成19年7月末時点で、合併直後の平成17年4月1日の2万6,381人から2万5,519人になり、862人、3.3%減。これを上回って減少している地区が20地区のうち14地区、7割を占め、高齢化率も34.8%ということで、全国の21.5%より1.6倍の超高齢化社会になっていること。

このまちの高齢化率を上回っている地区は、20地区のうち11地区で過半数を超えて、40%を超える地区が7地区あり、最も高い地区では48.7%を示し、公民会ごとに見た場合におきましても、40%超えが114公民会のうち49公民会、34%、3分の1でございます。

なお、今言われております50%を超えている、いわゆるこの限界集落となっているのが、17公民会、1割を超えております。中でも60%超えが2公民会あるということを申し上げたところでございます。

先月いただきました人口データを見てみますと、それより地域によっては進んでいるところも

あるようでございます。これらを、さらに5年先、10年先で展望したとき、これまでの地域の共同生活の中で培われてきた連帯感、こういったものが希薄になり、自治組織としての地域社会基盤の衰退につながり、活力ある地域づくりなどが危惧されるところから、幾つか質問を行ってきた経緯がございます。

町長は、施政方針の重要施策の一つに、「住民と行政が協働するまち」を毎年掲げられてきておりますので、私も引き続き質問をしてみたいと思います。

まず、現状の各地区の公民館、公民会、その他民主団体等の運営等についての実態、現状をどのようにとらえておられるか。まず教育委員長にお伺いします。

また、住民と対等な立場で役割分担を行い、良きパートナーとして協働するまちにしていくための将来展望を、どのようにとらえておくかについて町長にお伺いします。

次に、地域活動支援事業と地域再生のための見直しをどう進められるかについてであります。

地域が活力を維持していくためには、元気のあるうちに次なる有効な対策を早目に打ってパワーアップを図るべきではないかということで、地域活動の支援事業の活用のあり方、総花的に薄まきにならないよう、特に地域の特色を最大限生かす重点的な取り組みに配分するなど、充実した見直し、あるいはまた公民会運営補助の中での検討などを、提言をいたしたところでございますが、町長は其中で、地域の基盤強化の一つとしての公民会合併による再編整備、職員の地域窓口職員の配置による支援。

地域活動支援事業については、アンケートをとって内部検討を行い、館長会等意見交換をして、新年度から一定程度の地域の裁量権を認めた活性化事業にしていきたいとの答弁でありました。資料を見てみますと、若干、この景観事業に対しては100万交付というようなことも載っているようでございますけれども、こういったことについて、どういうふうな見直しが行われたのか。

特に、今職員の窓口配置については、これまでもそれなりの活動をしていただいておりますけれども、合併によって非常に広域的な区域になっておりますので、その中で職員とこの地域との一体感というのは、これからどう高めていくかっていうのが、新たに問われているのではないかとということで、この前の新聞等の記事も出ておりました。やはり、職員と地域との交流というのが、これから非常に大事になってくるんじゃないかというふうに考えております。

それから、今回新たな取り組みとしまして、若い世代の晩婚化並びに未婚者対策についての取り組みを進めるとございますが、これの具体的内容についてお伺いをいたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔日高 政勝議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

日高政勝議員のほうから、大きくは2点ですが、また細目でいろいろと質問していただいておりますので、随時まずもって答弁をしてみたいと思います。

まず、町政運営について主要施策の検証について、どのように行っているかということでございます。これまで3年間の主要な施策、事務事業を振り返ってみますと、平成18年3月に策定しました町の総合振興計画に基づき、3つの重点プロジェクトを柱としながら、行政改革や財政の健全化計画につきましても、可能な限り数値目標を定めて徹底した改革に取り組んできております。

主要施策の検証という問題は、これは大事な問題でありまして、よくPDCAサイクルということが言われて、Pはプラン、Dは実行、そして、評価、改善というこのサイクルを追うことが

大切だということが言われるわけでありますが、総合振興計画及び各分野別の計画に基づき、職員一人一人が常に振興計画を意識した事務事業の執行をする。そして、その成果を検証するための事務事業の評価をするということは懸案となるわけであります。

現在、関係課で準備を進めておりますが、今のところ職員レベルでの評価でありますので、これを進めるに当たっては、行政の役割を明確にしながら、制度化に向けて検討を進めてまいりたいと思っております。

平成19年度の実績、評価につきましては、平成20年度からの3カ年計画を調整しながら、事業全般における成果等について、住民等への情報提供や説明責任を明らかにしてまいりたいと思っております。評価制度をどういう形にするかと、外部評価まで含めて、このことはもう少し検討してまいりたいと考えております。

いずれにしても、この3年、あるいは4年目に入るわけですが、この間の成果と、また課題というものについては、これは整理をして住民の皆さんにも報告をしなきゃいけないというふうに考えておりますので、今後とも評価に基づく事業の見直し、そして改革、改善、政策立案など、こういう評価に基づいたさらなる取り組みということについては、取り組んでまいりたいと思っております。

次に、合併の効果についての御質問であります。効果が現れたと思われるもの、そうでないものはどう思うかということでございます。

合併後3年が経過しようとしておりますが、まずは旧3町の一体感と公平感の醸成に配慮しながら、町の均衡ある発展を目標にしながら取り組んでまいりました。

地方行政が緊縮財政という流れの中で取り組まなきゃいけないという状況の中に、我々は立ったわけでありまして、これは合併時にある程度は予測されていたわけでありまして、右肩上がりの、この合併を、さらにいい形で推進するような、そういう動きが余らないと。

国においてもそういう支援の状況が余らないと。そして、逆に合併時のシミュレーションにもまして大変厳しい財政運営をしていかなきゃいけない、ということが余儀なくされてきているわけでありまして、予算規模を縮小しながら、厳しい中にも有利に合併特例の優遇措置を受けながら、持続可能な財政運営を目指して取り組みを進めてきております。

合併の効果については、いろいろな切り口はあると思うわけですが、1つには、国県の財政支援策を活用しながら、財政の健全化計画により適正な予算配分や地方債の管理に努めることができた。財政面での効果というものが1つあるだろうと思っております。

2つには、特別職、あるいは議員等の旧町時代からすると相当の削減の効果が出ているわけでありまして、また、職員も含めて人件費等については、定員の管理計画により健全化が図られつつあると。いわゆる人件費の抑制効果というものがあつた、というふうに見ることはできると思います。

3つには、重点的な取り組みを進めるために、定住促進室や担い手育成支援室、財政課、行政管理室、ほかにも豪雨災害に対して災害の復興対策課とか、スポーツ振興室とか、また、福祉部門でもすこやか長寿課、健康増進課、こういうその時代に合った形での体制を作りながら、専門部署を配置してきめ細かな、そしてよりの確な行政運営を進めるということで、これを展開してきております。

このような重点化、あるいは専門化ということができるといいうのも合併の効果、やはり職員の層も厚くなった。そして、いろいろな多彩な人材が職員もそうでありまして、また、町内にもいろいろな方々が、より幅広くおられて一緒に取り組むことができるようになったということは、これは合併の効果ではないかと思っております。

4つ目には、全町的な各種イベント等の実施により、それぞれの旧町ではなかった新しい取り組みをすることができ、また、町民の一体感の確保やホテル舟、あるいは梅など、町独自の特徴的な取り組みを進めていくことによって、新町のイメージアップというものが、いろいろな形で図られてきた。多彩な形で本町の特色というものをアピールすることができるようになったと。イメージアップによりつながるたくさんの要素を持てるようになったというのは、合併の効果であったのではないかと考えております。

課題といたしましては、公共施設の管理について、維持管理に多額の経費を要するわけですが、類似施設もたくさんあったり、全体として公共施設の数も多い形になっておりますから、この経年劣化による修理等も徐々に増えてまいります。これらを含めて、徹底した行財政改革による経費の削減や効率化を図りながら努力をしてきたわけでありまして。これらの課題というのは、まだまだ続いているというふうに、課題として残っているというふうに言うことができると思います。

合併後における規模拡大効果、いわゆるスケールメリットによる住民への行政サービスにつきましては、昨今のこの緊縮財政の流れ、あるいはまた人件費の抑制も含めて、その人員の削減などをする時代の流れの中で、思うようなサービスにつながりにくいという問題がございます。

しかしながら、将来の財政的な見通しを立てながら、さつま町に住んで良かったと思っていたようなまちづくりを進めていくという点においては、これは今後時間はある程度かかるとは思います。私たちが必ず果たさなきゃいけない課題だというふうに思っておりますし、課題として、これは継続されているというふうに思うところであります。

そういう点に対して、今後とも成果が上がった分、あるいはまた課題として残っている面、まだいろいろあると思いますが、申し上げたところであります。

それから、町政の運営について、この重要項目3項目を掲げているが、その具体的推進策はということであります。

まず、その最重要課題として掲げました行財政改革につきましては、健全な財政基盤の確立を目指して行政改革大綱を策定し、それに基づく実施計画に沿って着実に取り組みを進め、成果も上がりつつあるというふうに思っております。

本町の財政再建を大きな柱でとらえますと、公債費及び人件費、そして施設の維持補修費を含めた物件費の見直しを念頭に置いて取り組んでまいりました。

公債費においては、公債費負担適正化計画というものを作りまして、将来における実質公債費比率を、これを適正な規模にまで下げていくという計画のもとに進めているところであります。

人件費については、定員適正化計画を立て、これに沿って取り組んでおりまして、現在、初期の段階では、概ね順調に計画どおり進んでいると考えておりますが、今後も引き続き努力してまいります。

物件費につきましては、これまで一律に10%削減などの方法で努力をしてきておりますが、物件費の削減には限界もあると考えておりまして、今後は、公共施設に対する修理、改修等を含む維持管理費の投資及び施設の存続まで含め、施設の管理運営の方向性について、さらに根本的に検討を行ってまいりたいと考えております。

2つ目の定住促進についてであります。総合振興計画の中で、重点プロジェクトとして掲げ推進をしてまいりました。定住を促進するということは、医療、福祉、教育、安心・安全、商工業、インフラなど全体的な施策を進めながら、このまちが住みやすい、そして、住みたいと思える総合的にいいまちづくりを目指すことだろうというふうに思うわけでありまして、少子高齢化、人口減少の時代が到来している現在にありまして、将来を思うときに特に重点課題として

取り組まなきゃいけないのは、若者の定住を促進することだろうと考えて、これに特に重点的に取り組んできたわけであります。

このようなことから、自ら機会をとらえて町内外の企業を訪問するとともに、定住促進室を設置し、企業誘致活動や既存工場の増設に積極的にかかわってまいりました。

合併後の３年間では、新規の企業進出や既存企業の工場拡張等の５件の立地協定を締結。雇用につきましても、昨年４月に設立されましたさつま町ものづくり企業振興会会員企業の平成１９年度採用実績で、新規学卒者、中途採用あわせて１０４名ほどの雇用がありました。特に、日本特殊陶業株式会社では、第２セラミック工場の増設に伴い、平成１９年度３５名の採用、平成２０年度は４５名の採用が予定されております。

これは、これまで長年の企業との良好な関係を結んできたこと、努力してきたこと。企業の投資機会に恵まれた結果でもあると考えておりますが、新町発足以来、特に力を注いできた結果でもあると思っております。

今後もさらに充実した取り組みを進めるため、立地環境づくりのための優遇措置の検討を進めるとともに、引き続きトップセールスをはじめとした企業訪問等を通じて、企業からの情報を的確にとらえ、タイムリーにサポートする体制で企業の進出、増設を図ってまいります。

また、ものづくり企業振興会を通じて、町内の企業間の情報交換の促進、高校との交流による優秀な人材確保、ビジネスチャンスにつながる活動等を進め、結果的に事業拡大が図られ、雇用機会が増加されるよう支援してまいりたいと考えております。

川内川の抜本的改修につきましては、一昨年の豪雨災害後、議会と一緒に、関係各位の協力を得ながら河川激特事業の指定など、川内川の抜本的な改修等について要望を重ね、その成果として、被災後、早い段階での激特事業の採択を得ることができました。

平成２０年度におきましては、この激特事業に関連する虎居地区における築堤計画用地の一部の用地事務を受託し、用地交渉事務を進めてまいりますとともに、移転作業が円滑に進むよう、その対応につきましても取り組みを進めてまいります。

また、橋梁の架け替え工事や築堤工事等の事業実施計画がより具体的になる中におきましては、細部にわたる個々それぞれの課題も出てくるものと予想しているところであります。

現在におきましても、問い合わせ等に対しその一つ一つについて対応を行っているところであり、今後におきましても、対処的には説明会や広報等を通じた周知活動を行いながら、個々細部にわたりましては個別の対応を行うなど、国及び県など関係機関との連携を図りつつ対応を進めてまいります。

一方、昨年の１２月２７日に公表されました川内川水系河川整備計画原案につきましては、今月開催されます住民意見交換会での御意見や、被災者協議会等で取りまとめられます要望及び議会豪雨災害対策調査特別委員会での御意見等を踏まえ、要望活動を行うとともに、関係行政機関からの意見聴取の際には、これら事項を考慮し意見を申し述べてまいりたいと考えております。

最後の、各地域の活性化対策についてであります。協働するまちの現状と将来展望についてということでもあります。

合併後、町内全域で地域活動支援事業によって財政的支援を行いながら、地域における共生、協働のまちづくりに努めてきているところであります。地域をはじめ各種団体の取り組みが、新聞等でも大きく取り上げられてきております。

ことし合併４年目を迎えますが、過疎化、少子化、高齢化の急速な進展と人口減少が予測される中で、各方面における課題、懸案は多岐にわたり、我がまちが発展するためには共生、協働の視点はもちろん、まちづくりをどう図るべきか、地域の実態に基づく独自の取り組みが、今後の

重要な鍵となってまいります。

地域活動に取り組む公民館やその他の諸団体については、共生、協働の趣旨の普及、啓発を図り今後における人口減少、高齢化社会に向けた地域福祉的な視点での活動等を推進するなどの中で、公共サービスの主体としての位置づけができる自立した地域づくりが将来的な目標であろうと考えますので、これに向けて取り組みを進めてまいります。

次に、過疎高齢化が進み集落の担い手が少なくなっていく中で、農業に限らずこの集落の担い手問題は大変深刻な問題であります。地域の再生をどのような形で取り組むかということですが、これは今後の大きな課題であります。

座談会等でも一部において説明をしておりますが、一つの方策として共生、協働による地域づくり。例えば、景観づくりの中で地域の魅力づくりを進めながら、心のふるさとづくりを進める。人々の五感に訴える地域づくりを進め交流人口を増やし、地域の定住に結びつける。このような活動を推進していくことが一つの課題ではないかと考えております。

方策については、それぞれの地域独自の夢を描きながらアイデアを出し合い、切磋琢磨しながら自主、自立、自考、自分で考える、自考の取り組みを加速していく、地域が主役となる総合的な取り組みを進め、地域でできない部分については、行政が支援しながら情報発信をし、地域における活動を推進していくということが基本であろうと考えております。

また、公民館等が自治意識を持って活動を推進する住民自らの力で、地域に根ざした活力ある活動が展開できるようリーダー的人材の確保育成が大変重要でありますので、引き続き取り組みを推進してまいりたいと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

〔教育委員長 小牧 紘一君登壇〕

○教育委員長（小牧 紘一君）

地域の活性化について、教育委員会として特に関係あるのは、社会教育、学校教育だと思いますが、その範囲を超えてまちの活性化となれば、大きな問題であると思います。

全体的に見まして、少子高齢化が急速に進展する中で、地域活動が衰退されることが懸念されますが、自治組織の再編は避けて通れない喫緊の課題として位置づけ、集落統廃合、その他研究を進めてまいりたいと思います。もちろん、一方的な強要でなく地域住民の総意により進めていかなければならないと考えております。そうした中で、すべての関係団体、あるいは企業等の社会貢献活動あたりとの連携もと、地域活性化の基本となる共生、協働で取り組むべきであろうと考えます。

地域住民の一人一人が親しみを持つため、学校や公民館等を拠点とした交流の機会を設定し、子どもから高齢者まで一体となって地域の実態にあわせ、まちおこしに取り組んでおります。

町民会議の年間事業としましては、青少年健全育成の面からジュニアリーダークラブ研修、子ども会活動、アドベンチャー交流事業等、また、文化活動の一環として伝統芸能の継承など、地域活動のさらなる活性化へ向け、推進に努力してまいります。

先ほどもありましたが、我がまちは、スポーツ、文化、イベント、その他におきまして、県内でも一番新聞、マスコミににぎわしている行政団体ではないかと思います。街角を見ますと、子どもたちの九州大会、全国大会出場。それを取り巻く父兄、団体、その盛り上がりも活性化への一歩だと思います。まだまだそういった面を支援し、それぞれの関係者、地域が元気になるように努めていくべきだと思います。

行政と地域住民の関係としまして、地域社会の基盤づくりとして自らが取り組む姿勢を構築するに至り、いわゆる地域コミュニティ活動の醸成、行政の幾分かのお任せ主義からの脱却など

が必要であると思いますし、ボランティア活動の促進を図るべきであろうと思います。

行政のお任せといたしましては、条例公民館から交流館への移行とかあります。また、行政側も地域コミュニティ活動の支援を全面的に行うことができる状況にはないことから、地域と一体となり、つまり住民参加型の取り組みを進めてまいります。

したがって、行政は、地域住民の主体性を重視するという観点から、地域住民と協働する姿勢で、地域形成を進めていくべきであると思われます。行政補完機能という考え方もありますが、まずは自助、共助、公助の順で物事を考えるべきではないかと思います。これが小さな政府じゃなくて、小さな行政につながり、財政改革につながるんじゃないかと思います。

次に、行政の側の改革といたしまして、行政が地域コミュニティとうまくつき合うためには、行政の側も変わらなくてはならないと思います。

まず、地域住民の声にこれまで以上に耳を傾け、行政職員が住民と対等な目線で共助することが必要であると思います。現在、地域校区の運動会、文化祭、その他では、役場職員の日曜・土曜構わず参加している姿をよく見受けます。まだまだこれを推し進めていくべきだと思います。

職員の本来の個別業務に加え、地域の窓口担当制を充実し、先進地の情報収集及び開示を地域に行い、地域の活性化の手助けになるのではないかと思います。何をこれからするかじゃなく、何のために一つ一つのことをやっているのかということ、全職員、町民が考えて行動すれば、活性化は進むと思います。

将来の展望としましては、私どものまちには多くの宝があります。自然の宝、文化、目に見えないもの、これをもっともっと町民が認識し、親しみ、愛し、そしてそれが、町民の誇りとなっていけば活性化に必ずつながると思います。

そして、この地域住民が高いレベルのスポーツ文化の顔のまちを実感し、生活を楽しむということに行き着くことが最終の目的であると思います。以上で終わります。

〔教育委員長 小牧 紘一君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

議会の運営について、ひとつ御協力をお願いしたいと思うのですが、今聞いていますというと、質問が10分です。そして、答弁が28分です。こういうことでは、一問一答にならないと思いますので、この一問一答方式を十分理解をしていただきまして、答弁のほうも効率的な答弁をしていただきたいと思います。思う次第です。

しばらく休憩します。再開はおおむね11時10分とします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。日高議員。

○日高 政勝議員

議長が御指摘をいただいたところでございますので、執行部の作戦かも判りませんけれども、時間が非常に足らずに予定した質問が省かなければならないということになりますので、簡潔に要領よく答弁をいただきたいと思います。っております。

それでは、まず第1点の町政運営についてでございますが、この評価の問題についてでございますけれども。費用対効果等の行政評価制度、これを導入している団体というのが、都道府県な

り、あるいは全市町村を含めて今のところ41市ということになっておるようです。

この中で今答弁にありましたところは、部内だけで今やっているんだと。それについてもまだ住民への公表もしていない。我々もどういう結果であったということもまだ判らんわけですが、やはりこの主要施策を議会の議決を得て、いわゆる振興計画、そういう分の議決をしているわけですから、それについては、やっぱり定期的な検証を行っているいろいろな形で公表していただきたいということを要請をしておきます。

それと、この評価の仕方ですけれども、部内でとどまっているというようなことでございますので、これについては第三者的な、いわゆる機関を設けて、やはりこの立場をかえて本当にこの事務事業というのが住民の皆さんのためになっているものなのかという、評価を外部から見ると必要もあるかと思いますが、この辺の第三者機関の導入についての考え方をまずお伺いしたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

いかがですか。

○企画広報課長（中村 慎一君）

この事務事業評価の関係でございますが、新町になりましてまだこの評価をする部分っていうのが、まだ正式にどういった形で構築していくかといった部分をまだされていない部分でございます。この19年度、まだ途中評価でございますが、各担当者評価ということでこの実績見込みとして今とらえているところでございます。

これを行政管理室もできましたので、財政課、企画広報課入れまして、振興計画の実施計画の事業の配置ということを視野に入れて、19年度の事務事業評価というのを取り組んでいきたいというふうにも思っています。

これを内部機関だけでなく、外部からの住民の皆さん等を入れた、そういう諮問機関的な、そういったもの等に発展をさせまして、それを住民の皆さん方に説明をしていくと。そういう一応計画は持っております。

ただ、具体的にどういったところまで進めていくかといった分につきましては、まだ今後の問題でございまして、そこらにつきましては、また議会の皆さん方にも御検討を賜りたいというふうに思っています。

○日高 政勝議員

なかなかこういった町の仕事というのは、内部的に終わってしまう嫌いがございますので、やはり財政的な厳しい中においては本当に第三者的な目から見て、適切な事務事業に配慮していくというのが大事じゃないかと思っておりますので、これについては早期の導入を検討していただくように要請をしておきます。

時間がありませんので先に進ませていきますが、次の合併効果についてでございます。いろいろ合併効果が現れたもの、あるいはまた反面まだまだこれからだという、そういう課題も上げられたわけですが、鹿児島市では、合併後の状況についての旧市町ごとに施策とか、行政サービスに対して、いわゆる満足度調査というのを5段階評価で実施をしておるようでございます。

ここも3年経っているわけですが、こういう中で市民の意識調査を実施して今後の市政発展に生かすと、こういう取り組みをされておりますけれども。やはり今でも町民の中には、合併効果が目に見える形で現れていないんじゃないかとか、あるいは実感として受けとめられていないと、そういった意見が一部にはあるわけですね。

しかしながら、町長からありましたとおり合併効果というのは上げられたとおりいろいろあ

るわけですから、この辺については、もっとその公平感とか一体感がこうして出ておりますということも申し上げられましたけれども、やっぱりそういったことについては一定の集約をしながら、広報紙とか、そういうものを通じてしっかりと町民の皆さんにお知らせをすべきじゃないかと思うんですけれども。

この辺の広報の徹底というのが、ちょっと不足しているんじゃないかと思いますが、この辺はいかがですか。

○町長（井上 章三君）

先ほどの検証の問題とも関係するわけですが、1年目は、この振興計画の策定に取り組みながら、いろんな課題の整理をしてきたわけですが、2年目に入って、いよいよ振興計画に基づいて本格的な取り組みを開始をして、その矢先に大きな豪雨災害というものがあって、それには相当追われるようになっていったと。

そして、19年度がその豪雨災害復興対策という問題と、振興計画をさらに推進を図るということで、19年度の今最終の段階に来ているわけですが、そういう点でなかなか前向きにいろんなことに取り組むということができにくい状況もあったということは言えると思います。

財政的な問題からも緊縮財政で厳しい面もありますが、しかし、それはそれとして今回のこういう合併後のスタートにおける時期、あるいは豪雨災害も含めてこういう時期ということで、やれることが非常に限られておりますけれども、ことしは4年目に入るわけでありますから、今までを総括した形でそういう整理をしたものを、町民の皆さんにもまた示す、あるいはさっき言われましたように聞き取りもしながら、町民の実感っていうのがどうなのかということもまた伺いながら、今後を考えていくということも大切だろうというふうに思っております。

○日高 政勝議員

鹿児島市の例を申し上げましたけれども、やはり一部の意見が先ほど潜在しているというようなこともあるかと思いますが、全体的な把握をするためにも、そういった例を、意識調査等も行って、今後の町政発展のために生かしていくという努力は必要ではないかと思いますが、その辺の考え。

それと、また住民の暮らしとか、あるいは思いというのが、一体感を十分感じるように、常日ごろやっぱりチェックをしていくのが行政の役割だと思っておりますので、その辺の心構え、こういったことについて町長に再度御意見をいただきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

そのような町民のいろいろな思いというものを、意識調査をやりながら取り組んでいくっていうことは大切だろうと思いますので、そういうところはまた今後配慮したいと思います。

○日高 政勝議員

次の最重要課題の3項目の関係であります、行革については、先ほど実施計画に沿って今後もし取り組むんだというようなことでございまして、いわゆる22年度から本庁方式になるということですから、いわゆるそういったことを見越しての組織の見直しとかあるかと思いますが、施設の使用料、こういったことについても今回の議案の中には出ておりませんが、やっぱり早目に見直しするなら見直しをして、歳入の確保に努めていくということも必要かと思っておりますので、最大限の努力を要請をしておきます。

施設の譲渡、あるいはこの廃止の関係、町単独事業の見直しについても引き続きまた積極的に取り組みをしていただくように要請をしておきます。

それから、定住促進の関係でございしますが、積極的な企業誘致、これはもう非常に大事かと思っております。雇用の促進、あるいは経済の発展のためにも。そしてまた、先ほど優遇制度についても

見直しをするんだというようなことでございますので、これらについてもさらに検討を加えて、企業が立地しやすいような環境を整備をしていただきたいと思います。

それと、分譲の関係でございます。いわゆるこの宅地分譲が行われております。まだ売れ残りが50数区画ありますけれども。これについては、ほかの市町においては、いわゆる宅地建物取引業協会ですか、県の組織がこういったものがございまして、ここと提携をしながら販売促進をしていくんだと、というような取り組みをやっているようにございます。

例えば、今の分譲の宅地が毎年売れ残っていく状況が予測されるならば、4分の1の手数料等があるかと思いますが、段階的にあるかと思いますが、やはりそこも見越して試算をして比較検討をして、この頼んだほうがかえって将来のためにはいいんだと思えば、やっぱり積極的に、この辺も取り組んだほうがいいんじゃないかと思いますが、この辺の考え方をお伺いしたいと思います。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

この宅地分譲地につきましては、ただいま御指摘のとおり県内の各市では、県の宅建協会、現在ございましたという協会と契約締結をしながら、手数料を4分の1支払って分譲地の処分を行っているという実態がございまして。いろいろ調査も行っているわけですが、いわゆる土地の価格に反映させなければならないという問題等もありますが、例えば、町のその市町村の一般財源で、そこら辺を手立てをする団体、あるいは公社自体で土地に価格として反映させる団体、いろいろ取り扱いがあるようでございます。

ただ、本町の場合に、非常に財政的に厳しい状況でございます。若干、そういうものも検討は内部でいたしておりますが、そこら辺の比較を図りながら比較検討をいたしまして、そういう部分が例えば、分譲地の処分に拍車がかかるのであるとすれば、そういう財源をどうするかという問題を整理をしながら、そういうものも検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○日高 政勝議員

とにかく塩漬けという形にならんように、その辺は適切な対応をされるよう要請をいたします。それから、次の川内川の抜本改修の関係ですが、先ほどもございましたとおり虎居地区の用地交渉を受託するというようなことで進めるということでございました。

この中で、虎居地区のまちづくりの基本調査は、これの概況はどういう結果になっているのか。この辺のところを若干説明をいただきたいと思います。

○災害復興対策課長（坂本 正己君）

まだ成果品が確実に出てきておりませんが、概要だけ説明させていただきますと、まず前提として県が乗っていただけるのかどうかということにより、町としてそれが耐え得るのかどうかという問題が大きな問題として出てきております。

まだ、三役等にもちょっと最終的な成果が出ておりませんので、打ち合わせはしておりませんので、何ていいますか、行けるのか、行けないのかという判断は、まだ判断がつかないところでございます。

○日高 政勝議員

この川内川の改修の関係で、山崎地区の橋梁架設の関係ですけれども、あとでまた同僚議員のほうからも出ておるようでございますが、町としては、この問題についてどのようにかわっていくのか。地元任せという形ですと行かれるのか。この辺の関与のあり方というのは、どう考えていらっしゃるのか。

○町長（井上 章三君）

この問題については、国のほうから示された案に対して、地元としていろいろな意見が出る中で、地元自体でいろいろと検討をしたり、議論を進めるということでありましたから、それを側面的に聞いたり、また、そこで出てくる課題を国のほうにいろいろとまたつないだり、要望したりということはやってきたわけでありましたが、もういよいよ工期的な面から見ても、ぎりぎりの線に来ているのではないかと、時期に来ているのではないかとということもありまして、やはりこれを集約を図らないといけないということで、そういうことを地元の方々にもお話しをしながら、またできるところとできないところとはっきりとさせて、そして結論に結びつけていくということをしなきゃいけない、ということでお話しをしているところであります。

そういう機会が遠からずあると思っておりますので、そういうときにはまた我々のほうも出ていって、そして、そういうところができるだけ前に進むように図ってまいりたいと思っております。

○日高 政勝議員

大変難しい問題だと思いますけれども、やっぱり行政も積極的にかかわっていい方向に決着がつくように、最大限の努力をいただきたいと思います。

最後に、もう時間がありませんので結婚対策の検討のことが出ておりましたので、お答えがなかったようですが、これについては、どこの部署でどういう内容で取り組むのか、最後にお聞かせをして終わりたいと思います。

○町長（井上 章三君）

この部署としては、基本的には今、企画広報課を窓口としながら検討を進めたいと思っておりますが、いろんな各課にわたるところも当然出てまいります。この問題は、大事な問題でありますけれども、またなかなか難しい問題でもあると思っております。

そういう点で、とりあえず、そういうことにおいて先進的に取り組んでいる地域がございますので、そこらの研修、また調査などをしながら、本町としてどこからどういうふうに取り組んでいったらいいかと、今でもある程度把握はしておりますが、そこらを具体的に進めながら、形にしていきたいというふうに思っているところでございます。

○日高 政勝議員

地域の活性化対策でございますが、やはり地域の住民の皆さん方が、地域の課題を共通理解しながら、皆さんがみんなで参加していくことが、一番の地域づくりになるんだと言われておりますので、前回申し上げましたとおり地域の発展なくして町の発展はないという視点に立って、これからも実効ある取り組みを期待をいたしまして、私の質問をすべて終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、25番、川口憲男議員の発言を許します。川口議員。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

私は先に通告いたしました限界集落の対策についてお伺いいたします。

限界集落とは、65歳以上の人口が半数を超え生活が困難になっている集落であると定義されております。

本町では、65歳以上が半数を占める公民会が16公民会、先の日高議員の質問に17とありましたが、まあ16公民会。45歳以上が13公民会あります。人が減少し、限界に向かいつつあり、数年内に20歳近くが限界集落と呼ばれる状況にあります。

このことは、少子高齢化、過疎化時代そのものである。集落営農の取り組みや地域活動支援事業の重点化と共生、協働の取り組みを今まで以上に真剣に取り組み、施策を講じるべきではな

いかと考えますが、町長の考えを伺います。

また、今までの質問の中で重複する答えがあると思いますけど、割愛されて結構ですのでよろしく願います。1回目の質問とします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

限界集落の対策についてという御質問であります。

限界集落という言葉が大分定着といいますか、言われるようになってまいりました。本町の実情は、先ほど議員のほうからも言われたようなことで、本町にも限界集落という公民会が増えておりますし、また、55歳以上の年齢の方々が占める50%を超える準限界集落というようなことになると、さらにもう増えて82公民会とかいうことで、これは10年後には、必ず65歳になると考えますと、今後ますます真剣な問題になってくるということは、もう現に待たないわけであります。

また、本町の合計特殊出生率も、平成17年の国勢調査で1.74人と、少子高齢化がやはり進んで来ております。国や県のレベルよりは良い数字ではありますが、少子化の流れは変わらないように思います。

そういう中で、まず先進的に取り組んでまいりました集落営農への取り組みと共生、協働の取り組みという問題からお答えしたいと思います。集落営農の取り組みにつきましては、農家の減少、高齢化の進行、耕作放棄地の増加、米価の低迷など、地域を取り巻く現状が年々厳しくなっていることから、この問題について先進的に本町としては取り組んできたわけであります。

むらづくりにつきましては、鹿児島県のむらづくり運動として、昭和52年度農村振興運動に始まり、平成5年からは新農村振興運動として、長きにわたって話し合い活動を基本に農業の振興と農村地域の活性化を図る運動が展開されてまいりました。これまで各地区においてコミュニティー活動と表裏一体となって営農組織の育成や伝統芸能の保存、継承、都市住民との交流など、様々な取り組みがなされてきたわけであります。

そういう中で、近年の事例といたしまして、例えば、本町で永野区において先般も金山跡をめぐる永野ウォーキング大会の開催、あるいは棚田での農作業体験による都市住民との交流とか、あるいは久富木区においてピンコロ村一宿一飯、また4年に1回の人材オリンピックとして開催される、おはんが一番久富木区大賞など、ユニークな取り組みがなされてもおりますし、久富木区は、昨年度むらづくりコンクール部門とコミュニティーづくり推進部門のそれぞれにおいて、県の表彰を受けられたところであります。

しかしながら、過疎、高齢化、混住化が進行し、集落機能が低下してきていることなどから、NPO法人や都市住民など、地域外の活力の導入や都市住民との交流活動など、集落外の多様な主体との連携による新たな共生、協働のむらづくり運動が今年度から展開されているところでありまして、本町におきましても久富木区、中津川区、二渡区の3地区で県単の共生、協働のむらづくり支援事業を導入し、地域活動支援事業と連携した取り組みをされることになっております。

集落営農につきましても、むらづくり、あるいは地域づくりの一環と考えておりますので、今後におきましては、むらづくりの推進体制の見直しを行いながら、地域におけるそれぞれの課題を整理し、地域の実態に応じた目標や将来像を作成し、それに基づく実践活動を通して、集落内の住民組織間の連携による農村集落の再生を図れるよう、むらづくりリーダーを中心に話し合い活動の展開を推進してまいりたいと考えております。

本町は、地域活動支援事業については、先進地というような形で旧町宮之城町時代から地域の

活性化に取り組んできた流れを組んでおりますが、そういう中で、小規模な集落もあり、まさに活力が限界に近づいていると思われるところもあるわけであります。

そういう意味において、共生、協働の持続可能な地域づくりのために、コミュニティの適正な集落規模への再編、いわゆる集落合併というようなことも大きな課題となってくると思われますし、またそういう中で、リーダーの育成というのは、また重要な鍵になってくると思うわけであります。

20年度に向けた地域活動支援事業では、快適で魅力ある景観づくりや健康福祉の問題、地域の安全、安心についても各公民館の計画を見直していただきながら、イベントに終わることなく自主的にその公民館の活力を、これを育成していくような取り組みへと方向をさらに見つめ直していただくようお願いをしているところであります。

各地域が元気にならなければ、まちの元気もないと、そのとおりでありますので、今後ともそういう面において努力してまいりたいと思っていますところ です。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○川口 憲男議員

今答弁をいただきましたけれども、この限界集落、私は呼び方では限界集落という呼び方は、ちょっと自分自身も不満なんですけれども、一般的に言われている限界集落という言葉で言いますと、今お答えになりましたいろいろ集落営農等の取り組み、それから、活性化支援事業への取り組み、非常になされております。

その中で、やっぱりもう少し具体的に、これは先ほどの私質問の中でも申し上げましたように、少子高齢化、過疎化時代がそのものだということを申し上げました。

新しいまちに入りましてから、少子化問題、それから定住促進、いろいろところで質問をいたしました。あえて、ここに来て先ほど共生、協働という問題も投げかけられましたけれども、この問題は、今ここで始まる条件でなくして、もう数年前から取り組まれるような次元であったと私は思います。

ある人が話しをしますと、少子化問題にどういう手を打つかということをされますと、まずそれには若い人たちが、先ほど日高議員からもありましたように、結婚イベントが何かあると、それで結婚対策はどういうことかということでしたけれども、まだ当局では企画広報課を挙げて今から検討しろんなどころをしていくということでした。

子どもが高齢者を支える年齢になるまでは、二十歳です。20年かかるわけですが、子どもが生まれてそれを支えていくには20年、18年から20年かからんと高齢の人たちを支えるということとはできない。

それから、そういうことを考えますと、もう3年経過し、4年目を経過しておる時期じゃ、ものすごく遅い時期であると。ですから、この限界集落と呼ばれて、今は表面的にうちの町では「どこが限界集落ですよ、どこがどうですよ」ということは申し上げてないですけども、その地域をまわりますと地域の方々が相当危惧されていることは、「集落はなかごったろかい」とか、いろいろなことで危惧されていますから、そのことにいち早く取り組まれるような方向性が必要だと思います。

おっしゃるように、集落営農等取り組みをされていますけれども、これはやっぱり農地の荒廃とか、あるいは、けもの等に対する対策等もいろいろありますけれども、やっぱり集落を維持するために、どのような施策を組むかということが一番大事じゃないかと思います。

今の答弁の中に、それが全然ぼやけた形で来ますけれども、町長、ここに本気を出して真剣に取り組まれるような姿勢があるのか。さして、いろいろな方向策は今から、今までしていないわ

けですから練られると思いますけれども、いろいろな思いがあられると思いますけれども、言葉的には余りよくないですけれども、限界集落と言う言葉に対しての重みでどういうお考えをお持ちなのか、再度お聞きいたしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

限界集落という言葉が、今はやっておりますけれども、少子高齢化が進んでいく中においては、長期的に見れば、もうどうしてもそれは進んでいく、これを食いとめるっていうことは、これはなかなか難しい問題があります。

でも、これを我が地域ができるだけ食いとめる努力をする。そこにおけるいろいろ施策は考えられるわけではありますが、私は、少子化対策というの、少子化対策も重点政策の一つに掲げてきましたが、その一環として若者の定住促進ということは、これは少子化対策でもあるんだということを申し上げてきました。

これは、若い人たちが地元に残ることができれば、それ自体が活力になるわけでありまして、これはもう即戦力になるわけにつながりやすいわけでありまして。そして、農地の保全においても、集落を支えるということにおいても、これは即戦力になってまいります。

そういう点で、この問題に力を入れてきたということは、やはりこういう限界集落対策としても今後ともまた努力をしまいたいというふうに思っておりますし、今まで取り組んできたことは、結局、集落営農にしろ、地域活動支援にしろ、やはりそういう問題につながるものとして取り組んできているというふうに思いながら、一層の努力をしまいたいと思っているところです。

○川口 憲男議員

おっしゃるとおりのお答えは、もう私も否定はいたしません。前回の少子化対策の問題で申しましたときにも、いろいろな策を講じていくんだと、それもそういう施策もしているんだということでした。

9月ですから半年ちょっと経ちまして、その施策がどう動いていくかということも検証いたしましたけれども、確かにおっしゃるように定住促進対策で108名ですか、新しい若い人たちが地元の企業に入ったと、非常にいいことだと思うし、さらなる対策を打っていかなくや最初の答弁でも町長もおっしゃいましたように、近い将来、5年以内、私これ45歳以上、今調査しているのが45歳以上のところをあれしているんですけれども、その集落がまたここにも書きましたけれども、45歳が13集落あるということを出しました。

いろいろな中で、その人口形態をずっとつきをおって見ていきますと、世帯数に対する高齢化の数っていうのは、全然動きがないわけですね。高齢化だから世帯は、そのままして高齢化も増えているけれども、何の中身が、人口変化が起きているかということを申せば、若い人たちが今定住促進で100何名の人たちが残ったっていうけれども、その人たち以外の人たちが町外へ出て行くっていうのが多い集落が見受けられるようになっています。

これは、世帯数における65歳以上の人の割合を出してみますと、平均的に高齢化が、その65歳以上の集落が40歳を下回っているところは、大体1世帯2.23、2.5人以上の世帯が多いです。

それと、そういう60歳、あるいは45歳を上回っているところの集落というのは、平均しますと1.5人ぐらいの世帯になってきます。

ということは、夫婦で2人おられるところもあるんですけれども、もう極端に言えばひとり暮らしも増えてきていると、それが極端に今後増えていくということがあります。

そういう中であって、当然集落営農対策にされています何ていいますか、圃場の一元化、それ

から荒廃地のまとめとか、荒廃地の対策とか、そんなのも必要になってくるのは、もう当然のことです。

そういった中で、先ほど町長が申し上げられましたように、そのイベントがいろいろ各地区組まれております。その自治活動推進事業ですか、これも旧宮之城町で始まりまして、その成果が柗野の彼岸花であったり、さっきおっしゃった久富木のいろいろなグリーンツーリズム、そういう活動だと思います。合併する以前から、旧宮之城町が取り組んできたのが、やっと今、目の目を見ると、やっと今動きがいい方向に出てきたということです。

だから、ほかの地域、区にそれを今から3年前から進めてありますけど、町長のおっしゃった補助事業は、ただ満遍なく、どこもそれならやりますよと、最初1、2年はそれでいいと思うんですけども、やっぱし2年目、3年目、次第にこうして次の4年目を迎えたりするときには、うちのまちが頑張るまちづくりということで全国表彰を受けましたけれども、その動きもやっぱし国が見ているところは、このさつま町がどういう取り組みをしてどういうことをしているかということで、補助金の投げやりじゃないんじゃないかと思います。

ですから、これから先に地域のリーダーを育てていく中で、やっぱりきばっところには町は支援を、物資両面の支援をしますよと。

何もしよらんところも50万円、それから汗水たらして地域が頑張っていないかい、地域清掃やらいろいろしよるところも50万円。これじゃ地域の、何ていいですかね、何もせんでも銭はくれるわよと、きばってもこっぴこやらよと。

きばるところは、そういうふうにしてリーダーがおって頑張ると思いますから、そういうところが出てくると思います。そういう方向性に向けた、もう少し町長の姿勢といいますか、そういうところには町としていろいろしていくんだよと。そういう結婚のイベントとか、そういうのならもう一つの段階でしていくけれども、そういう支援事業の中ではこういう頑張るまちじゃないですけど、頑張る地域っちゅうところには、手厚く物資両面で支援するよと、そういうような考え方的な施策はないですか。

○町長（井上 章三君）

地域活動の支援事業の推進ということは、今全町的にやっているわけではありますが、これによって旧宮之城だけでなく、鶴田、あるいは薩摩地域においても、非常にこれはありがたい制度だということで、元気が出てきているというふうに見ております。

そしてまた、窓口職員の働きというものが、非常に功を奏しているところ、まだまだのところいろいろありますけれども、この役割というのは非常に貴重であるということで、また喜ばれております。

そういう中で、先ほど言われましたそれをさらにメリハリのつくような形の施策はないのかということを言われましたが、今回、景観形成という形の中で、そういうことをそれぞれの集落でも取り組んでもらいたいと。その部分においては、取り組むところには、さらに重点化できるような一つの仕組みというのも考えているところであります。

そういうことで各地域に元気になってもらいたいと思っておりますが、そういう面での取り組みと、また一方においてこの限界集落問題で私が特に思っておりますのは、今の規模であれば限界であるけれども、この規模をもうちょっと適正規模で拡大していけば、もっといろいろな協力ができ、いろいろな動ける人も出てきたりということで、これがいい方向に動いていくと。

今のままではもう本当に力を失っていくだけだけれども、適正規模への集落の再編ということをやっていくことによって、よみがえる地域もあるのではないかということを感じておりますし、それが進んでないために限界という形になっているところもあるというふうに思っております。

すので、これは強制はできないということで、いろいろ働きかけてはありましたが、こういう面に対してさらに公民館長さん、そして、会長さんたちにそういう点での働きかけをしながら、そういう再編という問題に対しても、もっと力を入れていく必要があるのではないかと感じているところです。

○川口 憲男議員

その適正規模、おそらく集落合併の言葉だと思います。適正規模ということで申されましたけれども、旧の鶴田町のときに紫尾区が3つになり、あるいは新しくなりまして湯田区が3つが2つだったですかね、そういう集落合併をしております。

私もここに町長の言われるように、果たしてその湯田のところは、まだ把握しませんでしたけれども、紫尾の実際の館長さんとか、地域の方々にもちょっとお聞きしてみました。

集落合併して、非常に8つやったですか、8集落が3集落になってきましたけれども。世帯数で100世帯、80、70戸のような世帯ですけれども、やっぱり不安は今はこれでいいんだけれども、紫尾の下集落に行きますと109世帯ある中に、108人が65歳以上であると。わけしが帰ってくるとか、望めるようなところもないということがありました。

先般、県の議長会の研修で、こういう集落問題について勉強会に遭遇いたしました。その先生も限界集落だということで、非常に悲観することはないんだと。共生、協働のまちづくりをしていく、地域がこれから何ができるかということ強くうたっておられました。

その中で、数値的に限界と呼ばれている、人員的にはそうだけれども、実際は1戸1戸当たるとそうではないんだと。まだまだ考える道はあるんだということをおっしゃっていただきましたけれども、私もこの限界集落と呼ばれる65歳以上が50%の集落を全部はできませんでしたが、一部のちょっと集落を自分なりに各戸数をチェックしてみました。

例えば、もう65歳以上夫婦がおって後継者もないとか、帰ってくる希望もないとか、そういうところもチェックをしてみましたところが、一番身近なところでは、ほぼそこは60%を超えているんですけど、ほぼ半分がその可能性がないと、跡取りが戻ってくる可能性もないし、ないかいというところでした。

しかし、町長、この限界集落とあえて呼びますけれども、この今町内の地図でこうチェックをしていきますと、やっぱりこんな表現をしたらいけないんでしょうけれども、トカゲのしっぽ切りで、次第に末端のところがそういうような状況になってきていますよね。

私が調べたところは、町内でも中心地点になるようなところで、ただ公民会長さんも非常に苦慮されています。公民館、ここ2年、3年、公民館長をするけど、次にだれに今度は渡していくか、どういう方向でしていくかと、さっき町長のおっしゃられましたリーダー育成が一番大事になってきているんじゃないかと思います。

そんなところも含めて、今後はしていくんだということでしたので、それに一定程度期待をしたいと思いますし、ぜひ町長急ぐ必要があると思うんですけども、何かの対策でいろいろ急ぐ必要があると思います。

そこで、集落営農の担い手室をおつくりになりましたけれども、これは完全に集落営農、地域の農業をどうしていくかということの作りだと思います。

一つ、ここであえて不満とかもう申し上げますけれども、これ集落営農の室も、たった農業に関することなんですよね、ほかの分野から全然今私がチェックしました面からされていないと思います。

今おる人間構成の中からその集落はどうか、あるいはそれを防除の方向に行くのか、共同作業に行くのか、そういう取り組みしかしていないと思うんです。

もう少しそこあたりを踏み込んで、やはりこういう高齢化対策、あるいは限界集落対策で、庁舎内にあらゆる課からなるプロジェクトチームを作られたら、作ってそれに対策を講じられるという考えはないか。

それは、例えば、少子化の問題で、福祉とか、健康増進、あるいはすこやか長寿課、そういう設置して、ベテランの職員を配置する。農政の面からもそういう人たちを入れる。それから、教育の先ほど教育長のあいさつにもありましたけれども、教育の問題からも、やっぱりこの少子高齢化っていうのは、学校の問題が出てきますから。複式をしているところ、あるいは地域の学校がなくなるような心配をしているところ、そういうところもありますから、そういう多面にわたるようなところの縦の流れじゃなくして、横まで含んだプロジェクトチームを作るような考えはないですか。

これは、私ども文教厚生で武雄だったですか、先般11月に研修に行きました。あそこは、こども課という課を設置されました。それは、健康増進課、何かの1つの課からじゃなくして、あらゆるそういう課から、そういう問題点を持ってきて、少子化に対する問題をどう検討するかというプロジェクトチームでした。

非常に、当面を動いてまだ6カ月ちょっとですから、完全な形は出てきていませんでしたけれども、一つの問題にみんなが取り組むっていう姿勢は、非常にいいことだったと思います。

うちのまちで、この限界集落、こういうのを打破していくためには、そういう多面に渡った縦割りのすこやか長寿課、あるいは健康増進課がするんじゃなくして、やっぱりそういういろいろな面からの対策を講じて、それにどういう対策を取り組んでいくかっていうことは、町長、非常に私は、もうここでいい返事をもらって、ぜひしていただきたい。

そのためには、また地域がどういう動きをしていくのか、さっきおっしゃった教育長の話しにも、町長の話しにもありました、共生、協働、この問題になっていくんじゃないかと思います。

そういうプロジェクトチームを編成する考えはないか、お聞きいたします。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時05分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。町長。

○町長（井上 章三君）

先ほど川口議員のほうから、それぞれの取り組みを横断的に取り組むような組織づくりをやる考えはないかというお話がありました。今取り組んでいることは、すべてがむらづくり、まちづくりにつながっていくものでありまして、当然そういうような取り組みをしている中においては、また総合調整というのをしなきゃいけない場面というのは多々出てまいります。

そういう点では、現在までも必要に応じてそういうプロジェクトの推進会議であったり、いろいろ横断的な会議っていうのは持っているわけでありまして、御指摘の趣旨はよく判るわけでありまして、今後ともそういうことも含みながら取り組んでまいりたいと思っております。

それぞれの取り組みがまだ道半ばでありますから、これをやはりある程度の成果が出るとこ

ろまで推し進めながら、そしてそういう中においてまたいろいろと横断的に考えなきゃいけない問題というのも随時見えてくるというふうに思いますので、そういう点では、そういうような努力をしてまいりたいと思っていますところです。

○川口 憲男議員

今取り組んでいるところが、単発的にいろいろ取り組んでいると。その中で総合調整は今後取り組んでいくということなんですけれども。また、一つの課題に対して、みんながそれに同じ流れで行くのであればいいけれども、例えば、農政は農政、健康増進は健康増進、あるいは社会教育課は社会教育というような面々などところがあると思うんです。

一つの限界、まあ言葉は、65歳以上集落が今後どういう形をとっていかちなれば、それについてどこに問題があるのか、どういうことが必要なのか、今とるべきことはどういうことがあるのかという、一体化をするにはやっぱり一つの課題に対してプロジェクトチームが必要だと、私は考えるんですが。

そこで、今町長のところで、一つ、目に見えてこないところちゅうのがあるんですが、町長、現実に限界集落になったら、その地域は何が困るのか、そこあたりはちょっと把握されていますか。

○町長（井上 章三君）

限界集落という言葉が表現しているように、それはもういろんな面で出てくることだと思います。高齢化が進んでいく。そして、数も少ない中において動きがとれなくなってくるということです。病気になったり、あるいはまたいろんな地域活動をするにおいても、リーダーの問題にしろ、いろんな意味で不都合が出てくるということだと思っています。

○川口 憲男議員

まあ、余りこう正式、正式ちゅうことじゃないですけど、単発的に申し上げますと、今の葬祭場がJAとか個人でされていますけど、多くの集落というのは各班ごととか、集落で一緒になって祭り事をされていると。

そういうところになって、そういう機能がもうできなくなるとか。例えば、今町の作業班で集落清掃を、いろんな高い所の道路のやぶを払っていただかないかいということとされていますけれども、町長、さっき申されました共生、協働のまちづくりを進めていく中では、地元でできる点はほんなら地元でしていただきましょうと、そういうところになれば、そういう共同作業もできないわけですよ。

先ほど、集落営農のところでも出ましたように、集落営農も単発に考えれば荒廃した、荒廃したちゅうことじゃないですけど、今遊休地の田畑を払っていく。そのところになって、その集落が一段とほんならまとまりをしていきましようやと。

ところが、70歳、75歳になったときに、刈払機を払ってないかいちゅうたときに、そこに何町歩も払えるような状況にならないと。もう目に見えてそういうところが、次第に出てくる場所はもう目に見えとると思うんです。

そういう農政にあっては農政、あるいは担い手室にあっては、なぜ集落営農がそこまで進まないかとなったときには、やっぱりそういう地域の実態、個々の地域があると思います。

先ほど申し上げましたように、末端の集落じゃないですけども、まちの中心にあってもそういう高齢化の進んでいるまちの人たちいらっしゃいますけども。その人たちでも言われているところが、水路の整備ができないんだと。あるいは結いをされますけれども、もうそれも、結いの形もできていかないんだと。そういう現実、本当に今困っている実態が集落にあるわけです。

そこあたりを、そういう各課いろんなところが持ち寄って、それについてどういう結論を出していくかという具体的なところを出していかなと、限界集落に対する取り組み方も薄れてくるんじゃないかと思います。

だから、具体的にそういうところが、限界集落の悩み、それからそういう何が困るか、そこあたりをやっぱり町長が自分の体で知るちゅうか、自分の心で、実際このまちはこういうふうに苦しんでいるんだよと、こういう集落はこういうので苦しんでいるんだよ、ということ把握されとって、これは行革と反対の方向に行くかもしれませんけれども、まちの進む方向としては、早くに解決しなければならない点と私は考えております。

再度もう一回、限界集落になって何が困るか、本当に私自身もうあした心配ちゅうような考え方を持っているんですが、町長がそこまで認識されているのか、ちょっと再度伺いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

町長がどう認識しているかというよりも、こういうような実態というものを自分たちの集落が抱えている場合に、それに対してやっぱり集落の皆さん、あるいは議員の皆さんはまたそれぞれの地域に対して目配りをしておられると思うんですけども、そういう地域の中でこの実情をどうしていくかと。

それで、このままで行ったらどうなるか、そしてそのために自分たちでできることと、あるいはまた地区でもって相談をしながら、もっと改善策を図らなきゃいけない面と、そして行政でまた取り組んでもらわなきゃいけない面という、その自助、互助、公助という、こういうようなそれぞれの役割というものを下のほうから積み上げていかないと、それをすぐ行政が行政がというふうに余りなっても、これは地域づくりというのは進んでいかないとというふうに思っています。

そういう点で、この問題に対しましても、今回集落の公民会長さんにしろ、公民館長さんにしろ、また人選の中で新たなスタートをされる所もあると思いますが、そういう研修の中などでも、やはりそういう実態の中で、これからの地域づくりをどうしていくかということに対して、さらに将来を見つめながら検討を進めてもらいたいと。

そういう中でまた、行政としての役割というのを、打ち合わせをしていくことも必要になってくると思うわけでありまして、そういう点で、まあこれはそれぞれの役割が機能しながら、今後進めていくことだろうというふうに思うところです。

○川口 憲男議員

町長と言わずに井上章三さんと言ったほうが答えになったのかなと思うんですけど、今対面していますから町長と呼ばずに井上さんと呼ぶのは不都合があると思うんです。

町長が自分の心の中で、今のこの限界集落に対しての思いはどうなんですかということ言ってるわけですから。

今答えになられたことはそりゃあ本当なんです。本当ちゅうかそれが実態なんです。集落が共有して持っていかにやならんところもあるし、あるいはそれに町がどういう、最初も申し上げましたけれども、物資面とか、いろんな面でどういう、町はその集落、あるいは区に援助できるかとか、いろんなどういいう手助けができるか。

それに行き着く前には、町長。いろんなことでその集落なり、区が抱えている問題を、町長は町長なりに自分なりに、私は私なりに、把握しとかんと、うちのまちが抱えている、いろんな集落が抱えている問題をある程度把握しとかんことには、そういう私が今申し上げるプロジェクトチームを作っても、ただ広げた状況であって、うちの限界集落の対策はこういうふうに各課におろされてもいろんな形的に、あるいは集約してこれないと思うんです。

極端な話を申し上げれば、うちの上川口集落でしたら79戸数あって37.何%ですけども、その限界集落の対策が。37%で今喜んでいいのか、今うちの集落に何が不足しているのか、これから何をカバーせんないかんのか。そのためには、担い手室長もおりますけれども、集落営農もどうにかして立ち上げんといかんと、あと5年後にはこれがどうなるのか。

そこあたりはトップとして一集落ないかいじゃなくして、一さつま町としてどういう実態なのかということは、町長ももうちっと心にとめるちゅうか、実態を各関係からでもしてほしいと思います。

いろんな新聞、情報、記事とか見ますと、町長のおっしゃるお互い集落住民が自分たちの問題を、集落の問題を共有し、そこからどういうことができるか、あるいは我々にできないところをどういうふうにして区、あるいは町に願うのか。

そういうところが、この限界集落から立ち直るということはおかしいですけど、それを克服することができる方法じゃないかと思います。

行き着くは災害問題、一昨年しましたけれども、極論に考えればやはり町の70%近くを占める山林が荒れて保水能力がなくなったら水害来ますよと。これは全町的に言えますけど、そういうのにどういうふうにはんならこの地区で里山開発、里山の姿を開発していくか。そのためには遊んでいる、遊んでいるちゅうか、遊休農地の工夫をどうするか、それは農政のほうに呼びかけをされたり、あるいはまだいろいろあると思います。

また、先ほどの議員の質問にもありましたように、例えば、文化財のいろんなのがあって、それを進めていって、この集落、区を活性しているところがあると。しかし、それも限界集落になりゃあできなくなるわけですから、やっぱりそこあたりをもうちょっと心を入れて、うちのまちはどういうことをしていかんと、5年後の姿とか、私は5年後じゃもう長いと思うんですけど、3年後には今のパーセンテージを克服できるよとか、いろんな点ができてくると思うんですけども。

そういうのに対して、確実に数値を上げなさいちゅうことじゃなくして、先ほども申し上げましたけれども、議長会の研修に行ったときにも申し上げましたけれども、集落の65歳以上の人たちが住んでるところが、家の近辺には跡継ぎいないけれども、町内にはどこかに住んでいるとか、あるいはそこにはいないけれども、川内市に今ちょっと間借りしてるとか、そういう調査もできるのも、やっぱりそういうプロジェクトを作ってしていかなことにはできないと思うんです。

私たちが、議員の方々をお願いして、お宅の集落をないかいして集約っちしても相当エネルギーが要りますけれども、それができていくのがやっぱり行政の今の職員の優秀なあれを使って調査していくことが、そのプロジェクトを作っていくことじゃないかと思います。

大きな問題には、きょうかあしたのほうの中にも出てきますけども、集落で防災組織、いろいろ町長、いろんなところで防災促進を確立するんだちゅてきて、災害のときにもおっしゃいますけど、個々の集落でいろんなことをされております。

それから、福祉課だったですか、福祉のほうでしてる近隣ネットワーク、こういうのを使った対策もある集落の方はしていらっしゃいます。しかし、それは今回も申し上げたいと思ったんですが、それを私より詳しく勉強している議員さんが質問されると思いますので、そっちにお任せすると思いますけども。

その限界集落と呼ばれるところの公民館長さんたちはあらゆる形をしています。集落営農にしても、それから自主防災組織にしても、そういう近隣ネットワークにしても、高齢者の方々が何かが起こったときにボタンを押せばどこかに集中して、それが意識ができるちゅうことをやってらっしゃる方もおります。その方に聞きますと、もう福岡の辺からそのまちには視察が来てる

ということもいらっしゃいます。

そういうことを考えると、一体化したそういうプロジェクトの構築が私は望まれます。再度町長に考えをお聞きしますが、そういうところを踏まえて、早急に設置してくださいとは申し上げませんが、早い時期に形が見えるような方向性を出すには、そういうプロジェクトが必要と思うんですが、再度御意見をお聞かせください。

○町長（井上 章三君）

それぞれの市町村ではそれぞれの歴史、また課題を抱えながら、いろんな取り組みをしておられると思いますが、私たちのまちは私たちのまちなりにいろんな課題を抱えながら、今一生懸命、各分野において取り組みを進めております。

そういう中において、必要に応じてまた私たちのまちなりの取り組みはやっていかなきゃいけないと思っておりますので、御指摘の点は参考にさせていただいて、今後この限界集落という、こういうことも当然視野に入れながら、今後のまちづくりに向かっては、さらに努力をしてまいりたいと思っております。

○川口 憲男議員

私は、よその町村のことを言った覚えはないんですけども、町長。よその市町村はどうこうということを私は1回も言ってないんですが。これを行われているのはうちの町内の集落ですよ、把握してらっしゃらないでしょうけれども。

その集落内の一集落はそういうことをしてるんですよことを申し上げているんです。近隣ネットワーク的に近い、近隣ネットワーク御存じですよ、福祉課のほうで近隣ネットワークのああいうのもされております。福祉を通じてかな、されておりますけど、一人の倒れたときにブザーを鳴らしたら、近くの3人の人の家の防犯無線にスイッチが入るんです。そういう装置をしている集落もあるんです。それを自主防災組織もそういうふうに使われています。

詳しくはあとでその詳しく調べた同僚の議員の方がおっしゃると思いますので、あえてしませんけど。

そういうふうにして、参考にさせていただきますちゅうよりか、私が申し上げたから参考にするちゅうんじゃないかと、早く取り組まんと少子化対策も先ほどの結婚対策も実のあるものも何もなくなるんじゃないかと思えます。

その意味で、ぜひ私の考え方を参考じゃなくしてもいいですから、ぜひ庁舎内で取り組む姿勢をしていただきたいと思います。そうすることが、集落営農のほうにもプラスになって動くと思います。ぜひ前向きな検討をされるように要請して、私の質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、11番、楠木園洋一議員の発言を許します。楠木園議員。

〔楠木園洋一議員登壇〕

○楠木園洋一議員

4番バッターということで、ごろ合わせで町長の決意ある答弁をお願いいたします。

先に通告いたしました2点について質問いたします。

財政運営の健全化策について、財務諸表の作成、活用等を通じて資産、債務に関する情報開示や適切な管理をするとともに、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産、債務改革の方向性と具体的な施策を策定するため、未利用の財産運用の活用についての考えを伺いたい。

2点目、分譲住宅団地の販売策と地元建築業の活性化策について、分譲住宅の未分譲住宅団地が多く、町政の大きな課題の一つである。また、住宅着工の減少、また、大手ハウスメーカーの

進出などで、まちの産業でもあります建築業の衰退が見られます。

地元の業者と連携した住宅団地の分譲策と個人住宅の着工を、促す町としての支援策はないか考えを伺います。

これで1回目の質問を終わります。

〔楠木園洋一議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

楠木園洋一議員の質問に対して回答してまいります。

財政運営の健全化対策の一環として、未利用地の財産活用についてという質問ですが、この件につきましては、地方財政が厳しさを増す中で、行政改革の中でも自主財源の歳入確保対策として位置づけ、町有財産の活用及び処分などにより取り組んできております。

現在、山林を除き普通財産として管理している土地は110件で、このうち100件は県、あるいは公民館用地等として貸し付けておりまして、利活用が図られております。残りの10件につきましては、未活用でありまして今後売却を含めて処分をしていく考えであります。

2番目の分譲住宅用地の販売策と地元建築業の活性化策についてということであります。

本年2月末現在における住宅団地の未分譲、未契約となっている区画数は、全体で6団地57区画となっております。それぞれの団地が早期に完売し、建築も地元業者に携わっていただければ、地域経済振興にもつながり一番望ましいと思っております。

しかし、住宅建築の現状としては、個々の好みがあったり、資金の借入れ手続、建築設計等の手続など、ハウスメーカーが代行して行ってくれることもあり、比率的にはハウスメーカーによる住宅建築が多数を占める状況であります。

合併前、宮之城地域においては、平成16年度において建築業、製材業、左官業、水道工事業、設計事務所等の住宅建築に関する事業者有志によります宮之城町住宅産業振興会を設立され、佐志ニュータウン1区画に2分割した建売住宅の販売が行われ、その後も2区画3棟で計画されておりましたが、投資コストがかさむ等の課題もあり見合わされた経緯があります。

現在は、この振興会も活動がなされていない状態であるとのことであります。

町内の建築業者や個人の大工さんは、団地状況を承知されていると思われませんが、今後さらに広報紙等を通じて情報提供に努めてまいります。

また、個人住宅の着工を促す支援策はということですが、助成金を伴うような支援策については、現在の財政状況ではなかなか厳しいものと考えております。現在、分譲型の区画に対する賃貸制度の適用も行っておりますことから、当面あらゆる機会をとらえ情報発信やセールスを行い、早期処分に努めてまいりたいと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○楠木園洋一議員

未利用地が10件ということで、未利用地も財産の売却について、この規則の14条に公有財産は3年ごとの年に評価をして、公有財産台帳に価格を改定しなければならないとなってるんです。

それで、今全国ちゅうか、別な所でそれをよくするために、町財政財務の情報公開に積極的に取り組むために、財務内容を正しく理解していただく、町民に判るように、新しい財務諸表の作成が求められているということです。それで、地方公共団体においても財務内容を明確にする貸借対照表を作成する機運が高まりつつあるということです。それで、バランスシートの作成を国をはじめ多くの団体が導入を検討しているそうです。

日高議員のあれでも事業評価制度を検討していくということでしたが、本町でも導入を検討していく考えはないか伺います。

○財政課長（二階堂清一君）

質問にありました公会計制度の見直しとも関係してまいりますが、バランスシート、そういったものを含めて住民のほうに財政運営の状況を明らかにするっていうのが、もう早晚始まっています。大きなまちは来年、再来年ぐらいから始まっていますが、さつま町の場合は平成23年度からこの情報公開が義務づけられております。

ですから、そういったことについての作業も進めなければいけないということで部内では協議しておりまして、バランスシートの公表ということも当然考えております。平成23年度からであります。

○楠木園洋一議員

先ほどバランスシートは23年からですか、していくということで、我々もちょっと見たら、財務のあれは判らないです。平米数だけ書いてあるもんですから。幾らだけの評価というのが判らないんですから。

それと、さっき町長が言いましたけど、10件の未活用を売却していくと言われましたけど、町有財産を売却していくためには、どのような方法でされていくのか。

○財政課長（二階堂清一君）

町有財産を売却する場合は、地方自治法、それからそういった関連法令に照らし合わせてずっとやっておりますが、最初に払下げ申請書なるものが出ます。そのあと、部内組織で不動産価格評定委員会を立ち上げておりますので、その中で処分方法、それから単価、そういったものを決めて処分する方法をとっております。

○楠木園洋一議員

これを見ますと、不動産のその委員会、内部だけですよ、11名。それで、この価格を決定されるという、内部だけでいいのか。この前の土地の評価を見ましたら、土地家屋調査士なんか一般的に見た価格と、この内部委員会が提示した価格は5分の1ぐらいの価格なんです。これに対して、やっぱり外部のこういうことは考えられないか。

○財政課長（二階堂清一君）

評定委員会につきましては、もう当然いろんな部署の課長が集まってきますが、私たちの場合は、税務情報としまして固定資産を評価する場合、かなり綿密に作業をしました固定評価の価格を持っておりますので、それを参考にして決めています。

客観的に見て不動産鑑定士が価格を出した評価ということになります。ですけれども、非常に中心部に近くて、一括して何千万単位といいましょうか、金額の大きなものになれば、当然そこにはもう別に不動産鑑定を入れなければいけないというふうに思っております。

○楠木園洋一議員

それはまあそうですけども、この価格をした場合、町有財産を売却するわけですよ、そしてこの固定資産で、その販売価格において設定されるのか。

○財政課長（二階堂清一君）

財産処分の場合は、一応の評価額を決めますが、基本的には競り売りでありまして、競り上がりの方向で決めます。

ですから、それで一番価格の高い人が譲り受けるという手法をとっておりますので、評価に比較してどうこうということもあるかもしれませんが、一般的には公募による競り売りの方法でやっております。

○楠木園洋一議員

価格はそうですけども、取得価格に対して税金の評価をどうされるのか、税の評価です。高ければ税が高くなるとか、町有財産だからもう税がないとか、どちらですか。

○財政課長（二階堂清一君）

不動産取得税の話になっていきますが、それは評価額、固定資産税の評価額の何倍という形で不動産取得税は来るというふうに思っております。

○楠木園洋一議員

私は、その価格に対してじゃっと、そう考えたものですから聞いたわけですけど。

それと今、安い町の未活用の土地なんかを買って、土地転がしとか、転売とか、そういうのがいろいろテレビで出ますけれども。

やっぱり町の財産を、これ12条になってますけれども、この転売で、幾らか差益を儲けるということなんかの、そういうのは見られたらどうなんですか。

○財政課長（二階堂清一君）

一般的にまちのその物件といいますか、その土地の評価が一年一年上がっていくということであれば、そういった事例も発生するかと思っておりますが、このまちは、非常に土地固定資産税の評価といいますか、それが長期にわたって非常に低落傾向といいますか、そういった状況でありまして、そういったことは発生しないと思っております。

そういったことを予防する上からも、契約の中でいろんな条件をつけ加えます。それとあわせて、短期譲渡という形で5年以内に処分されますと、不動産取得税が非常に多額になってまいりますので、今そういった町有地に絡む土地転がしということは発生していないと思っております。

○楠木園洋一議員

町長に簡単な決意と思ったんですけど、担当課のほうとあれになりました。まあ、この件につきましては、やっぱり住民から批判の発生と信頼感が喪失にならないように、行政が特に配慮して対応に当たられますように。1点目はこれで終わりますけれども。

今度は2点目です。ハウスメーカーが多い。57区画、いかにして売れるかちゅうことで。

まずこの佐志ニュータウンですか、一番残っているわけです、37戸。まあちょっとそのの住民にも聞いたんですが、温泉団地は高過ぎるち、手が出ないとか。それと便利が悪いち、定住促進プロジェクトですか、いろいろありますけれど、やっぱり何かフォローとか、一番ネックになっているわけです、温泉団地がです。

それで、普通の人なんかは手が出ない。買いたいけれども買えないとか言われますが。それで、よその町のところは温泉団地を温泉付きの権利を100万ぐらいで売って、その価格を下げているという所があるんです。

我が町は、そういうことはできないのか。何戸数か残っている、後々も問題になると思いますけれども、そのような考えはできないものですか。まあ売れないのを取っておくのか、どうかしてあるのか。

○定住促進室長（北原 美義君）

今売れないのを取っておくとか、そういう考えは毛頭ございません。温泉付きにしましても、温泉プールの余りを活用して温泉付きの住宅団地の造成を付加価値の要望のあるものを、ということで造成されたものと思っております。

温泉付きにしましても、かなり格安でできていると思いますが、配湯のタンクとか、配管等の関係で温泉住宅の価格については少し高くならざるを得なかったということでございまして、

造成原価を含めての金額ですので、特に高く売っているという意識は持っていないところでございます。

○楠木園洋一議員

高く売ってないつもりだということですけど、買う人はちょっと高過ぎるということです。

それで、私の提案ですけれども、今団塊世代をねらったターゲットとしていろいろあるんですけど。この前、2地域住居ということで、住居と畑が一緒についている所があるんです。そこなんかは3億円の効果があつた。やっぱりあそこはもうちょっと便利が悪いし畑もないし、やっぱり遊休農地があつたら、そこまで貸してセットで売り出すような企画というか、そういうことはできないのか。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

この団地処分の問題でございます。団塊世代対策の一環として、そういう農地を含めた形での処分というのも一つの手法ということの御提案でございますが、現在ございます温泉団地につきましては、農地の適用を受けておりませんので、そういうことで農地としてほかに求めてということになりますと、現在の財政事情からすると非常に難しい部分がございます。

ただ、対策としては、やはり各団体の取り組みによっていろいろ取り扱いが異なっております。従来から議会でも団塊世代対策の問題についていろいろ御指摘なり、そういう要請なりがあるわけでございますが、現在は本町として今後の10年後、20年後を考えた場合に、その団塊世代対策にそれだけ投資をして、その効果があるのかということが一番考えまして、定住対策で若者の定住対策ということを重点的にやっているということでございます。

若者といいますと、やはり100人残った場合には、将来的に、例えば80歳、90歳結婚すれば、例えば家族が増えて人口増対策につながっていくと。現在の全国の過疎数というのは、いわゆる国内では48歳の面積が過疎地であると。その中で、住んでいる人口というのは6.3歳しかないということでございますが、先ほども論議がございましたが、そういう限界集落対策を含めて、若い人たちに一人でも残ってもらおう、そういう方々がやはり中心になって、地域活動なり地域振興なりを中心になってやっていただくと、いうことが一番ポイントになってくるんじゃないかということで、これは私どもが、こういう短期的に取り組んでいる問題ではございません。やはり将来を見込んだ形での対策というのが重要であろうと考えております。

当然この団地も現在は、若干売れ行きが悪くなっておりますが、これも一つにはブームの問題もございまして、こういう経済情勢でございます。一時は団地の要望というのも非常に強く出されておりましたが、結果的にタイミングが悪かった関係で現在売れ残っているということでございますが、やはりそういう部分については、町内の経済対策、あるいは国内の問題もあるわけでございますが、そういう本町のそういうものづくり企業振興懇話会、こういう企業の中にも本年度もまた採用される若い方等もいらっしゃるようでございますから、あらゆる手段を含めながら、こういう処分については検討をしてみたいというように考えておるところでございます。

○楠木園洋一議員

まあ、いろいろあると言われますけども、そこをちょっと克服していかないと。この前は、どうですか、虎居のまちづくりの報告を見ましたら、虎居の辺にも園芸団地が欲しいと、そういう意見が相当あつたんです。やっぱりそういう人たちとタイアップして、未利用の農地なんかあるわけです。

そこをしていかないと、国がどうだ、ああだじゃ。そりゃあ、もうせっかくこれは定住促進プロジェクト、まあ定住はしたけれども、せっかく定住するちゅうて、企業誘致をして、せっかくして、それで団地が遊んでる。やっぱりそこまで踏み込んでいかないと、もうこうだから、こ

うだからじゃもう全然進歩がないわけです。

この前の新聞に団塊Uターンの事業に対して種子島でしたか、町営住宅を作るち。そして行政は試算したら残るち。それぞれ、財政的赤字だからそういうことは言えませんが、やっぱりどこそこ、福島県の泉崎村も、むらの活性化のチャンスとして取り上げて、田舎暮らしを楽しもうち、やってるわけです。やっぱりそこまで踏み込んでやってもらいたいと思います。

それと、先ほど町長が地元業者等とやったらできなかった。いろいろ言われますけど。それでこの前の岩元議員の質問に対して、民間活力もできるだけ活用して取り組んでいけるちゅう、やっぱり会社と連携するような形で民間活力の推進を図っていく必要があると考えていると言われましたが、1回やってダメだったから民間が、せっかく地元の業者が相当いるわけです。

今、地元業者も、まあ1軒の家を建てるのに20業者ぐらい入るんだそうです。そこにやっぱりちょっと活力が出るんじゃないかち。そこでもう少し金がないから、やっぱり税制面もですけども、何かこう活路とか、せっかくいいスタッフがいるわけですので、ここをどうして、地域経済も今工業だけですよね、大企業も地元の大工さんたちは、中小企業とか仕方ないかもしれませんが、やっぱりそこまで踏み込んで、20業者、1軒1,600万の家作ったら、まあ40坪。そこをちょっと切々と思うんです。まあ、いい木もあるし。

それで、その活用策を1回やったから、またこういう取り組みとかやったら、せっかくこうやっていこうという人たちもいるわけです、民間で。それで、やっていってもいいけれども、税金は高うしてこうもうできんちゅうもんですから、やっぱり何か方策ですね、町長の決意のこうやろうちゅう、そういうのをちょっと聞いたら活力が出るんじゃないかと思うんですけど、そういうことはもう再度ないでしょうか。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

ただいまの問題でございますが、先ほど町長からも答弁がございましたように、旧宮之城町で取り組んだ経緯がございます。これが、現在は活動が余りなされてないということでございますが、今御提案のあった部分については非常に重要な部分でございますから、再度またそういう組織に対しては、こちらのほうも強く呼びかけをしてまいりたいというふうに考えております。

○楠木園洋一議員

まあ検討していただくようにしまして、今国が200年住宅として法案をして、固定資産税と不動産取得税とか登録免許料は軽減されるとなっております。やっぱりそのために、地元の業者で地元の木材を使って200年住宅、勧めるようなそういう検討を、検討、検討も検討ですけども、私もこう考えたんですけど、いかにして事業者を動かしていかないかんちゅう思うんですけど。せっかくもう今森林管理署、それと森林組合も合併して、それとまた職業訓練校もあるわけです。それでまた地場産業で森林の活性化にもなるわけです。やっぱりそこまで踏み込んで考えていっていただくように。

それと、今後木材の輸出が始まるわけです。そうしたときに本来の地元の業者が地元の木を送って、大工さんたちもやっぱり海外に進出するために、そのために地元業者も後継者がいないとかいろいろ出てきてるもんですから、まあ定住プロジェクトいろいろありますけれども、やっぱり地元の中小零細の商工業も生かしていただくように。

それと、また市来議員があとで庁舎のあれを言いますけれども、地元の木材を使って、地元の大工さんたちが将来に残るような庁舎の建築、大工さんたちと話したら、そういうプロジェクトだったら地元も頑張ってよかなちゅう、そう考えております。まあ、そのようなことはあとで市来議員が質問しますので、答弁は要りませんが、そういうことを要望いたしまして、答えが出ませんが、早目に終わらせていただきます。

○議長（濱田 等議員）

それでは、次は、26番、内之倉成功議員の発言を許します。内之倉議員。

〔内之倉成功議員登壇〕

○内之倉成功議員

私は、またおまえは豚かと言われるかもしれませんが、環境問題についてお話ししたいと思います。

町長の考えを伺いたいと思いますが、今私たちのまちは、本当に畜産が進んでいます。ですけども、町長のこの前の施政方針にもありますように、環境美化というのをきちんとうたってらっしゃいますけれども、私たちのこの地域のいろんな畜産関係についての公害については、全く触れられていません。ですから、この問題については、あとの項目ごとに追求していきますので、よろしくお願いしたいと思います。

町内には、産廃処理施設、大型畜産施設などが営業を行っていますが、今悪臭、汚水の苦情を聞く。どのような指導をしていく考えがあるか伺いたいと思います。

2点目に、今後新しい畜産施設の計画がありますが、町長はどのような姿勢で臨むのか、基本的な考えを伺いたいと思います。私たち地域住民は、本当に真剣にこの自分たちの生きていくことを念頭に置いてお願いしているわけですから、町長の本当に回答をお願いしたいと思います。

3番目に、田原地内で計画されている豚舎建設計画予定地の土地売買契約の12条のただし書きにある事前承認の条件について、町長の判断ではどうでもできるというような一つの条項があるようですけれども、この問題についても細部にわたってお尋ねしたいと思いますので、よろしく御回答を願いたいと思います。

1回目の質問をこれで終わりたいと思います。

〔内之倉成功議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

内之倉議員から、この環境対策については3回目だと思いますが、質問をいただきました。

第1点目のこの悪臭、汚水の苦情に対して、どのような指導をするのかというお尋ねであります。

一般的に悪臭についての苦情がある場合のほとんどは、畜産関係が主であると認識しております。そういう場合に、畜産係と環境係が一緒になって、原因者になっているお宅を訪問し、適正な対応をするように指導しております。

また、さつま町内の一部に設定してある悪臭の規制区域の見直しを行い、改善勧告や改善命令などを町内のすべての地域で行えるようにすることも考えております。悪臭の規制区域というのは、旧町時代に宮之城においては、屋地、虎居地区に対して規制がなされていると。それから、旧薩摩町全域で規制がなされているということがありますが、これを町内全域で行えるようにするという考えを持っているところであります。

次に、汚水についてですが、事業所によっては水質汚濁防止法の適用を受けるところもあり、その事業所は定期的な水質検査を実施し、また、県も抜き打ち検査を実施するなどしておられます。また、水質汚濁防止法の適用を受けない事業所には、公害防止協定書、または環境保全協定書により環境基準の遵守をお願いしているところであります。今後も関係機関と連絡をとりながら、適正な対応をしてまいりたいと思っております。

それから、2番目の今後新しい畜産施設の計画もあるようだが、町長はどのような姿勢で臨むのかということであります。

この新しい畜産施設の計画というのは、今度平川に進出を考えておられる大規模な畜産施設のことを指しているのでしょうか、ちょっとそこをはっきり言われなかったですが。

このことにつきましては、町としての基本的な考えとしては、この畜産振興というのは、町としての農業振興を推進する中で主要な政策の一つであるということは、これはもう確かなことであります。

議員も御承知のように、農業総生産の半分以上を超える収入というのはもう畜産部門が担っていると。まさに農業を今支えているのは畜産だといって過言でないわけでありまして、この振興というのは、これは町としても重要な施策の一つになっております。

しかしながら、この周辺の住民の方々は、大規模な畜産施設の建設といいますと、臭いの問題であったり、ふん尿の処理などに対して不安を抱かれるというのは否めない面がございます。また一方、畜産農家、あるいは農業法人等の方々においては、この問題に対して土着菌等を利用した臭い対策など、いろいろと最善の努力や改善を行ってきておられるというところが増えてまいっております。

このようなことから、まずはそういう新しい施設の建設計画があるという場合に、その畜産農家とそれから地元の方々が十分な話し合いを行い、そして説明を聞き不安や問題を解決をしながら、合意形成が図られていくということが望ましいと考えております。また、町といたしましても、十分な話し合いが行われ、合意できる状況になれば、環境保全協定書等を結んで将来に対する不安が防止されるように、今後とも指導調整をしていくという考えをしているところであります。

現在、この農業法人の団体におかれましては、区の公民館長さんを中心とする役員に対して計画概要の説明が行われていると。そしてまた、具体的な計画づくりを進めながら、地域の住民の理解が得られるように説明、協議を行っていかれる計画だというふうに聞いておりまして、農業委員会、あるいは地域の区長さんを中心とする地域の方々と、これは協議を進めていくというふうに聞いております。今後、どのような状況にこれが進んでいくのかを注目していきたいと思っております。

それから、3番目に、田原地内で計画されている豚舎計画予定地の土地売買契約書の事前承認の件についてということでもあります。この契約における事前承認につきましては、条文にありますとおり町から買い受けた土地を他人に譲渡、または第三者に貸し付けようとする場合においては、事前に町の承認を受けなきゃいけないというものであります。

今回の田原地内の土地売買におきましては、2名の方から第12条により第三者に貸し付ける旨の申請書が提出されております。また、借地をしようとする者も現状を変更する場合、承認を受けることとされておりますので、あわせてこの申請書も提出されております。現在は、地元との関係で承認の通知はまだ出しておりませんが、承認する場合、環境保全協定書の締結の必要性を明記して出すということになるだろうと思っております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○内之倉成功議員

私は、この公害問題という大きな項目の中で、3点ほどの問題について質問していきたいと思っております。

今回、宮之城の山崎の荒瀬の環境化学の産廃分別工場についての污水対策はどのように住民と企業の話し合いに対応を考えているか、町長のお考えを伺いたいと思っております。

○町長（井上 章三君）

これは、今までの経過でありますので、担当課のほうから答弁をさせたいと思っております。

○環境課長（日當瀬修二君）

環境化学と荒瀬地区の汚水の関係でございますけれども、昨年9月から地元のほうが廃棄物処理施設対策委員会というのを設立されて、この委員会の中でこの問題については話し合いをやっていくということをお聞きしているところでございますが、今までも何回ともなく水が濁ってくるとかということで我々のほうも連絡を受けまして、現地のほうに出向いて行っております。

その状況等を確認しまして、業者のほうに注意を施しているところでございますけれども、なかなかこれが解決できないということで、今現在、業者のほうと話をしているところでございますけれども、この汚水といいますか、この対策といたしまして、一応工場の出口の所から荒瀬川まで一応パイプを引いて、工場から出る水を荒瀬川のほうに持っていくということで、会社のほうとしては考えているということをお聞きしております。

距離的にちょっと大分あるもんですから、単年度で工事ができないということで、複数年度かけてやりたいというようなことで、環境化学の社長のほうからもお伺いしているところであります。

○内之倉成功議員

今、環境課長のほうから説明がありましたけれども、私は地区民の要望で、2月の26日だったと思うんですが、すごい雨が降って、この現場を地元の方と見たわけですが、現地の用水を確認したんですが、汚濁と水が流れていたここに（資料を示す）汚水が、へどろ、土砂などをサンプルとして採取したわけですが、これは環境課長のほうにも固い部分については出しています。

そういう中で、本当に地元としては水田の問題が大変だと。とにかくきれいな水にしたいというのが地元の要望なわけですが、

私は、そのときに実はこの26日の日に収集した分ですけれども、これは私と地元の方と二人で現場を見て歩いて採ってきたわけです。だから、そういう形の中で、この汚水は、用水路を流れている所で採ったわけですから、今先ほど課長がバイパスの何かあれをつけて井堰の下に落とそうとなると、川内川にそのまま流すということになると思いますが、そういうことが本当に環境面で良いのか、というのを私は疑念する一人であります。しかし、これは業者との話し合いの関係ですので、私がとやかく言う筋合いはないわけですが、地元としては全く公害を出さないでほしいと、だから水田をきれいな水で米を作りたいという、これが大きな願いです。

この工場について反対という部分は、5年ほど前だったですか、4年ほど前だったですか、永福明治郎さんが会長をしまして、この問題について真剣に取り組んでおられたわけですが、これはとにかく阻止できなかったということは事実であります。

こういう中で、私は彼から、「とにかく成功、頼むでと。荒瀬の田んぼをきれいな水で作りたいと、米を作りたい」というのが彼の願いでした、最後の。そういう形の中で、荒瀬の有志の方から話を聞いて、この問題について一般質問してるわけですが、これについては、山崎の議員のほうにもお願いしたんですが、今回は私にということで今やっているわけですが、やはり地元の議員がやるのが一番いいと思うんですが、私もこの公害の問題については、今回の養豚の問題と同じく、この公害だけはぜひ出してもらいたくないというのが私の信念であります。

そういうことから、この廃液についても本当に汚水を放置した場合、荒瀬の水田は耕作できなくなるというのは、今現在1反8畝の水田がこの廃液の放水で作らなくなっています。もう今後田んぼは作らないという形で、今耕してありますけれども、この水田についても亡くなられた永福さんの水田です。

そういう形の中で、今回私はそういう廃液を流さないという業者のほうの約束ができれば、荒瀬の皆さんも納得されると思うんですけども、現在の段階ではまだ協定書もできていないという状況であります。

ですから、私たちが4年前に調査したときは、はっきり申しましてビニールを分別の場所だということで、議会でも文教委員会で調査したことがあります。そのときには、県内の一部のものだという一つの話聞いていたんですけども、最近は九州一円から集めたビニールのくずだということをはっきり聞いております。そして、あそこでは、燃料としての固形燃料というものは作らないという話だったわけですけども、現在はその場所で固形燃料を製造されております。

ですから、荒瀬の皆さんについては、全くそういうのは話がなかったと言ってらっしゃるんですけども、中にはそういう形の中で行政側との話し合いというものもあったと聞くんですが、そこいらはどういう形でこうなったのかをできれば町長のほうでも、もう1回環境課でもいいんですけども、お聞かせ願いたいと思います。

○環境課長（日當瀬修二君）

固形燃料の関係でございますが、地元のほうには説明がなかったということを今おっしゃったわけでございますけれども、これは19年2月8日に、荒瀬公民館のほうで一応川路産業の方2名、それから町側が2名、それと荒瀬の住民の方々が32名集まっていたしまして、住民説明会を行っておりますが、このときにRPF、固形燃料の製造の施設を作りたいということで、内容の説明が川路産業のほうからなされているようでございます。

○内之倉成功議員

今、環境課長のほうから説明があったと言われますけれども、私は地域住民のそれぞれ環境対策委員会という、この10名でできてるわけですけども、亡くなられた永福さんからはそれを聞いてません。ですけども、課長がおっしゃるとおり説明されているんだとすれば、その公害を出していないという、そういうあれは環境課とはそういう話し合いがまだなされているんですか、いないんですか、お聞かせ願いたいと思います。公害については確認をされているのか。

○環境課長（日當瀬修二君）

その公害といいますと、汚水のこと。

○内之倉成功議員

ええ。汚水の、公害はまだ出てませんけれども、実際問題として水田は、もう1反9畝という水田は全く作れなくなってますので、見ていただければ判ると思いますけれども。そういう一つの今後の流れの中で、話は23日の日に話をするようですけども、23日に話をするということですが、そのときには環境化学、荒瀬の公民会、それから行政、この三者で、今後この問題、そういう汚水が出ないような対策というのを取り決めるという約束ができますか。

○環境課長（日當瀬修二君）

今度の、今月の23日は荒瀬公民会の年末総会ということで、一応地元のほうからは、町のほうに来ていただきたいということで、一応要請は受けております。この間ちょうど委員会がありまして、総会に我々町とそれから環境化学の社長も同行しましょうかということで、こちらのほうから提案しましたところ、今回の年末総会には町だけでよろしいと。今までの経過について一応、住民の方々に説明をしていただきたいということで、一応要請が来ております。

それから、先ほどビニールが九州管内から来ているということをちょっと言われましたけれども、一応環境化学のほうに聞いてみますと、今山崎にあります環境化学のほうには、一応県内だけの廃棄物を持ち込んでいるということを聞いております。

○内之倉成功議員

今私は、聞いている地域住民の話と環境課長の話が全く食い違うんですけれども、この長崎の車、熊本の車、大分の車と、そういう車があそこに大きな車が出入りしているちゅうことは事実だということです。

これは今回、23日でも結構だと思いますので、確認をしていただければ判ると思います。そういう中で、私は本当にこういう汚水を流す、この環境化学が問題について地元から町長にぜひこの現場を見てくださというお願いがあったと思うんですが、町長、それを聞いておられますか。

○町長（井上 章三君）

私は、地元の方々からその話が以前、もういつごろでしょうか、1年前かあったときに現場を見に行ったということがございます。

○内之倉成功議員

今のところでは、この23日の日に話し合うということですので、もうこれでおさめますけれども、やはり今回のこの問題については、ぜひこれに限らずこの公害問題については、真剣に首長が先頭に立ってまちをきれいにすると云ってるわけですから、ぜひこの問題については取り組みをよろしくお願いしたいと思います。

それから、先ほど環境課長のほうから九州各県から出てないとおっしゃいますけれども、これは調べてもらえば判ると思いますが、この荒瀬の住民の代表であった明治郎さんの話をすると、とにかく鹿児島県のほうにこのペレット状の燃料を作る申請というのは、県の管轄であって町には関係はないんだということで、町長のほうには何回か申し入れがあったと思います。そういう中で、町長はこの問題について県のほうから依頼があり、この環境課のほうで調べて作っていいという許可を出されたのか、それとも同意書に出されたのか、そこいらをお聞かせ願いたいと思います。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

若干誤解があるようでございますので説明を申し上げますが、まず、ただいま環境課長のほうからございました、その公害問題ということについては、公害が発生しているという状況ではございませんので、御認識をいただきたいと思います。

あわせて、現在内之倉議員もその机の上に提示をされておりますが、保健所も数回これについては水質検査を実施をいたしておりますし、また、水田の耕作者からもいろいろ当時できた段階でも指摘がございまして、業者のほうもそういう用水路の清掃等含めて対応されておりますが、水質的には何ら問題はないということでございました。そういうことで、私どもとしては聞いております。

ただ、町長を含めて私も、昨年、ちょうど一年ぐらい前だったでしょうか、地域の方々代表5名ぐらいの方がおみえになりまして、どうしてもそういう対策を町からも指導していただきたいというような要望もございましたし、私ども検討協議をする中で、そういう部分については、地元の不安については極力そういう、除いていくといひますか、地元の不安を取り除いていくというのが町の責任でもあるというふうに考えておりまして、川路産業の社長にもおいでをいただきまして、その分については十分注意もし指導も行っているところでございます。

ただいま環境課長から答弁がございましたように、そういう、最終的には排水路対策等を含めて検討させていただきたいというようなことでございました。

それから、排水を垂れ流しをしているということでございますが、基本的にこれはクローズタイプになっておりまして、排水は生じてないということでございます。構内の雨水がそういうふうに、若干そういう荷物の搬出入の関係で、やはり白いほこりがしたり、黒いほこりがしたりと

ということもあると。そういう部分がやはり雨が降った中で、その雨にまじって用水路に入ってしまう状況があるということだったのでございましたので、そこら辺についてのそういう改善対策というの
もあわせて要望してございます。

それから、やはり地元住民の中で私どもが申し上げましたのは、やはり環境保全協定をまず結んでいただくということで、その環境保全協定としては、町は地元にはもうお届けをしていますが、その後、ただいまありました故、永福明治郎さんがお亡くなりになりました。いろいろそういう賛否両論ありまして、協定の締結に至ってないということでございます。

町としては、この協定を締結する段階では立会人として立ち会う必要があるんだろうというように考えておりまして、あわせて県外からの車両の関係でございますが、この県外からの車両については、鉄くずとか、あるいはアルミとか、そういうのを一たん圧縮をして、そういう県外の業者が引き取りに参ります。そういう車であるということでございますが、これについてはもう絶対県内であるということは、もう社長は責任を持って、これは県外から持ち込みはいたしておりません、ということと言われておりますので、これについてはもう社長の申し入れを信用せざるを得ないと。

場合によっては、町のほうもまたそこら辺については再度調査をしながら、実態としては把握をして、地元のほうにもしっかりお伝えしていきたいというふうに考えているところでございます。

○内之倉成功議員

今、副町長のほうからそういう話を、地元とのいろんな問題について話し合っていくという、これはやっていただけますね。

それから、もう1点ですけれども、これ長くなりますけれども、実際問題として私は現場に行って、汚水が出てないっておっしゃいますけれども、これは（資料を示す）二人で、地元の方と二人で行って採った品です。これは26日の12時20分です。これ採ったのは。

これは、その近くに足洗い場というのがあるんです。あの水路の中に。あの中で採った、この浮いていた、水が落ちて浮いていた部分です。固い部分の、ちょうど降り口の側溝の所に穴が幾つかあいているんですけども、そこに固いへドロがあったのは今環境課長のとこに渡してあります。

これは調査して見るということですが、私が見る限りでは今彼らが言っているのは、私は本当にそうなのかと疑いたくなります。これは、地元の人はよく知ってますので、今後の23日の日は二度とこういう汚水を流さないような形というのを、ぜひ取り決めをしていただきたいとことで、私はこの問題についてはおさめたと思います。

それでは、2点目なんですが、畜産振興のもとで今後和牛、養豚の大型施設が計画されているということを先ほど申しましたけれども、町長の考えは推進ありきなのか、それとも地域住民の公害に対するこの問題について、真剣に取り組んでいく考えがあるのか伺いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

これは、前の質問のときにもお答えしておりますけれども、畜産振興というのは、これはこれで町としては推進を図るということをはっきり言っております。それと同時に、この環境対策、環境問題、あるいはまた公害的な問題というものも無視できないことだということは言ってるわけでありまして、そういう意味で、そこをところを実態がどうなのかということをよく地元としても確認をされ、説明も聞き、そうしてその影響がどうなのか、現状がどうなのか、あるいはまた将来的にどうなのかということについて、よくそこらを確認をされて、そしてそういう中で合意形成を求められるべきであると。

あるいは、そういう中で議論をしながら、一つのこの、両立できるのが一番いいわけでありますがけれども、そういう点での話し合いというのを進めている。

合意ができる状況であれば、先ほどの環境化学の問題もありますが、将来的な不安ということに対しては、環境保全協定というのを結んでおかないと、将来こんなはずじゃなかったということがあったときに話ができなくなりますから、ですから保全協定というのをしっかりと結んでおくべきだと。心配がある場合は、そういう協定を結んでおくべきだと。

そして、そこには町ももちろん入ってそれを確認をするわけですから、そういうことは大事ですよということを言ってるわけであります。ですから、どちらが一方に加担するという、どちらも町民ですから、基本的に、両方に対してできる限りの歩み寄り、あるいはまた検討というのをお願いしているということであります。

○内之倉成功議員

今、町長は一方的なあれはやらないということを言われましたので、私もそれでその問題については一応終わりたいと思います。実際問題として、私たちは、このさつま町には畜産施設ができて畜産のまちとしては有名になっています。だから、そういう中で和牛については、特に鹿児島県でも末吉、始良に次ぐ地域になっていると思いますけれども。

この公害の関係、環境の関係でもう一つお聞きしたいんですが、人々の生活視点から環境美化のまちとして、環境美化条例により町民の意識を高めるため、行政、環境美化推進員、それから町衛自連と一丸となって環境パトロールを行い、さつま町を美しい自然と快適な生活環境を推進とありますが、町長はこの町民の畜産公害の声に答えを通していないと思うんですが。

この今畜産公害についてそれぞれありますけれども、例えばアクシーズのあそこにバイオマスの発電所がありますけれども、あそこから臭気とそれから煤じんが飛んでいるというのを、地元住民の方は言われるわけですが、環境課のほうに言えば、もうこれはピシャッと話し合いをしてあるという話を聞くんですが、どっちが本当なのか、そこを確認をしておきたいと思います。

それで、そういう形の中で、この町の基本方針の中で環境美化の問題の中に、畜産のこの問題についてもとにかく一緒に環境美化という形に乗せ込んで、衛自連なり、環境調査というんですか、こういう人たちがいらっしゃるわけですが、これ一緒になってまちをきれいにしようという考えはできないものか、町長の考えを伺いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

先ほど言われましたアクシーズの件に関しましては、特に鶏ふんなどを中心としたこれを燃やして発電をするという施設であります。問題がないという形での施設ができたはずだったけれども、結果としては臭いの問題、あるいは音もだったかな、いろいろと問題があるという周辺の方々からの話があつて、それでその後会社のほうでまた改善をされたというふうに聞いております。これは担当課のほうでまた説明ができるかと思えます。

それから、環境美化という問題は、一方で住みやすいまちづくりという点では推進をしているわけですが、そのこととこの畜産の振興といえますか、畜産農家というのは当然ふん尿を出すわけでありまして、そういう臭いとか、あるいはそういう対策というものが当然そこには出てくるということであります。

これは牛もそうですし豚も鶏もそういうことになりますが、これを全くないことが環境の美化だということであれば、このまちは畜産は成り立たないということになるだろうと思います。

ですから、最近畜産農家においてもいろいろ努力をされておられる面がありますが、小さな農家、規模の大きい農家によって、できる範囲もまた違って来るんでしょうけれども、そういう点

で今回、田原のほうで取り組もうとしておられる農業法人においては、そこらの臭い対策、あるいはまたふん尿対策というのは、今までの畜産の関係では、ここまで来たかというようないい設備になっているということを、大体評価されているというふうに確認をしているところでもあります。

また、今回平川のほうに進出をしようとしておられる牛の大規模施設のその農家においても、そういう点での対策というのは相当研究されて取り組んでおられるということを聞いているところでもあります。これは、平川のほうは平川のほうでまた地元の方々が調査をしたり、いろいろ話を聞いたりして、また判断もされることだと思いますけれども。

ですから、その場所の問題もありますが、そういう環境対策というものにおいても、そういう点でどこまでが許容範囲なのか、あるいは許容のできない問題なのかということにおいては、やはりこの地域の方々にとっても、あるいはまた客観的にもそれは判断されるところだろうというふうに思いますし、私たちも関心を持ってきたところでもあります。

○内之倉成功議員

今、町長のほうからこの旭ファームの養豚場建設問題でも話が出ましたが、まだ私はその問題について言っていないんですけれども、実際問題として、私は環境美化という大きな題目の中で、畜産農家も一緒になってなるべく公害を出さないように協力していこうじゃないかという、そういう運動はできないのか、畜産課長のほうにもちょっとお尋ねしたいんですが、ひとつお答え願いたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

畜産課長はいないですよ。

○内之倉成功議員

農政課長、お願いします。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

まず、先ほどのバイオマスの件でございますが、バイオマスの件につきましては、鶏ふんが、やはり水分を含んでいる鶏ふんを持ってこられたときに、ちょっといろいろ混ぜて使っているんですが、それが黒煙になったりしておりまして、そこら辺の水分の調整を今ちゃんといたしまして、それから焼却炉をコンパクトにいたしまして、できるだけ燃焼がいいようにしたということで、大分改善はしているということで、会社のほうからお聞きしております。

それから、今言われました環境美化の関係ですが、それは畜産であれ、どの問題にいたしましても一緒になってやるのが当たり前だと考えておりますので、そのときは協力させていただきたいと思います。

○内之倉成功議員

最後になりますけれども、この町有財産の場合、売買契約とは何のためにできたのか、私の頭では理解できません。しかし、この14条からなるこの契約書は、だれのための契約書なのか、これをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

町有財産を処分するためにこういう契約が相手側と交わされたものだと思っているんですけれども、これはどういう、私たち素人にはちょっと理解できない部分があるんですけれども。

例えば、この中に買い戻し条項もあるんですけれども、払った代金を返還して、甲が指定した日に売買土地を買い戻すことができるという部分が13条の中にあるわけなんですけれども、12条の中に、やむを得ない理由というのはどういうことなのか、それからこの12条の中にいろいろ出てくるんですけど、11条にも出てくるんですが、この用途変更について甲の承認を受けるものとするという部分もあるわけなんですけれども、変更するというのは私たちには作る方が変更する

ものなのか、そこいらが全く地元では理解に苦しむ部分があります。

11条、12条、この前も一般質問の中で御相談申し上げたら、買い戻す考えはないとはっきり言われたんですけども、地元としては売買されたこの土地が第三者に貸すとか売るとかという分になった場合は、間違いじゃないのかなという部分と、それからこの土地に設計を、まだ全く成立してない状況の中でこの土地に設計を立て、ここに建てたいといふ旭ファームさんの申し入れがあるわけですけども、こういうのは何のためのこの10条、11条、この中の契約というのは、これは絵にかいた餅なのかなあという地元住民は考えております。

ですから、そこいらが法的には拘束力もないという話も聞くんですけども、これは私は町の法律じゃなかろうかなという気がするんですけども、国の法令に基づいたものではないと言われることは聞いております。ですから、そこいらをもうちょっと住民が理解できるような形のお考えをお聞かせ願えれば幸いかと思いますけども。

○財政課長（二階堂清一君）

土地処分にかかわる契約書の話であります、先ほども少し出ましたが、町有地を処分する場合、広く一般に公募すると、それが原則であります。

しかしながら、あの土地はそれこそ昭和50年代に同好会の方々が自己資金を1,000万ぐらい投入されてあいつた土地になったわけでありまして。ですから、そういった方たちが土地を払い下げて下さいということであれば、それはもう歴史とか、土地に対する思いを大事にして、私たちは払い下げたわけでありまして。

ですけども、広大な土地ということでありまして、一般の敷地の狭い土地を払い下げる場合とは違いまして、あれだけの土地ですので、いろんな環境の問題とか用途指定、そういった形で、用途指定とか指定の変更とか、そういった譲渡の禁止等をうたいました。ですから、これに基づいて契約を結んだわけでありまして、この契約は甲乙両者間で合意した上で契約したということになります。

○内之倉成功議員

それでは、この契約は町と今回購入された方のみでの契約になるということですね、この契約は。

○財政課長（二階堂清一君）

契約書の性格上そういうことであります。

○内之倉成功議員

この契約書の中に地元の承諾という部分がありますけれども、これも全く関係はないということになりますか。

○財政課長（二階堂清一君）

関係がないという言い方ではなくて、やっぱり売った土地ですので、基本的にはもうその方たちが、もう使うのがどう使われようが、それは一件落着いておりますので、そこはもう一応関係ないといえますか、承諾をもって甲の承認を受ける場合は、やむを得ない理由により用途を変更する場合、農業用施設以外に変更する場合のことを言っております。

ですから、それが11条の関係であります、10条、それから12条の関係で譲渡等の禁止をうたっております、そこについても第三者に貸し付けようとする場合は甲の承認を受けて下さいということをやっております、この申請書が出てきております。それを今地元の関係があつて、まだ許可を与えてないと、認めてないというところでありまして、両者間の契約には間違いはないんですが、土地が広いもんですから、地元の意思といえますか、そういったのも少し踏んだ形で契約書は作っております。

○内之倉成功議員

この契約書については、今管財課長のほうから話がありましたけれども、きょうはここに財務課のほうから話がありましたけれども、きょう私の集落の方も聞いておられますので納得するのか、それは帰って見ないと判りませんが、一応そういう形の中でやりとりがなされています。

ですから、今後養豚場の建設は地元としては了解ということになってませんので、今後の公害協定の協定を結ぶ段階になっていくのか、それは今後の、きょうの私の下手な質問の中で理解をされてもらえるのか判りませんが、とにかくもしそうなった場合については協定書を必ず作る、協定を結んだ場合、これを守っていくためには、やはりピシッとした決まりを作らない限り、今までのこの協定ではほごにされてきた経緯がありますから、ひとつ行政も一緒になって立派なあれができることを願っているわけですが、私の質問をこれで終わりたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね2時50分とします。

休憩 午後2時39分

再開 午後2時50分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、13番、柏木幸平議員の発言を許します。柏木議員。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○柏木 幸平議員

午前中の日高議員の質問の中にもありました、河川災害復興対策の山崎橋の架け替え工事についてでございますが、平成20年度施政方針で河川災害復興対策については、議会をはじめ住民の協力と河川激特事業計画の理解をいただき、一部は着工され、復興に大きな弾みがついたとのことです。

また、河川激特事業は用地交渉が本年度には本格化することから、町としては河川事務所より虎居地区の用地交渉事務を受託し、用地の協力及び移転をしていただく方々への用地交渉をします。また、激特事業に対する地元及び国、県との調整に精力的に取り組みますと表明をされました。

しかし、山崎地区の激特事業は、二渡の右岸築堤については着工され、今月末に完成予定とのことです。山崎橋の架け替え工事については、昨年8月末に山崎橋の第1案を地元を示されたが合意に至らず、そして、12月中旬に第2案の説明をされたが、これも現在まで合意に至っておりません。山崎地区の方は、住民側からすると一方的と思われる国交省の計画や説明に納得されておられません。地域の要望も考慮した住民が納得できる計画や説明を望まれております。

確かに、河川や宅地の痕跡水位、計画高水位、あるいは計画堤防高、それとその断面の宅地の高さを絵図で説明を受けると、理解はできる場所もあるのですが、実際現地に行くと水害の痕跡高と山崎橋より3メートルの高さの堤防高を想定したとき、私も疑問を感じたのは事実です。

家屋が密集する山崎町は、川内川と久富木川に囲まれたような地形ですが、これまで床上浸水など大きな水害はなかったとのことで、なおさら堤防の高さに対する不信感があるようです。また、計画高水位が上がることで、川内川と久富木川の堤防により輪中堤と同じようになり、これまでになかった内水に対する不安も出ております。

町長は、施政方針で激特事業に対する地元及び国、県との調整に精力的に取り組んでまいりますと言われたものの、山崎地区に関しては国交省との解決に向けては明確な表明はされておられません。解決に向けて双方の歩み寄りも必要かと考えますが、町長は合意ができていない山崎地区の要望をどのようにとらえ、今後双方の合意形成に向けかかわりを持っていかれるのか、お伺いいたします。

続いて、虎居地区住民の激特工事に対する不安についてですが、昨年9月議会でも質問をいたしました。当然のことながら被災者の方々は、今後の生活設計や生活環境に対する不安が続いております。2月13日に虎居町公民会で、公民会長が被災者の現状の問題などを意見聴取されましたが、移転先の土地家屋の情報提供、工事期間中の安全対策、営業補償の問題、激特事業のスケジュールや内容説明の提供、近況の情報提供などの意見があり、9月議会で質しました住民の不安や要望は解消されておられません。

地元議員である私の活動も足りないと思いますが、住民の方でも説明会等の出席有無などで情報を知っている人と知らない人との差は感じるわけです。公民会の放送や町も広報紙や通達文書等により情報を流されているのですが、住民の方々に情報が伝わらない現状もあります。

今月第3回川づくり検討部会や河川整備計画原案の住民意見交換会が行われ、今後も関連の会や現地説明会等が行われると思います。

そして、宮之城橋延長に伴う虎居地区の家屋調査や河川激特事業による用地交渉も始まります。決して被災者の方で関心がない人はいないと思いますので、地域のたくさんの方に周知、理解していただきたいと思うのですが、先に述べました住民意見に対する解消等も含め、今後の対応についてお伺いいたします。

続いて、河川整備計画への要望活動をどうするかということですが、昨年12月27日に整備計画の原案が公表され、今後川内川流域の対象地区で説明会が行われます。この河川整備計画への要望活動に関しても9月議会で質問いたしましたが、今後の我がまちの河川防災対策に重要なことですし、ぜひ町内の要望が盛り込まれ実現するように私も強い思いを持っております。

9月議会での町長の答弁は、機会をとらえ河川行政における町の課題、地元の思いや要望等について、積極的に粘り強く要望を述べていきたいとのことでありました。

これまでの河川災害関係の要望活動と一緒に、可能性が低いことでも何回でも熱心に精力的に行うことで、鶴田ダム再開発事業など、要望がかなってきた経緯もあります。住民の要望がかなうように、河川整備計画の前期で位置づけをされ早期着工になるように、町長の積極的な活動に期待しますが、今後の活動についてお伺いいたします。

小中学校の統廃合についてですが、施政方針では、学校適正化に向けた検討委員会については、少子化による児童・生徒の減少傾向は今後も続くことから、学校適正規模等検討委員会の審議を踏まえ、将来に向けた学校のあり方について検討を進めてまいりますと表明されました。

全国的には少子化などで、平成15年度以降、公立小中学校は年200校以上のペースで減っているようで、複式学級を抱える学校も3,000校を超えていることから、今後統廃合が加速するとのことでもあります。そして、ここ数年は学校統廃合と小中一貫教育をセットにする自治体が増えていて、宮崎県北郷町では、幼稚園、保育所、小学校、中学校を統合し、21年度から一貫教育の導入を目指しているそうです。

昨年11月に、本町の文教厚生常任委員会が、福岡県八女郡星野村の学校統廃合の実例を所管事務調査されており、12月議会でも報告がなされたところですが、調査によりますと、平成10年2月に協議が進められた結果、「村内4小学校は当分の間存続させる。ただし、万一児童数30人以下、または3学級編成が見込まれる年代が生じる場合は、統合を視野に入れた検討に

入る」と答申が出され、その後、教育委員会は今後も児童数、学級数が大きく減少することを予測し、子どもたちの教育環境や教育効果をより高めるには、一定規模の学校を確保すべきであり、学校と地域住民とのかかわりも等十分理解した上で、16年5月に統合方針を決定、平成19年4月に4小学校を統合して、新設校を1校設置されたとのことです。

学校の統合を進める中で、統合への理解を得るためPTA役員や保護者から話し合いを進め、合意形成がなされたあとで地域に理解を求めたとのことであります。

県内においては、種子島で平成16年に16年間かけて中学校を一つに統合していますが、小学校は7校のうち5校が複式学級ですが、統廃合の話は出ていないようです。

また、垂水市においては、昨年の12月議会で4中学校を1校に統合する議案を可決されております。統合後は、教育内容の充実が期待される半面、遠距離通学の問題や周辺部となる地域と学校の距離をどう縮めるかなどの課題もあるそうです。

ほかに南さつま市では、ことしの3月の定例市議会の20年度施政方針で、市長が小中一貫教育で1校当たりの児童生徒数を増やし、小学校、中学校の再編に取り組む方針を明らかにされております。

このように、県内ははじめ全国に公立小中学校の統合が進んでいますが、我がまちも旧3町が合併したことから、町内の小中学校の保護者や校区の方々から統廃合への不安の声を聞くようになりました。町長としては、学校の統廃合について、現時点ではどのように思っておられるのかお伺いいたします。

続いて、町立学校適正規模等検討委員会についてですが、望ましい学校教育環境の整備と充実した学校教育の実現に取り組むため、町立小中学校の適正規模及び適正配置について、19年、20年度の2年度にわたる検討を行うとのことでありますが、1年目の委員会ではどのような検討がなされたのか、教育委員長にお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

柏木幸平議員のほうから、まず河川災害復興対策についての質問をいただきました。山崎橋の架け替え工事を含む河川激特事業の山崎二渡地区計画案につきまして、昨年の8月31日に地元説明会が開かれてから6カ月を経過いたしました。この間、地元、山崎、二渡地域では、被災者連絡協議会や関係公民会、そして、山崎地区公民館連絡協議会内に設置されました激特事業対策委員会等において、山崎橋の架け替えの位置等を含む事業計画案についての協議検討を重ねられてきているところであります。

国では、当初示されました現山崎橋上流約100メートル案及び地元対策委員会からの要望を踏まえた上流約20メートル案の2案を提示され、このいずれかについて地元の御理解を得たい考えであります。

これまで町では、国及び県と地元との間に立ち、地元の御意見や要望等につきましては、町議会と一緒に国及び県に対し要望活動を行い、また、精力的に協議を行ってきたところであります。

地域での話し合いが長引いてまいりまして、激特事業の工期から見て既にぎりぎりのところに来ていられることから、今後被災者協議会や激特事業対策委員会における、できるだけ早い意見集約をお願いするとともに、その協議状況を見極め御理解を得られる努力を行ってまいりたいと考えております。

次に、河川激特事業の工事につきましては、対する虎居地区住民の不安があると、この解消に向けての対応という問題でございますが、河川激特事業の工事につきましては、既に二渡地区上流の築堤工事や夜星川築堤工事が行われ、来年度になりますと穴川橋の架け替えに伴う工事が開始される予定となっております。

このように、各地区では地域住民の皆様の御理解のもと、具体的な工事へと事業が進捗すると同時に、工事内容や安全対策、経済活動への影響など、地域の皆様にとりましては様々な御不安があることもお聞きしており、各関係課において検討を行い、河川事務所へも検討をお願いしているところであります。

具体的な工事に関しましては、工事施工計画を立て関係地域住民の皆様へは説明会等を通じ、工事内容や安全対策、工事における事業損失補償の方法等の説明を、各工事区間ごとに行っていくとのこととあります。

今後、事業内容がより具体化していく中におきまして、様々な御心配が出てくるかと思いますが、これら一つ一つの課題にできる限りの対応を、国及び県など関係機関とさらに連携を深めて取り組んでまいりたいと考えております。

それから、3番目の河川整備計画への地域やまちの要望が盛り込まれるように、どのような活動をするかということとあります。

御案内のとおり昨年12月27日に、川内川水系河川整備計画原案なるものが公表されました。この原案につきましては、流域住民、漁協関係者等からの意見やアンケート調査の結果等を踏まえまとめられたものであり、川内川河川事務所のホームページで公表されております。

町におきましても、町のホームページでその閲覧方法について紹介し、また、本町各総合支所、山崎出張所、虎居地区公民館窓口に掲載用として、その内容を設置しているところであります。

一方、川内川河川事務所からは、当計画原案の概要版を作成し、今月初め町内各公民会を通じ配付をお願いしたところであります。

今後におきましては、この原案に関する住民意見交換会が今月19日に開催されますので、多くの皆様に御参加いただけるよう広報活動を行いますとともに、これら意見や被災者協議会等を取りまとめられます要望等を考慮した上で、河川法に基づく関係行政機関からの意見聴取の機会をとらえ、積極的に意見を申し述べてまいりたいと考えております。

また、町議会と一体的に要望活動を継続していくとともに、本町が加入している川内川下流促進期成会等を通じた広域的な立場での要望活動も展開できるよう、関係機関との調整を図ってまいりたいと考えております。

小中学校の統合問題について、町長の考えをということですが、現在の学校の設置状況は、小学校が14校で1,243人、中学校が4校で740人となっております。児童・生徒の推移を見ますと、昭和45年の小学校の児童数が3,742人、今の約3倍であります。中学校の生徒数が2,082人をピークに減少傾向が始まり、当時と比較しますと、小学校で33%減、中学校で36%減となっております。また、小学校全体の学級数は80学級数で、すべての学校で1学級以上となっている学校が6学校あり、8つの学校が複式学校の運営となっております。

今後におきましても、児童・生徒の減少傾向は地域により差はありますが確実に減少し、学校の小規模化を進行させております。

少子化傾向に伴う学校規模の縮小は、社会性や協調性、連帯感を培うことを目的とした集団での教育活動等に与える影響も大きくなると予想されます。また、児童生徒数の減少は、学級数の減少につながり、教職員の配置の減少になり、正規の教職員の配置ができなくなるということも

出てまいります。

このような状況にかんがみ、さつま町立学校適正規模等検討委員会を設置していただき、学校の適正規模、適正配置や教育環境の整備の進め方など、今後の学校のあり方について検討を依頼してありますので、基本的にはこの委員会の提言を待って判断をしたいと思っております。

地域住民の御意見や教育的環境整備の研究など、子どもたちにとってどうあれば最も良いのか、状況を判断していきたいと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

〔教育長 福満 隆徳君登壇〕

○教育長（福満 隆徳君）

教育委員長が欠席でございますので、代わりまして教育長が答弁いたします。

学校適正規模等検討委員会の内容ついてであります。平成19年の6月に委員会を設立し、委員としまして学識経験者、学校関係者、PTAの代表、地域の代表19名に委嘱しまして、本年度2回の開催したところであります。

第1回の検討委員会につきましては、役員の選任、委員会より検討委員への今後の学校への適正規模等についての依頼をした内容の説明、今後の児童生徒数の推移、現在の学校の状況等について説明をし意見交換をいたしました。

第2回目の開催については、2月に開催しました。地域の行事等で委員会設置についての話など、いろいろと話題になっているようですので、その状況や検討依頼事項等について意見の交換をし、今後の進め方について協議いたしました。

意見交換の主な内容を二、三述べて見ますと、総論賛成、各論反対で保護者の中にも意見は二分している。地域では学校がなくなることを絶対反対である。限界集落と小規模校は切り離せない。学校は地域の文化の核となっている。また、学校の適正規模等については、地域を切り離して考え、子どものことを考えてスタートすべきであり、今いる児童生徒も大事であるが、将来の子どもたちのことを考えるべきである。

1学年1人の学級という状況も出てきている。このような状況を見るとき、子どもたちが可哀想である。学校統合の何らかの基準的なものがあれば良いのではなど、いろいろな意見が出されたところであります。

このような委員会の発言、あるいは意見を踏まえながら、平成20年度も引き続き委員会を設置し委員をお願いしたところであります。次回の委員会から小学校、中学校ごとの学校の適正規模等に向けて、具体的な方向性について検討していくように協議されたところであります。

〔教育長 福満 隆徳君降壇〕

○柏木 幸平議員

山崎橋の替え架えのことですが、今後の合意形成を得るには山崎住民の共通理解と意思疎通も必要ですし、国交省ももっと住民が理解できるような誠意ある説明も必要であると思います。上意下達的、結果ありきの説明はかえって反発がありますし、住民に完成後の安全面や魅力を示す必要もあると考えます。

住民の願いは、原案で示された3メートルの堤防の高さを、虎居地区のように河川の拡幅や河床等の掘削で低くできないかという要望が一番であります。虎居地区の九大の模型実験でも計画水位に落とすために、一生懸命に学生が模型の数箇所の河床の砂を除去し、計画水位にあわせていたのが思い出されるわけですが、町内の上流地区だけが先に計画ができるのではなく、下流の山崎地区も含めて、さつま町全体のこととして早く解決していただきたいと願うのですが、国交省はどの地区の説明でも「工期がない、経費がかかる」と言われ、それぞれの地区でも苦渋の選

択を迫られたところです。

山崎地区の合意形成ができなければ、さらに工期が短くなり、工事変更等による経費も加算されてくると考えます。このままいくと工事もタイムリミットになります。町長のこれまでの国交省、政治折衝などの要望活動と成果がどうだったのか。また、住民への配慮など今後の町長の姿勢も問われると思いますが、この問題に対する意気込みを再度お伺いしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

議員が御指摘のとおり、一昨年の洪水被害の状況を考えますときに、河川激特事業として国及び県の予算措置がなされている中で、洪水から地域住民を守る治水対策を、ぜひとも成し遂げたいというふうに思ってきたところであります。

今回の事業でいろいろな地域がございますが、まちの様相が大きく変わり、その周辺に暮らす方々にとりましては、これまでの生活環境が変わる事業ともなる地域もございまして、苦慮されていることは十分承知しているつもりでございます。

私どもといたしましても、地域から出されまして御意見や要望につきましては、国及び県とも幾たびとなく協議を行ってきております。しかしながら、法令等に基づく基本的な考え方などについては、国の方針を変えるということは難しいという現実にも直面しているところであります。

山崎、二渡地区に示されました計画案につきましては、家屋等への影響を極力抑えた案と、地域の思いをできる限り取り入れた案とが示されていると思っておりますが、いずれにいたしましても、地元で暮らす皆さんの御理解を得ることが必要だと考えております。

今後、被災者協議会や激特事業対策委員会におけるできるだけ早い意見集約をお願いするとともに、その協議状況を見極めながら御理解を得られる努力を行ってまいりたいと考えております。

○柏木 幸平議員

今聞いておりますと、町長自らが先頭になって住民のところに入っていったり、そういう活動をされるのか、そこあたりが今の答弁の中では聞こえてこなかったような気がするのですが。

今後、その本当に工期がない中で、町が入っていった双方の歩みよりを縮めるとか、住民の皆様が最終的に納得されるような、国交省もそういう説明をされているかも知れませんが、住民の皆さんにとっては、そこあたりが合意ができない部分だと思いますので、そのあたりを町長自らも入っていった、そういう双方の合意を得るために努力をしてほしいと思うんですが、そこあたりの町長の熱意がちょっと伝わってこなかったんですが、そこあたりをお伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

19年度ももういよいよ最終段階になっております。ほかの地域においては、それぞれ計画に基づいての調査、検討、そして、工事に向けての準備が進められておりますだけに、山崎地区の部分がこのままで年を越すといこうことは、これはやはり影響がある。また、時間的に間に合わなくなるんじゃないか、という心配も持っているところであります。

そういう中で、地元の代表の方々と先般話を聞きながら、もう最終的な集約をしないといけないんじゃないかということでの話をいたしました。それとともに国のほうからも来ていただいて、そしてはっきりとした話し合いを町も入って、私も入ってはっきりとした話し合いの場を持つべきであるということで、川内川の河川事務所長とも先般連絡を取りまして、今月の25日の夕方に一応そういう場を持とうということになったところであります。

川内川の所長さんも、もう3月いっぱい退職をされるというような話も伺っておりますし、もう最後の場面だなあと、また新しい方が来られてどうなっていくかなというのは未知数の点もありますから、一番事情を知り抜いて努力してこられた所長さんのおられる中で、できることとできないことと、そして最終的にどうするかということの決断を、地元の皆さんで下していただ

かないといけないんじゃないのかなというふうに思っているところであります。

そういう点で、私もそういう今では地元だけで話し合いをしたいとかいろいろありましたけれども、今回はそういうことで中に入らしていただいて、一緒になって取り組んでまいりたいと思っているところです。

○柏木 幸平議員

今までかかわってこられた加治屋所長も3月で退職ということでありましたら、なおさらそこあたりの詰めを今月中にできるだけ詰めていただいて、町長も自ら会に入っていくということでもありますので、そういう積極性を見して山崎地区の地域の方々が安心してというか、今後の激特工事のそういう悩みを解消していただいて、ぜひ折り合いがつくように努力していただきたいと思います。

続いて、虎居地区の住民の不安のことについてですが、今後虎居地区のその課題の対応を、国、県ともしていくということでもありますので、このことについては9月議会のときにも言っておりますので、激特事業の工事により虎居地区の生活環境が変わらないように、全然変わらないということはできないわけですが、皆さんのそういう健康状態とか、交通の問題とか、そういうのにできるだけ支障がないようなふうに、今後も努力していただきたいと思います。これについても質問を終わります。

続いて、河川整備計画のことですが、今後、今の山崎地区も一緒なんです、我がまちは町内各地での激特事業でできる輪中堤や堤防などにより、内水への不安や対策が問題になっているわけですね。

ポンプ施設の設置の願いも強いですし、また、内水対策に對しましてもいろいろと要望が出ていますから、今度そういう再度水害に遭わないためにも町民の願いでもありますし、我がまちは重要課題でもあると考えますので、何が何でも早期実現するという気持ちで対処していただきたい。

今後、河川整備計画原案の住民意見交換会や、また今後関係自治体の首長の意見聴取なども予定されていると聞いておりますので、その場とかを利用して、町長が今後どのようなことを意見聴取や、そういう地域の説明会の中でのあいさつ等の中でも住民の皆さんへのお願い、そしてまた、今後整備計画の要望にどのように取り組んでいただけるかの考えをお伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

この整備計画原案を決定するに向かって、関係の行政機関からの意見聴取をするということが、ある時期において言われておりますので、そういう機会にはいろいろな課題に対してははっきりと要望をしなきゃいけないと、しっかりと声を出さなきゃいけないというふうに思っております。

現在予想されるといいますか、考えられるところとしては、1つは、やはり内水対策という住民の不安に対して、できるだけ早くこの解消を図るということだと思っております。排水対策などもこの工事の中である程度整備をするということは検討しておられますけれども、それで足りるわけではありませぬので、この内水対策というのは言い続けなければいけないということで、この機会にもはっきりと申し上げたいと思っております。

2点目には、推進の分水路口の堆砂状況の点検と定期的な除去と、あそこに砂がたまるということが考えられますので、そうすると意味がなくなりますから、その点検と、定期的な除去ということはしっかりとやってもらいたいと。

それから、推進分水路下の通称オシノランカンという、ここが狭いというのがネックになっていることは言われているわけでもありますので、これの開削というのをその後の課題として要求、要望を出さなきゃいけないというふうに思っております。

それから、景観の保全、維持という問題、これは今回の工事においても景観に配慮したということを、いろいろと考えて検討していただいておりますが、その保全、維持という問題。それから、水質保全、あるいは水質の改善への取り組みというものを、今後の河川計画の中でしっかりと取り組んでもらおうということは、要望しなきゃいけないんじゃないかというふうに、今の段階で考えているところでございます。

○柏木 幸平議員

今町長が内水対策ほか、いろいろ要望していきたいということでありましたが、また今後住民説明会等においても住民のまた意見等も出てくると思いますので、そこあたりも集約して一緒にまた住民の願いとして要望していただけたらと思っております。

小中学校の統廃合について、小中学校の統廃合についてですが、正規の委員会の判断を待ってこれから判断をするということでもあります。本町の学校教育において確かな学力の充実や生きる力を備えた児童生徒の育成、また、「知・徳・体」のバランスの取れた心身ともに健全な児童生徒の育成や一校一自慢など、各学校の特色ある教育活動を積極的に推進するためには、どのくらいの規模が適正なのか、今後の検討課題になってくると考えます。

町内には先ほども町長が言われましたように、小学校14校、中学校4校があり、8小学校で複式学級になっております。また、特認校制では留学生制度により今後の人数は増減すると思いますが、児童数が一桁の学校も1校あります。しかし、小規模校でもそれぞれの学校特色を活かした教育をされ、複式校で一緒に授業をする集合学習や高校からの交流学习もなされております。

また、過疎が進む地域にとって、学校行事や地域と交流の場としての役割を果たしていますし、子どもたちとの世代間の交流がなくなれば、地域の活力はさらに失われると思います。

ほかに小規模校を統合せず、教育の改善を図る山形県最上町の教育長は、学校があつて地域があるという住民の強い思いがある限り、工夫を重ねて大きい学校に負けない小規模校作っていくとも言われております。

また、反対に学校統廃合をして地域を見直すきっかけになり、地域住民も参加した授業の充実に大きな役割を果たし、小さな学校の良さもあるがたくさんの友達と遊べる環境づくりも大事と言われている方もあります。

先ほど文教厚生所の管事務調査のところの星野村の栗原教育長は、子どもたちの授業時間における姿、それから保護者の声、運動会等の子どもたちの姿から統合して良かったと思っている。確かな学力とか、豊かな心をつけるには、それなりの人数に応じた学習規模で学習したほうが一番良いと実感されているようです。

このように学校統合については、全国それぞれいろんな考えがあつて、その地域の特色を出しておられると思いますが、さつま町は平成15年、各旧町の時代ですが、平成15年秋に突然県教委からの高校再編計画を示され、保護者、同窓会をはじめ、学校関係者は唐突な計画に戸惑い、県教委に反発をしたわけですが、保護者、地元の軽視をしたような一方的な計画に従わなければならなかったという苦い経験があります。

それも現在は大分緩和されて、校名とか設置に関してもいろんな出ておりますが、その当時は言いなりになるようにしか仕方がなかったようなそういう感じてありました。

私のことですが、当時中学校の3年の子どもがいましたし、去年はその子どもの高校の閉校式でしたが、県教委の当時の矛盾した計画、強引な進め方などを振り返り複雑な思いがありました。

我がまちでは、このような経験をしていますので、住民がわだかまりなく、いつまでも愛着を持てる学校づくりをしていただきたいと思いますとおるわけです。学校統廃合の話を持ち出すのは、腫れ物にさわるようなものと言われた教育長もいるぐらい、学校統廃合の是非は単純に論じられ

ないテーマであります。

地域みんなの課題として、何が子どもにとって最良の選択なのか、今後学校の統廃合が必要であれば計画は拙速にならないように保護者、地域の協議を重視し、理解を求めた上で方向を示してほしいし、先進地の研修も踏まえ学校適正規模等検討委員会でもそのような心配りをした進め方についての検討をしていただきたいと願いますが、町長と教育長のそれぞれの今後のことについてお伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

私のほうといたしましては先ほども申し上げましたが、この学校適正規模等検討委員会で十分に検討をしていただいて、その提言を一つの判断材料にしたいというふうに思っておりますのと、さらに地域住民の御意見、それから教育的環境整備の研究などとともに、最後の判断基準というのは、子どもたちにとってどのような教育環境が最もふさわしいんだろうかと、子どもたちにとって一番いい結果で出るということとを、やはり最終的には願わないといけないんじゃないかというふうに思うところであります。

いずれにいたしましても、そういう今検討委員会が進んでおりますので、それをはじめ、地域の方々、いろんな周辺の御意見を聞きながら、最終的な判断をしなきゃいけないんだろうというふうに思っております。

○教育長（福満 隆徳君）

議員がただいま申されるように、小規模校、大規模校にかかわらずメリット、デメリットというものはあります。それぞれの学校が特性を生かした学校経営をしておりまして、いきいきと現在生活をしているところでございます。

今後の児童生徒数の推移を見ますと、5年、10年後の児童生徒数の推移であります。小学校で9.5名から11.6名、中学校で17.6名から25.2名減少が見込まれます。中学校生徒数の減少は小学校よりも大きいようでございます。

今後、先ほども申し上げましたが、20年度の検討委員会の学校の統廃合等の方向性についての方向性の提言をいただきますので、その提言をもとにしながら町教育委員会、それから、町当局と十分に審議し素案を作成しながら、学校、PTA、あるいは保護者、あるいは地域住民の説明はもとより、保護者や地域との合意形成が得られるよう十分協議しながら、理解を求めていきながら進めてまいりたいとそういうふうに考えているところであります。

○柏木 幸平議員

教育長にお伺いいたしますが、先ほどの委員会の中で、今後方向性を出していくということですが、その内容的にはどこまでの方向性を出されていくつもりなのか、そこあたりが判っていたらお伺いいたします。

○教育長（福満 隆徳君）

先ほども申し上げましたけれども、検討委員会でいろいろと今回ことし2回いろいろと意見交換してまいりました。そういう中でだんだんと地域の要望等、それから委員の考えと出てまいりましたので、来年度2回、3回検討委員会を開く予定でおりますが、その中で小学校、中学校、別にいろいろと検討委員会の分科会等を設置する中で、そこでいろいろと提言をいただく。

そして、そこで十分な審議をする中で方向性を定めていきたいと、そういうふうに考えているところです。

○柏木 幸平議員

私が尋ねているのは、今言われた中の方向性が、人数、統合までの問題に入るのか、ある程度そういう統合のほうで、そこがまだ決まらないうちにもまたその中も提言もできないと思うんですよ。

人数、1校何人とか、それから、先ほど星野村でありましたそういう決まったのを出すためには、その方向性がどういう方向でどこまでの段階まで20年度で決められる予定なのか、そこあたりがちょっと今の答弁で判らなかったんですが。

○教育長（福満 隆徳君）

先ほども申し上げましたように、学校統合の中の基準的なものがあればいいのではという検討委員会のことでもありますので、そこで具体的にそういう提案もなされるのではないかとそういうふうに思います。

そういうもの等を踏まえながら、いろいろと、どの、何年度にどういうふうな形で、あるいはもっと言いますと、子どもたちがどれぐらいになったときに統合とか、いろいろそういう課題というのが出てくるのではないかとそういうふうに思います。

そういう提言を踏まえながら、検討を進めてまいりたいということでございます。

○柏木 幸平議員

教育長も答弁には慎重に期しておられるから言えないところであろうと思いますが、やはりそのように統廃合に関しましては、各地域のいろんな感情的な問題等もありますので、慎重に今後検討委員会等でも論議していただきまして、我がまちにとって、子どもたちのために何が、どうした方向性があるのか、そこあたりをよく検討して慎重に検討していただきたいと願いまして、全部の質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は15番、別府静春議員の発言を許します。別府議員。

〔別府 静春議員登壇〕

○別府 静春議員

山のシンボルでありますところの、緑の羽をつけて登壇をさせていただきます。私は昼休みのときに、これをつけて出れという気配りを同僚議員がしてくださいました。これに感激いたしました。山のことしか言えない別府ですので、よろしくお願いをいたします。

通告書に従いまして、2項目について質問をさせていただきます。

1項目目の紫尾山頂のブナ林保護対策として、北薩森林管理署に次の2点について要望する考えはないか。1点目、ブナの実態の把握するため、径級ごとの本数調査についてであります。霧島市の国分にある上野原遺跡縄文の森は、9,500年前の遺跡群として有名になっていますが、公園内の森は9,500年ごろの気候が本州の中北部位の気候であったとの推定で、9,500年前の集落を再現するため、落葉樹を約5,000本植栽、温暖化が進み約7,500年前ごろから照葉樹林、現在の九州から本州中部に変わっていったとの想定で、常緑時を道路をはさんで約5,000本が縄文の森として植栽整備されています。

県内で東郷、始良、加治木町あたりでブナの化石が見つかっており、かつてはこれらの地方が低気期を経たことが伺わせられる。紫尾山では次第に高地に後退していき、山頂の寒冷がブナ林を守り続けてきたと言われていました。

私は、2002年12月31日付南日本新聞の「日本南限高隈山のブナ林に異変、後継樹がなく消滅の危機、自家交配が原因か」を読んで、薩摩半島の南限として知られている紫尾山頂のブナはどうか関心を持っていたので調査をし、平成16年9月議会で我が国の薩摩半島の南限であるブナ林対策について質問した経緯があります。

白神山地のブナ林が世界遺産に登録されてから、県民の間からもブナの新芽、花、紅葉を見たいと、隠れた愛好者が年間を通して見学に訪れています。

幸いにして紫尾山頂は、平成3年3月31日付をもって、紫尾山林遺伝資源保存林として

32.19ヘクタールが禁伐区域として設定されています。私は、平成16年から調査を兼ねて2回観察に行っていますが、後継樹としての小さい苗を見つけることができません。

そこで、紫尾山におけるブナの生態等についての文献を探して読んでみましたが、鹿児島大学、迫教授、1960年、静岡大学、水永教授、2005年に調査された文献がありました。

調査結果としてブナの後継樹が少なく、ブナ以外の樹種の密度が高くなりつつあり、ブナの優先度は一層低下するものであり、南限の貴重な生育地が失われる危険性が高いと論じてあります。

ここで、平成15年鹿児島大学卒業生の紫尾山ブナ林をテーマとした卒業論文を抜粋して紹介します。

抜粋1、ブナの分布の南限地として知られている研究は、1960年、迫先生、1966年、前田、社会学的な植物調査があるだけである。尾根筋を境に南東斜面では暖帯性葉緑樹が多く、北西斜面ではブナや他の冷温帯な落葉樹が混在している。ブナ林南限地としての紫尾山頂は、北方要素の植物と南方要素の植物が混在している点で、植物地理学的にも興味深い林分であるとあり、この内容からは貴重な植生の山であることがうかがえます。

抜粋2、紫尾のブナ林の後継樹は少なく、林冠木に対する割合は小さかった。また、実生を含めた樹高1メートル未満のブナの分布密度は、日本海側のブナ林の報告書に比べて非常に少なかった。この結果は、現在の紫尾山ブナ林で健全な更新が行われておらず、将来ブナの優先度が低下する可能性を示唆しているとあります。このことは貴重な資源が失われていく方向にあることがうかがわれます。

鹿児島大学、静岡大学の教授のレポート、鹿大生卒論から南限の学術的にも貴重なブナの生育地が失われていく危険性が危惧されます。

ブナは、本数、個体数が少なくなつてからは復元が手遅れとなります。県、我がまちにとっても貴重な資源であるブナ林の森を守り育てるための基礎調査として、ブナの径級ごとの本数実態調査をする必要があります。

2点目、種子の結実調査についてであります。私は、平成16年から毎年役場職員同伴で紫尾山頂のブナの結実調査に行き、ブナの実は落ちていますが、結実した実を見つけたことがなく、拾った実は全部シイナ、殻の実でした。

このようなことで文献を見てみますと、ブナの木が花を咲かせるのは約50年生ぐらいから、実をつけるのは80年生ぐらいからで、結実には周期があり、並作が隔年でシイナが多く、豊作は6、7年に一度回ってき、確実な種子は豊年の種子で確保することが必要であるとあります。

森林管理署で毎年結実調査を実施していただき、町と情報を共有することが必要であり、以上、2点についての生態がブナ林を守り育てていく基礎であり、2点が解明されますと、ブナ林を守り育てる施業技術は確立されています。

貴重な資源を守り育てていくため、ブナの径級ごとの本数調査と種子の結実調査、以上2点について、北薩森林管理署に要望する考えはないか、町長の見解を伺います。

大項目の2点目、公有林造林事業における間伐補助金の嵩上げについて、町村会長として国、県に要望する考えはないかであります。造林補助金の交付対象となる事業は4種目あり、まちが実施している間伐事業は、県造林事業補助金要綱の居住地森林環境整備事業、国30％、県10％で40％の補助率であります。

事業によっては50％の補助があり、鹿児島県森林整備公社は50％の補助を受けています。2月19日付南日本新聞に「間伐促進法案、政府閣議決定。政府は8日に地球温暖化対策として、森林の間伐を進める間伐促進特別措置法を閣議決定した。同法案は、間伐の基本方針に基づき、間伐の計画を作成した市町村への交付金制度の創設や、間伐経費に対する地方債の発行を認める

内容」とありました。

地方債発行を認めても起債を起こすことができない市町村は多いわけであります。

7月に開催される環境サミットを控え、京都議定書の義務づける温室効果ガスの削減目標の達成には、森林の有効活用が必須の課題であることなどからの時限立法であります。

地方債の発行を認めるのではなく、補助率を10%嵩上げし、50%にしていれば造林事業には、造林の種類、地域等の違いにより定められた係数があり、現況は「事業費×査定係数170×40%」で68%の補助率ですが、10%かさ上げになりますと85%の補助率となり、町有林の現況を見たとき、間伐をして赤字になることはなく、歳出より歳入が上回るようになります。

そのようなことで財政課長の査定なしで事業ができるというふうに思ってます。町村会長として問題提起をして努力する考えはないか町長の見解をお伺いをし、1回目の質問を終わります。

〔別府 静春議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

別府静春議員の森林保全にかける気合の入った、そして日ごろこの問題に対して努力をしていらっしゃる姿を拝見して敬服したところであります。

まず、第1番目の紫尾山頂のブナ林保護対策において、北薩森林管理所に対しブナ林の実態把握のための径級ごとの本数調査と種子の結実調査について要望する考えはないかということでございます。

紫尾山頂のブナ林ではありますが、薩摩半島においては南限といわれ、山頂付近の標高1,000メートル以上のわずかな区域にしか存在しておりません。また、紫尾山のブナ林は、国有林で、林木遺伝資源保存林に指定されており、学術的にも重要な群落とされ、温暖化が懸念される中、南限付近としての植生への影響は深刻であることが予想されることから、貴重な群落の保全は大切なことであると思います。

その保全のための基礎資料となる議員御提案の調査については、大変重要なものと考えますので、その管理者である北薩森林管理署に要望してまいりたいと思います。

次に、2番目に公有林造林事業における間伐事業補助金の嵩上げについて、町村会長としての努力をする考えはないかという御質問でございます。

現在、公有林を含め民有林の整備に関する国、県の補助は、先ほど示されましたように国が事業費の30%、県がそれに10%上乘せし、合わせて40%であります。

地球温暖化防止に関し森林に対する期待度は大きく、京都議定書では二酸化炭素など温室効果ガスの排出量を1990年度比で、今年度から2012年度までの間に6%削減するということが求められておりますが、そのうち3.9%は森林で賄うことになっております。

しかしながら、森林については、ただ森林があれば良いというのではなく、適切な森林施業が行われている森林でなければならないことから、特に、人工林においては、間伐などの作業が必要不可欠なものとなっており、国でも地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を掲げ、この整備を推進しておられます。

しかしながら、依然として木材価格が低迷し、森林所有者には非常に厳しい状況にあり、これらの作業をたとえ補助事業を導入し実施したとしても赤字となり、山主の手出しが伴うことが多いことから、現状はこれらの間伐作業は遅々として進まない状況にあります。

このようなことを考えますときに、この積極的な推進のためには議員が提案される間伐補助事業に関する国及び県の補助率の嵩上げについて、町有林を含め民有林全体について必要なことで

あると思いますので、前向きに要望してまいりたいと思うところでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○別府 静春議員

私の心が通じたのか何か判りませんが、2回目の質問ができないような素晴らしい答弁をいただきました。しかし、山の勉強と思って、ひとつ2回目の質問を講義と思って聞いていただきたいと思います。

ブナが弱ってくると、ツキヨタケ、キノコがつくと文献にあるのですが、そのツキヨタケがついているとの情報を得たので、2月12日、北薩森林管理署、佐渡流域管理調整官の案内で調査に行き、200年から300年生以上のブナの枯れ木が数本あり、ツキヨタケがついていました。

ちょうど2月12日に行ったわけですが、まだ平場では雪が1回も降ったことがないんですが、途中から車を置いて頂上まで歩いて上がりました。そのようなことで、ブナが守り育てられているんだなあというのを痛感した次第ですが、非常に300年生ぐらいのブナがこうして枯れているわけです。そして、ツキヨタケがついていましたので、ツキヨタケの写真もとってまいりました。（「写真を見せる」）

このようなことで、このような300年生ぐらいになって枯れるということになれば、勢いがあれば虫がつかない。自分の体から殺菌性の物質を出すんですが、もうそれが後継に譲るために枯れていくんですが、その下に本当は稚樹が生えていなければならないのが、稚樹を見つけることができないんです。一生懸命私もこの木のところを見て回ったわけですが、見つけることができませんでした。

私は、年2回以上、5年間ブナの実態を観測し、さっきから述べているように危機的な状況になりつつあると感じているところですが、実態解明につながる径級ごとの本数が判らないと、施業として打つ手がなく、径級ごとの本数が判ると大体年齢構成の予測ができます。

そこでブナの保護林対策については、まだ一応森林管理署、肥後署長さん、佐渡調整官、いろいろ話もしているんですが、この自然保存林の中に保護林保全緊急対策事業というのがございまして、この計画書をやはり町が姿勢を示してくれば、非常に出しやすいというようなことも感触を得ています。

そのようなことで、先ほどの要請をするということでしたので、強い姿勢を持って要望していただきたいということで、町長の一言でいいです。また、要望書を早い時期に出すというような何かその辺のところまで言っていいただければというふうに、よってこの件を終わります。

○町長（井上 章三君）

要望書を早い時期に出してまいります。

○別府 静春議員

要請しておきます。

それで公有林、結局間伐の嵩上げの件にもついても質問もしましたが、これについても非常に積極的に民有林まで考えて要請していくというようなことまでいただくことに対しまして、大変心強く思っているところでございますが、これも一応勉強ということで聞いていただきたいと思います。

県内公有林の間伐実施状況を見てみますと、16年度742ヘクタール、17年度650ヘクタール、18年度599ヘクタール、3カ年平均660ヘクタール実施されています。多かれ少なかれ、どの市町村でも間伐事業は取り組んでいますので、10分の嵩上げができますれば大変な経済効果が出てきます。

そこで、造林補助金制度について触れてみますと、制度ができたのは昭和26年で今日まで国

30パーセント、県10パーセント、40パーセントの補助率は変わっていません、26年から。環境サミット、京都議定書の我が国のCO₂削減率は6パーセント、そのうち3.9パーセントというふうな町長さん言われたようですが、たしかに2年前に計算が変われまして、森林の担うのが3.8パーセント0.1パーセント落ちたというふうに考えているところですが、ここの辺のところはもう結構です。

森林が補うということであり、大部分が都会の工場、市民が排出する温室効果ガスCO₂を田舎で努力しようということであり、57年間変わらない国の補助率を10パーセント嵩上げし、50パーセントにさせることは、井上町長なら実現できると大きな期待をし、再度町長の決意を伺います。

○町長（井上 章三君）

この民有林の整備という問題は、なかなか進んでないという現実があちこちに見受けられます。国、県の補助が合わせて40パーセントと、町のほうは昔は10パーセントぐらい出しておりましたが、今は実質5パーセントだろーと思っておりますが、山を保全するということは、これは町有林もですが、民有林も含めて大切な問題であります。

この問題に関しましては、やはり国や県に要望するという点においては、国会議員、あるいは県会議員もおられますが、私もそういう点において、地元の代表の方とも力をあわせながらぜひ強く声を出してみたいと、そしてこの問題に対して間伐が進むように取り組んでみたいという決意を申し上げたいと思います。

○別府 静春議員

この40パーセントというのが57年間続いているということでございますが、この難問をもし解決することが、鹿児島からこの波を上げて解決することができれば、私は県の市町村会長ではなく、国の会長にまで上がっていかれるというふうに思ってます。確信しています。町長に最大のエールを贈り質問を終わります。

△延 会

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。本日の会議はこの辺にとどめ、延会をしたいと思います。御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議は延会することに決定しました。明日は午後1時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。御苦労さまでした。

延会時刻 午後4時08分

平成20年第2回さつま町議会定例会

第 3 日

平成20年3月13日

平成 20 年 第 2 回 定 例 会 一 般 質 問
平成 20 年 3 月 13 日（第 3 日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
1	(24) 東 哲 雄	1 集落営農の推進について (1) 担い手育成支援室において集落での研修会を実施し推進が図られる中、これまで2つの特定農業団体が設置されている。 地域を守っていこうという思いはあるが、なかなか進まない。それには、意識の転換もあるが、特にリーダーの存在が大きいと思う。今後の取り組みを伺う 2 定住環境整備について (1) 平成19年度は日本特殊陶業の工場増設、日特製作所等により雇用の拡大につながったが、本町への居住状況、また、定住促進に向けて定住環境整備の具体的な施策について伺う
2	(7) 米 丸 文 武	1 さつま町の活性化について (1) 少子高齢・人口減少が進む中で、限界集落も増えつつある。 10年、20年先のさつま町を想像すると、このままの状況が進めば大変なことになる。 町の発展、活力ある町を存続するには、自治体として今なすべきことは、現在の施策で足りると思われているのか伺う ア 農林業対策 イ 商工業対策 ウ 若者定住、子ども増加など人口確保対策
3	(8) 麥 田 博 稔	1 行財政改革について (1) 合併特例が終わると交付税が減少していく。財政シミュレーションを作り、対応策を検討していくべきではと考えるがどうか 2 観光振興策について (1) 施政方針で観光の振興等について触れていないが、交流人口200万人を目指す具体策は

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
4	(14) 久 保 道 夫	1 水田農業について (1) 地球温暖化が進む中、水稻の等級低下が近年激化しているが、今後の対策（作付体系・品種選定等）は 2 畜産について (1) 飼料価格高騰対策として、また、水田の有効利用の面から、水田裏作のイタリアン作付等に対して助成は考えられないか

平成20年第2回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成20年3月13日 午後 1時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番	高 嶺 実樹雄	議員	2番	市 來 修	議員
3番	平 田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥 後 紀 康	議員	6番	木 下 敬 子	議員
7番	米 丸 文 武	議員	8番	麥 田 博 稔	議員
9番	平八重 光 輝	議員	10番	新 改 秀 作	議員
11番	楠木園 洋 一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏 木 幸 平	議員	14番	久 保 道 夫	議員
15番	別 府 静 春	議員	16番	舟 倉 武 則	議員
17番	日 高 政 勝	議員	18番	田 中 伸 一	議員
19番	柳 田 隆 男	議員	20番	山 崎 文 久	議員
21番	岩 元 涼 一	議員	22番	新 改 幸 一	議員
23番	中 尾 正 男	議員	24番	東 哲 雄	議員
25番	川 口 憲 男	議員	26番	内之倉 成 功	議員
27番	木 下 賢 治	議員	28番	濱 田 等	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 気 純 治 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主幹	原 田 健 二 君	議事係 主幹	平木場 達 郎 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
副町長(総務)	宮之脇 尚 美 君	農 政 課 長	赤 崎 敬一郎 君
副町長(経済)	山 下 彦 志 君	担い手育成支援室長	久保蘭 純 隆 君
企画広報課長	中 村 慎 一 君	商工観光課長	橋之口 幸 男 君
定住促進室長	北 原 美 義 君		
総 務 課 長	湯 下 吉 郎 君		
行政管理室長	萩 原 康 正 君		
財 政 課 長	二階堂 清 一 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午後１時３０分

○議長（濱田 等議員）

皆さん、こんにちは。ただいまから平成２０年第２回さつま町議会定例会第３日の会議を開きます。

教育委員長から本日の会議から欠席する旨の届け出がありましたので、お知らせいたしておきます。

△日程第１ 「一般質問」

○議長（濱田 等議員）

日程第１「一般質問」を第２日の会議に引き続き行います。

２４番、東哲雄議員の発言を許します。東議員。

〔東 哲雄議員登壇〕

○東 哲雄議員

先の通告に基づき質問をいたします。

集落営農の推進については、担い手支援室において地区集落での説明会を実施しながら推進が図られる中、平成１８年度は一ツ木営農組合と白男川地区農作業受託組合の２つの特定農業団体と９つの農用地利用改善組合が設立され、平成１９年度も幾つかの農作業受託組合の設立に向けた取り組みが進められています。

地域の現状や農業の現状からして、５年後、１０年度の私たちの住む農村社会の将来の先行きを考えると何とかして地域を、また農業を守っていこうという思いはあるが、多くの集落で説明会をなかなかその一歩が踏み出せない。

そこには、集落営農組織への意識の転換もあるが、それらを解決すべくはまず話し合いの場の作りが必要ではある。そのためにも、特にリーダーの存在が大きいと思うが、今後のさらなる取り組みについて伺いたい。

次に、定住環境整備についてであります。

積極的な企業誘致及び宅地の提供については、定住促進室を設置し、情報の提供収集、企業等へのアプローチ、立地企業への支援など、その取り組みから平成１９年度は日本特殊陶業の工場増設や、また日特製作所の企業誘致がされ、若者の働く場と雇用拡大につながったことは、大きな進展につながったと思う。企業誘致、雇用は進むとしても、本町に居住してもらうことが定住促進につながる。本町の採用者の本町への居住状況はどうであるのか。また、定住促進に向けて定住環境整備について、具体的な施策について伺いたい。

〔東 哲雄議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

東哲雄議員のほうから集落営農の問題についてまず質問がありましたので、この問題から回答したいと思います。

集落営農の推進につきましては、平成１８年度よりＪＡとワンフロア化した担い手支援室で、地区単位、あるいは集落単位で研修会等を開催している状況でございます。

集落の推進状況といたしましては、３月６日現在で、対象集落１２４集落中１２１集落で研修会を開催しており、割合としましては９８％に達しております。

その中でアンケートを実施された集落は３８集落で３１％、推進体制まで整備された集落は２０集落で１６％なっているところであります。

組織の設立状況といたしましては、農用地利用改善組合が10組織、特定農業団体が2組織、農用地利用改善組合の話し合いの中で組織された農作業受託組合が3組織設立されたところでございます。

集落営農は、話し合いを重ねながら集落内の合意を図っていくものでありますので、中心となって活動していただく役員やリーダー的存在が重要であることは言うまでもないところです。

町としましては、集落での研修会を開催すると同時にリーダー育成も必要なことから、県主催の集落営農塾や集落営農講座等の研修会に地区公民館長、農用地利用改善組合長、農作業受託組織代表などに呼びかけ、平成18年度は7回で延べ158名、平成19年度は10回で延べ196名の方々に参加していただき、集落営農の必要性やリーダーとしての役割などを研修していただいております。

町単独としましても、農業委員との意見交換会や農作業受託組織代表との意見交換会を実施しているところであります。

集落営農は、県内でも事例が少なかったことから、必要性を理解していただくのに時間を要しておりますが、平成20年度もこのような研修会が計画されておりますので、参加を呼びかけながらリーダー育成を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、定住環境整備の問題でございます。

平成19年度において雇用された方の町内の居住状況はどうかということですが、日本特殊陶業株式会社の宮之城工場の工場増設によります新規雇用者35名のうち、町内居住者は19名、そういう点では居住率は54.3％、株式会社日特製作所の工場進出によります新規雇用者25名で見ますと、町内居住者は22名、町内居住率は88％、合計では町内居住率41名となっております。

定住環境整備につきましては、産業、福祉、医療、教育、インフラなど各分野における施策を推進する中で、人々が町に誇りや魅力を感じ住んで良かった、住んでみたいと思われるまちづくりをしていくことが必要であると考えております。

中でも、安定した生活のできる環境づくりというのは第一の定住条件であり、特に、若者の雇用の場の確保は、定住促進対策の中でも最重要課題であると考えております。

今後におきましても、県外の企業や既に立地されている企業、地元企業への訪問等による情報交換、鹿児島県や鹿児島県産業支援センター等の関係機関との連携、企業誘致研修会、企業立地懇話会等へ積極的に参加し、企業誘致や既存企業の規模拡大を支援し、雇用の拡大の町内居住を推進してまいりたいと考えております。

また、平成19年6月に企業立地促進法が制定されたことに伴いまして、鹿児島県全体をエリアとする地域産業活性化協議会、これは、設立当初は本町を含む28市町と、県、さらに関係7機関の36団体で協議会を結成しておりますが、これが本年の2月に設立されました。現在、同法に基づく基本計画案が策定中であり、平成20年度において国の承認を得ることで調整がされております。

認可がなされますと、工場等の建設時点で設定される緑地面積について20％とされる国の基準を軽減することが可能となり、また、農地法等の処分の迅速化が配慮されることになることから、これらの情報をホームページや広報誌等でより広く提供し、新たな企業誘致や町内企業の設備投資等に対して活用してまいりたいと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○東 哲雄議員

ただいまの答弁をいただきましたけれども、まず、集落営農の点からですけれども、2つのこ

の集落営農が設立をされ発足をし、ぐるみ型、それから、オペ型ということの形態で作業が進められてきたわけでありますけれども。

構成員の皆様方の実感といいますか、どうであったか。また、どのように受けとめておられるのか。そうした取り組まれた方々のそういう声というもの、そういうものはお聞きになっていらっしゃるものか、まずそこからお伝え願いたいと思います。

○担い手育成支援室長（久保蘭純隆君）

2つの特定農業団体の構成員の方の取り組まれた中での感想ということでございますが、直接的には感想は聞いておりませんけれども、この間、昨年3月にできまして、そして、4月からその役員さんなりで話し合いをしてきております。

特に、昨年の4月2日から7月2日まで品目横断的経営安定対策の加入申請の期間があったわけですが、その中で品目横断に加入するということで、2つの組織とも一緒になって勉強してきております。特に、初めてのケースということもございまして、経理の一元化ということでもあります。

したがって、できた作物を営農組合名義なり、委託者名義で販売して、それを経費を引いた残ったのをまた配分していくと、そういうやり方は初めてでございますので、なかなか理解はしにくかったということもございます。そういう意味では、2つの組織もぎりぎり6月の末に加入申請ができたということもございます。

その間にあっては、やはり一つの受託組合のほうは、米が専門の部分ですけれども、9名で。あともう一つのは、ぐるみ型ということで46名の方が参加しておられます。そういうことで、米は作り、さらにサトイモを作り、そして、集団転作をしながらやってこられたということもございます。

それで、1月に両組合とも総会があったわけですね。会計年度が1月1日から12月31日までですので、その中で締めたということでもあります。その中で配分していったということもございます。

ただ、結果的にはまだ農業ごよみということで、全部が販売しきれない部分もありますけど、一応12月31日現在では締めたということではありますが、今後、またどういう作物を取り入れていくかということ、また真剣に組合長を中心に話をされておりますので、やはりその部分では良かったのかなというふうに感じておるところでございます。

特段、私も組合の総会にも参加しておりますけど、そういういろんな意味での反論とか、そういうものはなかったと思っていますし、いろいろ課題はございますけど、その点では次の段階に行けるのかなということでもあります。特に、一ツ木の方が、昨年はサトイモを8反も作られましたけど、ことし、20年度につきましては、1.8ヘクタールやるという方向でそういうことも協議されてますんで、そういう成果があったと思っています。

○東 哲雄議員

2つの集落営農の取り組みということで答弁をいただいたわけですが、まだスタートをしたばかりでございますので、これから組織の中で問題点等を見つけながら改善目標、そういうものを上げて取り組んでいかれるというふうに思います。

ただ、本町で初の営農組織でありますので、その取り組みというものがやはり成功しまして、地域農業の抱える課題の解消、そういうものにつながってほしいと、そういうふうに願っておりますので、引き続き指導方をやっていただきたいと、このように要請をするところでございます。

それから、これまで集落にほとんど98軒ぐらいですか、研修をされてきて、アンケート調査

まで行ったところが38の集落で30名ということでございますけれども、この集落の説明会をされてきたんですけれども、その中で質疑等もあると思います。

そういう中で、やはり集落営農について皆さんが率直にどのような意見を出されるものか、そういう点、2、3点でもいいですから出していただければと思います。どのような意見が一番多いものか。

○担い手育成支援室長（久保蘭純隆君）

集落営農研修会での質問とか御意見ということでございますけど、この間にほとんど参加いたしております。同じ日に、同時間に2カ所とか、そういうこともございますので、特に支援室なり農協さんと出ておりますが、分かれていってるといふうなことでございます。

そういう中で、集落営農のDVD見ていただきながら、あとでまたその後資料に基づいて説明して、その後質疑応答ということにさせておりますけども、やはり当初は「この集落営農をすれば補助があつとや」と、そういうふうな話もございましたけど、19年度においては、あんまりそういう御意見はなかったと、質問はなかったということでございます。

その意味では、18年度当初からこの集落営農という話をしてきましたので、かなり町民の中にも集落営農という話が浸透したかな、という気はいたしておるところでございます。

ただ、ここにはいろんな意味でまだ御理解がされてない部分もあります。集落営農もいろいろ広く言えばいろんなパターンがございますので一概に言えないわけですが、その集落の話し合いの中で、やはり一番自分たちの集落に適したものを見出していきたいと思うところがございます。そういう話をいたしております。

特に、集落においては、認定農業者の方もおられるところもございますので、そういう方の御意見も伺いながら、やはり集落で話し合いをしていただきたいと、そういうことを言っているところでございます。

○東 哲雄議員

この集落営農については、去年の11月に建設経済常任委員会におきまして、広島県の重兼農場のほうの取り組み状況について調査をさせていただきました。3月3日の南日本新聞にも出ておりましたけれども、県北薩振興局が主催をしました集落営農への理解を求めるといふことで、農事組合法人の重兼農場の本山組合長が来て講演をされたと、そういう記事が出ていたところでございます。2月の13日ということで、約90人ほどの参加であったというふうに出ておりましたけれども。

自分たちも、この12月の定例会で報告をしまして、そしてまた議会の広報紙の中にも掲載をさせていただいたところでございます。

そういうことで、その講演の内容につきましても、大体自分たちが現地に行って聞いた内容と大体同じであったか、それはもう判りませんけれども、大体その流れというものを話されたんじゃないかなと、このように思っているところでございます。

そういうことで、この集落営農には、集落、また地区におきまして、議員の方の中にもそのリーダーとして取り組んでおられる方もいらっしゃるでありましょうし、また、側面から支援をしていくという、そういうことで取り組んでおられる方もいらっしゃると思います。

そうして、きょう出席されております町の幹部の方もまた集落、また地域に帰ればリーダー、そしてまた側面から支援をしていく、そういう立場にあられるというふうにいるところでございます。

そういうことで、ここでちょっと重兼農場の経緯ということで、若干紹介をさせていただきたいと、このように思っているところでございます。

この本山組合長もやはり当初から集落のリーダーとして取り組んでこられたわけですから、ここは兼業農家が主であったわけですから、それでも営農組織を立ち上げるのはもう大変なことであったと、そういう話をされていたところでございます。

構成員につきましては、30戸ということでございますけれども、水稻の種籾が18ヘクタールで、麦を6ヘクタール、それから、受託の育苗を5,000枚ということで、市民農園50平米75区画という経営内容であるようでございます。

この重兼集落というのは、大体1戸平均耕作面積が60アール、兼業農家が主で専業農家としては花卉の農家が1戸のみであったということでございます。

きっかけは、法人化をする前にやはり集落で抱えていた課題が多かったということでございます。小さな棚田、機械の過剰投資、それから後継ぎの減少、それから高齢化、後継者不在農家の問題、それから用水問題、農道問題など、この集落の将来の危機感があったということで、今の私たちの中山間地域でも、やはり同じような課題を持っているという状況ではないかと思えます。

そういうことで、自主組織でこの重兼という集落を住みよくする会を設立をされたということでございまして、やはりこの中で年代別に選出した委員を中心にワークショップによりまして、「農業・環境・ふれあい」、そういう柱を立てて集落の改善目標を策定して、問題意識の共有化を図っていったということでございます。

そんな中で農業の部門でございすけれども、やはり楽しく楽にできる農業ということで、大型機械の共同利用、それから基盤整備、それから生産組織の結成、そういうことで機械過剰投資の解消に向けて、機械利用組合の設立をされたということでございます。

それから、農業だけではなくて、さっき言いました環境、ふれあい、そういうことで花いっぱい運動とか、それからごみの処理、それから川の掃除、空き缶集め、そういうことも上げてありますし、それからふれあいの中では伝統行事、それから市民グループの活動とか、それから畦畔の野焼き、それから共同作業後の酒飲みなども、そういう中にちゃんと入れていったということでございます。

そういう中で、県のほうから集落農場育成モデル事業、そういうのを地区打診がなされたということでございまして、いわゆる農業生産法人の一集落一農場ということでございます。そういう事業のメリット等を検討する中で、やはり地域の抱える大きな課題が可能になるという判断で、設立に至ったということでございます。

ただ、モデル事業も最初から話が来たわけではなくて、結局、もう最後に話が来たということで、この組合長が元県の職員ということで何とか考えてもらえないかと、そういうことだったそうでございます。

検討をしてみようということで持ち帰ったと、そういう話をしておられましたけれども、持ち帰って幸い普及員のOBの方もおられたということで、3名で話をしたということでございます。

県に返すにも、理由をつけて返さないといけないという、そういういろんな議論をする中で、集落の一つ一つの問題を潰していったら、ほとんどが解決できるんじゃないかと、そういうことで案外面白いかもしいと。難しいことは判っているけど、やってみようということであったということでございます。

ただ、これからが農家に説明をし、説得を進めていかれるわけですから、大変であったということで、大体この農家の方が7割ぐらいが高齢者の方であったということでございまして、こういうのは見たことがないとか、機械の共同利用というのは、大体イメージはわくけ

れども、集落みんなで農業生産法人を作って農地を預けてもらって、それが経営するんだから、農家の人は農家でなくなる、経営が成り立つのか不安である、そういうことと。

それから、農地が返ってこなくなるんじゃないか。また、多額の投資をしている農機具が無駄になるんじゃないか、そういうことでまた制約も受けるんじゃないか。また、他人に農地を任せると十分な管理がされずに農地が荒れるんじゃないかと、そういう意見もたくさん出てということでした。

若い人たちからは理解が早かったということで、農機具等の過剰投資をしながら赤字が続く状態であったから、米価が下がってくれば赤字になっていくんじゃないかと。それから、会社の休日、農作業を自分の時間が持てないとか、ゆとりがない、そういうことで若い方はぜひやってほしいということであったということでした。

そういう中で、農家の意識を変えてもらわないといけないと、そういうことから、メリットの提示をしながら説明をしていったということでした。面的な規模の集積が可能であるとか、農作業の分業化、重労働からの解放、それから土地放棄地の防止、これは、集落の美化にもつながりますし、鳥獣害の対策にもつながる、そういうこと等も言っていたということです。

最終的には、その長老の方が、「必ず次の世代に継いでもらわなければならないことは明白である。それから、次を担う若者は、自分の子どもには継がせたくないと言っている。何のためにこの圃場整備をしたのか。次の世代の担い手の立場になって考える必要がある」、そういうのが一言だったというふうに話されていたところでした。

それと、そのリーダーシップによりまして、設立後の加入はもう認めませんよと、そういうところまで迫ったということで、話を締めくくられたところでした。

そういうことで、重兼農場の自分たちの研修してきた内容を説明をさせていただきましたけれども、そこで町長、これまでのこの重兼の取り組み、お聞きになっていかが思われるでいらっしゃいますか。

○町長（井上 章三君）

今、重兼農場の取り組みの状況をお話をいただいたわけですが、やはりそれぞれの地域の事情というのもあるんでしょうけれども、やはりリーダーがおられて、そして、若い人たちがそれに賛同してくる。また、年配の方々の意見も入れながらということで、やはりいろんな努力があったんだと思いますけれども、将来を見てこういう形が一つ一つできていくということは、本当に素晴らしいことだなと、いうふうに思っているところであります。

我がまちも、今一生懸命努力をして一つ一つ前に進んでおりますけれども、やはり我がまちを見た場合にも、地域ごとに規模の大小があったり、また、集落の実態もいろいろとまた違うと思えますけれども、それを見ながらいろいろ臨機応変に努力をしているということでもあります。

これは、やはりもう全国的な問題として今取り組みが始まっているというふうに思いますので、いろんなところの事例をまた勉強もしながら、ぜひ我がまちとしても県内では先進的に取り組んでいるわけですから、いろいろな形のモデルのパターンが今後とも作られていけばありがたいな、というふうに思ったところでした。

○東 哲雄議員

さっきの話にもありますように、ここもやはりリーダーの強いリーダーシップがあって引っ張っていかれたと、そういうことで全国に誇れるようなこういう組織ができているわけですので、自分のところはまだ始まったばかりでございます。

そういうことで、先ほどリーダーの研修育成会、そういうことも年間ずっと定期的にやってい

るという話でございました。

ですから、リーダーの位置づけといいますか、なかなか難しい問題というふうに思っておりますけれども、そのリーダー研修等にやはり行ってもら。そこまでがやっぱり非常に難しいと思うんです。その集落のほうで、手を挙げてやっていくという人がおれば、それはもういいんですけれども、何か集落で2、3人程度そういう方を選んで、そういう研修会とか、そういうのに参加をしてもらう。そして、集落の方々にこういう説明をやってもらう。そこまでの取り組みといたしますか、このリーダーに位置づけ、そこらについての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

私が聞いている中で感じておりますことは、今で取り組みが進んだところというのは、やはり館長さんの関心が非常に高い地域から始まって話が進んでいったと。集落で124集落の中で121の研修会を開催したということで、大半のところを研修会をやってきたわけですが、やはり集落の規模が大小いろいろある中で、その規模の中ではリーダー的な人がいるところいないところ、いろいろなんだろうといふふうに思っております。

ですから、そういう点で集落営農という、あるいはきのうも話が出ておりますが、限界集落とか言われますけれども、ある程度みんなでまとまって頑張ろうという意欲の出るようなリーダーになれるような可能性のある人がいるある程度の規模というものを、また館長さんを中心にいろいろと検討もしていけないと、今の集落の規模だけでいくと努力をしてもなかなか難しいところも出てくるんじゃないかと。

そういう点でやっぱり集落の編成なり、集落営農の規模というもの、集落をそのまま合併を必ずしもしなかったとしても、規模というのをよく検討する必要があるのかなという感じを受けているところでございます。

私は今そういうふうに感じておりますが、担当の副町長のほうでさらに感じているところがあれば、答弁をさせてみたいと思います。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

リーダーの育成、その前のまた段階ということでございますが、それぞれ説明が先ほどから室長、あるいは町長のほうからもございましたように、農用地利用改善団体、これが10できた。また、今月の末に1つということでございます。そしてまた、特定農業団体が2つですが。

今まで、きのうもあったわけですがけれども、県単むらづくり等で昭和52年代ごろからずっと農村振興運動というようなことで、いろんな運動がなされてきました。そしてまた、今、共生、協働のむらづくりということで、伊藤知事がうたわれておりますけれども、そのころから農作業の受託組織、町内にはたくさんこういう組織があります。そこら辺のリーダー、今までむらを引っ張ってきていただいたリーダーという方々たくさんいらっしゃいます。

そしてまた、私ども職員、そしてまた農業委員の皆さん、そしてまた議会議員の皆さん方、それらの我々、特にJAの職員もそうなんですけれども、やっぱりそういったところの方々に御相談しながら、なるべく研修等に参加していただいて、今後の農政、今後の耕地の荒廃というのが進むというのも目に見えて高齢化するところではあるわけですから、そういうリーダー研修なり、あるいはそういう研修機会等に積極的に参加していただくように、今後はやっぱり呼びかけをしていく必要があると思っております。

農作業受託組織については、それぞれの町内のここに数えただけでも15ぐらい、今申しましたように特定農業団体、あるいは農用地利用改善団体を除きましても15の受託組織等があります。そしてまた、今ありますように管理センター等についての受委託の組織もございますので、重複してはいますけれども、そういうことで呼びかけをしていきたいというふうにも考えております。

○東 哲雄議員

ある程度の集落営農の中でまたリーダーの方をお願いしていくと、そういうこと、これはもう一つのやはり手ではないかと思っておりますけれども。

本当は集落営農ですので、集落の中で話し合いがされて、そしてその話し合いの中で、ほんなら隣のその集落、そしてまた受託組合とか、そういうところとまた一緒にやりましょうとか、そういうふうに進んでいけば一番理想ではないかと思っておりますが、なかなかそういう小さな集落等でリーダーの方もなかなか見つからない。そういう状況であれば、またそういう少し枠を広げた中で、そういうリーダー育成を図っていく。それも一つも手ではないかと、このように思っております。

それから、農業委員会の方とのこの意見交換等もされているようでございますけれども、ほかの地区は判りませんけれども、なかなか農業委員の方が余りこの組織の中で動いていられるというような印象がないんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○担い手育成支援室長（久保菌純隆君）

農業委員さんとの意見交換会もしたところでございますが、なかなか動きが見られないというのは確かでございます。そういうのを含めまして、定例会のときに時間を割いていただきまして、意見交換をし、その前にも1回勉強会もさせていただいたところでございます。

特に、このリーダーといえます方には、地区の公民館長さんなり、公民会長さんなり、それと議員さん、そして農業委員さんというふうに私らは考えているんですけど、なかなかそこが動きにくいがあるかなと思っております。

そういう意味では、やはり議員さんなり、それから農業委員さんなりがまた一緒になって勉強させていただいて、その中でまた地元のほうでもリーダーになっていただき、あるいは先ほどありましたとおり、側面からそういう支援をしていただければと思っているところでございます。

○東 哲雄議員

本年度もできるだけ多くの集落におきまして話し合い活動が積極的に図られまして、アンケートの実施などを通しまして集落地域の課題等を整理しながら、集落の方向性を見出していく。そのためにも、リーダーの存在、それからリーダーの育成、これはもう大事でございますので、その点努力をしていただくように要請をしておきたいというふうに思います。

それから次に、定住の住環境の整備でございますけれども、日特の場合の雇用された方で75名中の41名の方が町内に居住をされているということでございますけれども、その方々は自宅から通勤をされておられる状況なんでしょうか。

○定住促進室長（北原 美義君）

ほとんどの方が昨年とことしの新規採用のことだろうと思いますが、まだ高校卒等若い方々でするので、このほとんどが自宅からということであろうと思っております。

○東 哲雄議員

住環境の整備ということで、町のホームページや広報紙への掲載、それから郷土会、不動産業者等への情報提供を行い、積極的に取り組むということでもありますけれども、毎回同じような文書を並べてあるというような感じがしているわけでございますけれども、この町のホームページ等には、町の分譲団地とかそこらはでしょうけれども、どの辺までそういう内容が見れるものか。

○定住促進室長（北原 美義君）

旧薩摩町の定住促進団地と開発公社で行っている住宅団地について案内をいたしているところでございます。

○東 哲雄議員

団塊の世代とか、田舎暮らしを希望される方ということで、定住室等が発足をしたときにも情報提供や斡旋、それから仲介を図るということで、空き家状態とか、その持ち主の意向調査等を実施すると、そういうことも言われているわけですが、その辺の状況についてはどうなんでしょうか。

○定住促進室長（北原 美義君）

昨年、空き家調査を各公民会長さんをお願いをして実施をしたところでございますが、すべてのところから回収はできなかったわけなんですけれども、それを全部地図のほうに公民会長さんが申告された、見られた目ですぐ使える廃屋とか、それから補修が必要とかという段階での色分けを今地図のほうに全部おとしまして、それをもう一回再確認していただく意味で、また消防署のほうにもこれを今度の火防の機会を通して、消防団員を通して、もう一回再調査していただくということにいたしておりますが、このあと現地調査等も必要になってくるというふうに考えておりますし、それから、さっき言われましたとおり、持ち主の意向調査等も必要になってくると思いますが、現地調査等についてもかなりの日数と業務量があります。

これは、今の定住促進室のスタッフの段階で時間を見てというふうに一応考えておりますけれども、なかなかこのあとということでしょうというふうに考えておりますけれども、そう早い時期に早急に全部が確認できるという量ではないというふうに考えておりますので、なるべく頻繁に回りながら実情等について調べながら、また、持ち主の意向等についても調査してまいりたいと、データをそろえてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○東 哲雄議員

そこ辺のリスト化等についても急いでやっていただきたいと思いますけれども、そこらまでしないとなかなか対応ができないんですよ。ですから、18年度、災害等あって大変だったと思います。なかなかそういう業務も万全にできなかったかもしれませんが、できるだけ早くそういう状況をしっかりと把握してリスト化していただきたいと思います。

そういう中で、転入者の定住化の相談ということで、今ありましたようにまだ全部が把握されていないということでございますけれども、年に何件ぐらいのこういう転入者の方が定住希望される、そういう問い合わせ、そういうのは把握されていれば。

○定住促進室長（北原 美義君）

定住促進室が窓口ということで対応しておりますが、昨年は1件か2件だったというふうに考えております。そう頻繁にというような事情ではございません。

○東 哲雄議員

それから、不動産業者への情報提供を行っていくということでございますけれども、そういう不動産業者への情報提供を行った結果、何件ぐらいが定住につながっていったのか、そこらが判っておればお答え願いたいと思います。

○定住促進室長（北原 美義君）

不動産業者等への情報提供ということでございますが、不動産業者のほうからは具体的に出てきておりません。ハウスメーカーのほうから3件だったですか、問い合わせが来ておりまして、それを紹介して定住のほうに結びついている。家を建築と申しましょうか、そこまで進められていると。現在も、1件そういう問い合わせがございますので紹介をしているところでございます。

○東 哲雄議員

きのうの同僚議員の質問の中でも、現在やはりハウスメーカーの方の建築等が多いということをおっしゃっていましたが、きのうの質問にもありましたように、やはりこの分譲住宅団地、そういうものが売れまして、そしてそこに家を建てて、そしてまた定住をしていただく、そうい

う方向になっていけば、もう一番理想的なことになると思っておりますけれども、なかなかそういうふうになっていないという状況ではないかと思っております。

町内の分譲団地が6団地ということで、57区画が残っているということでございましたけれども、求名、中津川については、もうほとんどが完売状況であるということで、鶴田の赤坂、湯田原ニュータウンは半分ぐらいですか、5、60区画ぐらい完売されているということで。ただ、この佐志ニュータウンがきのうもありましたけれども、やはり多く残っているという状況にあるようでございます。

宮之城の住宅産業推進の会も投資率が嵩むということで解散をされたということでございますけれども、この宮之城の住宅産業の推進委員会ですか、これは町とのかかわりというか、そこらはもう何もなかったわけですか。何か助成をすとかそういうのはなかったわけですか。

○定住促進室長（北原 美義君）

特に町からのほうはそういう支援と申しましょうか、しておりません。ただ、佐志ニュータウンに開発公社の土地をとりあえず借りて、そして家を建てて、それを建て売りするという形で進められましたので、そういう用地の確保については便宜を図ったということでございまして、それ以外については、特に町からの支援というのはありません。

○東 哲雄議員

であれば、このハウスメーカーが今相当多いですので、やはりそこらともいろいろ提携をしながら、今ありましたように建て売りとか、そういう方向も今後は考えていく必要があるんじゃないかなと思っているんですけれども。

きのうもありましたけども、個人的には財政的に助成はもう非常に厳しいんだということで、これは今のところできないということでございます。

ただ、なかなか売れなければ、自然に価格を下げるとか、そういうことになっていくわけですけども。ただ、そこにまた以前買った人がおられると、価格が違ふとかいろいろ出てきます。その価格分をそれなら助成をしましょうとか、そういう話になっていくわけですけども。

このままの状態ということではないかもしれませんが、5年、10年このままの状態でおけば、いわゆる相当な利息ですか、それも嵩んでくる。一方では財政が厳しいという中で、一方ではそういうふうに関子等払っていく。

ですから、やはり何かこの抜本的な手を打たないとなかなか売れないという、そういうふうにあります。病院が近くて、それから学校が近くて、そしてまた買い物がしやすい、そういう条件が一番いいと思いますけれども、あそこも病院も近くにありますが、買い物も今車です。ただ、この高齢の方がやはりちょっと買い物とか、そういうのがちょっと不便じゃないかなと、このように思います。

ですから、やはり売れないということでマンネリ化しているようなそういう気がしてなりません。ですから、やはりこの問題は議会でもいろいろ今後検討して何か政策的なそういう提言といえますか、そこら辺も少し考えていく必要があるんじゃないかなと思います。

そのためにも、町当局といたしましても、やはり抜本的な何らかの方策を打っていかねばいけないんじゃないかと、このように思っておりますので、そういうことで町長最後にそういう考えをちょっとお聞きしたいと、このように思います。

○町長（井上 章三君）

御指摘のように、佐志ニュータウンの販売は思うように進んでないということで、我々としても苦慮しているところであります。学校区のことをいろいろと言われた方もいらっしゃるとか、もう一つ便利が悪いとかといういろんな話も聞いたりもしますが、できるだけそういう不

便な条件というのを一つ一つ除いていきながら、それとともに何かもう少し売り出す策はないかということにおいては、検討を要するなと思っていますところであります。

今、日特前の道路が橋の架け替えが始まっておりますが、これが真っ直ぐになると、さらに環境的にはイメージもよくなるのかなということも思っておりますが、決定的なものではありませんので、御指摘のようにさらに策を検討をしてみたいと思っております。

議会の皆さんからも何かそういう点で、いい知恵があったらぜひ出していただいたり、あるいは何か対策委員会でも作っていただけると誠にありがたいと、こういうふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○東 哲雄議員

議会でも政策提言はいたしますけれども、その中でも最終的には助成金とか、そういう話になっても執行部のほうでもう財政的に厳しいと、それ言われればそこまでですから、やはりその辺もう少し将来的に見て若い人たちに住んでもらう、そういうことであれば、少しはやろうかとか、それぐらいのやはり少し気持ちを持って取り組んでいただきたいなというふうに思います。

あの団地もありますように、日特、それから製作所、それから倉内団地もまだ用地があります。そういうことで、非常にこの住環境の整備ということでは非常に条件がいいんですね。ですから、なるべく知恵を絞って完売という形に持っていければと、そういうふうにお互い願っているところでございます。

そういうことで、今後さらに定住に向けての施策というものを強く要請をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、7番、米丸文武議員の発言を許します。米丸議員。

〔米丸 文武議員登壇〕

○米丸 文武議員

ちょうど眠くなりまして、私も半分眠りかぶっておりますけれども、何とか振り絞って目を開きながらやってまいりたいと思います。

これまで、それぞれもうきのうから本当に私も通告した内容のことが、皆さんの議員から出されておまして、どうしようかなと迷いながら質問をさせていただきますけれども、許す範囲でお答えをいただきたいというふうに思います。

まず、私はさつま町の活性化についてということで大変大きな事項、テーマを出したわけですが、さつま町の人口データを先日いただきまして、その年齢別人口構成率を見ますと、町人口2万5,388人に対しまして、65歳以上が8,864人、高齢化率が34.9^{パーセント}、60歳以上で1万326人で40.67を示しております。

前にも人口減少対策についてお伺いをいたしましたけれども、ここ4、5年の出生数を見ますと、年間180人台で出生がされております。このデータから単純に20年先を推定してみました。人口は現在の約6割近い数と予想されます。このままの状況が進めば、合併直前の宮之城町の人口規模、平成16年の10月で1万7,149人でした。この規模になってしまうだろうというふうに、単純な計算ですがそういうふうに思っております。町内のこの人口です。

町内のいろんな耕地や山林の活用をし、また、公の施設等の管理運営をしなければならないというふうな状況にあるわけですが、もちろんこの施設等についても使用されないものについては、それなりの処分とか、そういうようなものも検討されていくんであると思いますが、このような状況になりますと、町の周辺部は大変な荒廃と行政サービスの低下や住民負担が増加することも想像されます。

近隣の自治体との合併もあるかも知れませんが、いずれにしてもこのままでは厳しい状況が予想されるわけでございます。

そのような状況にならないために、このまちの発展と活力あるまちを存続していくためには、今何をするべきかということでございまして、現在の施策で対応し得るものかどうか大変危惧するものであります。

国の政策の中で、旧町単位では地方の将来は厳しいので町村の合併が進められ、我々もそれを選択したわけではありますが、国の三位一体改革は地方の切捨てとも思われる方向に向かっているようにも思います。自主財源の厳しい本町などは特にその影響を受け、地域格差につながる恐れもあります。

町民の皆さんも町の発展を大いに期待されているわけでございますが、先に述べたようなことにならないように、町民の皆さんと町がしっかりとスクラムを組んで、これからのまちづくりに取り組む必要があるのではないかと思います。

町長は、このような厳しい中で、行財政改革を進めながら町の発展につなげるために、20年度施政方針を示されたところでございますが、農林業、商工業、若者定住、子どもの増加など人口確保など、将来に向けた対策は万全だと思っておられるのでしょうか。

施政方針で、農林業対策について次のように述べておられます。

農業従事者が10年間で約2割減少、高齢化率が約7割に達し、労働力の低下、耕作放棄地も増加しつつあり、後継者不足に加え、農業生産面においては、原油高、飼料穀物の高騰などにより、農業生産コストの増大が農業経営に大きく影響している。

このような状況の中で、農業農村環境の維持保全については、中山間地域直接支払事業などで対応する。農地の荒廃の進化を防ぐために、非農家への農地斡旋と農業への理解を求める。施設園芸では、「さつま町農林業いきいきプラン」で重点拡大品目の新ゴボウ、サトイモ、カボチャなどは、産地づくり交付金を活用しながら、水田への定着化、団地化による面積拡大を推進し、販売はさつま農協と連携しながらトップセールスで対応し、南高梅などの果樹の面積拡大や、梅を介した特産品づくり、特産品開発など、現在農業で唯一収益性の高い畜産経営、その他農業振興策について具体的に示されております。

林業においても、森林保全、林道整備、有害鳥獣対策、特用林産物の早掘りタケノコの振興など上げられており、生産者も期待していることと思います。

また、集落営農の推進についても、ぜひとも成功するように私どもも願ってやまないところでございます。

私は、これらの農業経営のあり方を改めて考える時期に来ているのではないと思うものでございます。これまで、国、県、そして町の農業振興対策により、生産面を重点に推進されてきたのではないかと。これからの農業は、企業と同じレベルで経営することが重要なのではないかと。農業もビジネスと同じ感覚で経営を進めないと生き残れないのではないかと思います。

既に一部ではビジネスとして成功されている方々が町内にもおられます。認定農業者や集落営農のあり方についても同じで、先般、先ほど建設経済委員長も触れられましたけれども、建設経済常任委員会で所管調査をいたしました広島県の重兼農場の方の講演が、本町であったと新聞に記載されておりましたけれども、最終的にはその方も法人化が望ましいと言っておられたようでございます。

法人化をし、経理を一元化することによってデータ分析が可能となり、それはいかに耕作地を有効に生かすか、設備投資の回転率を上げるか、肥料や農薬を大量仕入れすることによっていかに安く仕入れるか。設備の大型化によりオペレーターコストの低下を図り、そして、販売にお

いても最大限流通コストを低く抑えるか。価格のニーズを調査研究し何を生産するかなど、生産者自身が選択、取り組むことにより収益性が高まり、生産拡大につながる。引いては、雇用の拡大や耕作拡大、休耕地の活用が促進されることになるのではないかと。もちろん、耕作地の基盤整備や土壌改良も必要になるわけですが、それにはいろいろな制度を活用してもらおうと。

このような取り組みをすることにより、地域産業の農業の発展と農家の生活基盤が形成され、後継者確保や住民の地元定着にもつながると考えます。

町の役割として、このような農業へ向けて生産者を誘導育成する。年次的に目標を決めて生産者を育て農地集積を図るなど、これからの農業の方向づけをすることが将来に向かって、今、町がしなければならないことではないかと思われませんが、町長はどのように考えておられるでしょうか。

次に、商工業対策についてであります。商業を取り巻く状況についてであります、大型小売店舗の地方進出で、地元小売店の顧客が奪われ、大変厳しい経営状況に追い込まれております。

つい先日も、地元小売店を対象に長年にわたり食料品等の卸売をされてきました地元の松本商店さんが、残念ながら倒産に至ったと新聞で報道されましたが、年商16億円あった売上げが、小売店の売上げ減少や廃業がたたき経営が行き詰まったとのことですが、全国的にもこのような状況が進み、シャッターの閉まった商店街が増加しているようでございます。

私たちのまちの商店街も大変厳しい状況の中で、生き残りをかけて頑張っておられます。

先の豪雨災害でも一生懸命復興に取り組まれておることは、町長も御承知のとおりでございます。まちの活性化を目指し、昨年の暮れからことしの2月と100円商店街を開かれて地元商店に顧客の目を向けてもらおうと懸命でございます。

また、商工会を中心にプレミアム商品券の発行などについても取り組んでおられる姿を見て、町としても100万円の助成が計画されておるようでございますが、町の活性化の支援として、もっとほかの支援対策は考えておられないものかどうか伺いをいたします。

それから、若者定住、子どもたちの増加を町人口等の確保対策でございますが、今も定住対策についてもきのうもございました。また、あとの質問の中でこれについては触れてまいりたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

〔米丸 文武議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

米丸文武議員から、さつま町の活性化についてということで、大きなテーマで質問をいただいております。今まではほかの議員の方々から出ている内容と重なる点もございますが、まずもって準備をしてきた内容をまず答弁とさせていただきたいと思います。

御質問にありますように、本町の少子高齢化、人口減少については、今後急速に進むであろうということが、研究機関等の予測値で示されているところではありますが、この問題は我がまちだけの問題ではなく、過疎地域と言われている約700余りをはじめとする多くの市町村が抱える大変深刻な問題であります。

施政方針でも申し上げましたとおり、合併はいたしましたけれども、全体的に地方財政は厳しい運営を強いられており、我がまちにとりましても課題、懸案は多岐にわたっております。農林業や商工業をはじめ、所得向上に向けた取り組みや若者の定住、人口増対策など、まちづくりの推進計画については、総合振興計画にお示ししてありますが、特に過疎、高齢化、景気低迷にあえぐ市町村、特に鹿児島県内にはそういう地域が多いわけですが、計画に基づく成果のある推進方策が求められていると考えます。

しかしながら、一時期のように市町村が行政予算を持って取り組みを進めることができにくい、そして、住民の皆さんのパワーで地域の活力で趣旨を同じくする人々によって、知事も言われております共生、協働という、この観点からの取り組みが、私たちのまちにとっても大きな今後の課題となっていると思うところでありまして、今取り組んでいることが足りていると言われると、まだまだ工夫は必要だと言わざるを得ないわけであります。

しかしながら、今後とも住民の皆さんが活躍される部分を推進していくことは重要であると思っておりますし、ここで町行政の役割をきちんと整理する必要があると思っております。

そういう意味で、町独自の取り組みをどのように図っていくか、そういう部分をもっと研究していく必要があると思っておりますので、今後ともまた努力をまいります。

その中で農林業対策の関係であります。

本町の農業者の高齢化率は、平成17年の農林業センサスにおいて、65歳以上の農業者の割合が約7割であり、農家戸数においては3,112戸で、10年間で653戸減少しております。

このような状況を踏まえて、これからの農林業をどうしていくのかということを考えますと、今後の農林業や農村、そして農地を守っていくためには、みんなで助け合って進める集落営農や企業的経営感覚を持った認定農業者の育成確保が不可欠であると思っておりますので進めているわけでございます。

このようなことから、本町では県内でもいち早く行政と農協が一体となった担い手推進室を設置して推進を図っております。また、農地を守っていくための中山間地域における集落協定についても、県内でも高い取り組み率となっておりますが、新しい対策の継続要望とともに、引き続き積極的な取り組みを進めてまいります。

また、全体的な農林業振興対策につきましては、農林業関係機関団体が一体となって同じ目標に向かって推進するために、19年3月に「さつま町農林業いきいきプラン」を策定いたしましたので、これらを基本に推進してまいります。

次に、商工業対策であります。本町の商工業者数は平成19年7月現在で1,192、うち小規模事業者数は92の1,096となっており、微減の状況でございます。これは、申すまでもなく大型店や郊外型店舗の進出、消費者ニーズやライフスタイルの多様化等によるものであり、個店等においては依然として厳しい状況にあると認識いたしております。

本町の商工業者にとりましても、過疎、少子高齢、人口減少が進行する中、売上げが減少傾向にあることは言うまでもありません。議員が御指摘のように、このような状況が進行するとすると経済の活力の衰退、引いてはまちづくりへの影響など大きな問題であると考えます。

活気あるまちづくりを目指すには、何とか人口減少に歯どめをかけ、若者が定住するような施策を展開していくことが不可欠であります。そのためには、商工業におきましても、消費者が町内で購買するような取り組みとあわせ、商工業者も消費者に親しまれ、愛されるような自助努力が必要不可欠であります。

このようなことから、宮之城屋地、虎居商店街において先に実施し消費者にも大変好評でありました100円商店街等の継続的な取り組みを全町的に展開するとともに、本年新たに商工会事業者、町が連携して全町的に取り組むプレミアム付き商品券発行事業等を実施し、多くの町民が地元商店等を愛用し、愛着を持っていただけるような施策を展開してまいります。

今後におきましても、できることから取り組んでいこうということで、商工業者はもとより、商工会等とも一体となって、この厳しい状況を何とか打破していくような取り組みを進めていこうとしているところでございます。

最後の若者定住、子どもの増加など、人口確保対策についてであります。本格的な人口減少時代に入り、国を挙げて少子化対策などが進められているところでありますが、地方にあっても活性化のためには最も重要な課題となっています。

本町においても最重点事項としてとらえ、総合振興計画のもと総合的なまちづくりの中で住んで良かった、住んでみたいというまちづくりを進めているところでございますが、特に若者定住については、生活していく上で根幹をなす働く場の確保が第一であることから、専門部署を設置し、企業の誘致活動や増設等に伴う支援を積極的に行い、雇用の増加を図ってきているところであります。

これまでの成果については施政方針でも述べましたとおり、かなりの採用がなされており、それなりの成果があったと思っております。今後も誘致活動はもとより、既に立地されている企業の増設の動きも数件ありますので、これらを積極的に支援し働く場の拡大を図ってまいります。さらに、ものづくり企業振興会の活動を通して、情報提供や企業振興を図り、雇用拡大につなげていきたいと考えております。

少子化対策であります。特に若い世代の晩婚化が見られることから、本年から結婚対策の検討を進めることにしております。また、多様化する保育ニーズに対して、子育て支援センター事業や特別保育事業のほか、経済的にも健やか支援手当、保育料の軽減などにより、子育てしやすい環境づくりを図りながら、この若者定住、子どもの増加などの人口確保対策としているところでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○米丸 文武議員

いろいろと施政方針の中で具体的にいろいろ農林業対策、商工業対策、少子化対策も述べられております。私は、それは本当にいい取り組みをされているということで認めておりますし、進めていっていただきたいというふうに思っておりますが。

先ほどいろんなこの人口減少の状況を見て、まず農林業面において、今のこの農業の稲作を中心とした町民の皆さんが多い中で、そしてまた、稲作も単作であります。そのようなことと、米の価格が低迷している中で、今後の農業のあり方が集落営農、あるいは認定農業者の方々の200名ぐらいでしたか、認定農業者の方々があると思いますが、この方々が今から考えて取り組まなきゃならない基本的な方向というのが、さっき言いましたけれども、ビジネス的経営感覚というようなもので取り組んでいかないと。

ただ、ものを一生懸命作るというようなことだけでは経営は成り立っていかないのではないかと。そして、自分たちで一番効率のいい作物を作り収入につなげる。そういうまた規模拡大することによって、地域の方々の雇用というものも促進させていくだろうと、いうふうに考えるわけでございます。

ですから、自分たちが何を作り、どのような販売をしていくんだと。お客さんがどのような作物を望んでいるんだと、いうところまで進んで考えていくような農業形態を進めていかなければ、我々のこの農業の耕地のたくさんある地域では、これを生かしていけないんじゃないかというようなことで、その今後の取り組み、10年先、20年先を見込んで、今しなければならぬをお伺いしたいというふうに思っておるわけでございますが、その点について町長はどのようにお考えでございますか。

○町長（井上 章三君）

今非常に大きな展望での対策をどう考えているかということでございます。我がまちでは、経済担当の副町長を立てておりますので、副町長のほうからその問題について答弁をさせていただきます。

と思います。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

おっしゃいますように、私もいつも同じ考えであります。というのは、やっぱり商いをしなければ、農家に所得が上がらなければ地域の活性化はないというのは、いつも同じ考えだと思っております。

今おっしゃいますように、経営というのについては非常に難しゅうございますけれども、今町内には37法人、そしてまた、216認定農家がございます、いつも職員は、きのうから出ていますように、認定農家のとこでの訪問指導等をやっております、経営というのについて指導をしながら、そしてまた悩みを聞いたりして、巡回の訪問指導をやっております、おっしゃる方向で今やっているつもりですけれども、なかなかそれがいつも言ってますように、スパンを長い目で見なければ、農業というのは気象条件等もありますので難しいというのもございます。

ただ、農林業いきいきプランというのを22年度までの目標設定しながら、数値目標を上げました。それに単年度、単年度に全部チェックを入れます。これは、JA、そして前も言いましたように普及センター、それから振興局、一緒になりながら作った計画書でございます。

そういうことで、どのような作物をどのようにして販売するのか、これは非常に大事なことですけれども、ただ個々が望んでいる、作りたい作物を作ったとしても市場性というのがございます。市場というのは、やはりロットがなければ商いはできないわけでございます。

そういうことから、農林業に携わる職員がみんなの知恵を結集しながら、これならこの地域で農家に作りやすい作物だと、あるいは市場に持っていっても販売しやすい作物だということで作ったのがこのプランでございます。

そういうことで、一作物1億円上がる作物を作り上げようじゃないかということで、職員はいつも頑張っていると言っても過言ではないと思っております。

ただ、米についても今お話もございましたけれども、米はまたあとから質問もあるかと思いますが、ただ非常に高温ということでございます。というのは、地域のやっぱり気象条件が非常に変わってきております。ということで、対応するべく品種候補についても今後検討しなければならない。やっぱり売れる米、収益性の高い米というのについても検討する必要があると思っております。

おっしゃることはよく判りますが、ただビジネスということの中で、それじゃ高齢化が進む中でその波に乗れなかった農家をどうして救済していくのか。農地の荒廃をどうして防いでいくのか。これは集落営農という一つの今手段を持って推進室が頑張っております。

そういうことで、集落営農を中心としながら、そしてまた生産コストを下げるということも大事なことです。やっぱり経理を一元化しながら、どのようにして生産資材を購入するか、肥料を購入するか、それにはどうしてコストを下げるかということも大事な問題でございます。

そういうことで、諸々の問題をやっぱり考えながら所得を上げるための努力を、やっぱり農家が潤わんにゃ何も潤わんということで私は考えておりますので、そういうことで今後とも進めてさせていただきたいと思っております。

○米丸 文武議員

集落営農においても、一緒になってそういう感覚でものづくりに入っていけばいいんですよ。自分でできることを短時間で作業できるものは、負担しながらやっていけばいいわけです。それが要するに集落営農のいいところでありますよね。皆さんが一生懸命、いけば一つのそういう数値目標を上げて取り組んでおられますが、そういう取り組んでいる状況というものを、私が調べないからいけないのか判りませんが、やはりその実績というふうなものを上がってきたものは、

我々にもどんどん広報してもらい。

どのような形になっているのかということも、もちろん勉強不足ですから私が悪いのかも判りませんが、しかしながら、今、そして取り組んでおられますけれども、高齢化率70％というふうなことで、田んぼの耕作がもう自分たちじゃ不可能になったというふうなことで、集落営農も一生懸命勉強されて、私どものまちでも取り組んでおられるところでございます。

しかしながら、この農家の方々が、今のようなただ米だけを作っておったのでは、委託料を払ったり、肥料代を払ったりしていきますと、赤字になってしまう現象というのが想像されるんです。それをどっから出すかといいますと、少ない年金から補充をせにやいかんということになります。

後期高齢者医療保険制度等も入ってまいりましたし、なかなかこの年金に皆さんが目をつけているような状態な結果になってしまうわけでございますので。だから、やはりそこを本当に今ある耕作地を有効に活用して裏作をし、年間フル活用しながら、機械も活用しながらコストは低減を図っていくと、生産性を上げるというようなやり方をしていかなければならないだろうと、いうふうに思うわけでございますので。

若い方々はたくさんおりません。でも、リーダーとして、先ほども出ておりますが、そういう方々を中心にまた高齢者は高齢者で自分たちの作業を分担しながら、一緒になってそういうような何とか収益につながる農業へ仕立てていくということが、先ほど私が申し上げております、ビジネス的な経営感覚というものをやはり基本としながら進めていくような方法をとらないと、いつまでもこのような形でいきますれば、年金だけでも賄えないので、もう私どもはできないというような状況が出てくる可能性があるんじゃないかと、私は心配をしているような状況なわけでございますので、そういうことを申し上げているところでございます。

とにかく、今一生懸命取り組んで認定者の農業の方々から集落営農の方々も取り組んでおられます。そういうことも念頭にまた頭の隅に入れながら、ひとつ進めていっていただければありがたいというふうに思います。

次に、商工業の振興でございます。今町長もおっしゃいましたとおり、地元商店を取り巻く状況というのは、先ほども申しましたけれども大変厳しい状況に追い込まれております。いろんな扱っている品物が大型店舗でほとんど扱われております。そうでないものとすれば、食堂ですとか、自動車修理、機械、そういうような女性でもできるような仕事というのが、段々段々少なくなって、あとは飲食業というふうなものぐらいしか残ってこないわけでございますので、じゃあこれが、これだけでまちがどうなっていくんだろうと、いうことも心配されるわけでございます。

先ほども言いました、本当に商店街の方々も一生懸命取り組んで自分たちで生活をし、まちを活性化していこうということで、100円市も商工会を中心に、また、プレミアム商品のことについても取り組まれ、町も賛同してこれに協力を支援をしていただくということ大変ありがたいわけでございますが。

今、私は本当にこういう商店街が今後どのような形で行くのが生き延びていくというか、活性化する方向にあるのか、地元の商店の方々も見えないだろうし、私も見えないというふうに思っておるわけです。

しかしながら、まちは活性化しないといけないということになりますと、何らか行政の方々も立場からも、これをいろいろと調査研究していただいて、それを町民の皆さんに少しでも判っていただき取り組んで、そういう方向性を出していくのも私はある面においては、町の役割ではないのかなというふうな気もするものですから、このことについてどのようにお考えなのかお伺いしたいというふうに思います。

○町長（井上 章三君）

この現在の商店街をはじめ、本町の商工業の発展ということを模索をし続けてきているわけですが、先ほど申し上げましたように、今、商売をやっておられる方々も高齢化していく。そして、跡取りがいない。跡取りを立てようとしても見通しがいいからもう跡取りがそこに入ってくないと。こういう状況の中におきまして、このままいけば、段々とじり貧にならざるを得ないというのは目に見える感じがするわけであります。

しかし、まちの活性化を図らないと魅力のあるショッピングもできるような、そういうまちに復活していかないと人は寄りつかない。もうただ、よそのほうに流出していくだけであるということになるということを考えますと、やはりある段階でもう見切りをつける方々も出てくるでしょうし、そして、自分たちでそういう新たなものを起こすという力が町内にない場合は、外部の方でそういう力を持っている方々に入ってきていただいて、まちをまた活性化してもらうということも考えなければならないのではないかと、ということにもなると思うわけであります。

今は、それぞれ一生懸命何とかもう少し前進しようということに取り組んでおられますから、我々もまたそれに対して何かもっと道はないかということで模索をしておりますけれども、やはり新陳代謝というのは、特に商工業の世界では目覚しいわけでありまして、そういうものがまた一方ではこのまちにも導入されてこない、まちの活性化というのは図られていかない面もあるのかなと。

そこら辺のかねあいは難しいわけですが、それはまた流れの中でそういうような動きも出てくるのではないかと。あるいはそういうものをうまく誘導するということも必要なのではないかと、ということも考えるところであります。

いずれにしても、この問題はなかなか難しい状況にあります。我々としては商工会、あるいはまた商工業の方々と力を合わせながら、努力は前向きにしてみなきゃいけないと思っております。

○米丸 文武議員

本当に厳しい問題を地方も、いけば全国的な形だろうとは思いますが、そういう状況を迎えているのが現実でございます。

しかしながら、私どものまちがやはり活力もあって今後さつま町として生き延び、またできるならば栄えていこうとするのであれば、何らかのそういうふうなものの取り組みを編み出し、取り組んでいくしか方法はないだろうなというふうに思うわけでございます。

私は、さつま町の商店街の方々が、さつま町の農産物等を契約栽培し、そしてまた、農業加工品等のインターネット販売など、そういうものの新しい分野に広がっていくなど、個人というんですか、小規模でもできるような方向でお客様の窓口を広げていくというような取り組みというの、農業と商業の一つの力を合わせた取り組みになるのではないかなと、というような気もするわけですが、そういうふうなことも今後やはり検討してみる必要があるのではないかと。

今家庭にあって、いろんな品物がインターネット一つで購入できるような、そういうようなシステムに変わってきておりますし、お客さんがわざわざ店まで出向く状態でなくても、東京、大阪からでも、外国からでも買えるような世の中になってきているということを踏まえれば、そのようなものを活用していくような、そういう取り組みというの、研究する必要があるんじゃないかと思うんですが、今後のひとつこういうこともまた検討材料の中に入れていただきたいというふうに思うわけであります。

次に、きょうも中学校の卒業式がありまして、町内261名の中学生が卒業してまいりました。今後のさつま町を支えていってくれるであろう中学生たちに、本当に一生懸命またスポーツに勉

強に取り組んで、ぜひ地元に残って地域を支えていっていただくような、そういうようなことができればいいなというふうに望むわけですが、それぞれのいろんな子どもたちの夢もございまして、いろんな家庭の事情もありますので簡単にはいかないだろうと思います。

施政方針の中で、去年が中途採用まで入れて104人、今春新規採用で採用が63名というふうになっております。割合からいえば、相当な割合になるわけですが、やはりこういう若い年齢の方々が地元に住んでもらわなければ、この地域を支えていく人口が減っていくことになるわけですが。

そのようなことで、この若者定住を先ほどから出ております皆さんの質問の中でもあります企業誘致をし、職場を確保し、収入を確保して生活安定を図って、地域を支えていってもらい、また、子どもたちを産み育ててもらうことが、町の大きな目標であろうと思うわけですが、今後ともこの若い人たちがやはり地元において生活ができるような環境というのを育てていっていただきたい。そういうふうに思います。

先ほどからいろいろ答弁もされております。そのようなことで、私はそういう方々が農業であり、商業であり、サラリーマンであっても、活力を持って生きていくような地域を作らないと、その方々は残っていきませんので、総合的な形の中でこれを図っていかなくやならんだろうと、町長もおっしゃっております。それをぜひとも進んでいっていただきたいというふうに思います。

それから、今工業団地について昨日からも今後の活用、いい条件での誘致条件を考えて検討したいと、というような答弁がされておったようでございます。

私は極端な例と言いますと、本当にいろんな借入金等の問題、財政上の問題がなければ、また、今まで来られた企業等の関連もあるかも判りませんが、極端な例をいいますと、無償で提供してでも来ていただいて地元で雇用をしていただく。そのような極端なことまで考えていって検討するべきではないか。

しかしながら、固定資産税とか何とかという免除は省いていって納めていただきますよというふうなことで、そこで働く方々の収入が間接的に町の収入につながり、町民の収入につながるという経済効果を生むのではないだろうかというふうなことも考えております。極端な例でございしますが、そのようなことも今後検討してみたいと思われるかどうか、その点について伺いたいと思います。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

大変貴重な御意見でございます。今の企業にとりましては、やはりその設備投資、あるいはそういう不動産に対する投資というのが非常に大きなリスクになっているところでございまして、そういう決算の状況はいいんですが、なかなか進出がしにくいというふうな環境であるようでございます。

全国的には、今ありましたようにその土地を無償提供するというのが、実際ちらほら出てきておりまして、そういうところはそれなりに効果があるようでございますが、本町の場合にそれが可能かどうかというのは、将来的にはそういう税收等の問題も含めて、いろいろ比較検討しながら、検討の一つの材料とさせていただきたいというふうに考えております。

○米丸 文武議員

私は、今本当に将来に向けてのさつま町の厳しい状況を、今から一つ一つ基本的に方向づけをしながらやっぱり進めていかなくやいけないんじゃないかということで、極端な質問ばかりさせていただきましてけれども、しかしながら、目先を変え考え方を変えなげないかないと、従来の問題を引きずりながらいったんでは、目先を変えて方向を変えていけないだろうというふうに感じておりますので、今後ともぜひあらゆる面から検討して、他の町村にないようなさつま町の

行政の進め方を取り組み方をしていただければ、私は必ず発展していくだろうというふうに思います。そのような感覚で今後とも取り組んでいただきたいと、いうことを希望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね３時２０分とします。

休憩 午後３時１２分

再開 午後３時２３分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、８番、麥田博稔議員の発言を許します。麥田議員。

〔麥田 博稔議員登壇〕

○麥田 博稔議員

私は先に通告いたしました２点についてお伺いいたします。今までに１０名の方が質問されていますので、重複することもあるかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

まず、１点目の合併特例が終わると交付税が減になっていく。財政シミュレーションを作り対応策を検討していくべきではないかということであります。

町長は、施政方針でさつま町長として１期目としての最終年度を迎えることになりますが、町政の確実な進展と振興、発展ということを基本的な政治姿勢として行財政改革と定住促進、川内川の抜本的改修を最重要課題に掲げられました。そして、３年間の主要な事業を振り返り、町総合振興計画の推進と平行して、行政改革や財政健全化計画も可能な限り数値目標を定めて徹底した改革に取り組んできました。

総務省の「頑張る地方応援プログラムや経済産業省の企業立地に頑張る市町村に選ばれ、町村で全国２位の交付税の特別支援措置や県内で唯一表彰を受けたところであります」と言われました。

このことにつきましては、町長以下職員の皆様方の努力に敬意をあらわすとともに、感謝をしたいと思います。また、運が良かったという考えもありますけれども、運も実力のうちであります。

町長は、施政方針で「行財政改革について行政改革大綱に基づき、健全な財政基盤の確立、効率的な組織機構の再編、職員の育成、町民参画と協働のまちづくりに取り組んでいますが、依然として厳しい財政状況にあることから、自主財源の確保と実施計画に沿った改革を引き続き進めてまいります。本年度は、平成２２年度からの本庁方式移行に伴う組織機構の具体化や公共施設使用料の見直しを進めるとともに、指定管理者制度を引き続き活用し、施設によっては譲渡廃止などを含め、経費節減の方策を具体的に検討します。また、町単独補助金については、交付団体の的確性を重視し、団体によっては補助期間の周期を設定するなど、自助自立の促進に取り組んでまいります」と言われました。

行財政改革につきましては、確かに行政管理室や財政課を作り、合併時の「さつま町建設計画」の平成２０年度予定予算１４８億７，５００万円に比べて、平成２０年度当初予算は１２９億２，９００万円で約１９億４，６００万円の減であります。

１７年１１月に作った歳出のシミュレーションより約８億７，０００万円の減であります。こ

のように財政を改革というのか、切り詰めてくると総合振興計画の基本構想、理念はそのままでも、実施計画や過疎地域促進計画の見直しは当然のことだと思います。

合併特例で10年間の交付税の特例。そして、その後5年間で段階的に類似団体と同じ交付税になるわけですが、非常に厳しい現実があります。

例えば、17年度決算で見ますと人口規模の同じようなところといえば、御存じのように枕崎市、阿久根市、少し人口は少ないですが、大口市であります。交付税は、枕崎約37億円、阿久根約40億円、大口約40億円であります。さつま町は約62億円です。今年度の当初予算では約55億円を見込んであります。平成25年から26年には19年度より職員の減で人件費約7億円、公債費の減で約7億円の計14億円の歳出減になりますが、交付税の減を考えると楽観はできない状況であります。

急激に進む少子高齢化を考えると少子化対策や過疎、高齢社会対策など財政は厳しいけれども、歳出にメリハリをつけて子どもたちに自信と誇りを持って継承できる豊かなまちづくりを進めるべきだと思いますが、町長の考えを伺います。

次に、2点目の施政方針で観光の振興について触れてないが、交流人口200万人を目指す具体策はということであります。観光につきましては、過疎地域自立促進計画の中でも、観光は産業、教育、福祉など各分野のさまざまなパーツを地域資源と組み合わせることにより作り上げられるものであり、それらを総合的に観光メニューとして確立し、その推進体制を整備することで観光客が利用しやすい環境が整えられるとうたわれており、昨年は「さつま町観光推進基本計画」も策定されました。

今年度は、前にも一般質問で質問をしましたが、NHKの大河ドラマ「篤姫」があり、平成23年には新幹線の全線開通、また、ねりんピックも開催されます。県でも、鹿児島将来ビジョンの中で、魅力ある癒しの観光地づくりとして新たな観光資源の発掘に努めるとともに、自然や人とのふれあい、健康や食をテーマとするツーリズム、農林漁業の体験型観光などを推進し、人間性回復や癒しの観光地づくりを進めますとあり、世界を魅了する観光、鹿児島の形成をうたっています。

私たちのまちには、ぴったり当てはまる県の方針であります。なぜならば、私たちのまちの特徴は振興計画にあるように、1つ、自然を満喫できるまち、2つ、大地の恵み豊富なまち、3つ、温泉で癒されるまち、4つ、人が地域が元気なまち、5つ目にふれあい体験できるまちであります。

町長も歴史民俗資料館の有効活用や永野金山地区の歴史資料調査、河川激特事業に伴う虎居城跡の発掘調査、ねりんピックなどには触れられましたが、地域性にこだわった観光地づくり、訪れる人に優しい観光地づくりに力を発揮していただきたいと思います。

昨年の施政方針の18ページから今年度は15ページ余りということで、ページ数に制限があったとはいえ、観光の振興について触れてなかったのはまことに残念でありました。町長に交流人口200万人を目指すための具体策をお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

〔麥田 博稔議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

麥田議員のほうから2点の質問をいただきました。第1点目の行財政改革についてであります。

今回の平成大合併には、合併を促進するために財政面でのいろいろな特例措置が設けられました。具体的には、合併特例交付金や交付税及び合併特例債などがあります。中でも、普通交付

税につきましては、10年間は旧町単位ごとに算定した合算額が措置され、11年目以降5年間かけて段階的に削減され、通常算定に移行するというものであります。

現在、この差額分がおおよそ7億円程度となっております。議員が言われますように、中長期の視点で計画を定め推進していくことは、すべてのことに共通する非常に重要なことだと考えております。

私たちは、合併直後10年間を対象にした行革大綱や総合振興計画を策定して、その計画に沿った町政の推進を行っております。中でも、行革大綱では、10年後の予算規模を概ね120億円程度に設定した財政シミュレーションも策定したところです。問題は、その後における交付税への削減への対応にあるかと思えます。

今、当初予算編成に当たりましては、将来負担の軽減に配慮しての緊縮型の予算となりました。国が定める地方財政計画を意識し、行革に定めた人件費や公債費をはじめ、経常経費等の削減に努めながら、予算規模を縮小してきております。特に、公債費と人件費は、一定の成果を感じながら、今後への足がかりも作れたのではないかと感じております。このことは、普通交付税の特例措置がなくなる11年目以降も意識したものであります。

私たちは、合併後の財政面での山が2回あると思っております。1回目というのは、合併直後から5年目までの初期の段階。そして、2回目が11年目以降であります。現在、初期段階の山場は、何とかクリアしつつあるのではないかと感じております。そして、現段階で将来負担の削減に向けた取り組みがきちんとできるかどうか、2回目の山への対策の成否につながってくると思えます。

現在、地方財政計画は、2、3年程度の方向性は示しながらも、具体的な数値は1年ごとに示されており、依存財源に頼っている私たちのまちにとって、長期シミュレーションを数値を用いて策定することは、数値への信頼性も含めて、非常に困難な一面を持ち合わせているのも事実であります。

ただ質問にありますように、財政面での大きな流れはあるわけですから、そうしたことは十分意識しながら、財政運営を図っていきたいと考えているところでございます。

それから、2点目の観光振興の問題であります。

施政方針の中で、観光振興ということが文言的に十分に差し込めなかったというのは、誠に申しわけなかったと思っておりますが、予算にもありますように十分にこの問題は考えてはいるわけでございます。平成19年3月に策定した「さつま町観光振興基本計画」は、本町の観光資源を見つめ直し、その資源の魅力を最大限に発揮させ、本町が活性化していく仕組みづくりを確立していこうとするものであります。

本計画においては、基本目標として交流人口200万人を目指すため、主要施策として、1つに、地域性にこだわった観光地づくり、2つに、訪れる人に優しい観光地づくり、3つに、温泉街に振興と温泉資源活用、4つに、コンベンションタウンの創造、5つに、新しい観光交流の創造を掲げております。

これらの施策を具体的にどのように実践していくか、また、そのために観光協会をはじめとして各種団体機関等の体制はどうあるべきかなど、まさに今これらを検証しつつ、本町の特性を最大限に生かす努力をしなければと考えております。

申すまでもなく観光産業は、一次、二次、三次産業が合体した産業であり、まさに総合産業であると考えます。

そこで具体策であります。第1に、本町には他に誇れるかけがえのないすばらしい財産があります。温泉であり、蛸であり、梅であり、あるいは竹、そしてまた、農産物など有数の素材を

生かした事業、イベント等の積極的な展開をすると。これに今回ジャパンブランドとしてヨーロッパで注目を集めた薩摩切子なども当然入れていいと思うわけですが、この資源を素材を生かした事業イベント等の積極的な展開をするということ。

第2に、これらの素材を単発的ではなく、あらゆる分野を提携するとともに、情報を積極的に発信していく。

第3に、観光協会の組織体制の充実をはじめ、関係機関団体との連携強化。

第4に、温泉資源の活用の面からも、奥薩摩温泉郷としての宮之城、紫尾温泉のPR、あわせてツーリズムや地元食材等の活用。

第5に、特産品の開発、貴重な歴史、文化の活用、コンベンションタウンのさらなる推進などを含めて総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

このほか、平成20年度には、北薩地域振興局を事務局にした北薩摩振興推進協議会が発足する計画であり、隣接する熊本県芦北振興局との連携や九州新幹線全線開通に向けた広域観光ルートの設定など、市町村や民間団体、NPO等と連携した北薩地方の観光の振興に取り組んでいこうとしているところでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○麥田 博稔議員

きのうからきょうまでの議論を聞いてまして、先ほどもあったんですが、人口の減について町長はどのようにお考えなのか。もうちょっと危機感が限界集落なんかについても薄いのかなと思ったんですが。

というのが、私たちのまちは、合併前、昭和35年、このときは人口は4万6,012だったと、3町合わせて。そして、平成19年の4月1日には2万5,520人で、47年間で2万4,900人の減。だから、1年に436人の減で、47年間来たと。そして、12年から17年にかけてちょっと減ってきてるんですね。1年に328人ぐらいの減で来てます。そして、新町建設計画の場合に、平成の22年で2万5,905人の計画をしたのに、実際はもう20年で2万5,455人ですから、非常に少なくなっているんです。

それで、その中で定住対策というようなことでいろんな話をしていますけれども、町長は定住対策については、若者に住んでもらうということで企業誘致。それで、先ほどもありましたように、104人の昨年の雇用と、ことしは63人ということで、今年度は結婚サポート事業で調査研究を入れているというようなことです。

やはり住んでみたいまちというふうなことになりますと、子どもを産み育てやすい環境。先ほども町長もいみじくも言われましたけれども、その辺の施策も大事じゃないかなと思うんです。

私たちのまちで保育園の減と、それから、医療費の3,000円までの補助している、その分あります。それで今度、妊産婦のあれを今まで3回だったのを5回に、これはもう全国一律で新聞等で7回にするところがいろいろありますけれども、基本的にはやはり、町長、定住対策、若者が住むだけでいいとまだ思われてるのか。ちょっとその辺の話をもう一度お伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（井上 章三君）

この人口減少時代に入っている少子高齢化が進むという中で、本町も人口の減少という状況はひたひたと進んでいるわけですが、これに対してよく少子化対策と、そして、子どもをもっと産み育てやすい、そういう環境をと、ということがよく言われます。しかし、このことは多分に財政を伴うことになっておりまして、本町の場合は、財政的に支援をするということが、なかなか厳しいわけがあります。

ですから、そういう点でほかの町にないような思い切ったその施策を打ち出すということが難しいだけに、今取り組んでいるような形での定住促進とか、そして今回、結婚対策という問題、これは私も前からいろんな方々からも言われたり、また特に畜産農家の方々が、連れ合いがいるともっとやりやすいんだけどと、若い人が一人で頑張らざるを得ない状況。これが結婚ができればもっと牛を育てやすいんだけどということで、切実な気持ちを持って語られる方々もおられ、また、畜連のほうにおいては、具体的にそういうことに対して対策を進めておられるという面もございます。

長島のほうでもまたそういうことと関連して、この結婚対策事業というのを進めておられる、あるいはまた、福岡のほうでこういうような取り組みをしておられるというようにいろんな話、ほかにもございますけれども。

今、結婚しておられる若い家庭の方々が、子どもをできるだけ産んでもらいたいということも願うわけでありますけれども、財政的にそれを支援しにくいという状況の中で、もう一つは、この結婚対策というのをもっと進められないかなと、そして、子どもを産める家庭を多くできないかなということを思っていたところでございます。

この問題は、私も真剣に考えてはおりますけれども、そういうことで苦慮しながら歩んできたというところであります。

○麥田 博稔議員

財政シミュレーションを作る上でやっぱり人口の減というか、その辺は非常に重要な問題になるのでお伺いしたんです。それと人口構成です。やはり、子どもたちがいるのかいないのか、それから働く世代があるのか、それから高齢者というふうなことであったので聞いたんですけど、そういう子どもを産み育てるということで町長の意見を聞きました。

財政シミュレーションを作る上で、またその自主財源の確保というのは非常に大事になります。このことについては、私は問題だと思ってるんですが、ふるさと税についていろいろありまして、鹿児島県の伊藤知事も、まだ国の税制改正が進んでませんけれど、もしこれが改正が終わったら、東京、大阪に専従を置いて対応すると言われておりますけれども、やはりもうそこまで県が言うとなると、私たちのまちでも何らかの対応策を考えておくべきじゃないかと思います。その辺の基本的な考えをお伺いしておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

ふるさと納税制度は、今国会の地方税制の改正の中でこれが決まっていくだろうという見通しであります。これが決まってまいりましたときに、やはり地方から都会のほうに出ていった方々は、ふるさと意識というのは強いという面がございますから、我々としてもこの問題を手をくわえていることはない。

ですから、特にことは、郷土会の方々が旧3町が一緒になって会をやるという年回りになっております。それぞれでその会を開かれるときには、こちらからそれぞれに出ていくという余裕がないので控えたりもしておりましたが、ことは、一緒になって総会をされるということでもありますから、そういう機会も含めて、できるだけこの問題をやっぱりアピールしたり、宣伝をしてお願いもしたいなと思っておりますし、これは、各市町村がそれぞれまた真剣に取り組まれるだろうと思っております。

県は県でそのように取り組もうとしておられますが、県と市町村とのまた奪い合いということもなるんじゃないかと思っておりますし、せつかくこういう道が開かれるということでありますから、我々としても遠慮していることはないと思っております。

○麥田 博稔議員

このことにつきましても、私は余り納得できないと先ほどちょっと言ったんですが、やはり町長は町村会長として、前もいみじくも言われましたけれども、やはり世界に冠たる地方交付税制度というのがあるんですから、そこをピシッと守ってもらうということが私はもう大事。そこを三位一体で削ってて、そんなとってつけたように各市町村で頑張れと。そして、同じ鹿児島県内でも隣のまちとも喧嘩せんにゃいけんような状況を作ると、非常に困った制度だと私は思ってるんです。

ですから、決まったらやっぱりとる工面はしなくてはいけませんけれども、やはり町村会長としては、今までの地方交付制度の堅持というんですか、そこをぴっちり町村会として訴えていたきたいと、そのように思います。

それから、公共施設の使用料の見直しについてですけれども、今度の議案で学校施設等とほかの社会福祉との使用に関する公平性を図るということで、条例の改正が提案されてます。今後、ほかに使用料の改正とか、その辺を具体的に検討されていることがあるのか。前の改革のあれでは、一応19年度にすべてのものを見直すというふうなことがあったんですけれども、具体的にその辺の検討がどの辺まで進んでいるのかをお願いします。

○町長（井上 章三君）

最初のこのふるさと納税制度につきましては、私も麥田議員と全く同じでありまして、また、知事もこのふるさと納税ということに対しては、最初から非常に疑問視しておられました。それで、やはり地方交付税制度をいかに確保するかということが一番問題だということで、これはもう今後とも言い続けなきゃいけないと思っているところであります。

しかし、こうなったからにはその部分は部分として努力をするという意味であります。

公共料金のこの使用料の改正の問題については、担当のほうから今考えているところを答弁させたいと思います。

○行政管理室長（萩原 康正君）

施設の使用料の関係であります。今回、学校の施設の開放に伴う体育館の現在まで無料であったものを、社会体育施設と比較して余りにも不公平であるということで、まずこれを不公平感をなくそうということで、今回提案をしてお願いをしているところであります。

その他の公共施設につきましても、検討委員会で検討はしておりますけれども、施設ごとに非常にその特性がありまして、なかなか調整が難しい面がありまして、合併時に類似施設の使用料の均衡は一旦図っているんですけれども、まだ若干見直すべき点がありますので、その調整と。

それと受益者負担の原則に立って、使用された方については、その分は払ってもらうという考え方で、減免や免除の範囲は限定をしようということで、光熱水費等に当たる部分については、最低限負担をしていただくという考え方で、今後見直しを具体的に検討していこうということで作業に入っております。

○麥田 博稔議員

この件についてはまたいろんな意見が出てくるんでしょうけれども、学校施設の開放については、やはり地域との問題、子どもの使用とか、それはまた条例改正がありますからそのときにお伺いします。やはり先ほど言われたように、受益者負担の原則です。これは、総合グラウンドを使うのにも非常に町外からの人にも何百円か、200円か、非常に安いと。グラウンドゴルフなんか非常に盛んですけれども、ほんのもう1チームじゃなくて、1回が幾らですから、やっぱり1人に50円ぐらいとってもいいんじゃないかと、私は個人的に思ったりするんです。

それと、町外がされているというのは、ちょっと多めにというふうなこともありますけれども、もうちょっと考え直してもいいのではないかなと思います。また、その辺は検討をお願いします。

ときます。

それから、前に国道沿いの農振地、平成21年ですか、ありますから外してというふうな話があったんですが、その辺の進捗状況がどのようになっているのか。これは、やはり先ほどあったように商工業の誘致とか、いろんな問題で大きな問題だと思いますが、その辺の進捗状況を、お考えをお聞きしておきたいと思います。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

おっしゃるとおり、農業振興地域の整備計画の見直し作業については、20年度から計画をいたしております。

特に、町内の農振農用地区域は3,336ヘクタールあるんですが、その地籍図を今準備したというところございまして、今月中に農振の協議会を開きまして、農振の委員の方々に説明をいたしまして、理解のもと20年度から農業委員さん、それから農振の委員さん方と一緒に現地調査を行いまして、20年度の後半にはまた各団体、それから内部のほうでも企画、定住、商工関係、そういうところと意見を聞いて調整をしたいと考えているところです。

ただ、21年度までは中山間の直接支払制度の実施地区となっているところがありまして、見直しができないということで、21年度までにしっかりとした計画書を作成を終わりをしまして、22年度の早々には県のほうに進達、協議していきたいと考えているところでございます。

○麥田 博稔議員

このことについては、やはり自主財源の確保としては非常に大事なことですけれども、やはり関係者がいろいろあって、農業が基幹産業といいながらそうなるのかというような話もありますので、十二分にやはり商工業とか、まわりの地権者、いろんな方と今言われたように、部内でも検討をして慎重に進めていただくようお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、先ほど人口が減になるというようなことと言ったんですが、やはりそこを考えていきますと、この限界集落等のこともありますけれども、町長はいみじくも施政方針で言われた、過疎、少子、高齢化の急速な進展と人口減が予想される中で、各方面における課題、懸案は多岐にわたると。我がまちが発展するためには、共生、協働の視点はもちろん、まちづくりをどう図るべきか。地域の実態に基づく町独自の取り組みが今後の重要な鍵になると。

ですから、地域の実態に基づく取り組みとなりますと、きのうの論議でもありましたけど、やっぱり限界集落の問題とか、それから地域活性化事業のあり方とか、いろんなことが絡んできると思うんです。その辺の具体的なその地域の実態に基づく町独自の取り組みというようなことで、具体的にちょっと考えられているのか、その辺をちょっとお伺いしておきたいと思います。

これは、担当課、企画がいらっしゃいますし、担当課のほうでもいいですし、ほかの方でも結構ですけども、町長として基本的にこのように考えているということがあったら教えてください。

○町長（井上 章三君）

やはり地域の実態というものを、それぞれの地域の方々がやっぱりこれで将来がどうなるか、このままでいったらどうなるかということ、集落においても、あるいは各地区公民館単位においても、やっぱりそれを、そして町としてもということですけども。

実態をやっぱりよく見ながら、そしてそこからもっと今後のあり方、合併の問題にしる、あるいはその課題がどこらにどの程度残っているのか、交通的な面とかいろいろありますし、そういうものの実態の把握からいろんな道というのは、また探っていかなきゃいけないだろうというふうに思っております。あとは担当課のほうで。

○麥田 博稔議員

きょうのいみじくも新聞に、この限界集落の課題として、買い物などの日常生活のサービス機

能低下、交通手段の不足、緊急時の医療の不安、耕作放棄地の増加、鳥獣被害の増加など、やはり限界集落の問題として非常に鹿児島県もこれをとられて、そしてきのう川口議員が言われて、もう全体の課で取り組むべきじゃないかというふうなことがあったんですが、県はこのように言ってるんです。結局、各課横断的にやるというようなことで言われてます。

ですから、非常にこの辺に対応するためには、やはり一つの課では対応できないちゅうか、大変な問題だと思うんです。

だから、企画を中心にして、やはりこの財政シミュレーションにもなってくるんですけども、やはりどのようなまちにするのかと、財政が絞っていく中で。そして、三位一体でいろんなことを言われますけれども、やはり最初に私たちが新町建設計画で思ったのから、3年間でボコボコッと19億、20億変わっているわけですから、ここでもう一度やはり企画を中心にして、先ほど言われました10年後に120億だったら、それだけで、こうしたらこのようなまちになるんですよ、というふうな青写真、その辺が必要だと。

だから、基本構想は「人々が織りなす元気で快適な活力あるまち」でいいんですけども、実施計画とそのあとのことについては、もう一度活動計画なんかも練り直す必要があると思うんですけど、その辺のお考えをどのようにお考えなのか、お伺いしておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

現実はいろいろ課題はたくさんあるわけですが、しかし、我がまちはスタートをしてまだ3年、丸3年経ったばかりであります。振興計画を作って2年と、そして、そのうち1年は豪雨災害で相当時間が奪われたということで、振興計画自体のいろんなその取り組みというものが、まだ地についたばかりと言っても過言ではありません。

ですから、これはこれで今取り組みを始めているところを、もうちょっと先に進めながら、そして、限界集落の問題というの、これもまた課題なんですけれども、これはまた実態調査を踏まえながら時期を見てということではないかと、もうあれもこれもということで中途半端になってしまってもいかにいうふうに思っておりますから、そこらはまたよく検討して進めてまいりたいと思います。

○麥田 博稔議員

私は、新町建設計画で先ほど言ったように150億ぐらいの予算が、120何億で20億ぐらい減っているんです。それを、今町長が言われたようにするんだったら、そんなら20億減っているから、起債も30億ぐらい起こすというやつを15億に抑えている。そしたら、10年でするのをほんなら20年でしますよと、極端ならそういう考えになりますかね。

だから、やはりもうどうしても必要なものと、今、国の道路建設のあれでも特定財源でも言われてますけど、真に必要なものと、あったらいいなとか、たればのものはそぎ落として、町民の方にも理解してもらう。

それで新町を作るときに、町民の方からいろんな意見をもらいました。やっぱりそういうのを今一度やってやらないと閉塞感がものすごく漂っていると思うんです。

合併して明るい未来をと思ってたのに、非常にもう役場も実際は22年ごろには本庁方式になるんですと、頭の中では判ってたけれども、これだけ限界集落というのは、若い人がいなくなると、うちの公民館いけなくなっていったらどうか、つくづくそういうのが出てきてると思う、公民館運営に。

ですから、その辺をもう一度、この総合振興計画はいいですよ、これで。だけど、実施計画のところを延ばすのか、もう真に必要なものを締めるのか、やっぱりそこの選択をします。そして、頑張っていって、こうしてやっていくと、10年後にはある程度こんな町に。

それはさっき言われたように、長期のことは一年一年国も変わってきますから、また政権がかわると変わるでしょう。だけど、やはり自分たちのまちの向こうはこうだと。それで、自分たちのまちでやはり交付税が来る予定と、自主財源だけで何とかできるまちにやっっていこうと。大きなものはくれない。その辺の考えだと思うんですけども、町長はそこをもう一度、私はそう思うんですが、どのようにお考えか再度お伺いします。

○町長（井上 章三君）

現実的のこの財政をベースにして仕事をするわけですけども、この予算編成というのは非常に厳しい面があります。そしてまた先がなかなか見えないと。今年度においても、御承知のように道路財源でもう当てにしている部分がどうなるかということで、今見えにくい状態でありまして、また、国際的なこの金融不安というような問題がどう影響してきて、どういう事態になっていくかというふうなことなど、非常に不安材料というのはたくさんあります。

ですから、いずれにしてもこの振興計画で立てた内容というのでやれる部分というのは、どうしてももう限られてきてると。限られながら重点的にメリハリをつけながらというふうなことでやっているわけですので、しかし、それでもなお将来を見ながら、さらにまた重点化とか、そういうことはしなきゃいけない面も出てくるだろうと、そういう点でまた住民に御理解もいただかなきゃいけないということもあるだろうというふうに思います。

○麥田 博稔議員

しかし、私はきのうの日高議員との答弁の中で、その実施計画の検証をしたのかというようなことで、まだやっていないというふうなことです。この施政方針には、平成19年度の実績に基づき、平成20年度から3カ年計画を作成する。総合振興計画で具体的な実施計画について。これ町長、施政方針で言われてるんですよ。

ですから、私は思っているのは、この3カ年計画をするんだったら、町民からもいろんな意見を聞いて、そして今までのことを反省というか、検証してやはり作らないと。

部内で実績に基づいて、それで20年から3年作るよりも、ここはもう町民の方にこんな20億も最初の予定から減ってる。財政課の方が回って、町民の方はある程度理解されてます。町報でも、もう金がなかでねえ、というふうな話をされてますから。

だから、本当にこの自立計画も21年度までなんですけれども、それだけの財政になったら全然できてない部分が多いと思うんですよ。学校の修理というんですか、そういう作り直すのにずっとおしてきてるわけですから。だから、その辺もやらないかんし、それから、きのうあった学校の検討委員会です、どうなるのか。施設整備のことについても、再度。

話は飛びますけれども、学校のあり方についても、本当に今までの財政でやっていけないと、財政でというといろんな反発を食いますけれども、実際、小学校、中学校で3億円ぐらい、物件費でいってるわけです。

きのうも9億円ぐらいですか、物件費のあれでいってると。そこをやはり抑えるために、廃止、譲渡いろいろ含めるという話もあったんですけども、やはりその辺までひっくるめて、この財政の検討をする。そして、町民の方にも理解をしてもらわないと、こうして乗ると我々も、地域で自分とかが乗ってると、これに乗ったらある程度その間にできるということを思ってますね。

先輩の議員の方にも、これに乗せてもらうことを努力せんにやいかんと、いろいろ一般質問をして。町で、ああなるほど、そういうまちづくりをせんにやいんかな、となったときに、次の5年間の実施計画の中に乗せてもらうと。これは道路についてもそうだと思う。

だから、ここに乗せるためにみんな努力して、いろんな一般質問したりするわけですから、25億も減ったらできないわけですから、ここで、くどくなりますけれども、やはり見直すべき

だと。この3カ年計画を作るときに、今こし作るとなつとるわけですから、やはり町民の意見も広く入れるべきだと思うんですが、町長、再々度ですけれども、お伺いしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

そういう実情があるわけですから、作業的には当然今でもそういう検討をしておりますから、またそういう点で住民のほうにもお話しなきゃいけない場面もあると思いますし、やってないというわけではありませんので。

○麥田 博稔議員

やってないというわけではなくて、我々も判るんです。こうして町報なんか見ると、行政改革委員会があつたりしていろんなことをされているなど。ただ、こういう実施計画についてここまで状況がなっていると、だからその辺のことをいろいろまとめてもらって、そしてすべきだと私は思うわけです。

そして、そのときに委員を別個に選んでも、この行政改革審議会とか、各団体からあるわけですから、ほかに作らなくても、こっちで行政改革と実施計画と。結局、ブレーキとアクセルの部分になりますので、同じ人たちに見てもらって行政改革をこうなるんだと。だから、行政改革をして、人件費なんかを削減して300人に減らしていくと、窓口が今本町で多い時には4人ぐらい並んでやってます。それを2人にせんにやいかんと。今だったら町民に迷惑をかけないように、来たらすぐできるような状況になっている。

だけど、これが銀行なんかみたいに15分か20分待ってもらわなくちゃなりませんよ。そういう話を、私は町民の方に理解してもらわにやいかん。人を減らせ、減らせちゅうて、300人も何ぼ減らしとって、行政サービスが悪くなる。悪くなるのは当たり前ですから。人がいなくなるから。

だから、その辺まで含めて、町民の方には理解してもらおうと。だから、300人体制になったときには窓口も二人になりますよ。総合支所の場合は、もうある程度案が判っているわけですから、何課にするとか、だからその辺の話もして、そして納得をしてもらって進めるということが、私は大事じゃないかと思います。

それから、300人体制にするということですから、現在4月1日で載ってるのは383人となってました。それを300人。ただ私たちの町は、一部事務組合とかいろんなことがあって、ちょっと聞いてみたら消防に42人、クリーンセンターに10人ですか。環境センターに9人か10人。給食に26人、学校用務のほうは何人としていらっしゃるかちょっと判りませんけれども、今度囑託にかえるということですが、そしたら80人か90人ぐらいはそういう方ですよ。

それでイベントとか、いろんなことで、この前も「ねんりんピック」のリハーサルがあつたんですが、もう行政職の方がいっぱい応援に来ているわけですね。応援ちゅうか、いろんな駐車場とか、いろんな係で、その人たちがいなくなったときには果たしてできるのかなという感じもするんですよ。

だから、その辺も町民の方に理解してもらって、やはりイベントも自分たちでなくてはならないようになるといういろんなことがです。

それから、一番問題は、今の自主防災組織を作るちゅうて躍起になられてますけども、この前みたいに水害があつたときです。私は湯田だったんですが、最初のころは2人おって、もう24時間です。多いときには3人来て、具合の悪い人を看病してもらったり、助手の方も来たりしてされてましたけれども、本当にそういう体制ができるのかなと。

だからその辺も話をして、そして自主防災組織を作ってもらわないと行政サービスじゃでき

なくなりますよと。だからその辺の話までいかないと、町民の方は役場職員を減らせ減らせ。ただ、ここに行政改革審議会のところに書いてありますけど、職員のあれを減らすということですけども、職員給与等については旧町間の格差を早くせいと、人件費の抑制は当然必要であるけれども、若い世代の養育費とか、経済効果とかいろいろ考えてしてくれ、これは経済効果だけですけれども、本当にそういう行政サービスの部分まで説明をしてやらないと、そちらのほうで数字だけは目標に向かってどんどんいくと大変なことになると思うんですけども、その辺の考えを町長にちょっとお伺いしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

そういう問題が現実的に想定されるわけでありまして、しかしそれは段階的になっていくわけでありまして、またこの人員削減というのをどういう形であとを削減していけるのか。想定される退職とか、早期退職である程度想定される部分はいいんですけど、それだけで足りないという問題もありますから、そこをどういう工面ができるのかというようなことは、今後まだいろいろ検討しなければいけない部分だと思っております。

そういうのも検討しながら、段階的に住民のほうにも今後こうなっていくと、余り急になるわけじゃありませんから、段階的になっていくということで必要に応じてそれはまた示していかなければいけないと思っております。

○麥田 博稔議員

南日本新聞に役場職員等の担い手の形ということで連載がありましたので、もう町長も見られたと思うんですが、地域の核として重みとか、これは窓口職員制度で今やってますけれども、それじゃなくて、もうちょっと地域に踏み込んで応援をしてもらわないと、ちょっと地域で役員がないとか、担い手の集落営農のほうもそうだと思うんですね。

話し合いで一步は進むんだけど、次に行ったときにはまた戻っていると。リーダーになるのを地域で見つけるのか、役場職員の方が地域でおったら入ってもらいたい、というふうに私は思うんですよ。我々もまた入って手伝わなきゃなりませんけども。これは大変なことで、職員に職員にと学校のPTAから、なんからちゅうことで大変な思いされてますけれども思います。

それから、職員の雇用についても、これは姫島かな、私は1回前、職員を減らすときに話したんですが、ワークシェアリング方式はどうかということで。それはラスパイレスをこっちは70ぐらいにして職員の数が多いんですね。12人に1人、私のまちは300人となりますと、実際は行政職12、30人に1人ですよ。

ただ、そのかわりに給料が非常にこっちは70、だけど70分でも地域の人よりもいいんだと、ただそうなりますと、大学に行ったりなんだかんだするときに東京、大阪に行けば、学校に行けない。これが経済の格差が学力の格差、そしてまた地域の格差のということで言われてますから、大変な問題ですけども、いろいろ考えながらやっていただきたいと。

時間がないので、町長には、だからその辺は十分配慮しながら、財政運営、そして、ほんとシミュレーションは多分発表はできなくても、内部では作っていろいろされてると思うんですが、みんなと共有をして、こんな最終的なまちにするんだという思いを再度していただきたいというふうに思います。

それから、観光につきましては、訪れる人に優しい観光地づくりということでいろいろあるんですが、私も観光協会で理事をしたりすると、いろいろ自分ですればいいのかという話もあると思うんですが、優しいまちということで観光案内板等なんかが、観光案内板だけじゃなくて、もういろんな地域の看板というか、旧町のままで残っているんですよ。

宮之城町だ、薩摩町だ、鶴田町と。だから年次的に少しずつでも変えていく工面をしないと財

政が厳しいからといってほったらかしとくと、いつまでたってもうまくできないと思うんですけども。

その辺をこの振興計画には、町及び観光協会で連携したさつま町の景観に配慮、統一した観光案内版。我々がよそのまちに行ったときには、やっぱり観光案内板が一番大事ですけども、その辺の考えをどのようにお考えなのか。

これはもう担当課長でも結構、町長が基本的にどう思われているか、実際はどのようにされるか、担当課長でも結構ですけども。

○町長（井上 章三君）

おっしゃるようにそういう統一された形の観光案内板というのが早くできればいいなと、いろんなところを通るたびに思っているわけですが、やはり予算の問題をどう工面するかという問題がございます。

それで地域振興局の会議の場でも、私は1億ぐらいの予算を地域振興局に県としては渡すということでしたから、そういうものをこういうのに使えないかという意見も出したりしました。

やらなきゃいけない課題はたくさんあると思うんですが、そこらこの問題に対しても予算の工面をいろいろ補助制度を引っ張り出しながら、段階的にやらなきゃいけないというふうに思っているところです。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

観光案内板の関係でございますが、確におっしゃるとおり合併前、あるいは旧町のもの、あるいは老朽化しているものもございます。

そういうことで、今我々のほうといたしましても、計画的にどうしようかということで今観光協会の施設部がございますので、ここで練っていただきまして、観光協会独自でできるものはやっていこうということで今計画を立てておりまして、ぜひ近いものからやっていきたいということを考えております。

○麥田 博稔議員

観光案内板だけでなく、先ほど言ったように、いろんな条例の看板とか、青少年育成とか、いろんなのがありますので、やはり随時計画を立てて、下だけでもやっていただきたいと。このことについては、町長、国も合併を進めて市町村も非常に金もないわけですから、合併したところがそういう廃止とか、そういうときのお金ちゅうか、崩そうにも崩せなくても廃棄になるものもあると思うんです。その辺もやはり町村長として、国、県に強く要望を、県はちょっと当てになりませんけれども、うちよりもひどい状態ですから、お願いしたいと思います。

それから、新幹線が来るということでいろんなことを言われてます。3年後ですけども触れられてるんですが、やはり準備をするべきだと思うんです。いろんなこうして私は良かったと思うんですが、観光振興計画、これは手づくりで非常に、だから自分で作ったんだから自分で責任を持って実行せんにゃいかんとなるんです。

というのが、いろんなところにコンサルに頼むと、コンサルが作って難しいのと言われますけど、自分たちで汗を出して作られるんですから。こういう構想があるわけですよ。それを新幹線が開通するということで、どのようにこれから展開されていくつもりなのか、その辺の準備というか、できているのか、対応策をお伺いしたいと思います。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

新幹線の関係でございますが、御存じのとおり平成23年春には全線開通という状況でございまして、きょうの新聞にも載ってたように量が増えてるということで、来年度、20年度におきまして北薩摩地域、北薩振興局を中心とした3市2町で対策、一つの振興協議会を作っていくと

いう計画でございます。

御存じのとおり、今統計を見てますと、鹿児島県の交流人口というのは鹿児島と桜島が断トツトップ。次が、指宿、霧島、そして奄美、種子島屋久島というふうな状況で入ってきておりますが、どうしてもこのこれらに入らない地域、これら新幹線が全線開通したときにこういった形で増やしていくかということが大きな課題でございます。

要は、川内駅と出水駅にどれだけ降りていただくかという施策は、今後考えていかなくちゃいけないということで、早速、行政、あるいは各種団体、これと観光協会と一緒に協賛会が設立される。今回も予算に計上してございますので、これらについても一つプランが作成されておりますから、中身を充実しながら手を打っていきたいと考えているところです。

○麦田 博稔議員

これも町長が地域振興局のことを話をされましたんで、話しておきたいというふうに思うんですが、各地域振興得局に1億7,000万ずつですか、お金を出してやると。

私は、この北薩地域振興局は何を、インターネットとか見たら何を考えているのかなと思うんですよね。大事なことですよ、肥薩オレンジ鉄道の開通が大事。ただ、本当に鹿児島地域の振興局は、観光客向けに農家と飲食店との連携とか。それから、南薩地域は、地元農林水産物を地元へ供給できる体制の充実の検討や限界集落の調査研究に使うと。そして、始良伊佐は、温泉を生かし医療の関係した健康のためのツアーづくりを作る。そして、大隈地域は、曾於畑かんの畑作産地地域戦略づくりをすると。熊毛は、看護師の安定的雇用の促進の支援とか、そういうのをなされているんですね。

この北薩だけが、肥薩オレンジ鉄道を利用した観光振興って書いてあるんですが、それと熊本とすると。もうちょっと地域が潤うような、それは北薩ですよ。向こうも。だけど、本当に疲弊していきつつある地域に、これでいいのかなあちゅう気持ちがするんですよね。

これは担当課長は、こいで会があるから、こいちや喜んで行かれる。自分の担当課でこういうのが進めばいけるけども。町長はこの辺の審議会で上の方と話される機会はあると思うんですが、その辺はどのようにお考えなのか、ちょっとお伺いします。

○町長（井上 章三君）

川薩広域市町村圏協議会というのがありますが、これは川薩ということでの協議会ですけども、ここでの今後の取り組みの中で、新幹線をにらんだ取り組み、広域的な観光ルートづくり、その他という問題を全然表に出てこないもんですから、私はそういう意見を出しながら、振興局も来ておられましたので、振興局も含めてそういう話をしたことがあります。

この問題は、我が地域にとって大事な問題でありますので、今後とも、今の北薩摩振興推進協議会というものの方向性というのは、私の思ったのとはちょっと違った方向にいつてるなあというふうに思いますが、我が地域を含んだ観光ルート、そして新幹線からの客を引き込めるような地域づくりということについては、今後ともまた声を出していきたいと思っております。

○議長（濱田 等議員）

麦田議員に申し上げますが、あと2分を切りましたので、時間内に済ませるようにひとつお願いいたします。

○麦田 博稔議員

今まで振興局のお金1億7,000万で言うたけど、1億1,000万ですね。ちょっとその辺の数字は訂正をお願いしますときます。

それから、景観行政について、鹿児島県で一番最初に手を挙げたのに、近頃なんていうこともなくて、この前の地域支援事業で景観行政には100万補助するとかありますけれども、ちょっと

と時間がないので、もう質問の時間がないですから答弁はいいですけども、これもやはり鹿児島県で一番最初に手を挙げて、実際実績が出てきてない。

今度、堤防を作るときに景観行政のことも言われてるわけですから、早めに手をつけて、「自分たちのまちはこんな風景の町にするんだ」ということをポンと持って行って、川内川の改修のときにも「これはもう条件ですよ」って出せば、それを守ってくれたと思うんですけども。

それがないもんだから堤防を目の前に高く作ると、こういうふうなのは私たちのまちの条例で許せないんですよと、もうちょっと早く私も12月ぐらいの議会で言えば良かったんですが、ちょっと自分でも勉強不足だったんですけども、その辺の対応は素早くやっていただきたい。

それから、町長には最後に言葉を贈っておきたい。これは知事であれで南日本が書いていたやつです。「知事としてはできる」、これを町長に変えて。

町長としてはできることならもっと力強い予算を組みたかったことだろう。しかしそれを許さないのが町の財政状況である。季節に例えるなら、長い厳冬の真っ只中というところか、「入るを量りて出ずるを為す」というのが、入るものがしばむ一方では出すものも限られてくる。当面緊縮財政は避けられない。町長には着実に財政改革のほうを進めて早く春を引き寄せてもらいたいということで、やはり財政シミュレーションを作っているんなことをごちゃごちゃ言いましたけれども、整理して、住民の方が喜ぶような政策をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。終わります。

○議長（濱田 等議員）

それでは、次に、時間か大分進んでまいりましたが、14番、久保道夫議員の発言を許します。久保議員。

〔久保 道夫議員登壇〕

○久保 道夫議員

私は、先般通告しました農業問題、2点について町長にお伺いをいたしますが、農業問題につきましては、昨日も同僚議員からも出ましたし、また、明日同僚議員から通告が出ているようでございますので、私は水稻と畜産に絞り込んで質問をさせていただきます。

まず1点目の水稻について質問いたします。

私どものまちは、従来より農業が主産業であり、特に稲作プラス畜産、園芸、たばこ等の複合経営型の農家が多く、米については県内優秀の穀倉地帯として存在してまいりました。

中でも、近年はヒノヒカリが作付面積の7割か8割を占めてまいりました。しかし、地球温暖化や植付時期等の前進化、あるいは水田の管理等によりまして、各米の等級、特にヒノヒカリの等級がセジロ、ハラジロ等で急激に低下しております。ちなみに、さつま農協のヒノヒカリの1等米の等級率が19年度が27.3％となっております。

これらの点から、今後温暖化に強い新種作付体系への移行が要求される中、JAと連携を取りながら、どのように進められていく考えなのかお伺いいたします。

次に、2点目の畜産であります。

御存じのとおり、原油価格の高騰が原因でトウモロコシの燃料化が開発され、牛のエサとなる飼料が大きく高騰しており、畜産農家の経営を圧迫しております。我がまちは、全国に名声を誇る子牛市場を抱えております。

価格は、最近有名になってきつつある種雄牛の価格を除けば、新聞紙上よりまだ下げとなります。我がまちは畜産経営の主体である繁殖経営については、自給飼料率のアップでコスト低減を図ることが可能であり、飼料生産基盤の確立、水田の有効利用の面からも水田裏作飼料作物に対する助成は考えられないか。

以上2点をお伺いし、1回目の質問を終わります。

〔久保 道夫議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

久保議員のほうから2点の質問をいただきました。1点目の、まず水田農業の水稲の関係であります。

本町の米の品種別割合は、全体の75％がヒノヒカリであり主体品種として作付されていますが、平成19年産の等級を見ますと、さつま農協管内平均では、ヒノヒカリの1等米比率は27.3％であります。地域別では、宮之城地区が18.8％、鶴田地区が14.5％、薩摩地区が55.4％であり、町内でも地域別に大きな等級差があります。

さらに、伊佐地区では1等米が94％であります。これらの要因としまして、栽培技術などとは別に一つに気温や水温といった温度など自然条件との関係が言われておりますが、これはその地域の立地条件として持つ標高など、地理的、自然的条件の影響が大きいものであります。

しかし一方で、他品種の花さつまにつきましては、1等米比率が約90％となっており、品種による敵地性にも大きな差があるようであります。

そのため、どうしてもヒノヒカリの等級の低い地域において、再度買入価格、等級差、品種の単収差などによる各農家の生産額の有利性や全体的な今後の販売流通対策などを含めて、総体的に検討する必要があると考えております。

このようなことから、さつま農協及び関係団体においては、今後における水稲の作付推進計画の基本的な考え方としまして、地理的、自然的条件を含めて、品種の敵地、適作を基本として進めていきたいというふうに考えております。

さつま農協管内における目標としては、現在の品種割合がヒノヒカリ75％、花さつま19％、彩南月4％、夢はやと1％であります。平成24年度の目標としましては、現在の地域別の等級を考慮しながら、平均でヒノヒカリを55％、花さつま20％、彩南月20％、夢はやと5％を目標としており、ヒノヒカリ以外の割合を増やす計画であります。

これらの推進につきましては、栽培管理面などを考えますと、品種を団地化して作付していく必要がありますので、その地域での品種の有利性を踏まえながら、農協や関係機関と連携して対応してまいります。

また、品種におきまして、鹿児島30号という品種が出てきましたが、今後品種の特性など十分調査検討の上、対応していきたいと考えております。

次に、畜産振興にかかる飼料価格高騰対策についてであります。

一昨年秋以降、燃料用バイオエタノール需要の増大、豪州の干ばつ、中国の経済発展による畜産物需要の拡大など、トウモロコシ、大豆粕などの飼料原料が高騰し、さらに原油高も影響して配合飼料の価格上昇が続いているところであります。

これにより現在の配合飼料価格は、ここ2年間で1トン当たり約1万5,000円上昇し、畜産経営に大きな影響を与えてきているところであります。このような中、畜産農家においては、さらなる粗飼料の生産確保、生産コストの削減等が望まれるところであります。

今回、水田裏作におけるイタリアン等の作付に対して助成が考えられないかということでございます。現在水田においては、国の産地づくり交付金を利用し、飼料作物と耕畜連携については転作助成金を交付いたしておりますが、国では平成20年度から国産粗飼料増産対策事業において、生産集団等が水田裏を活用して飼料生産を行った場合の助成を計画しているというニュースが入ってきております。この具体的要綱等ははまだ示されておきませんが、この事業の活用も図つ

ていきたいと考えております。

なお、先般の水田農業推進協議会の幹事会においても、最近の飼料高騰の現状を踏まえた中で、転作助成金の単価設定の検討がなされたところでありますので、今後の状況を見ながら、このことについても対応していきたいと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○久保 道夫議員

ただいま町長から答弁をいただきましたが、やはり私どもの米の主な品種であるヒノヒカリにつきましては、これは明らかに温暖化が原因であるということは判っておりますし、特に鹿児島県は米の温暖化対策の品種改良につきましては、全国のトップクラスの技術を持っておりますし、本年度、先ほど町長が申されました鹿児島30号なるものが種子用として、私どもの種子団地に約130アール作付されることになっておりまして、来年、再来年度当たりから県下に県民米というブランド用米として供給されるだろうということでございまして、面積的に100町歩から130町歩ぐらいを計画しているとのことですが、やはりこれをうまく利用しながら、ヒノヒカリに変わるものを見つけていかなければならないのではないかと考えております。

今このヒノヒカリにつきましては、我々も米で研修に参りますと、九州各県ともヒノヒカリからの脱却を図っておりまして、既にほかにヒノヒカリの産地では、もうどうしてもこのヒノヒカリでいけないということで、それぞれ県独自で開発しながら新しい品種に取り組んでいらっしゃるということでございまして、我々も経済連、パールライスさんのほうに出向いて情勢を聞きますと、どうしても県産のヒノヒカリは、九州の穀倉地帯である佐賀県産米のヒノヒカリと競合して、じゃ佐賀県産の米と鹿児島県産のヒノヒカリと比べた場合、なぜ鹿児島県産がうまいかという定義付けができないということで、どうしても売りにくいということで、必然的に新たな品種が要求されてきたということでございます。

また今後、現在作付されている晩生品種の花さつま、夢はやと、彩南月などつきましても、大変有望視されておりまして、先般の新聞等を見ますと、伊佐地方ではいち早く来年度から夢はやとを150町歩作付するんだということが農業新聞等に載っておりました。

やはり今後、米の主産地は伊佐とさつまであろうと、バイヤーの方も伊佐とさつま以外の米は要らないという構想を持っておりますとすれば、いち早く将来的に農協が合併すればこそ、いち早くさつまも手を挙げて、この対策には取り組んでいくべきではないかと考えておりますが、再度町長のお考えをお伺いをいたします。

○町長（井上 章三君）

出ておりますように、この温暖化に対応できる品種というものをしっかりと探しながらいくということは重要なことだと思っております。鹿児島30号という品種のことが今出ておりますが、きょうの新聞でも熊本のほうで、また温暖化に強い品種が開発されたというニュースも出ておりました。

そういう時代に対応できるものがまた開発もされたりしていく中で、できるだけこの地にあった適地適作の品種を早め早めに対応できるように、努力をしなきゃいけないと思っているところです。

○久保 道夫議員

20年度の予算説明書の中にも明記してありますとおり、やはり早急に農家の作付意向調査なども実施し、計画ができて上がったにしても、先ほど答弁にありましたとおり、団地化、あるいは水利等の件で2、3年から4、5年を要するのではないかと考えておりますので、この農家の作付意向調査等には素早く手をつけていただきたいと思います。

幸いに我がまちには、県内唯一の普通期の種場もございますし、米の情報を仕入れるには一番いい環境にあるわけですので、この辺の有利性もうまく利用していただきまして、対策を講じていただきたいと思います。町長のお考えをお伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

御指摘のとおりだと思っておりますが、経済担当の副町長の見解もここで聞いてみたいと思います。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

今出たように内容でございます。整理しますと、早生は、ヒノヒカリは関東まで入っていると、もう関西はおろか関東まで入っているということで、ヒノヒカリはもう町内では75畝という作付なんです。非常に私も先週パールライスのほうに出て行きまして話を聞いておりますけれども、非常に売りにくいと、販売しにくいということでございます。

そういうこととおっしゃいますように、ヒノヒカリについては気象条件が非常に変わってきたと。登熟期間が高温のために登熟期間と重なる。そして、品質の低下、それから収量の低下、ということが非常に見られるということで、議員がおっしゃるように、どこのヒノヒカリか判らんということで非常に売りにくいということでございました。

今後については、地域の気温にあわした品種を選ぶべきだということで、今できてますように、ヒノヒカリから花さつま20畝ということでございましたけれども、晩生の花さつま、それから、彩南月、そしてまた鹿児島30号。これにつきましては、町内にある種場で約299袋ぐらいの作付ということで、原種を今計画はあるわけですが、約単当4キロぐらいしましたときに、150町歩ぐらいの種子が確保できるということでございます。

今おっしゃいますように、伊佐地方では夢はやとが150町歩ということで、この前新聞に出てましたけれども、いち早く私どもの管内でもJAのほうと打ち合わせをしながら、売れる米作り、販売しやすい米作りということでやっていきたいと、そしてまた収量がヒノヒカリは450キロから480キロということでございます。

そういうことで収量が今はさつまにしましても、約550キロから600キロということで、約60キロから100キロ収量的にも上がるということでございますので、収量のほうで勝負していかんやならない。販売しやすい米でやっていかんやならないということで理解してますので、そういうことで今後ともやっていきたいと思っております。

町長のほうからもございましたように、3月21日でしたけれども、熊本では「くまさんの力」ということで、新しい品種も改良されたと、それを普及するということも出ておりましたけれども、やはり岡山地方から県内の市場に6,300円程度で入って来るといこともお聞きしました。とても6,300円の値段ではこのヒノヒカリは販売というのが難しい、だから収量的に非常に勝負できる品種に更新していくべきだと。

だから、ヒノヒカリについては標高が120メートル以上というところであるということでございますが、伊佐地方についてはヒノヒカリの1等米比率が非常に90畝以上ということは、伊佐についてはそういう標高がまだあるということでございますので、この地方についてはそれなりの品種を選定しながら、今後JAさんと詰めながら、販売についてもそれぞれパールさんもございますけれども、ほかの販売の方向にも目を向けながら、農家が1円でも高く収入が得られるように打ち合わせをしていきたいというふうに考えております。

○久保 道夫議員

ただいま副町長が申しましたとおり、我々も鹿児島県内の普通期の種を一手に引き受けているわけですが、20年度、先般2月に各品種の面積の割り当てがあったわけですが、ただいまあり

ましたとおり、ヒノヒカリにつきましては、19年度より種子粳にして11町歩の面積が、減反、もう作らなくていいということになって、どうしてもこれはもう自然的に県内の農家がヒノヒカリから離れつつあるということで、逆に夢はやと等につきましては、19年度の倍以上の面積が割り当てられておりますし、今後やはり30号、契約栽培の対象となる彩南月、夢はやとが、今後は鹿児島県産の主力の米になっていくのではないかなという経済連、パールライスさんの見通しでございます。

この辺を十分考慮して作付体系、あるいは品種等の選定をJAさんと連携を図りながらやっていきたいと思いますし、やはりこの水田、特に米の経営体系が確立することが集落農業に対して大きな影響力を持つと思います。

確かに、町も特性作物等をしながら、何とかまい水田の利用を考えていらっしゃいますが、やはり湿田対策の面、あるいは高齢者対策等の面からどうしても面積等には限りがあるのではないかと考えます。

そうなりますと、どうしても主力である米というのは切り離せないものがありましたけど、個々の経営の確立を基盤することが、これから先、2つ、3つ、4つ、5つと集落営農組織が立ち上がっていく基盤になるのではないかと考えておりますので、その辺の対策を農協とさらに連携を取りながらしていただきたいと思います。

町長に一つ、米の点でお聞きいたしますが、施政方針の中に非常に短い文章で米に触れてございますが、非常に我々農家としては残念でございます。確かに、米は、今現在先ほども出ましたとおり、収益性が低いということではありますが、やはりどうしても切り離せない部分がございます。町の米に対する町長のお考えを少しでもいいですから、お聞かせください。

○町長（井上 章三君）

米は、私たちの日本の主食として長くやってきたものでありますし、そして、米を中心とした農業というのは日本の文化の一番のもとになっているということでありまして、この米作というものが大切な伝統もあり、これで農業経営がうまく回転していければ一番いいわけではありますが、今非常に苦境に立っていると。しかし、畜産の振興のためにもまた稲わらなどが大切だという耕畜連携ということもございますから、そしてまた今回農協合併という中で、伊佐のほうとの農協の合併ということになれば、益々地域の米産地としての重要性というのは、さらに特徴的なものになるということになりますだけに、このことについては大事なこの地域の作物だとそういうふうに認識しております。

○久保 道夫議員

理解できました。さつま町で昨年度が1,680ヘクタールで、約9億942万円程度の米の売上げ、大きな額となっておりますので、この辺を十分理解しながら、今後さらにいい方向に導いていただきたいと思います。

次に、2点目の畜産の関係でございますが、近年子牛の市場価格もかつてないほど高値で取引されてまいりましたが、先ほど述べたとおり、飼料の高騰と枝肉相場の影響で、今年度に入りましてから、離島関係が主なんですけど、3月1日から3月9日まで開かれた各市場では、大体もう高いところになりますと、5万円前後の価格の下げが見られておりまして、先般の私どもの市場の中でも北海道、あるいは他県のバイヤーの方々がおっしゃいますには、青森あたりでは10万円近い子牛相場が下落したということで、ここ当分は、しばらくはやはり逆に今まで繁殖農家の方々が高値で推移した分、肥育農家が苦しんだわけだから、今度は肥育農家がもうちょっと生きをせんことには、ちょっと苦しい時代が続くんじやないかなという声も聞いております。

こうなりますと、私ども繁殖地帯となりますと、今後大きな痛手を受けると申しますか、農業

が衰退していくのではないかと危惧されますが、この飼料高と枝肉の下げが、特にものすごく肥育農家の導入に影響が出てきているということでございまして、毎せい場毎せい場この購買者の顔ぶれが変わってまいりまして、これが安定することが子牛市場の安定につながるわけございまして、この辺もまた考えていかなければならないのではないかと考えております。

この子牛相場がもう下がること、もう一番私どものまちにとっては、農業の衰退に影響するわけございまして。こうなりますと、どうしても下がるとなりますと、今度はコストを下げなければいけないわけございまして、特に口蹄疫、BSE時代に中国産のわらが輸入禁止になったときに、我々農家としては大変わら集めに苦慮した経験がございまして、水田の裏作としてイタリアン等を作付すると、表の米に対しまして冬場イタリアンが深く根を張ることによって、冬場寒いので上に伸びられない分、根が地中に深く入っていくということで、表作の水田にも非常にいい影響があると先輩の農家の方々から聞いておりますし、一方では牛のえさにもなるわけですから、それこそ耕畜連携ではないかと考えております。

確かに、苦しい予算の中、我々も十分理解できておりますが、基盤となるものにはやはり思い切った予算措置を講じていかないことには、大変なことになるんじゃないかと考えておりますし、ご存じのとおり農業は一回衰退すると、これを引き上げるためには大きな経費と尽力がかかるわけですが、町長は、この現在の子牛の相場が下落しつつある中、これまでの繁殖地帯の維持、最低でも維持、維持のために、どのような考えを基本的に持っていらっしゃるのか、一点お聞かせいただきたいと思っております。

○町長（井上 章三君）

この飼料の高騰の問題というのは、非常に頭の痛い問題でありまして、これに対応して子牛価格にしろ、またいろんな肥育にしろ、影響がいろいろ出ているわけでありまして。それで、今回も議員のほうから水田裏作に対する助成は考えられないかという提案があったわけですが、町としてこれを何とかするという事は検討もしましたが、なかなか厳しい現状がございまして。

しかし、いろいろ研究してみる中で、先ほども申しましたように、国のほうで平成20年度から国産粗飼料増産対策事業という中において、水田裏で飼料生産を行った場合の助成を計画していると、こういうものに対する飼料の高騰ということに対する対策というのを、検討が始まっているということです。そういうものを早くキャッチして、できるだけこれを導入を早くするというような、そういう国のほうとしてもこの対策をどうするかということを真剣に考えているわけでありまして、その情報を早めにキャッチして、早めに地元を導入すると、こういうことに対しては一層の努力をしてまいりたいと思っております。

○久保 道夫議員

私も先般、新聞等で国の事業は見ましたが、やはり町長、日本の農業というのは特に守られた部分がございまして。米に関しましては、輸入米に関しましては関税をかけますし、あるいは牛肉等につきましても、大きな規制をかけます。やはり、守られていなければ日本の農業はとてじやないけど、外国の農産物とは太刀打ちができないわけですから。

そういう観点からしますと、国がこの飼料に打ち出したこの対策に、やはりさらに町あたりも誠意を上乘せをしてほしいと思っております。

確かに、20年度の予算編成を見ましても、財政課長のほうから説明がございましたが、大変苦しい予算編成になりまして、特に農政の予算につきましては、大きく後退もしております。

ただ、農業に対する効果は、なかなか投資効果は現れない部分がございまして、逆の視点から見ますと、農家があるから農業があるからJAもある。そこに約、祁答院町を含んでですが、280数名の職員の方が働いていらっしゃる。その給料が大体1年間に15億円程度と要ると。

その税金というのは町に落ちてくるわけですし、逆に、農業関係の資材屋、飼料屋さん、種苗屋さん、そういう会社も町内もございますし、町長もご存知のとおりかつては日本一と言われた、平茂勝の名牛という種牛の経済効果は数十億円といわれております。

やはり、関係先から見ますと、間接的に農家があることにおいて税収もまちには入る分もありますので、やはりもう少しその辺も十分踏まえた予算構成をしていただきたいし、先般の財政課長の説明のときにも申しましたとおり、農業というのは長いスパンで見てもらわないと、どうしても1、2年で効果が出るものではないし、やはり5年10年スパンかかるのもございます。

そういう面から考えまして、その辺も十分考慮いただきまして、直接農業から得るものではなくて、間接的に得られるものもあるということを十分頭の中に入れていただきながら、予算編成を今後していただきたいと思っておりますが、町長の考えをお聞きいたします。

○町長（井上 章三君）

お気持はよく判りますので、そういうことも配慮しながら、今後また一層の検討をしたいと思えます。

△延 会

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。本日の会議はこの辺にとどめ、延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議は延会することに決定しました。明日は午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問及び総括質疑を行います。

本日はこれで延会します。御苦労さんでした。

延会時刻 午後4時53分

平成20年第2回さつま町議会定例会

第 4 日

平成20年3月14日

平成 20 年 第 2 回 定 例 会 一 般 質 問
平成 20 年 3 月 14 日（第 4 日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
1	(20) 山 崎 文 久	1 農業振興について (1) 農林業いきいきプランの重点拡大品目（ゴボウ・サトイモ・カボチャ）の推進状況と産地づくり交付金の活用状況は (2) 湯田ため池改修に伴う営農推進の状況と今後の計画について (3) トップセールスの計画について
2	(2) 市 来 修	1 本庁舎建設は木造建築での検討は考えられないか (1) さつま町の人工林は約 8,000 町歩、内町有林が 800 町歩で、これはさつま町の資源である。 本庁舎建て替えは、合併特例債を活用して建設計画がなされるが、木材の需要が低迷している状況でもあるので、次のような理由から木造建築での検討は考えられないか、町長の所見を伺う ア 木造建築は、地元資源を活用し木材の P R 及び山林の振興対策が図られる イ 木造建築により地元関係業者の育成が図られる ウ 地元業者を使うことにより、本町の景気対策となり、所得向上となって町税として見返りが考えられる 2 観光振興の取り組みについて (1) 九州新幹線全線開通も 3 年後となってきた。また、国道 3 路線（267 号・328 号・504 号）が町の中心部で交差しており、1 日延べ 3 万台を超える車両の往来がある。 本町は、平成 19 年 3 月に「さつま町観光振興基本計画」を作成された。その取り組みについて次のとおり町長の所見を伺う。 ア さつま町温泉街の振興対策について、町外、県外の温泉街では、観光客で賑わっている所があるが、本町の温泉街は観光客が減少している。その振興対策を伺う イ 地場産品の「名物」づくりの取り組みについて、梅・トマト・イチゴ・新ゴボウ・タケノコのブランド化により、マイカ

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
	(市来 修)	一や観光バスなどが停車するような展開が必要とされているが、その取り組みについて伺う
3	(9) 平八重光輝	1 高齢者の安心安全について (1) 一人住まいの高齢者や身体不自由者のための緊急通報システム利用料が、平成19年度に一部自己負担となり利用者が激減している。次の点について伺う。 ア 平成18年度と平成19年度の利用者数は イ 減少の理由をどのように理解しているか ウ 利用を止めた方を含め現在の対処は エ 今後の対応はどのように考えるか 2 町有財産の売却について (1) 町有財産で現在使用せず将来的にも使用予定のないものについては売却、また、現在公共的に使用し維持管理費のかかるものは無償譲渡等を行い、経費節減をする考えはないか伺う

平成20年第2回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成20年3月14日 午前 9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番	高 嶺 実樹雄	議員	2番	市 來 修	議員
3番	平 田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥 後 紀 康	議員	6番	木 下 敬 子	議員
7番	米 丸 文 武	議員	8番	麥 田 博 稔	議員
9番	平八重 光 輝	議員	10番	新 改 秀 作	議員
11番	楠木園 洋 一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏 木 幸 平	議員	14番	久 保 道 夫	議員
15番	別 府 静 春	議員	16番	舟 倉 武 則	議員
17番	日 高 政 勝	議員	18番	田 中 伸 一	議員
19番	柳 田 隆 男	議員	20番	山 崎 文 久	議員
21番	岩 元 涼 一	議員	22番	新 改 幸 一	議員
23番	中 尾 正 男	議員	24番	東 哲 雄	議員
25番	川 口 憲 男	議員	26番	内之倉 成 功	議員
27番	木 下 賢 治	議員	28番	濱 田 等	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 気 純 治 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主幹	原 田 健 二 君	議事係 主幹	平木場 達 郎 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
副町長(総務)	宮之脇 尚 美 君	教委総務課長	山 口 正 展 君
副町長(経済)	山 下 彦 志 君	教委社会教育課長	堅 山 修 啓 君
企画広報課長	中 村 慎 一 君	農 政 課 長	赤 崎 敬一郎 君
すこやか長寿課長	小椎八重 廣樹 君	耕地林業課長	山 口 良 一 君
健康増進課長	楠木園 建 雄 君	商工観光課長	橋之口 幸 男 君
福祉課 長	日 高 昭 治 君	環 境 課 長	日當瀬 修 二 君
総 務 課 長	湯 下 吉 郎 君	水 道 課 長	岩 切 秀 久 君
行政管理室長	萩 原 康 正 君	建 設 課 長	脇黒丸 猛 君
財 政 課 長	二階堂 清 一 君	工 事 検 査 監	東 幸 治 君
税 務 課 長	下 市 真 義 君	災害復興対策課長	坂 本 正 己 君
消 防 長	田 上 泉 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第 8 号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 第 3 議案第 9 号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 第 4 議案第 10 号 さつま町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 第 5 議案第 11 号 さつま町立学校施設の開放に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 12 号 さつま町交流館条例の制定について
- 第 7 議案第 13 号 さつま町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 14 号 さつま町千年の森条例の制定について
- 第 9 議案第 15 号 さつま町青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について
- 第 10 議案第 16 号 さつま町行政手続条例及びさつま町立学校条例の一部改正について
- 第 11 議案第 17 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 12 議案第 18 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 13 議案第 19 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 14 議案第 20 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 15 議案第 21 号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 第 16 議案第 22 号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 17 議案第 23 号 さつま町介護保険条例等の一部改正について
- 第 18 議案第 24 号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について
- 第 19 議案第 25 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 20 議案第 26 号 さつま町企業職員の給与に関する種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第 21 議案第 27 号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について
- 第 22 議案第 28 号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について
- 第 23 議案第 29 号 平成 20 年度さつま町一般会計予算
- 第 24 議案第 30 号 平成 20 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 25 議案第 31 号 平成 20 年度さつま町老人保健医療特別会計予算
- 第 26 議案第 32 号 平成 20 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 27 議案第 33 号 平成 20 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第 28 議案第 34 号 平成 20 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算
- 第 29 議案第 35 号 平成 20 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 30 議案第 36 号 平成 20 年度さつま町水道事業会計予算
- 第 31 議案第 37 号 平成 20 年度さつま町簡易水道事業会計予算

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総 務 (第2委 員会室)	8	さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
	9	さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について
	10	さつま町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
	17	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
	18	さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
	19	さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
	20	さつま町手数料徴収条例の一部改正について
	24	さつま町企業立地促進条例の一部改正について
	27	さつま町消防団員の定員，任免，給与，服務に関する条例の一部改正について
	29	平成20年度さつま町一般会計予算（関係分）
		第1条 歳入歳出予算
		歳 入
		1 款 町税
		2 款 地方譲与税
		3 款 利子割交付金
		4 款 配当割交付金
		5 款 株式等譲渡所得割交付金
		6 款 地方消費税交付金
		7 款 ゴルフ場利用税交付金
		8 款 自動車取得税交付金
		9 款 地方特例交付金
		10 款 地方交付税
		11 款 交通安全対策特別交付金
		13 款 使用料及び手数料（関係分）
		14 款 国庫支出金（関係分）
		15 款 県支出金（関係分）
		16 款 財産収入（関係分）
		17 款 寄付金
		18 款 繰入金（関係分）
		19 款 繰越金
		20 款 諸収入（関係分）
		21 款 町債
		歳 出
		1 款 議会費
		2 款 総務費

委員会	議案番号	件名
		3 款 民生費（関係分） 7 款 商工費（関係分） 8 款 土木費（関係分） 9 款 消防費 1 2 款 公債費 1 4 款 予備費 人件費全部 第 2 条 債務負担行為（関係分） 第 3 条 地方債 第 4 条 一時借入金 第 5 条 歳出予算の流用
文教厚生 （第 1 委 員会室）	1 1 1 2 1 3 1 5 1 6 2 1 2 2 2 3 2 9	さつま町立学校施設の開放に関する条例の制定について さつま町交流館条例の制定について さつま町後期高齢者医療に関する条例の制定について さつま町青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について さつま町行政手続条例及びさつま町立学校条例の一部改正について さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について さつま町国民健康保険条例の一部改正について さつま町介護保険条例等の一部改正について 平成 2 0 年度さつま町一般会計予算（関係分） 第 1 条 歳入歳出予算 歳 入 1 2 款 分担金及び負担金（関係分） 1 3 款 使用料及び手数料（関係分） 1 4 款 国庫支出金（関係分） 1 5 款 県支出金（関係分） 1 6 款 財産収入（関係分） 1 8 款 繰入金（関係分） 2 0 款 諸収入（関係分） 歳 出 3 款 民生費（関係分） 4 款 衛生費 1 0 款 教育費 3 0 平成 2 0 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算 3 1 平成 2 0 年度さつま町老人保健医療特別会計予算 3 2 平成 2 0 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算 3 3 平成 2 0 年度さつま町介護保険事業特別会計予算 3 4 平成 2 0 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算 3 5 平成 2 0 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算

委員会	議案番号	件 名
建設経済 (議 場)	1 4	さつま町千年の森条例の制定について
	2 5	さつま町営住宅等条例の一部改正について
	2 6	さつま町企業職員の給与に関する種類及び基準に関する条例の一部改正について
	2 8	さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について
	2 9	平成20年度さつま町一般会計予算（関係分）
		第1条 歳入歳出予算
		歳 入
		1 2 款 分担金及び負担金（関係分）
		1 3 款 使用料及び手数料（関係分）
		1 4 款 国庫支出金（関係分）
		1 5 款 県支出金（関係分）
		1 6 款 財産収入（関係分）
		1 8 款 繰入金（関係分）
		2 0 款 諸収入（関係分）
		歳 出
		6 款 農林水産業費
		7 款 商工費（関係分）
		8 款 土木費（関係分）
		1 1 款 災害復旧費
		第2条 債務負担行為（関係分）
	3 6	平成20年度さつま町水道事業会計予算
	3 7	平成20年度さつま町簡易水道事業会計予算

【参 考】

請 願

- 「人権侵害救済法の制定促進に関する請願書」

陳 情

- 「JR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択について」
- 「単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に入れ替える場合の上乗せ補助の実施について」
- 「豚舎建設計画の事前調査等について」

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから平成20年第2回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

5番、肥後紀康議員から本日の会議に途中退席する旨、届け出がありましたのでお知らせしておきます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1 「一般質問」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「一般質問」を、第3日の会議に引き続き行います。

20番、山崎文久議員の発言を許します。山崎議員。

〔山崎 文久議員登壇〕

○山崎 文久議員

おはようございます。それでは、通告に従いまして、農業振興について質問をいたします。

昨年3月に作成されました「さつま町農林業いきいきプラン」の中で、特に重点拡大品目としてゴボウ、サトイモ、カボチャの推進をされましたが、もうその実績が出ていると思いますので、その実績について伺いをいたします。

次に、湯田のため池改修に伴う営農推進の状況と今後の計画について伺います。

通称、塘池と称されておりますため池は、1624年から153年を費やし、1777年に完成したとあります。ちなみに、1624年は、江戸時代で元和と言われるときでありますけれども、徳川家康が江戸幕府を開くのが1603年ですから、太古の昔からといってよいほど古く、築後230年、脈々と用水を送り続けてきました。

しかし、老朽化がひどく今回の整備に至りましたが、受益者81人、対象面積15.7ヘクタールの水田が3年間にわたり水稻作付不能となります。このようなことから、今後のため池改修に伴う営農推進の状況と今後の計画について伺います。

次に、トップセールスの計画について伺います。

トップセールスと言えば、今や宮崎県の東国原知事はその代名詞のような感じがしますが、広報さつまの3月号で、「福岡で町長自らトップセールス」という見出しで、福岡の大同青果で春ゴボウの売り込みの様子が掲載されておりました。

施政方針で20年度もさつま農協と連携して取り組んでいくとありますが、その計画について伺います。

これで1回目の質問を終わります。

〔山崎 文久議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

山崎文久議員のほうから、まず農業振興についての第1点の質問をいただいたわけであります。

農林業いきいきプランの中で、重点拡大品目ということで、ゴボウとサトイモ、カボチャを挙げながら推進を図ってまいりました。その状況と産地づくり交付金の活用状況についてお答えいたします。

御承知のとおり、昨年3月「さつま町農林業いきいきプラン」を作成したわけでありますが、この推進に当たりましては、産地づくり交付金を活用し、米以上の所得の確保と水田への定着化

という、この2つを大きな目標としておりますが、本年度の作付状況については、ゴボウが3.6ヘクタール、これは前年より80アールの増加でありました。カボチャは6.8ヘクタールで前年より3.3ヘクタールの増加でした。サトイモは13.3ヘクタールで7.6ヘクタールの増加となっております。

このうち、産地づくり交付金の助成対象となる販売を目的とした面積、あくまでも販売を目的としたものに対して交付するということでありましたので、販売を目的とした面積は、ゴボウが4戸で3.2ヘクタール、カボチャ、16戸で3.1ヘクタール、サトイモが40戸で8.4ヘクタールとなっております。

また、この3品目の産地づくり交付金の額は、891万8,000円となっております。

ことし1月に開催いたしました農政座談会においても、産地づくり交付金に対する継続の要望は多かったと、反響があったというふうに見ているわけであります。今後も、さつま町水田農業推進協議会と連携を図りながら、産地づくり交付金については重要な政策の一つとして取り組んでまいりたいと考えております。

次に、湯田ため池改修に伴う営農推進の状況と今後の計画についてお答えいたします。

御承知のとおり、湯田地区におきまして、平成21年度から23年度までの3年間にわたり、ため池等の整備事業によりまして、ため池改修を計画しております。そのため、この3年間は水田に配水ができないため、米以外の作物を栽培して所得を確保することになりますので、今後、耕作農家の農業所得確保をどのように行うか等について、十分な話し合いを行う必要があると考えております。

このようなことから、現在、地元の施工委員会との協議を3回程度開催し、3年間のスケジュールについて説明をし、御理解をいただいてきたところでございます。今後の推進計画につきましては、4月に耕作農家との座談会、7月に作付品目等に対する意向調査。以降、現地検討会を随時計画をしております。

作物の推進につきましては、産地づくり交付金を活用したゴボウ、カボチャ、サトイモを中心に推進を図り、指導体制については、町とさつま農協、北薩地域振興局農政普及課で構成した営農推進チームで進めてまいっている予定でございます。

今回の事業に伴いまして、平成23年以降も重点拡大品目が水田に定着し、所得向上が図られ、本町のモデル地区になればと望んでいるところでございます。

トップセールスの計画についてお答えいたします。

御承知のとおり、現在の農産物の販売状況は、国際化による輸入農産物の増加等により、国内外の産地間競争は益々激化する中、今後もより一層の消費者が求める安心・安全な農産物の生産と低コスト化による競争力のある産地づくりに取り組むことが課題であると考えております。

このような状況の中で、今回の中国製ギョーザ中毒事件が発覚した1月末以降、日本食品関係者も中国産を敬遠し、輸入量は4割減少しているようであります。このまま輸入の落ち込みが長引けば、国内産に需要が高まり、野菜価格の値上がりが懸念されているようでありますが、生産農家の立場から見ますと、国内産の需要の増加により野菜価格が安定してくれば、農家所得向上につながるのではないかと考えております。

このような中で、ことしの1月に春ゴボウを福岡大同青果市場や福岡市内の量販店で、トップセールスということで、部会の方々と一緒に行ったところでありますが、市場のセリの場面でのあいさつや、また、天ぷらをしながら直接の試食、あるいはまた、市場の関係者との意見交換、また、量販店での意見交換などをしながら、セールスを図ってきたところであります。春ゴボウのおいしさと産地のPRができたと考えております。

平成20年度におきましても、消費者の求める安心・安全な農産物の有利販売のため、イチゴ、キンカン、ゴボウ、梅をはじめ、本町のいろいろな特産品に対して、さつま農協と協力しながら、東京、名古屋等の関係市場や量販店に対して、あるいはまた、そのみならず、もっと県内のいろんなところにも、売り込みを図っていくように努力をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○山崎 文久議員

まず、重点拡大3品目の実績についてですけれども、産地づくり交付金の助成対象面積が3品目合わせて約15ヘクタールと、交付金で約890万円とのことですけれども、先ほど作付面積と交付金を助成した差がありましたけれども、その農家の中でなぜ交付金の対象にならなかったのか、そこら辺の理由がお判りであればお示しをいただきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

この交付金は、あくまでも販売を目的とした作物について交付するということにしております。各農家から出荷先との出荷誓約書を提出してもらい、この出荷誓約書に基づき、対象水田の把握と現地調査を行いながら交付をする、という段取りでやってまいりました。

そしてまた、産地づくり交付金は、集荷円滑化対策事業に加入して販売を目的に、そしてまた、そのための通常の管理が行われているということが条件でございます。カボチャのほうで数名の農家が、通常の管理ができていないため対象とならなかったという例がございました。そのため、この農家につきましては、一般の作物単価での助成金を交付したところであります。

また、集荷の円滑化対策事業に加入していなかったため、交付金が出せなかったという農家の方も、数名おられたようでございます。

○山崎 文久議員

私が一番懸念するのが、助成ありきの農家がいるのではないかと。反当6万円という、非常に今の低迷する米価に比べて非常にいいわけですが。ただ助成目的という農家を排除されたということは、非常に適切な対応ではなかったかというふうに思います。

適正な助成がなされ、今後そういった定着が進むことを望むところでございますけれども、今後は産地づくり交付金も限られた予算の中で、それぞれパイの中での奪い合いといいますか調整になりますけれども、本当に所得を上げようと努力されている農家に手厚く手当をする必要があるのではないかなというふうに思うところです。

そこで、そういった成果要件等も加味した助成体系にすべきではないかというようなことも考えます。例えば、今の国の政策は、実績主義とか、そういったいろんなことで、いろいろなくくりをやっておりますけれども。

言いましたように限られた予算の中で、やはり本当に頑張っている農家に優先的に、そういった産地の形成も含めてですね。そういった農家でないと、どうしても産地は作れないというふうに思うわけですが、成果要件等も加味して、来年度査定をして助成する考えはないか、お伺いいたします。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

今、申されたことにつきましては、今年度は出荷誓約書のみということで、それから現地の確認と、それだけでございましたが、20年度からは生産履歴書、それから作業日誌、そういうことも加味して、それから確実に実績が上がっているかということについても確認をしたいと思っています。

それからもう一つ、この面積拡大が一つの誘導策でございまして、結構、1人で5町歩という

面積を来年度は計画されていらっしゃる方もいらっしゃいます。そういう方につきましては、それを何年も続けるということではなくて、やはり資材やら最初はいろんな経費がかかるということも加味して6万円という設定をいたしておりますので、2年間ぐらいで、次のときはまた誘導がうまくいけば、別の方に、初めてされる方に、そういう誘導策ということで計画をしていきたいということで、農家の所得につながるように努めてまいりたいと思います。

○山崎 文久議員

今、1人で5町歩なのか、そこら辺をちょっと。団地された地域での5ヘクタールなのか、そこらをちょっとお示ください。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

今、確認中でございます。

○山崎 文久議員

やはり個人でできる面積というのは、本当限りがあるんですよね。その人の経営形態がどのような形態なのか、そこら辺もしながら、さっき言いましたように成果といいますか、そういったものもすべて慎重に精査すべきものではないかなと。反当6万ですから、5町歩で300万の助成ですよ。ことしが3品目合わせて15ヘクタールですから、ちょっとそこら辺も慎重にして、またあとで報告もいただければと思うところです。

次に、3品目で約890万円という交付金でしたけれども、その品目ごとの内訳と、もし優良事例等の把握ができておれば伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

この品目ごとの内訳につきましては、891万8,000円のうち、ゴボウが195万7,000円、カボチャが190万円、サトイモが506万1,000円というふうになっております。

優良事例という点でどうかということですが、ゴボウにおきましては、10アール当たりということで、一番優良の事例としては82万5,000円ということであります。標準の試算としては、平均的には72万ぐらいだったのかなと見ております。（「72万円」と発言する者あり）

それから、サトイモの白目のほうですけれども、10アール当たりということで言いますと26万2,000円、それからセレベス、サトイモの赤目ですが、10アール当たり37万円、秋カボチャで29万円と、こういうような優良事例というのが出ております。

○山崎 文久議員

今、昨年の収益性をいただいたのと比較してるんですけども、非常に大きな所得が上がっておりますけれども、例えば、これは今10アール換算でしょう。としたときに、5畝作れば、それを倍すれば、極論を言えば、5畝なら十分手が回ると。その掛ける2ですから、もうそれは、所得は試算よりも上がるわけですけど、そこら辺の、今示されたものの1人当たりの耕作面積はどうなんですか。判っておりますか。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

先ほど町長のほうから申されましたとおり、ゴボウが、対象者が3.2町で4戸ですので、8反歩と。ゴボウは大体8反歩ぐらいが平均です。それから、カボチャが3.1町歩で16戸ということで、大体2反歩、それからサトイモが8.4町歩で40戸ということで、約2反歩ということで、セレベスの場合は、もう1反歩が限界かなあと。白目のほうは、泥を落とすだけでも摘めるということで、もっと面積を増やすことができるということで考えております。

○山崎 文久議員

先ほど申しましたように、収益性という、その一覧に比較して、本当に単価、収量とも試算よりもずっと上回っております。

通常、試算というのは先ほど言いましたが、これも往々にして絵にかいた餅みたいで、なかなかこれをクリアするというのは難しいんですけれども、いい事例があって非常に安堵といいますか、大変結構なことだと思うところでございます。

しかしながら、この反対の農家もおられるのではと思うところでございます。よく、私たちもでしたけれども、他の産地を視察に行きます。そして、帰りには「あひこは立地条件がよかやね」とか「まっが近かやね」とか、よくそういう話しをしながら帰ってくるんですけれども。

片や、同地域におきましてもピンからキリまでおられて、非常に今のような優良事例の方もおられれば、原価を割るというような農家もおられるのが現状だと思います。

そういったことで、今後はその底上げを関係機関一緒になってされるよう要請を行いたいと思いますけれども。この産地づくり交付金についてですけれども、今回は19年度から21年度までの区切りということですので、昨年、私が9月議会で、当分の間助成措置を講じ産地形成を図るべきではというような質問もいたしましたけれども、助成ありきではだめだというような意味合いの回答もいただいたところです。

しかしながら、先ほどの答弁でも農政座談会においても産地づくり交付金の継続など要望が多かったとありましたので、このことについて重点拡大3品目の今後の考え方について、町長に考えを伺いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

我が地域は、米作の地帯でありますけれども、米以外の部分で、園芸の中で所得の確保ができるという対策として、こういう取り組みをしているわけでございます。おっしゃるように、また交付金自体の名前もそうですが、産地づくりということを目指してこれは取り組んでいるわけがありますので、所得の上がる形の産品になりつつございます。

先ほどの報告でちょっと抜けましたが、販売額と試算額と。ゴボウの場合は試算額を申しましたが、72万と、サトイモの白目の場合は、試算が20万に対して26万2,000円だったと。セレベスの場合は、25万の試算に対して37万という数字が出ている。秋カボチャの場合は、20万の試算に対して29万という優良事例が出ているということでありました。

こういうふうに所得の向上につながってくるということになれば、やはり頑張ろうという方々もまた広がってくるということでありますし、何といたっても農家の方々が所得が上がって「もっと頑張るぞ」というような元気が出てくるということが一番でありますので、この件に関しては、さらに推進を図ってみるべきではないか、というふうに思っているところでございます。

○山崎 文久議員

今後も推進を積極的に図っていくという答弁で、安堵いたしているところです。

昨日、同僚議員が農家がいかに地域に貢献しているかというのを、農協の組織を例に話されました。私も常々思っているところでございます。

農業所得は、税に反映しないということで、なかなか農家は助成金ばっかもらって何しよったろかいというような感もありますけれども、やはりこういったサトイモを作ったり、カボチャを作ったりしておられるのは高齢の方なんです。私たち米作りの農家もですけれども、やはり税に反映しなくても内需拡大という面においては大変な貢献をしていると。兼業農家でも作っておられます。

そういった意味合いにおいても、農業政策というのは基幹作物であると言いながらも、おろそかになりがちですので、ぜひこういったところは力を入れて今後とも取り組んでいただきたいと

いうふうに思います。

次に、湯田ため池の改修に伴う営農推進の状況と今後の計画についてであります。

先ほどの答弁で、地元施工委員会と3回の協議がなされ、また、4月に耕作者との座談会が計画されている、というようなことで理解するところではありますが、昨年末、耕作者の1人の方が非常に心配しておられました。そういったことでこういった質問もするわけですが、81名も耕作者がいますので、中にはまだ理解し得ない方もおられるのではというふうに推測いたします。

町長、そこで、できれば年度末を迎え、それぞれの公民会で年度総会がありますけれども、そこに出向いて詳細にわたってはいいいですけども、今後の流れといいますか展開といいますか、方向性を示されれば理解も早期に早まり、そこら辺の考えの合意形成も進むのではないかというふうに思いますけれども、そういった機会をとらえて早急に説明をするような考えはないか、お伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

ため池の整備につきましては、予定よりも少し延びてきているわけですが、今おっしゃいますように地域の方々が、将来がどうなるんだということが、早く見えて安心をしながら取り組んでいくことができるようになるということが一番でございますから、今おっしゃいますように機会をとらえて、できるだけ早く理解が進むように努力をしてまいりたいと思っております。

○山崎 文久議員

早急な対応を要請しておきます。湯田で大体、まだ確定的ではないと思いますけれども、約15ヘクタールという農地でございます。その中には、10アールとかいった方もおられると思えば、1ヘクタールというふうな方もおられるというふうに思うわけです。

先ほどありましたように、サトイモなんかもそうそう作付ができるものでもありませんので、そこら辺のお互いの農地の交換とか、団地化とか、いろんなものも含めて、23年以降もそういった産地として、米に変わるものとして定着するように努力するというようなことですので、ぜひ担当課も一生懸命になって頑張ってくださいと思います。

次に、トップセールスの計画についてお伺いいたします。

春ゴボウのおいしさと産地のPRができたという町長の答弁でしたけれども、昨日の南日本新聞に県議会の常任委員会での審査の結果が出ておりましたけれども、県産農産物のPR方法について委員から、「JA経済連に任せ過ぎではないか」とか、「トップセールスの成果が見えない」といった指摘が続出。当局は、「PR下手は指摘のとおり。流通販売は行政が苦手とする分野だが、どう乗り越えるか考えたい」と答弁したとありました。

トップセールスとは、私もそんな簡単なものではないと思うところですが、東国原知事は、タレントというキャラを生かして、マスコミでああいうことになっておりますけれども、町長自らセールスをされて、そこら辺の感触がどうだったかと、町長自身もどのようにとらえられたかというお伺いと、今後どのような手法が効果的であるのか、町長のトップセールスのスタンスをお聞かせいただければと思います。

○町長（井上 章三君）

このトップセールスということでPRをする、宣伝をすると、本町の産品をいろんなところで売り込みをしていくということでございますが、できるだけ生産者の顔が見える形で売り込みを一緒にやっていくというのが望ましいのかなと、いうふうに一つは思っております。

福岡のほうの量販店に行ったときも話をする中で、ゴボウが並んでいるんだけど、そしてほかのところのゴボウも並んでおりました。「やっぱり生産者の顔が、もうちょっとこう、だれ

が作ったっていうのが見えるといいですよ」っていう、そういう話がありまして、それで写真などをもうちょっと顔が見えるような形にということで、早速工夫をしていただいたと。

生産者の方々も一緒に、代表の方おられましたから早速そういうような動きにつながったところでございます。

この間、私もいろんな機会がございまして、これがトップセールスということにもつながってきたというふうに思っているわけですが、さつま町長という立場、それから、幸い町村会長ということを通じて、いろいろなところに出ていく機会があったり、いろんな方々を会う機会というのが多くなってきております。

そういう中で、機会が広がってくるわけでありまして、例えば、最近の動きといたしまして、馬場製菓というのが、今、風月堂も一緒に取り組んでおられるお菓子屋さんがございますが、ここの社長さんが梅に関心を持っておられると。さつまの梅ということに対して、梅を使ったソーメンを作っておられるという話を聞きまして、それでどういことかなと思って、早速その状況を調査をいたしましたところ、さつまの梅、特に南高梅に対して関心を持っておられるということで、それ以外にもお菓子をもうちょっといろいろ作っていきたいという意欲を持っておられまして、それからいろいろ縁ができて、こちらのほうの梅を使った特産品づくりに対しても、一緒に来ていただいて一緒に見ていただいたり、意見をいただいたりというようなことがございました。

そういうことから始まって、またこの方は、特産品協会の理事もやっておられますが、私も特産品協会の理事をやっております、その会が終わったあと懇親会の中でさらにいろんな方々と話をしていく中で、天文館でさらに一緒にちょっと懇談をしようということになって、それから天文館の粋麗会というのがあるというのが判ってきたわけでございます。

粋麗会の代表の方も交えていろいろ話をする中で、さつまの梅というものを天文館でもっとアピールしていてもいいんじゃないか。あるいは、薩摩切子というのをうまくまたこれは鹿児島の特徴の一つだから、これを天文館でまたそういう容器も使いながらアピールしていくということもできるんじゃないか。いろんな話が出てまいりまして、先般、粋麗会の方々が、直接梅ツアーに来られたり、また薩摩切子の工場を見たり、そしてまたその後、4月4日、さつま特産品フェスタ in 天文館というのを企画をされまして、一緒になってこのさつまのそういう産品をさらにアピールしようというような話になってまいりました。

それで、振興会の方々も、これには梅の振興会、それからゴボウの振興会の方々も、その話を聞きつけて、ぜひそういう中に入りたいということでしたので、つなぎをとってゴボウの振興会の方々も一緒になって、天文館でまたさつまの新ゴボウというものをアピールができればということで話が進んでいるところでございます。

また、粋麗会の関係におきましては、既に特産品協会が中に入って、それぞれのお店で梅を出していこうと、そしてアピールしようということで、注文もまとまってきておりまして、また、切子の容器をタンブラーのセットで、切子で飲んでもらうということも話が進みまして、注文がまとまって出てきているというような話にもなっております。

また、自治会館のほうで、今ちょうど税の申告の期間になっておりますが、あそこが鹿児島市の関係の税の申告の会場になっているものですから、たくさんの方が出入りするようになります。せっかくだからあそこのロビーで、特産品の販売をしたらどうだろうかという話になりまして、早速本町の梅の振興会が通算4日ほど出られましたが、相当の売り上げをされるというふうになってまいりました。

また、麺どころ、さつまというのが、あそこの自治会館にも入っておられるわけですが、チ

チェーン店をたくさん持っておられます。ここにおいても、梅をチェーン店で使いたいというような話に進んでまいっているということもございます。

また先般、鹿児島県のタベというのが東京のほうでありまして、そこに町村会長として参加する機会がございましたが、その中でまたいろいろ紹介をさせていただいて話をする中で、魚家という、魚の家と書くんですが、そのチェーン店をたくさん持っておられる社長の方とお会いいたしました。

それで、梅の話をいろいろする中で、「まあ送ってみてください」ということでしたので、早速送ってもらって、また、アフターフォローをしながらきたところではありますが、その東京のほうのお店のほうでも、これを扱ってみたいというふうな話に今つながってきているということもでございます。

ほかにも、そういう形で話をずっとつないだりしながら進めているところがありますが、そういうことで、いろんなつながりの中で話が具体的に広がっていくというふうにして、割と成果が上がりがつつあるのかなあと。そして、生産者の方々が元気になるような、そういうことにつながってきているのかなと、いうふうに思っているところでございます。

そういう点で、いろんな役割というものをうまく生かしながら、さらに地元を売り込んでいくということに対しては、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○山崎 文久議員

今、町長から、いろんな機会をとらえてセールスをされていると。テレビでも時々そういった情景も出されており、我々も同じまちの者として、やっぱり少しでも地域のものが売れていけば、ありがたいことだというふうに思うところでございます。

ただ言いますように、こういったものは一朝一夕にはできないと。やはり機会とらえながらですね。

ただ、町長が責任を持って売れるような品物も作るのも農家側の問題でありまして、安心・安全はもとより、そういったニーズに対応するようなものも、またしていかなければならないという農家側の立場もあるのではと思いますが、今後、いろんな問題も的確にとらえて、担当課に指示をされて、そして、少しでもそういったものが拡大推進されますよう要請をして私の一般質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、2番、市来修議員の発言を許します。市来議員。

〔市来 修議員登壇〕

○市来 修議員

私は2項目について一般質問をいたします。

初めに、本庁舎建設は木造建築での検討は考えられないかであります。

さつま町内の山林は、約1万4,000町歩、うち人工林は約8,000町歩であります。また、町有林は約800町歩で、これはさつま町の大きな財産と資源であります。

5、60年前、植林を増やせということで、山には杉、ヒノキを植えつけてまいりましたが、伐採期になった今日、日本の木材需要は減少し林業振興に大きく影響が出てきております。

しかし、木材は生物の生活になくてはならない植物でありまして、この長所について少々申し上げますが、元鹿児島大学の藤田教授の説によりますと、マウスをコンクリート金属製のケージで実験したら、生存率は10日で1割になってしまったと。つまり10匹いたものが1匹しか残らなかったということでもあります。しかしながら、木製ケージの中のマウスは、20日を過ぎても生存率は100％であったと。

それと、隣の大口市であります、コンクリート住宅から木造住宅に作り変えたら、子どものぜんそくが治ったという話もあります。

木材は温かみがある。心が和む。落ち着く。そして、湿度が多いときは吸い込み、少ないときは吐き出し、湿度の調整もしてくれます。木材は、太陽が作り上げたマルチ材料であります。

最近になりまして、政府も国産材に目が向けられ、2月9日の南日本新聞でありましたが、間伐促進法案が政府閣議決定したということが記載されておりました。それと、国産木材の利用や森林整備促進を呼びかける循環型社会形成のための木材利用推進議員連盟も発足されたようであります。

したがって、本庁舎建設は木造建築することにより、1つとして、地元資源を活用し、木材のPRと山林の振興対策が図れるのではなかろうかと。2つ目に、地元の関係業者、つまり地場産業の育成が図られてくると。3つ目に、本町の景気対策となり町民の所得向上となって町税として見返りが考えられると。そういうことで、本町の歳入の自主財源の確保が図られると、このようなメリットが考えられますので、町長の所見を伺うところであります。

2項目であります、観光振興の取り組みについてであります。

九州新幹線開通から3年後となりました。このことは、昨日、麥田議員からもお話があったとおりであります。それと、国道は3路線、つまり267号、328号、504号が町の中心部で交差しており、1日延べ3万台を超える車両の往来があるということでもあります。

本町は、平成19年3月に「さつま町観光振興基本計画」を作成されました。この基本計画は、地元にあるもの、地元でできることを基本として、さつまの特徴を出そうという観光振興基本計画でよくできていると評価をいたします。

しかしながら、実施がもう少しという気がいたします。一遍に何でもかんでもできませんので、2項目について質問をいたしますが、1項目としまして、さつま町温泉街の振興対策であります。このことは、総合振興計画にも取り上げてあります。温泉という資源を持ちながら、観光客が減少しており、これは災害の影響もあると思うんですが、何の事業にしても競争相手はあります。まず業者自身の努力も必要であります、本町の地域経済活性化を図るにも温泉街の振興は不可欠と考えますが、町長の所見を伺います。

2項目であります、地場産品の名物づくりの取り組みであります。このことも総合振興計画に取り上げてあります。先ほど山崎議員の質問で、二、三取り組んでおられることを町長のほうの答弁がありましたが、これは農政課を連携しておりますが、ということは梅、トマト、イチゴ、新ゴボウ、タケノコのブランド化により、マイカーや観光バスなどが停車するような展開が必要であると記載をしてあります。

梅の場合は、さつまの梅を活用した特産品開発推進協議会で取り組みが始まったようであります。商品化になることを願うものであります。この取り組みは、商品化になりますと観光客を呼び込むことになり、農産物の1.5次産業として効率の良い事業展開となると思うのですが、町長の見解を伺います。

1回目の質問を終わります。

〔市来 修議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

市来修議員のほうからの第1点目の質問であります。

本庁舎建設は、木造建築での検討は考えられないかということでございますが、庁舎問題につきましては、現在、本庁舎の位置の問題、それから建て替えに対する基本的考え方について、

これを今回、地域審議会、振興計画審議会に諮問をしたところでありまして、この是非について御審議をいただくように進めてきているところであります。

庁舎の内部で検討委員会を持ちまして、いろいろと検討をする中で防災上の観点からは、どうしても早い段階で建て替える必要があるということ。それから、財政的な観点からは、新たな土地を求めるということは、なかなか財政的にも厳しいので現在位置を活用するということではいかざるを得ないのではないかとということ、かつ、合併に係る財政的な優遇措置の可能な期間内に進めるということが必要なのではないかと、こういう整理がされてまいりましたので、この件を審議会にも諮ったところであります。

それで、この問題は審議会だけではなくて、今後、公民館長会、あるいは公民会長会とか、また、町民の皆様の御意見を聞くような形の中で進めていかなきゃいけないと、いうふうに思っているところでございます。

そういう点で、まず位置の問題がこれでいいのかということ。そして、位置が決まると、建て替えをどういう内容で、位置によってどういう形になってくるかということが絞られてまいりますから、次のことが見えてくるということでありましたが、そういう点でまだ具体的な計画まで立てているわけではございません。

そういうことで、地元産材を活用できるかどうかということところまでの検討の段階には、まだないというのが現状でございます。

ただ、今木材利用ということで御質問があったわけでありましたが、木材で建設するということの利点ということは、これは私たちも理解するところでありまして、御指摘のように木材に対するPR効果、そして、山林の振興策ということにもなりますし、またしかし、実際にこれを活用できるかどうかということについては、構造的に純粋な地元材だけで建設ができるかどうかという問題とか、単価的にどうかとか、地元業者で構造規模から見て請負が可能かどうか、いろんな問題も出てくるかと思えます。

まだ、その段階まで現段階では行っておりませんので、今後の検討になってくるのではないかとこのように思っております。

それから、観光振興の取り組みの問題でございます。

昨年3月策定いたしました「さつま町観光振興基本計画」において、温泉街の振興と温泉資源の活用ということは掲げてございますし、奥薩摩の温泉地にふさわしい温泉街を構築していくことは、本町の観光振興上からも大変重要なことだと思っております。

昨今の旅行形態におきましては、観光客や温泉旅行者というのが、団体での客から個人や小グループといった方向に移ってきていると。

そして、個々が満足するとともに、従来の見る観光から体験する観光へというふうにもまた移ってきているということが言われます。こういったニーズにどう応えていけるようになるか、そういう地域になるかということが、また一つのキーポイントにもなるのではないかと考えております。

幸い本町の持つ豊かな自然、資源、あるいは人材は、この流れに即応できる重宝なものが多いというふうに認識をしているわけでありましたが、まだ現実には、その良さを生かしきっていないのが現状であります。

現在、奥薩摩のホタル舟運航におきましては、宮之城温泉や紫尾温泉の旅館が乗船券と宿泊のセットプランを組んで、昨年においては乗船者の約1割の方々が宿泊をされていると。約170名ぐらいの方は、旅館に宿泊をされているというデータが出ております。

このように今後においては、このホテルだけでなく、例えば、ガラス工芸の体験であったり、

手すき和紙の体験であったり、季節ごとの竹灯籠祭りであったり、いろいろなグリーンツーリズムでメニューを作っておりますが、そういうものが宿泊とセットになった形のプランにもつながるように、両旅館組合とも協議をしながら連携を図っていくということが大切になってくるのではないかと考えております。

現在、旅館の経営者の若手の方々においては、このままではいけないと、何とかしなければという考えを持った方々が段々と増えてきておりまして、こういった考えを大事にしながら、力を合わせて一つの旅館街、あるいは温泉郷づくりということができるようにつなげてまいりたいと考えております。

このことについては、定例的に旅館組合の会合もありますので、そういうところでさらに一緒になって話し合いを進めていきたいと考えております。

そしてまた、そういう中で宮之城温泉、紫尾温泉を総称した形で、奥薩摩温泉郷としてのネーミングで呼び込んでいくということが望ましいのではないかという話が大分出てきているというふうに聞いておりますので、そういうことについての煮詰め、あるいは体制づくり、そして情報発信と、こういうこともあわせて取り組んでいく必要があると考えております。

次に、地場産品の名物づくりの取り組みについてということですが、御指摘のとおり、本町には梅、トマト、イチゴ、新ゴボウ、タケノコ、その他、キンカンにしろ、マンゴーにしろ、いろんな産品が出ているわけでありまして。このような素材をどう生かしながら本町の観光振興を図るか、あわせて農林業の振興につなげていくかということは、重要な問題であると思っております。

これまでは、農林産物において栽培をし、それを出荷すると、そしてできるだけ高く売っていくということを主としておりましたが、今後においては、これを本町のブランド、あるいは特産品として来町者に対してもこれを提示できるような、そして、地場の振興にどうつなげていくかといったことにも取り組んでいく必要があると思っております。

現在、これらの農林産物においては、町内の直売所で販売している部分もございますけれども、まだまだ十分でない面もございます。本町に来れば、あそこに行けば、そういう本町の特産品、あるいはブランドが買えるんだと、買って帰れるようなそういうブランド化というものをもっと推進していくべきではないかと考えております。

また、タケノコにおいては、泊野観光たけのこ園を開設して今回で16回を数え、すっかり本町の春の観光事業として定着してきております。また、2月には梅の花咲くさつまツアーも鹿児島市近辺から多くの参加者があるようになって、これも好評を得ているところであります。

その他、まさに体験型観光といった従来の見る観光から体験しながら楽しんでいくという観光への移り変わりという流れを見ながら、各種のツアーの立案はもとより都市と農村の交流を一層図っていくと、そういう中で観光振興につなげていくという取り組みを、今後とも努力をしてまいりたいと思っております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○市来 修議員

答弁によりますと、本庁舎の建設は、今入り口に入ったという段階であるようでありまして、まだ方向性が今からだということですが、町長のリーダーシップによって、先ほど申しましたとおり、本町には山林が相当あるわけですので、そしてまた、木材の長所についても一部これは話をしましたが、大変木材は長所があります。

もう一つ申し上げますと、県からも奨励してきておると思うんですが、学校の校舎をなるべく木造にしてくれませんか。それから、子どもたちの机も木造で作ってくれんかと。これは、木

に長所があるから、そうしてきておると思います。スチールの机は、もう冷たさを感じて子どもの心がイライラになるというような話も聞いとるんです。そうすると木材であると、この年輪を眺めることによって心が落ち着くと、こういう長所があるわけです。

だから、町長も木材の長所をもっと勉強していただいて、町長自ら何とかして木造でやろうじゃないかと、こういう長所があるんですよと、こういうリーダーシップが私は欲しいなあと思うところでありますので、町民の声を聞くのも大事ですが、最終的に決断としては木材ということ町長が打って出ると、ここあたりがひとつ欲しいです。

そういうことで、これからも十分検討していただいて、それでこれは一応木材で検討ということを私も今申し上げておるわけですから、これから木造建築でやるかやらんかという大きな課題を残ってるわけですので、これはまた先行きこの問題についても私は取り組んでいきたいと。

そしてまた、地元の業者たちとも話をしながら、大変金がかかるから、ここあたりも皆さん考えてくださいと。

それから、コストを安くしようと思えば、町には800町歩の山を持っているわけですから、ここには大変、こんな大きな立ち木があるそうです。こういうのをやっぱり利用していただいて、そうすると木はただですから。それは、切って出す、製材する。これはやっぱり金がかかるんですけど、これは地元の業者を使えば、そこに金が落ちるわけですから、ここあたりも考えていただきたいと。

それと、建物が大分大きくなりますから、地元業者がこれを請け負う場合、その業者の規模もあると思います。地元の業者では規準に満たないというのもあると思うんですけど、それを一つを全部一括で請け負うのではなくして、分割して、例えば、屋根工事とか、骨組みを立てる工事とか、外壁内壁を張る工事とかですね。これは私の素人考えですけど、そういうことをやっぱり検討していただきたいと。そうすると地元業者に大分有利になっていくんじゃないかなと思うわけです。

それから、地元業者に工事をしますと、この前の説明では大体15億から20億という話でしたが、この15億という工事代金が地元業者にやって地元へ落ちれば、これは大した地元の経済振興、景気対策、これになるわけですよ。そして、その金がまた町内を回ると。しかし、外にも出るでしょうけど。そうすると、町民の所得が向上する人がおって、これがまた町税として返ってくると、そういうことになる。

経済はそういうことですから、巡回するわけですから。巡回する金が今少ないものだから、我がさつま町はどうしても景気がよくなってこない。そういうことを私はそうだと思っております。

そういうこともありますので十分検討していただきたいと、そういうことで、あとさっき申しました木造で建築するかどうかという大きな課題を残っているということを申し上げまして、この点の質問は終わります。

それから、観光の振興のことなんですが、地元の旅館の若い人たち、この人たちとも定期的に話をしていくということでもあります。これは、私は大変いいことだと思います。

一例を挙げますと、黒川温泉、ここは非常に寂れた旅館だったんだけど、若い人たちが立ち上がって、まず黒川に流れている川の清掃から始めたんだそうです。環境整備をやったと。これがスタートであったそうです。

そして、話し合いをするうちに露天風呂が生まれてきたんだということで、大変にぎわっておりますから、やる気を出してやれば何かが生まれるわけですので、どうか執行部も旅館の若い人たちと一緒に定期的に会議を開いて、これから先のさつま町の温泉街の振興について努

力をしていただきたいと、もうこの1点であります。

それから、特産品のほうは、今梅のほうが大分進んでおるようでありますから、これも梅だけじゃなく、先ほど申しましたトマトとか、イチゴとか、タケノコ、これも梅みたいにどうか取り組んでいただきたいと。町民と一体となって取り組んでいただければ、またこれも特産品が生まれてくるんじゃないかならうかと思えます。

それから、泊野のタケノコの話がありましたが、あその場合、何年もこう続いているわけですが、あその採算性というのはどんなふうですか。それは判っておりますか。タケノコツアーやって、タケノコ山に手を入れて、あれだけの開発をやっていらっしゃるんですけど、あれを事業やってどうなのか。もう町の補助金なしで運営ができるんだらうか、収入があるんだらうかと、ここあたりと。

それから、竹山を欲しい方には貸し付けて、あれ何ていいですかね。（発言する者あり）あ、オーナー制度ですね。オーナー制度です。横文字に大分弱いもんですから。あれなんかは、どうですか、続いているんでしょうか。ここあたり、この2点についてちょっと質問をいたします。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

泊野観光たけのこ園の関係でございますが、16回を今回数えているという状況でございます。これにつきましては、地元で活性化委員会を作りまして取り組んでおりまして、約1回が100人いらっしゃいます。そして、2回ほど実施いたします。

そういう形で入園料、要するに竹山に入るときの入園料、それから掘ったものに対しては時価より若干安い形での販売。それから、昼食料金、あるいはバス料金、そういうのとあわせて、特産品等も昼食時に相当販売するという形で、地元としては相当な山主さん方も収益があるという形でございまして、手出しが相当出て赤字という状況ではございません。

なお、これにつきましては、地元の活性化委員会と観光協会も一緒になりながら取り組んでいると。観光協会といたしましては、若干お土産品等のお手伝いをさせていただいているという状況でございまして、地元といたしましても16回も続いてきているということは、それ相応の取り組みと収益があつて、そして、地域の活性化になっているということで我々はとらえているところでございます。

○耕地林業課長（山口 良一君）

ちくりんオーナー制度のことで御質問がありましたので、お答えをさせていただきます。

今のちくりんオーナー制度ですが、場所は泊野とそれから求名のほうで行っております。面積が合わせて5.6ヘクタール、83名の方がオーナーとして活用をされているということで、区画としましては97区画、これ昨年の10月1日現在でありますけれども、97区画を借りられて進められていると。現地については、非常に整備をされながら、そこからタケノコを掘って楽しんでおられるということです。

区画としては、泊野のほうは1区画が500平米ということで、求名のほうについては1区画1,000平米、1反歩ということで貸し出しをしているということです。

○市来 修議員

その泊野のタケノコツアー、それからオーナー制度、これ了解いたしました。そういうことで、特産品を作るということ、これをぜひもう取り組んでいただきたい。こうすることによって、農産物を作る方々が大変、等外の品物でできる品物ですから、ぜひやっていただきたいと思えます。

それと、これに取り組んでいるところをちょっと紹介をいたしますが、昨年、武雄市に所管事務調査に行きました。武雄市の市長さんは、レモングラスと格好いい名前ですが、レモンとおつ

しゃったから私はミカンのようなものかと思ったら、何かの植物で、レモンの臭いのするススキに似た植物であるんだそうです。これのドリンク、これを武雄市の特産にしようということで、これがタイにあるんだそうです、この植物が。ここに職員を派遣して、今研究をやっているんだということでありまして、それで取り組んでいращやると。

それから、四国の高知県、あそこの知事選挙で今度、橋本知事が勇退されまして、非常に若い、35歳だったですか45歳だったですか、当選されました。この方の選挙公約は、1.5次産業をやるんですと、これを知事さんが取り上げてやっっていращやいます。そして、我が県の特産を作って立てていくんだと、経済効果を上げるんだというふうにして取り組んでいращやるから、そういうこともあるということをお願いしたいと思います。

幅広くいろいろ町長も仕事をやっっていращやいますが、何か我がまちはこれだと、これが大変欲しいわけでございます。私は、今申しましたさつま町のブランド品を作る、特産品を作る。これが一番大事なことで、私はそう思います。

これによって、農家の方々が非常に採算のとれない、苦勞しても「働けど働けど我が暮らし楽にならず、じっと手を見る」という、これは石川啄木の詩であります、こういう状態が非常に農家に多いんじゃないかと、私そう思います。

だから、そういう農産物を使った1.5次産業、こういうものをぜひ取り組んでいただきたいと、これを申し上げまして、私の質問は終わります。

○議長（濱田 等議員）

それでは、しばらく休憩をします。再開はおおむね10時50分とします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時50分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、9番、平八重光輝議員の発言を許します。平八重議員。

〔平八重光輝議員登壇〕

○平八重光輝議員

高齢者の安心・安全についてお尋ねいたします。

町長は、施政方針の中で町民の安心・安全について述べられております。その中で、高齢者福祉についても、高齢化率は34.6%台になっていると。生活共同体である地域福祉の推進を図りたい、また、高齢者等のくらし安全ネットワーク事業に取り組み、地域で支え合い、健康で生きがいを持ち安心して暮らせる健やかな長寿社会の創造を目指す計画であると述べておられます。

またあわせて、災害時要援護者対策の整備を促進し、安心・安全の確保を図ります、とあります。災害時はもちろんそういうのが必要であります、また平常時においても安心・安全について対応する必要があるかと思われます。

安心・安全のための施策の一つとして、緊急通報システムがあります。このシステムは、19年度から利用料は一部自己負担となっております。

このシステムの現在の利用状況と今後の対応についてお尋ねいたしますが、1つ目に、18年度と有料になりました19年度の利用者数の変化。2つ目に、減少していると思われますが、その減少をどのように理解されているのか。3つ目に、この利用を止められた方を含め、も

ともと利用されていらっしゃる方を含めて、どのように対処されているのか。4つ目に、今後の対応はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

2番目に、同僚議員も2、3質問がありましたけれども、町有財産の売却や譲渡についてであります。

町有財産で現在使用されず、将来的にも使用の予定のないものについては、売却や現在使用中であっても売却しても、あるいは譲渡しても支障のないようなものについては、売却、譲渡をし、維持管理経費等を減らして経費節減をする必要があろうかと思いますが、その点について町長はどのようにお考えか、お伺いいたします。

〔平八重光輝議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

平八重光輝議員から、高齢者の安心・安全の問題についてということで、まず質問をいただきました。

この問題でございます。緊急通報体制整備事業というのがございまして、これは平成9年8月から、ひとり暮らしの高齢者等の急病や災害時等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、近隣住民等に対する普及啓発活動や協力員の確保等の体制整備を行うとともに、緊急通報装置の給付または貸与を行ってきたところでございます。

これは、旧町時代からこの取り組みはなされてきていた面があるわけですが、今申し上げましたように宮之城においては、平成9年から貸与という形、そして、旧薩摩のほうでは給付という形で平成1年から、そして、鶴田においては昭和63年から給付という形で、この緊急通報装置が活用されてきたという経緯がございます。

また、介護予防生活支援事業の創設時は、利用者の負担能力に応じまして実費に相当する額を定めて徴収するとの定めもありましたが、福祉的配慮から導入を見送った経緯もございました。

しかしながら、国の三位一体改革により平成17年度から国・県の補助事業が廃止されたこと、そして、町行財政改革推進の中で装置の貸与、維持管理に係る財政負担の考え方や受益者負担の公平性を図るために見直しを行った結果、平成19年9月から利用者負担金の導入というものを行ったところでございます。

平成18年度と平成19年度の利用者数は、このような経緯の中で、平成19年3月末現在で51件であったものが、平成20年2月末現在で27件となっております。

減少の理由をどのように理解しているかということでございますが、撤去者のほとんどの方は、自己都合により廃止をされております。しかしながら、この事業のほかに、介護保険サービスを利用されている方が多いことから、ヘルパー等の訪問が定期的になり、安否確認等は補完されているために撤去という形になったものと思っております。

なお、利用者負担が発生したということも要因の一つではあると理解しております。

また、利用を止めた方を含め、現在の対応についてどうしているかということでありますが、撤去者については、担当の民生委員、在宅福祉アドバイザー、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所等に情報を提供し、訪問回数を増やす等の協力をお願いしております。

なお、緊急通報体制整備事業を含め、高齢者福祉サービスの啓発は、在宅福祉アドバイザー、民生委員等の合同研修会や広報紙で紹介をし、有効利用の推進を今も図っているところであります。

今後の対応はどのように考えるかについてでございますが、高齢者や障害者など援護を必要とする人々に対して、声かけや安否確認などを行うネットワークを整備するため、その核となる在宅

福祉アドバイザーの育成を図り、要援護者が適切、かつ、きめ細かに保健福祉サービスを適時的確に受けられるよう、近隣保健福祉ネットワーク事業の拡充により地域ケア体制の構築を図ってまいりたいと、こういうふうに思っております。

2点目の町有財産の売却についてでございます。

将来的にも使用予定のないものの売却、また、維持管理費のかかるものについては、無償譲渡を含め経費節減を図るべきではないかという御指摘でございます。

まず、土地につきましては、売却後、固定資産税等の税源確保という面からも進めているところでありまして、19年度も現在までに26件の町有地を処分いたしております。特に、廃道敷地など、土地の形状からしましても、その土地だけの利用は難しく隣地と一体化して利用されることが望ましい場合は、できるだけ早く不動産価格評定委員会を開催し処分する方向で検討をしているところであります。

教職員住宅につきましては、現在81戸あり、うち共済住宅が76戸、へき地教職員住宅が5戸となっており、財産区分としては普通財産として教育委員会が管理しております。入居の状況であります、教職員が48戸入居し、あとは一般の方が入居しておられます。

教職員住宅の管理につきましては、長期間入居がなく住宅が老朽化した建物は財政課に所管替えをし、また、入居中の方で住宅の払い下げを希望された方については売却をしているところでもあります。

今後におきましても、入居中で住宅の払い下げを希望される方や、学校敷地外等で支障のないところについては売却を進めていきたいと考えております。

また、その他の公共施設につきましても、今後の施設のあり方を具体的に検討し、直営または指定管理者制度で管理する施設、無償または有償で譲渡する施設、あるいは休止または廃止する施設というように方向づけをしていきたいと考えております。

ただ、譲渡、あるいは休止、廃止となりますと、地域の方々や利用者の方々の御理解が必要です。また、施設を建築した際の補助金等の返還の問題も出てまいりますので、これらを十分検討し協議した上で進めていかなきゃいけないと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○平八重光輝議員

2問目の質問につきましては、ほぼ99点の回答をいただきましたので、それほど質問ありませんが、1問目については、回答では30分以内に終わるつもりだったんですけども、ちょっと時間が延びそうなお話でした。

数が51件から27件に減りましたと。19年度の当初予算が、65台を想定されて245万7,000円計上しております。20年度を見ますと、35台で88万2,000円、約3分の1ですね。台数もさることながら、自己負担が増えたちゅうか、3万幾らかのうちの1万2,600円を利用者で負担していただきますよ、ということで金額が減ったところもあるかと思いますが、利用者も約半分の予定になっておるようであります。

町長が止められた理由をいろいろ、いろんな介護保険の在宅の分とか、いろんなので対処しておりますというお話であります、確かにそうであります、あとでもちょっと述べますけれども、これはあくまでも昼間の話ですよね。私が心配しているのは夜間であります。

昼間は、隣近所いろんな目があって、幾らか、100歩じゃないけど、幾らか目が届きます。ところが夜間は、特に冬場は寒いから、すべての窓、ドアを閉めておられますと、もう全く孤独の世界という失礼になりますけれども、ひとり暮らしの方については、親戚、友達が尋ねてこない限り、もう明るく朝出られるまで判らないわけです。それが私は一番心配するわけでありま

す。

19年3月議会の委員会の質疑が、内容がちょっとありますから読みますけれども、柳田議員が質問された中で答弁であります、「この事業は、旧宮之城町時代から引き継いで取り組んでいるもので、在宅ひとり暮らしの高齢者及び身体障害者等の方々の緊急通報や安否確認の一つの手段として効果的な事業であり、平成18年度は1戸当たり月3,150円で熊本県の専門業者へ業務を委託している」と、「現在51戸の方が利用されているが、今後利用の拡大が予想されるので、1人当たりのまちの負担が大きいことから、他の各種サービス事業と比較して平等な利用者負担をお願いする方向で検討しており、平成19年度の早い時期に見直しを行うものである。見直しの内容については、互助の精神で利用者負担を3分の1程度とする考えで、これにより町内全域への利用推進を図りたい」と答弁されているわけです。

町長、増えておりますか。増えていないでしょう。減っておるでしょう。この負担ですよ、やっぱり負担。

余り出したくないちょっと資料もあるんですが、月1万5,000円以上の年金のある方はすべて天引きされるわけです。これもおそらく1万5,000円以上の方が対象になっているんじゃないかと思いますけれども、介護保険にしろ、後期高齢医療制度にしろ、これにしろ、18万円の方が何人いらっしゃるか、平均何十万になるかは判りませんが、やはりたくさんの負担を強いられているわけです。こういう方々が私はおそらく止められたんじゃないかと考えておりますが、町長はどのように理解されておりますか。

○町長（井上 章三君）

昨今、こういう後期高齢者医療制度がスタートしてきておりまして、負担増ということがいろいろ言われておりますが、19年から20年度にかけてのこの今の利用者数の実態という流れに関しましては、御指摘のようにやっぱり負担の問題を心配されたということもあると思います。

それと、やはり今、介護保険が12年から始まったわけでありまして、そういう中でのヘルパーの制度、そして、要支援までフォローしながら、きめ細かにそういう方々に対して、マンパワーでもって触れ合いをしながら支え合っていくという、こういう地域のケア体制というものを充実させていこうという、動きの流れにずっと今シフトしてきているわけでありまして。

これは、共生、協働という形で地域を守ろうという一環でもあり、やはり一つのつながりというものを大切にしながら、そして、お互いが助け合えるような地域づくりをしていこうという流れがずっと進んできておりますから、そういう中での一つの、以前からすると、そういうものがなかった時代から始まっているわけですが、その時代からすれば、はるかに見守り体制が進んできてるなあという、実感というのもあるんじゃないのかなあと思っております。

ただ、この結果の分析というものは、詳細にやっているわけではありませんで、結果としてこういうような数字になっておりますが、今後ともそういう方々の実情というものに対しては、注意深く見守りながら検討していかなきゃいけないだろうというふうに思っております。

○平八重光輝議員

町の財政が厳しくて、いろんなところで見直しをせんにやならんちゅうのは判ります。判りますが、2番目の質問の中でもちよっと言おうかと思ったんですが、あとで出ます交流館条例等を含めた、いつも言っておりますが、6つの公民館、これの見直し等もぜひやっていただきたいというのと、ちょっと若干関係がありますからあとで言いますけれども。

12日に川口議員が「独自な取り組みをされているところがあるんですよ」というのをちょっと申されましたけれども、質問の中で、具体的には何かそういうのを調べられましたですか。いや、御存じでなければいいです。

御存じないようですから、教えるちゅったらおこがましいんですが、公民会長さんに「公民会のお名前を出していいですね」っち言うたら、「いいですよ」という御了解を得ましたので、ちょっと申し上げますけれども。

小路下手という公民会がございます。まあ、50戸前後ですか。こちらでは、行政のほうの対応が当てならんちゅう意味じゃないんでしょうけれども、自分たちの集落は自分たちで守ろうと。ひとり暮らしの方がたくさんいらっしゃって、夜間は特にもう目がとどかんということで、自分たちのお金でこのシステムを作って、運用されてるんです。御存じでしたか。

このシステムは、これを販売している業者の方が、コマーシャルも含めて連絡されたんだろうと思いますけれども、それを入れられたら、大牟田市、春日市、福岡の、それと荒尾市、担当者が12名研修に来られたそうです。御存じないでしょう。「非常にいいシステムだ」と、「我々もぜひやりたい」ということで帰られたそうです。

集落でいろんな公民会長さんが頑張って、町長もよく御存じの方ですけれども、有線放送を無線化したときに一緒にされた施設ですけれども、公民会放送施設整備にかかわる要綱をいうのを作られていろいろされております。施設もこういうふうに使うんですよと、使い方まで作って、公民会の皆さんにされてお互いに助け合いましょう、ということで作っておられます。

簡単にいいますと、携帯電話じゃないけど、ペンダントをその必要な方に、希望される方に公民会の財産として買ったものをお貸しして、そのボタンを緊急時に押されると、隣近所3軒ぐらいの無線放送設備がありますから、それに1号はだれ、2号はだれちゅうあるわけですが、その番号を放送されて、50回言うんだそうです。50回すれば自動的に切れる。それか自分で止めるか、すれば止まるんですが、それをもういつでも、夜中であろうがいつであろうが、押されたら即近所の人が駆けつけるという体制を作っておられる。

それぐらい地域の方は危機感を持っておられるわけです。私は、もうちょっと行政も危機感を持ていただきたいと。先日の放送を見ますと、孤独死が非常に増えておるといようなニュースもあります。だから、その一つの方法として非常に有効だと思います。

非常に失礼なことを言わせてもらおうと、その3つの市から来られた方が「これは国のほうでも助成制度がありますから、ぜひ使ってください」と言って帰られたそうです。私もそこまでは調べておりませんけれども、ぜひこの点も含めて研究されて、希望される集落等にはぜひ入れていただきたいと思うんですが、どのようにお考えですか。

○町長（井上 章三君）

今の小路下手のその動きっていうのは、私はちょっと情報が残念ながら入っておりませんでした。担当課のほうでどのぐらいタッチしていたか、ちょっと聞いておりませんが、そういう点では、担当課のほうでどこまで把握していたのかをちょっと報告をさせたいと思います。

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

今、平八重議員の言われました小路下手のこのシステムについては、すこやか長寿課としても把握はいたしておりませんでした。

ただ、少し補足をさせていただきますが、今回の緊急通報装置の現状をお知らせしたいと思いますが、旧宮之城町のシステムが今言われております緊急通報システムでありますので、15、16を見てみますと、15年度に救急という形で救急車またはそういう動いた部分が4件ありまして、あと16、17はございません。

それから、18年度におきましても一番多い時期であります、正報、正しい報というのが年に2回ありまして、あとは誤報とか、押し間違いとか、逆にセンターからの定期的な連絡とか確認とか、そういう形のものがありまして、18年度が正報が2回、19年度も正報が2回という

形で、あとは先ほど申し上げたような形であります。

ですので、そういう実態等も踏まえまして決定しましたわけですが、町長からもありましたように、平成9年から始まりまして10年程度経っておりますが、その中において12年度に介護保険法が制定されまして、支援する人、要援護者へのサービス、そういうシステムが、形態が変わってきたというふうに思っております。

また、現在におきましては、地域ケア体制を構築しなさいということで、鹿児島県も1月に「鹿児島県地域ケア体制整備構想」というのを打ち出しました。これが今一番力を入れております近隣保健福祉ネットワーク等の充実でありまして、これがやっぱり地域の活動として自治の力としてやっていただきたいということ。

それから、今年度の施政方針で地域支援事業の関係もまた若干うたわれておりますが、地域支援事業の内容につきましても、イベントとか、そういう行事等じゃなくて、少子高齢化、そういう地域社会の変化に対応できる福祉関係の事業というのも取り入れて、また安心・安全のまちづくりを進めていきたいということで述べてあるわけですが、そういうふうに形態が変わってまいりまして、介護サービスにつなぐその体制、いわゆる近隣保健福祉ネットワーク、このネット、網でありますので、いろんな形の事業、制度が、網が小さくなることによって、そういう支援する人を拾い上げるという部分、また今度はそれをつなぐ包括支援センター、病院、介護保険施設、民生委員、そこにつなぐという、その体制によって一つの高齢者と安全センター、それから町、直につないであるシステムを全体的な体制ケアでフォローしていく。新しいさつま町のまちづくりの共生、協働、そこらあたりにもそういう形態と整合したサービスの流れといいますか、そういうふうになってきているところでもありますので、そういうことも含めまして御理解をいただければというふうに思っております。

○平八重光輝議員

先ほども申しましたように、確かに昼間はいろんな支援とか対応があります。ありますが、どうしても私が心配するのは夜間なんです。夜間だれもいなくなったときに、どうも対処できないと。

ちょっと私もそんなに長くおっとお話を伺ったわけじゃないんですけども、記憶間違いがあるかもしれませんが、これによって2人の方が助かったと言えちよと語弊がありますが、対応ができたというようなこともお話されてるわけです。たった10台足らずの台数ですよ。しかし、自分たちの公民会で買うには、何十万というお金を負担されているわけです。公民会が対応されてるのに、何でまちができんのかという。

ちょっと2番目の質問とも重複してしまいますけれども、例えば、虎居、佐志、山崎の公民館から薩摩の3公民館、これで18年度で2,125万使っていらっしゃいます。当初予算です。これは実績か。19年度で2,083万。20年度当初予算で1,753万7,000円計上されております。これを、私はもう前から何回も平等化を言うんだけれども、みんな平等にしてくださいと。

おそらくこれは、まあ虎居は別にして、昭和30年ごろの合併時に、そのときの一つの対応策としてされたのが今までずっと残ってるんじゃないかと、私は考えております。そうでないかもしれません。

当時は、道路もない。ないっちゃうか、あるんだけど狭くて、もうほこりがぼんぼんするような道路でした。車ももちろんないです。自転車かりヤカーが、牛車があるぐらいの時代ですから必要だったと思います。ファックスもなければコピー機もない。何もない時代ですよ。電話もない時代です、一般家庭には。もちろん車もない。

しかし、今は違うんです。どの家庭にも車も、特別高齢な方を除いて1台か2台はある。電話もある。携帯もある。もうコンピュータもあればインターネットも使うという世の中ですよ。そういう中に、まだこれを50年間引きずらんないかんのかちゅう、私はちょっと疑問なんですけれども、町長、その辺はどのようにお考えですか。

○町長（井上 章三君）

条例公民館の設置というのは、やっぱりそういう目的を持ってやってきた経緯がございますから、それとほかの地域での地区の公民館の場合と、またちょっと設立の趣旨が違うということがありますから、これを単純に平等にということは、すぐには難しいのかなと。しかし、やはりこれをできるだけ段階的にといいますか、平等な形になっていけるように努力をするということは、必要なんだろうというふうに思っているところです。

○平八重光輝議員

何を言いたいかといいますと、町長は正直なそれでいいんです。100点の回答を私は、どれが100点とか、零点とか全くありませんので、正直な考えを言っていいただければそれでいいんです。

きのう、おととい、限界集落が非常に出ております。我がまちもいろんなところがその対象ちゅうか、可能性のあるところがいっぱいあるわけです。これを見ますと、薩摩は若干外れるかもしれませんが、この宮之城地域は限界集落の心配もない、若い人もたくさんいる、人口もたくさんいるところに、大きな助成をするわけですね。そして、例えば、これ出していいのか悪いのか判りませんが、柊野とか、泊野とか、あるいは鶴田の上場とか、宮之城の登尾もありますけれども、大平とか、ああいうところに何もありません。何もありません。ちゅうたらいかんけども、こういうあれはないわけですよ。

非常に限界集落で消滅の危機があるところには具体的な助成はなくて、いつも人もたくさんいて、もちろん頑張る人もたくさんいますけれども、そういう心配のないところにはたくさんの助成を出していらっしゃるわけです。

町長も、今度の施政方針で公平感、一体感を大事にするとおっしゃってますから、その辺も、この1万2,600円の負担も公平感ちゅう意味でされたのかもしれませんが、やはりその辺まで踏み込んだ公平感を私はしていただきたいと。

それは違うよ、という御意見もあるかもしれませんが、そういうのをやっていただいて初めて一体感とか、公平感が生まれるんじゃないかと思うんですけれども。

その1,700万のうち700万を、20の公民館がありますから、平等にとは言いませんけど、大きさによって差をつけてもよろしいですけれども、そういうのを公平に分配していただければ、今、小路下手が自分の力でされているこういう施設も、それぞれの公民会で準備できれば、あとあとの3万何がしの熊本の業者に支払うお金も私は要らなくなるというふうに思う。そして、地域でお互いにみんなが助け合って生きていくんですよ、という一体感もまた生まれると思うんですけれども、その辺は、そのようにお考えになりますか、町長。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

非常に現実的な論議でございます。確かに、その小路下手の部分については、私も今初めてお聞きいたしております、多分、公民会の無線化を図られたときに同時にされたんじゃないかというようなふうに理解をいたしているところでございますが、そういう附帯施設があるということについては、最近になって聞いております。

ただ、これがどの程度の費用がかかるのか。あるいはまた、どの程度の機能をしているのかということについては、まだ正確に把握をいたしていません。

といいますのは、やはり夜間等の問題もあるわけですが、通常における隣近所が不在にされた場合どうするかという問題等もあるわけですが、そこら辺についてはまた再度調査をさせていただきたいと。

そして、その条例公民館と通常の集会所の問題ですが、先の議会でも委員会のほうでいろいろ種々論議がされたところですが、これについては、それぞれ旧3町ごとにいろいろ長い歴史があります。条例公民館という形で、町で直接経費として運営やっているわけですが、これらについては現在も生涯教育等に活用されているということでありますが、通常の集会施設と違って、そういう管理経費というのは多額に上っているわけですが。

今ありますように、限界集落等が今後多くなった場合にどうするかという問題は、当然これは執行部としても、行政としても考える必要があるんだろうというふうには考えておりますし、ただいま平八重議員が申されました数字については、人件費、管理費すべてを含んだ形での経費かというようなふうに認識をいたしております。

したがって、これまでやはりその昭和の大合併、あるいはまた、平成の大合併ということで合併をしながら、そういう歴史をたどってきているわけですが、今後、この問題等を含めて、内部では検討することにいたしておりますので、そこら辺についてはまた今後の課題ということで、極力、余り時間的にも長く引っ張れないというようなことも考えておりますので、そこら辺についてはまた検討させていただきたいというふうに考えております。

○平八重光輝議員

小路下手は、たまたまこういうのをされてますよ、ということで出したのであって、あそこがどうこうということではなくて、こんな立派な施策をされていますよ、という例でありますので。

あと2番目に移りますけれども、町長は先日の楠木園議員の質問に対して、110個の財産があると。そのうちの10件については、もう売却の予定であるというようなお話をされておりましたけれども、私が今申し上げました公民館等についても、無償譲渡でできるものは譲渡していただいて、その運営は自分たちでしてくださいよと。

人件費等も今言われましたけれども、よその公民会は全部自前でやっとするわけです。自分のお金で、自分たちがお金を出し合って、12月やったですか、9月やったですか、言いましたけれども、私の公民館では運営費に1戸当たり2,800何がしのお金を出し合って運営をしとるわけです。

ここの今私が出しました公民館については、1戸当たり幾ら出しておられるか判りませんが、ほぼゼロに近い金額じゃないかというふうに理解しております。だから、その辺の公平感ちゅうのもぜひ考えていただきたいと思います。

もう無償譲渡でも要らないというお話もちよっとちらほら聞いたりしますが、要らないのであればなおさら、もう売却なり何とかしていただいてもいいんじゃないかと思います。売れるものはですね。

だから、その辺を含めて、今副町長は、できるだけ早い時期に検討したいというお話ですので、ぜひ要らない経費じゃないでしょうけれども、出しても出さなくてもいいちゅうか、出さんでもよそはやっているようなものであれば、できるだけ出さないように。もし、どうしても出さんじゃならんたれば、できるだけすべての町民と申しますか、公民館に対して100%平等にしろとは申しません。せめて70%、80%ぐらいの、やっぱり平等感というのも考えていただいて、それなりの助成をしていただければと思います。

ぜひ、それは5年も10年も未来永劫これを続けるというわけにはおそろいかんでしょうから、どっかで切らんにやいかんと、切らんにやちゅうか、見直しをせんにやいかんと思います。

10年、20年先という話では、とてもじゃないけど我慢できる範囲ではありませんので、ぜひできれば1、2年と言いたいんですけども、いろんな、さっきの町長のお話じゃありませんけど、地域の方のお考えとか、事情とかありましようから、来年からバサッとやってくれとは申しませんが、やはり徐々に平等感を感じるような助成、施策になるように、ぜひやっていただきたいと思いますが、最後に町長の決意というかお考えをお伺いして、質問を終わります。

○町長（井上 章三君）

平八重議員のほうから、今回の質問の中で提起されました内容につきましては、一応そのお気持ちは理解したつもりでございます。今後の検討課題として、また検討を進めさせていただきながら、できるだけ早くまたその回答ができるようになれば幸いだなと思っておりますが、一体感、公平感というのはやはり一つの目標でありますから、それに向かっての努力ということで検討課題にさせていただくと、いうことで御理解をいただきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

以上で通告に基づく一般質問を終わります。

△日程第2 「議案第8号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」、日程第3 「議案第9号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」、日程第4 「議案第10号 さつま町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」、日程第5 「議案第11号 さつま町立学校施設の開放に関する条例の制定について」、日程第6 「議案第12号 さつま町交流館条例の制定について」、日程第7 「議案第13号 さつま町後期高齢者医療に関する条例の制定について」、日程第8 「議案第14号 さつま町千年の森条例の制定について」、日程第9 「議案第15号 さつま町青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について」

○議長（濱田 等議員）

これから、3月5日に提案がありました議案第8号から議案第37号までの議案30件について総括質疑を行います。それぞれの議案を一括、ないし分割して、議題とし質疑を行います。御協力をお願いいたします。

まず、日程第2「議案第8号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」から日程第9「議案第15号 さつま町青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について」まで、以上の議案8件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。ただいまの議案8件について総括質疑を行います。

なお、総括質疑につきましては、総括的な事項についての質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。宮之脇議員。

○宮之脇金次郎議員

議案第11号です。議案集の11の1になりますけれども、学校施設の開放に関する条例ということで、使用料を取るような形になっておりますけれども。

我々が今まで学校を利用させていただいている場合に、教頭先生や校長先生に相談しながら、

特に体育館をいろいろなスポーツとか、そういう形の中で練習とか、あるいは郷土芸能の練習とか、そういう形の中で使わせてもらっているわけです。

また、そのほかにバドミントンの趣味の方々も使用しているわけですが、10人以上ということですが、今、非常に人が減っていることはもう皆さん御承知だと思いますけれども。

そのバドミントンを結局練習している方々も、6、7名で親子連れというような形の活動もやっていらっしゃるわけです。

そこら辺がちょっと問題じゃないかということと、この第5条の学校長を経由して教育委員会の許可を受けるということですが、ここらあたりが非常に複雑になっておりまして、地域のよりどころとしては、何か今まで、逆に言うと、学校を使ってくれるからいいという考え方のほうが私は強いと思うんですけど、そこらあたりの考え方と。

この11の2の8条の2項ですか、使用料は前納しなければならないと、そして教育委員会が特別な理由があるとき認めるということですが、この特別な理由というのは、どういう形で認めていくのか。その下の9条は、また町長も似たようなことを書いてありますけれども。

我々は、やっぱり地域のよりどころとして、一番学校を利用させてもらう回数は多いわけです。さっき言いましたように郷土芸能の関係とか、あるいは校区対抗で集落対抗のバレーの練習とか、そういうものが非常に多いわけですし、これを一々こういう形でお金を前に納めて使用すること、そこらあたりはどう考えますか。

○教委総務課長（山口 正展君）

学校施設の開放に関する条例の関係でございますが、基本的には、今までいろいろと使用をされていらっしゃいます関係につきましては、全額免除という考え方でございます。基本的には、使用については、一応使用料は全額免除の範囲でしていきたいというふうに考えております。

免除の関係につきましては、町、または町の機関が主催、共催する行事、大会等につきましては免除と、全額免除。それから、町内の少年団体、PTA、婦人団体、老人団体、体育協会、文化協会等が主催する行事等についても、これはもう全額免除ですよということでございまして、それから、スポーツ少年団等が活動をしておりますが、これは基準の範囲内での活動につきましては、もうすべて全額免除という考え方でおります。

この件につきましては、規則のほうで免除規定等をまた制定をしていきたいというふうに考えております。

それから、基本的には使用料は前納をしなければならないというふうに定めております。前納の考え方でございますが、とりあえず最初に使用許可の申請書を出していただいて、その後、使用許可と同時にいいですか、使用許可を出してから使用するまでの間に納入をしていただくという考え方でございまして、ここに使用許可と同時に納付書を配付し、そして使用までに納めていただくという考え方でおります。

それから、バドミントンの関係でございますが、スポーツ少年団等のそういう団体に加入をされていらっしゃる関係につきましては、活動の範囲内で、基準の範囲内で使用される分につきましては、全額免除というふうに考えております。

○宮之脇金次郎議員

今、説明を聞きますと、全くこの条例は、結局何もなっていないんじゃないですか。今までの免除は免除でやるということであれば、そこらあたりはちゃんとうたっておかないと、その人数の関係もですけども、何かただ今までどおりだからお金は要らないとか、そういう形のものであれば、この条例にうたってあることは、ほとんど当てはまっていないというふうにとれるんですけど、どうですか。

○教委総務課長（山口 正展君）

この関係でございますが、学校開放で使う分についてはすべて無料という、今の規定ではなっております。また、社会体育施設の使用をすることについては有料となっております、やはり受益者負担の公平から、ある程度公平性がないのじゃないかというふうに考えております。

学校を使うのは無料で、学校施設を利用しようとしてもできない場合は、社会体育施設を使うわけですが、そのときには使用料を払わにやいかんというようなことで、ある程度の受益者負担の公平性が欠けているところがあるんじゃないかというふうに考えております。

それで、スポーツ少年団等の活動につきましても規定がございまして、活動回数が週3回、それから1回の活動時間が2時間以内というふうになっておりますが、これを超えて活動をする場合につきましても、ある程度の使用料はいただくと。それは、照明料としていただくように定めております。

それから、スポーツ少年団等でいろんな大会がございまして、その分につきましても今までは全部無料がございましたけど、その分につきましても照明料だけはいただきたいということで、その分の差額が、前とすればそういう点につきましても使用料等の区分がされているところでございます。

○宮之脇金次郎議員

やり問答しても始まらないと思いますけども、この10人とか何とか組織的な人数を挙げてありますけど、さっきも言いましたように5、6人の団体とか、あるいは試技者によって、さっきのバドミントンの問題は、婦人の方々が5、6人で週に2、3回借りてやっている状況なんですけども、そこらあたりはもう一回しっかり検討して、判りやすい、もうちっと具体的な条例を作ってもらわないと、こういう形でやりますと、例えば小学校の校長先生が判断をしてこうこうだっちゅう形になりますと、また教育委員会に相談をして、そいはやっせんどという方向とか、いろいろ難しくなってくると思うんです。

そこら辺は、今後もう一回検討して、その方向性をまた考えていただきたいと要請をしておきます。

○教委総務課長（山口 正展君）

今後の使用の関係につきましては、規則のほうでまた判りやすいように規定をしていきたいと思っておりますが、先ほど言われましたバドミントン等の任意団体によりますそういう活動の使用料等につきましては徴収をしたいと、いただきたいというふうに考えております。

○議長（濱田 等議員）

平田議員。

○平田 昇議員

議案第13号、後期高齢者医療に関する条例に関連して質問いたします。

一般質問で質問を残したことで心残りになっていることですが、この制度を導入することによって、今まで国保、介護保険への保険料で苦しい場に置かれていた方々が、さらに厳しい場に追い込まれることになる年金受給額の少ない方、あるいは受け取れない人、その方々の実数を把握できているかどうか、まずこれを伺わせてください。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

この情報につきましては、後期高齢者の情報としては得てないところですが、介護保険のほうの受給者の情報から少し調べてみましたところが、75歳以上の無年金者といわれる方、受給資格のない方が77名おられるということでございます。それから、年金の支給額が18万円以内の方、月額が1万5,000円になりますけれども、この以内の方が32名おられるとい

うことで、合わせまして100名ちょっと超える、110名近い人が、こういった年金のない方、未受給者の方、それから支給額が少ない方ということで把握をいたしております。

ただ、この方が後期高齢者の方であるかどうか、ここら辺の対象者になっていくかというのは判ってないという状況でございます。

○平田 昇議員

こうした方々のために精一杯取り組みをしていただきたいと思います。これは必ず、一方ではモラルハザードの絡みつく問題にもなってきます。自分は一生懸命働いて保険料を納めてきたのに、それを怠った人を助けるのかというモラルハザード論の持ち出し。

その一方では、社会保険庁のずさんな管理のために手の届かないところに浮いてしまった5,000万件の年金、消えてしまったと言われる1,365万件の年金で泣いている人も相当あるかもしれないのだから、事情をよく聞き取り、保険を払えない人たちに対する対策を当局と折衝していただきたいと思います。この取り組みについて考えを伺いたいと思います。担当副町長の答弁も得ておきたいと思います。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

ただいまの御指摘の件でございます。確かに、普通徴収に行った場合に、実態的に徴収できない事態が生じた場合はどうするかという問題が、いろいろ課題として残っております。

したがいまして、そういう部分を含めて、そういう低所得者に対するそういう減免措置ということもありますので、そこら辺についてはまた十分それぞれの個々の実態を把握をしながら、また指導に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（濱田 等議員）

川口議員。

○川口 憲男議員

議案集の第8号、町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、ちょっと説明をお聞きしたいと思います。

職員が相当崇高な精神で大学進学をするとか、あるいは国際協力、青年協力隊ですか、そういう方向に進んでいくというようなところのこの条例のことじゃないかと思っております。

その中にありまして、当然、給与と退職手当等を出されてますけれども、この中で当然身分は町職のままだと思うんですけれども。

8条の自己啓発休業等の承認の取り消し事由のところの2項目ですね。例えば、大学に在学している課程を休学し、停学され、またその授業を欠席していること。その者が参加している奉仕活動の全部または一部を行っていないこと。その他の事情により当該職員の申請にかかわる大学等課程の履修、または国際貢献活動に支障が生じたということであれば、この問題を取り消すということでございます。

当然、町の職員であって、町の身分もあって、崇高な精神で行かれているわけですが、外に出たとき、こういう事項を起こしたときの町の職員としての処分内容、そこあたりはどうなるのか。

それともう1件、9条の2項、任命権者は自己啓発休業等をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡をとることにより十分な意思疎通を図るものである、ということがございます。

当然、自己申告といえますか、自分がそういう崇高な精神を持って大学に行く、あるいは国際貢献のそういう青年協力隊に行くということなんですが、やはりここには定期的にその本人が、町なり担当課なり、所属のその部署ですか、総務課なりに、自ら申告書を出し現在の状態を示すべきであって、任命権者がそこまで当該職員と連絡をとってどうなのか、何なのかということよ

りか、本人が崇高な精神を持ってするわけですから、そこあたりのところの取り扱いがどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

ただいまの条例の中の取消事由の関係でございますが、これにつきましては、身分を保有したまま大学もしくは国際貢献活動ということでございますが、それらのこうしたことで欠席ないし、あるいはそうした活動に従事していないということと、それから問題行動が発生した場合の対処の仕方でございますが、これは当然職員の身分を保有したままということでございますので、内部規定による賞罰規定というのが、もしそうした条項に該当する場合は、当然適用されるものということでございます。

それから、報告につきましては、定期的に報告ということでございますが、これはまだ、例えば1カ月に1回とか、あるいは四半期に1回という規定はまだ定めておりませんけれども、当然、そうした履修の課程もしくは国際貢献における報告を自ら出さなければいけない。

管理者といたしまして、任命権者のほうからもそうした報告を求める場合もございますが、基本的には本人から報告をして、その概要を逐次報告をすると。

この第2項でありますように、十分な意思疎通を図るということで規定しておりますので、その点については十分な監視といえますか、そうしたことも含めて運用を図っていくということでございます。

○川口 憲男議員

8条のほうでも、まだそこまで綿密なところのあれは作ってないということですが、やはり職員に対してもそういう崇高な精神をもって臨まれるわけですから、ある程度の懲罰と言うちやおかしいですが、本人がすべき責任範囲とかいろんなのは、その事前でこの細項でも作る必要があつてしかるべきじゃないかと思います。

それと、その報告等につきましては、当然自分が自分の意思で、自分のあれで行かれるわけですから、今総務課長が説明のとおり半期あるいは3カ月、そこあたりの条項は町としても確実に作って、そこあたりを本人が自覚して報告することがまず本分と思っております。

そのほかに、担当課を離れて行かれるから担当課になるのか、総務課が一括してされるのか、そこあたりのところも、その職員との申し決めといえますか、決まり事項とか、そういうのは作っておかれるべきだと思います。

その点で、今検討中というところですが、そこあたりまで作成されて職員に対する運用を取り計らっていただきたいと要望しておきます。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時05分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑はありますか。新改幸一議員。

○新改 幸一議員

先ほど、川口議員のほうからも質疑があつたわけでございますけれども、議案第8号の関係で、地方公務員法の規定に基づいてということの条例の制定であるようでございますけれども、現実

に4月1日から施行ということでございますが、我がまちのさつま町の職員でこういう形の中でやってみようという人が現実でうわさとして、現実にはその予定者がいらっしゃるものかちゅうのが1点と。

それから、議案第11号の中で、学校施設の開放の件でございますけれども、それぞれ条例がうたっているわけでございますが、この損害賠償の義務ということでもきちんとうたっているわけでございますけれども、この施設の管理という面で、ないと思うんですけれども、全国的にこういう学校施設、いろんな公設の施設で、いろんなこの何て言いますか、老朽化した、いろんな鉄棒が腐れておったりとか、サッカーのゴールポストが腐れておってとか、いろんな全国的にはたまたま事故があって、その事故が重症なり死亡とかという問題等が起こった場合に、どういうふうな対応をされるものか、そこあたりを2点ほどお聞きしたいと思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

ただいまの質問でございますが、現実にいるかということでございますけれども、その前に国が19年7月で定めておりまして、今回、県市町村は4月1日から施行ということでございます。

そうした中で、まだ現実にはおりませんが、今後はまたこれらを職員に周知しながら、もしそういう職員がいるとすれば十分な検討をしながら、定数内でいくわけですので職員の定数管理とあわせながら検討していきたいと考えております。

○教委総務課長（山口 正展君）

学校施設の管理の関係でございますが、学校施設の管理につきましては、一応十分学校のほうで管理をするようにしております。ここに掲げてございます第14条の損害賠償の義務につきましては、使用者が故意、または過失により施設等の損傷を与えた場合につきましては、賠償するというふうになっておりますが、逆の立場だと思っておりますが、そういう事故が発生しないように十分一応施設整備につきましては、十分管理をしていきたいというふうに考えております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

8号の関係について、2条の関係ですが、公務の運営に支障がなく、かつ職員の公務に能力の向上に資するときには与えるということになっているんですけど、支障は必ず私はあると思うんですよ。支障がないということになると、その職員は要らないということですから。

だから、ここの解釈と、それから10条についてですけれども、この職員としての職務に特に重要であるときには100分の100、それ以外のものについては100分の50、ここの2条のところにはその休業を与える、承認するときに、公務に関する能力の向上に資すると認めるときには休業を与えるわけですから、帰ってきたときにそれ以外のものというのをどのようなものに想定されるのか。職員としての職務が特に有用でないと認めるもの。だから、帰ってきたときのその給料をどのようにされるのか。

それから、議案第10号ですけれども、3回しかできんのでございますが、この10条の2項の4、町長が特に必要と認めるもの、安全策として作って3項以外にということだと思うんですが、その必要と認める、特にあるとすれば具体的にどのようなものが想定されるのか。

それから第14号ですけれども、町長が3条について指定区域の変更、条例の制定の場合には議会の議決が要りますけれども、これは議会の議決はなしに町長が特に必要と認める場合には指定区域の変更ができるのか、そこをちょっとお伺いしておきたいと思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

ただいま第2条の承認の要件として、公務の運営に支障がないことということでございますが、

これはもちろん10人いたところが1人減れば9人になってその職務、残った職員については過重になってくるわけなんですけれども。

今、県とかそういうところに研修にやっておりますが、特に公務に有用ということでございますので、そこらのところは支障がなくというのをどこまで見るかということでございますけれども、それは今、現在いる職員、あるいは派遣する職員とのその仕事の何というか、バランスをよく調整しながら支障がなくということで派遣したり、あるいは大学課程にその研修ないし学業に資するというところでございますので、そここのところは全くその支障がないということも想定されませんけれども、運用の段階で十分この許可を与えるときに検討しながら派遣をしていくということで御理解をいただきたいと思います。

100分の100以下、それから100分の50以下の換算基準ということでございますが、特に有用と認めるときということで、それは100分の100以下と、それ以外のものについては100分の50という規定でございますけれども。

ここらにつきましても、その内容に応じた取り扱いをするように規則等で定めなければいけないと考えておりますので、具体的にどれがどうということでは今お示しできませんが、そこらのところにつきましても、十分その100分の100はどういうものを規定して、あるいは100分の50以下はどういうことだということで明記をしていく必要があると思っておりますので、そこらについても法に準拠した取り扱いをしていくということで、御理解をいただきたいと思います。

○耕地林業課長（山口 良一君）

さつま町千年の森条例の第3条の関係、指定区域の変更、または解除することはできない。ただし、町長が災害等特別な事情があると認める場合はこの限りでない。この条文の関係でございますが、一応区域の変更はまずできませんけれども、ただ火災、あるいは台風等でもうその森林といいますか、樹木が存在しなくなったと、いわゆる指定の理由が消滅すると、そういう場合についてはこの限りではないというような解釈の仕方をしております。

○財政課長（二階堂清一君）

議案第10号の関係で、町長が特に必要と認める第2条の関係であります。今のところ別に想定はいたしておりませんが、しいて言うならば、町が災害に際しまして仮設住宅などを年度をまたがって建てるといいますか、そういった場合ですとか、それから建設機材を数年間借上げたほうが有利と思われるときとか、そういったものを想定しております。

○麥田 博稔議員

公務の運営に支障はなくというのを私は外せばいいというような考えなんです。支障があったときにはくれないということですけども、この場合に公務に関する能力の向上に資するとき、それから国際貢献。この国際貢献に行ったときには、この10条にいくと職務に特に有用でないということになると、国際貢献でボランティアに行ったときには、給料は上がらんというようなことになります。100分の50ということになるんじゃないかと。

だから、大学に行って資格とって有用だと結局100分の100で見てくれるけれども、ボランティア活動なんか2年とか3年もし行ったとき、帰ってきたらだめだと。

だから、それでは職員の方もやはりそういう国際貢献をしてボランティアに行こうかということは始まらないんじゃないかなと。せっかく作るんだったら、やはりこの職員が申請した場合において公務に関する能力の向上に資するとか、公務に支障がないということを入れてないと、どうしてもと言われたときにまずいという考えもあるかもしれませんけれども、この辺の解釈、くどくなりますが、国際のボランティアに行ったときには、この下のほうの、結局、職員として

職務に有用であると認められるのかどうか。

○総務課長（湯下 吉郎君）

この制度は、任命権者が命令をするのではなくて自発的に行くことに対することでございまして、それが公務に支障がない、それからかつ公務に関する能力向上に資するというものでございまして、それを審査の段階で行く段階でしっかりとしながらその派遣したり、あるいは大学の課程を履修させたりということになろうかと思いますが、今言われておりますその海外ボランティア等は、120の職種がありまして、いろいろ福祉、産業、経済とあります。

そうした中で、例えば農林課の職員が国際ボランティアに行ってその地域の、例えば、農業生産とかそういうのをする場合はどうですとか、いろいろ状況によって福祉、衛生もですけれどもあると思いますので、そこらは国がこのようなふうにして定めておりますので、本町もそれに準拠した形で定めようということでございまして、そこら辺については御理解をいただいて、全国的な取り扱いということで御理解をいただきたいと思います。

○麥田 博稔議員

10年後っち言えば平成26年か7年には300人にするという目標もあるわけですが、町長。今のうちに少数でこれからの町政を運営して行くとなると、今のうちにここに研修もいろいろ書いてありますけれども、職員の方に励行して今のうちに勉強をしたりということも可能じゃないかと思うんですよ。町長としてその辺をどのように考えられるのか。

10年後とかなってきますと、職員の数も300。一部事務組合等の問題があって広域消防とありますから、一気に減る可能性もありますけれども、職員の資質の向上ということを考えたときに、これは職員から要望が自己啓発であったときですけれども、町長としてやはり職員の資質を高めるために、こういう制度ではあるけど使わないとか、進める考えはないかどうか、その辺をお伺いします。

○町長（井上 章三君）

いつも、いつの時代も課題はたくさんある中で、いろんなことに取り組んでいかなきゃいけないわけですが、今も余裕がそんなにあるというわけでもないと言えない。また、将来的にも余裕はいつもないと言えないんだと思うんですが、やっぱりこれはこういうことに取り組もうとする場合には、相当の決意が要ることだと思いますから、本人がよく諸情勢を見ながら自分の将来を考えながら決意してやっぱり取り組もうとするということがもう一番だと思います。

ですから、中途半端に私たちがあれこれということは、ちょっと控えたほうがいいのかという感じがします。

○中尾 正男議員

議案第12号と14号についてちょっと伺いたいと思います。12号の交流館条例につきましては、午前中、平八重議員のほうからもる意見を述べられたわけですが、町長の答弁を聞いておまして少し納得がいかないと申しますか、一挙にはいかないというような答弁だったと思うんですが、やはりこの問題に関しましては、私も合併当初からすぐの段階から一体感とか不公平感を助長するものではないかというて一般質問した経緯もございまして。

そうした中で、やはり合併してもう3年を過ぎて、何とか合併当初からすれば予算もそれは3分の1以下減ってきて、その努力は認めますけれども、せつかく20年度からそういう方向に行くと言われておって、そういう説明も聞いておったものですから、当然、区公民館のそういう制度になってくるんじゃないかというような考え方はちょっと持ってたわけですが、ここあたりを一挙にはいかないと言われておりますけれども、3年間経過して、そしてその執行部、行政側の配慮だけで、配慮だけでという語弊もあるかもしれませんが、やはりその地域から相当

な反発といたしますか、そういうものがあるのか。

そこあたりのところをもう少しちょっと午前中の一般質問の答弁を聞いてる中でもう少しこう納得がいけないところがあったもんですから、このことについて伺っておきたいと思います。

それから、14号の今出ました千年の森の件ですが、5条で禁止条項をうたってございます。そして6条で保育にかかわる場合はこの限りでないということがあるわけですが、これは千年の森ですからやはり観光資源としても、この将来的には利用できるもんだと思うんですが、そういうふうになりますと、この遊歩道の設置だとか、あるいは休憩場、ベンチを作ったりそういうことも当然早い段階から必要になってくると思うんですが、そうしたところにこの禁止条項の免除といたしますか、保育だけでありますから、やはりここあたりに千年の森の管理に必要な場合はこの限りでないと、保育と管理も入れておく必要があるんじゃないかと思うんですが、そこあたりどうなのか、答弁願いたいと思います。

○教委社会教育課長（堅山 修啓君）

公民館運営についてのことでございますが、今までに話がありました件とまた若干こう重複する面もあるかもしれませんが、条例公民館ということについて経過を説明させていただきたいと思います。

条例公民館の性格から言いますと、社会教育法に基づきながら町が設置をするということがございまして、館長、主事を置いているところでございます。これにつきましては、教育委員会が任命をいたすわけでございますが、そういった行財政改革の一環として組織の再編というもの等も同時に進めているところでございます。

この館長、主事そのものが旧薩摩町におきましては、一応3校区とも引き上げられると、廃止ということになるわけでございまして、施設そのものはあとの交流館という形の中でお願いをするところでございます。

そうした中で、条例公民館の運営方針という中で、社会教育法の中にあるわけなんです、やはり公民館とした場合に制約があるというのも一つはございます。そういったことから言いますと、その営利を目的とか、あるいは制度の利害関係とか、宗教の教団の関係とか、そういったもの等が今回条例から外すことによって、住民の自由な利用ができるということ等もございまして、そういった形に運ぶわけでございます。

施設の関係はもう御承知のとおり、昭和46年から48年に建築をされております。それまでの間、旧薩摩町におきましては、やはり地域住民の話し合い活動の拠点施設ということで来たわけでございますが、築後35年から37年を経過しているところでございます。

今後、老朽化が非常に進行していく懸念もあるわけでございますけれども、そういった中で公民館制度というものの組織の再編に伴いまして、館長、主事が廃止をされることから必然的に公民館条例の改正という措置が必要となってまいります。

補助金の適性化法に基づきます財産処分の手続きも進めてきておるところでございますけれども、そういう手続きにつきましては国庫補助金の返納の懸念というものもされるわけでございますけれども、これにつきましては、今後の社会教育施設の事業に伴いまして、やはり転用ということがあってその債務が負わない、という規定があるわけでございまして、交流館として機能を果たすということで、地域住民の方々が利活用といいましょうか、そういったもの等にも活性化のために大いに利用できるという一つの住民の憩いの場でもあるというふうに感じております。

そして、機能の変更ということにつきましては、あくまで町の財産ということの位置づけでございしますので、この設置条例の制定を前提としたものであるということでございます。

こうしたことから交流館ということで、今回お願いをするわけでございますけれども、やはり

地域住民の話し合いの場というものの必要性、そういったものを重視しながら今後の施設の管理というものもお願いをしていこうというものでございます。

やはり、指定管理者制度の導入というものを見据えながら、検討を進めていく必要があるというふうに思っております。

それと、やはり私どもがこの施設に対しましての状況でございますけれども、公民館制度への移行ということにつきましては、いろいろとまた出費というものもいろいろ難色を示しているわけですが、それぞれ今までに話がございましたように、地域の方々の負担というものが非常に大きいものがございます。

現状としましては、やはり区費につきましても少ないところで200円、月に200円なんですけど、多いところでは3,000円を出費していただきながら、この運営に当たってもらっているという状況でございますけれども、やはり薩摩地域におきましては、この区の公民館制度移行に際しまして、これまでなかった区費というものの住民の負担が生じるわけでございまして、この出費に対しましては非常にいろいろと意見もくんできたところでございました。

そういったことで、今後は運営的な面というものも影響があると思いますが、合併当時から5年間の経過措置を見ながら運営費とその補助金、そういったもの等を調整をするということで現在入っております、20年度で終わる予定でございます。

そうしたときに先ほどの話にもありましたように、21年度からの検討というものもその時点で必要になってくるんじゃないかなというふうに思っております。以上でございます。

○耕地林業課長（山口 良一君）

千年の森につきましては、今議員が言われたとおり、人が入ることを想定している施設というふうに考えてございまして、その中で第4条で町長は的確な管理に努めなければならないということで定めております。

人が入ることを想定した施設ということでありますから、議員が言われた遊歩道等についても整備をするということでございまして、第5条での行為の制限についてはあくまでも禁止行為をうたっているということでございますので、そのような。

○中尾 正男議員

課長、ちょっと条例審議の中で、私も予算を絡めたちょっとごっちゃした質問にもなっていると思うんですが、やはり合併直後からこういうことを申し上げてきて、私が特に感じたのはちょっと答弁にもありましたとおり、地区からやっぱり反発もあったり、そういうことも非常に強くてなかなか執行部は踏み切れないのかなという思いもあるものですから、ただ各区費とか、そういうものについてはほかの公民館は、もう既にやってきて、しかももう合併して3年間も経過して、当初からやっぱりそういうことも言われてきたわけですから、ある程度、議員、あるいは執行部の課長さん方、副町長も当然出身地でおられる。やはりそういうことは地区民にはしっかりと説明をして納得もしていただかないかんことだろうと私は思います。そういう責任もあるんじゃないかと思うわけです。

ですから、また見直しも早い段階でということもあります。また、所管の委員会でまたしっかりと議論をしていただければいいと思いますから、そういうことを指摘をしておきたいと思います。

それから、千年の森のところには、禁止条項があって、4条で町長が適正な管理に努めなければならないという条項でできるということですけども、適正な管理はその禁止条項をしていいのか、あるいは遊歩道を作ったり、休憩所を作ったり、ベンチを作ったりすれば、この禁止条項に触れるところが出てくるんじゃないかと思ったものですから、保育だけではなくて、やはりそ

の管理に必要な場合はこの禁止条項も構わないのですよとしたほうが判りやすいのかなと思った
もんですから、ここあたりもどうせ所管で審議をされますから、十分また審議をしていただくよ
うに要請をしておきたいと思います。終わります。

○議長（濱田 等議員）

一括議題は3回でということで、今2回ですかね、3回目。はい3回目ですか。平田議員。

○平田 昇議員

お許しをください。千年の森です。この5条の6は空文化していると思うんです。空文化して
いる。千年の森に入り込んではないという規制したものがないのに、行為の制限、第5条の
6は空文と言えるものではないか。なぜなら、森に足を踏み入れることは、例えばブナの木の実
が地に落ちてやっとう実を出した、それを踏みつぶすことを防止しようがないと。第5条のこの
6は空文化している意味がないと、私はそう思えてならないんです。

○議長（濱田 等議員）

答弁どうですか。（「委員会ですて」と呼ぶ者あり）耕地林業課長。

○耕地林業課長（山口 良一君）

第5条でございますけれども、この千年の森につきましては、人工林が主体の林層でございま
す。あくまでもその人工林を今ある人工林を育てていくという基本的な考え方を持っております
ので、今ある木を残していこうということでもありますので、それに対するいわゆる禁止行為等を
一応うたってあるということです。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。柳田議員。

○柳田 隆男議員

議案第12号、交流館について、中尾議員に続いて質問をいたしますが、町長は合併当初、合
併のモデルとなるようなまちを作りたいというようなことで言われておりましたが、いわゆるこ
の公民館、交流館につきましては、これまで宮之城は特に公民館制度というようなことで、さっ
き課長が言われました区域等もそれこそ当たり前みたいにかうしてしてきているわけですが
も、この公民館制度でなぜいけないのか、その理由をもうちょっと詳しくお知らせいただきたい
というふうに思います。

○教委社会教育課長（堅山 修啓君）

今までに公民館という区の公民館制度というものにつきましては検討をしてきたところもござ
いますが、先ほど申し上げましたとおり館長、主事がいなくなりますと、もちろん条例公民館と
して改正すべき措置をとらなければならないということになるわけですが、今再編とし
まして、町内に公民館等の組織再編の計画ということで、現在条例公民館が8ございます。

その中の旧薩摩町が3館あるわけですが、あとの5つの条例公民館が残ると
いうことですが、その中に旧薩摩の3館が一本化されるということになってまいります
ので、当然先ほど申し上げました条例を廃止しながら交流館としての制定をして、その中央公民
館の中に持っていくんだということですが、

当然、組織の場合におきましては、一つの執行部のほうと合併後協議をしておるわけですが、
平成18年12月にその再編計画というものも承諾を得ておりますので、それに基づき
ました今再編をしているという状況になっております。

その5つの条例公民館と申し上げますと、虎居地区公民館があるわけですが、その中
に虎居区、白男川区、柊野区、泊野区、平川区が入っております。そして、佐志公民館のほうに
佐志区、時吉区、湯田区が入っております。山崎地区の公民館のほうにつきましては、山崎区、

二渡区、久富木区、それになりまして、あと鶴田の中央公民館、薩摩の中央公民館が旧町内一円ということに今回なるわけですが、当然この中に入っていない部分の宮之城屋地区と船木区があるわけですが、この方々につきましては、宮之城町の場合に非常に広範囲にわたる区域というのがあるわけですが、業務的にはやはり社会教育課のほうでも担うつもりでおるわけなんです、なかなか現状としましては一部しか依頼されるものしか担ってないという状況でございまして、今後そのことも検討していかなければならないというふうに思っておりますけれども、やはりその公民館としての形態というものも当然その再編計画に基づきました方法で今進めているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。高嶺議員。

○高嶺実樹雄議員

議案第14条、千年の森条例でございまして。2点伺いたいと思いますが、説明を受けたかもしれませんが、ここの面積と永久に伐採しない地区の指定ということで、さつま町神子の建山町有林を指定されたわけですが、ここに選定された理由というのを伺っておきたいと思っております。

○耕地林業課長（山口 良一君）

まず面積でございまして。23.5ヘクタール、ここは地籍調査が入っておりまして、地籍調査の面積ということでございます。

それから、ここを選定した理由でございまして、場所的にダム、あるいはその先には曾木の滝などの観光地が近くにあるということ、そしてまた道路からそう遠く離れてない、道路沿いにあるという、だれもが行きやすい場所という。それから、去年の2月にここで川薩地区の植樹祭を開催をしたところでございまして、議員の森も設置をされているというようなこと、あるいは町有林の中で、町有林が経営しているのが約800ヘクタールでございますけれども、先ほど申しましたように、23.5ヘクタールという面積的に手ごろと言いますか、設定にふさわしい面積じゃないかなと。

それと、町有林の、ほかの町有林から独立と言いますか、ちょっと離れていると、非常にこの町有林の中では一番ふさわしい場所ということで指定をさせていただいたと。

○議長（濱田 等議員）

日高議員。

○日高 政勝議員

議案の第10号のさつま町の長期継続契約を締結することができる契約を定める条例ということでございまして、今回、新たにこの制定をされる条例でありますけれども、地方自治法の234条の3のところに、それぞれ電気、ガス、あるいは電気通信役務、不動産の関係、そういうのがあって、あとは政令で定めるということでなっておりまして、今回政令で定めることをしてあるわけですが。

167条の17というのが結局その翌年度以降にわたって物件を借入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすもののうち条例で定めるものということで、こううたっております。

今回そういうことで、第2条のところに電子計算機の関係、複写機、それから庁舎等の業務の関係、これらはそれぞれ列記をしておりますけれども、第4号のところに、この3号に掲げるもののほか、この長期契約を締結しなければ事務の取り扱いに支障を及ぼす契約で、町長が特に必要と認めるものというのがうたっておりますが、いわゆる町長の裁量行為でまたできるように

この幅を持たせてありますけども、特にここが予定されているものがあるのか、今の段階で何かあるのか、お伺いしたいと思います。

それと、先ほどの議案第12号、交流館の条例の関係。先ほどの答弁を聞いておりますと、公民館条例の中にその、これは条例公民館ですから、いわゆる社会教育に基づいた公民館であります、当然この館長とか主事ですか、そういうものを置くことができるということに表現してありますね、条例では。

先ほど、課長の答弁では公民館条例はそうして配置をしなければならないから、それはちょっと都合が悪いから、交流館になると都合が悪いから、それはもう条例を廃止して交流館にしたんだと、そういうお答えがあったようなことを伺いましたけれども。

できるという表現からいくと、柳田議員が先ほどおっしゃったとおり、じゃあなら公民館でそのままこの条例のままで運営をしたときに、なら条例で行きますと必ずしもその予算のほうにはその館長とか主事じゃなくて嘱託員を配置するようにこの予算が計上されておるようですが、そういう場合も弾力的に運用ができたんじゃないかと思うんです。

わざわざこの条例のやっぱり交流館として設置をしていかなければならない理由というのはどこにあったのか。

それと、将来的には指定管理制度を設けて地元のほうにやっぱり自主的な運営をしていただきたいということで考えているというようなことで、平成20年まではそのような形でこの条例の交流館の形でやっていきたいということでしたが、大体そのこの1年間で交流館で仮に切りかえた場合、もう21年度からその地元とそういう協議が整う状況になっているのか。いわゆる指定管理制度にもう全く交流館として今後、指定管理制度で運用していく、こういう形になっていくのか、その点をお伺いしたいと思います。

○財政課長（二階堂清一君）

議案第10号の関係の長期継続契約の関係であります、長期継続契約は今回、地方自治法が改正されたことによって定めるものでありまして、基本となるのは施行令の167条の17ということでありまして、この範囲内での運用ということで町長が定めるものというふうに、その範囲内の解釈というふうに思っております。

先ほども少し言いましたが、何がということになりますと、別段今想定しておりませんが、例えば、応急的に仮設住宅ですとか、ひとつの事務所を建てる場合は年度を飛び越えて数年間仮設を建てると、そういう場合はこの4号でいきたいということを思っておりますし、例えば、建設機材の借上げですとか、それから医療器材とか、例えば、消防署で使われるそういった機材の関係とか、それから公用車の関係とか、そういったものを想定しております。

○教委社会教育課長（堅山 修啓君）

公民館の条例公民館の関係でございますが、やはり旧薩摩の場合には、条例公民館としてその職員を館長、主事を置くことができるということで、以前の公民館の歴史というものがあるわけなんです、最初から職員を配置をしてきたところでございました。

そういったことで、活動というものが活発に行われてきたわけでございますが、今の状況に応じながら、時世に応じながら、やはりこの地域住民の参画というものがまず自主の活動になってくるとことの、それに即応した今の対応のあり方ではなかろうかなということで館長、主事を廃止しながら、ましてやいなくなりますと運営上の問題で非常に管理も含めてなんですが、支障を来すことであろうということからして、薩摩中央公民館のほうにその職員を配置しながら、今後はその3公民館における今後の専任主事としての事務を、業務を主掌するということになるのかというふうに思います。

それにつきましては、当然この推進委員会と立ち上げながら昨年の5月から取り組んできたところでございますが、やはり公民館としての業務というものが非常に今までの活動と違って支障が生じるということ等が地域住民の方々の意見が強うございました。

そういったことから、専任主事を置いた場合に、地域活性化委員会、そういったもの等を立ち上げながら、当然滞りのない区の運営に援助をしていかなければならないというふうに思っております。

それと、当然そういったことになりますと、管理上の問題で指定管理者制度というものも話は出てまいりました。それにつきましては、形態がこう変わってくるということで、ここ1、2年ぐらいは様子を見ようと、非常に住民の方々も戸惑いがあるということ等の意見も非常に強かったですので、同時にということも厳しい状況にありましたので、ここ1年で何とかまた御相談もしていかなければならないのかな、ということ話をしてきたところでございました。

それと合わせまして、やはり老朽化ということが進んでおりますので、これにつきまして先ほどの話もありましたとおり、譲渡ということを考えるわけなんです、譲渡につきましてもやはり建物自体が非常に古くなってまいっておりますので、地域の方々の意見というものも聞きながら、また理解を得ていただきながら、その指定管理者制度と同時に検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○日高 政勝議員

議案の10号の関係でございますが、法令の趣旨からいって、この第2条の第4号については、いわゆるこの条例を定めたら別途このいわゆる214条という債務負担行為というのがわざわざこの予算の中で議決を必要ないですよということで省略をされますので、当然この必要なものはですけど、この4号が入るといわゆる町長の裁量で全部債務負担行為としなくても、議決を受けなくてもいいですよということになってしまふんですね。

やっぱりその裁量行為は余り広げてしまうと、この辺のところは制限列举の条例だと思いますから、1号から3号までは判りますけれども、4号まで入れるということは、この法令の趣旨からいってどんなものかなというのがしたもんですから、お尋ねをしたところでございます。

今まで課長のほうから二、三、医療器材とか建設機材とかいろいろありましたので、その辺もまた十分御検討賜りたいと思います。

それから、第12号の関係ですが、これについても趣旨は判ったような気がしますけど、やっぱり地元との関係があって先ほどもいろいろお尋ねがありますように、意見もありますとおり、一つはそのそういう交流館に持って、地元でそこまで持っていくまでこういう形をしないと、いわゆるこの補助金適性化法の関係があるからそういうことにせんにやいかんとか、まだ残っているから。

なぜいわゆるほかの地区との公民館運営を同じような形に持っていくための一つの過程としてこういうことになってしまったのか。あるいは先ほど主事とか公民館長を置かないといいかんから、もう置かないようにするためには、この交流館の条例にしたんだという説明ですけれども、やり方によってはどこが変わったんだろうかという感じがしますので、その辺はまた十分御検討をしていただきたいと思います。

とにかく均衡のある行政ということを言われておりますから、その辺の流れについては適切な方法を取っていったほうがこれはいいかと思っておりますので、まだこれについては所管のところで検討いただきたいと思います。

○楠木園洋一議員

今、12号ですね、先ほども3名ほど質問されましたけど、あと5条例公民館が残っていると

ということで、それもまた今度廃止する場合はやっぱり交流館と名前を設置していくのか、揃えていくのか。

○教委社会教育課長（堅山 修啓君）

今回の場合は、やはり旧宮之城町、旧鶴田町の区の公民館制度に合わせていこうということで来ておりましたので、このものが今回交流館ということで設置をされますと、大体5公民館が同じ形の中の運営というものになるのかなというように考えておりますので、そのものは名前をまだ検討いたしておりません。そのままいくつもりでございます。

○楠木園洋一議員

この社会福祉の条例が変わってきたら、やっぱり趣旨にはふれあい交流だけ書いてあるんですよね。学習。別のところは、やっぱりコミュニティとかいろいろあるんですけど、そこまでは入れなくて良かったですか。

○議長（濱田 等議員）

社会教育課長、簡明にひとつ言ってください。

○教委社会教育課長（堅山 修啓君）

この名称的には今までの旧公民館を、そういう親しみやすい施設として住民が利用しやすい名前に選定しただけでありまして、今このコミュニティでも良かったわけです。だけれども、3つの候補の中から交流館がいいだろうということでそれぞれの3つの公民館をそういった形で進めてきたところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。平八重議員。

○平八重光輝議員

3つほどお尋ねしますが、最初のこの8号の件ですが、ちょっと私の経験をちょっと言っているのか判りませんが、私も30年ぐらい前に、お前も海外青年協力隊で行けと上司から言われて検討した経緯があるんですが、当時現地では300ドルが500ドル、3万円から5万円のお金を支給するんだと。十分生活はできるんだと。当時10何万円、こちらの給料があったころの話ですね。それは判りましたと。しかし、残された家族が生活できないんですよ。出て行ってこちらの給料が全くなると。

だからそこを心配して、あるいはまた語学がちょっと自信がなかったもんだから、結局行かなかったんですが、行って帰られたあとのほかの方の質問もありましたけれども、十分日本のため、世界のために頑張ってこられた方にはボランティアですが、それだけのやはり現在残ってこちらで仕事をされている方と遜色ないような措置をしていただきたい。私は経験上、そう思ったものですから、それをちょっと申し上げておきます。

それと、交流館について今いろんな方がいろんな御意見をされております。一番はやっぱり不平等感だと私は思います、自分では。それで20公民館のうち6公民館はそれがあったとして、あとの14公民館の方に話をすれば、何でそんなのがあるのかと、大変なことだと、何でそういうのを許すのかと、私はお叱りを受けるんです。皆さん知っていらっしゃらないんです、ほかの公民館の方は。

そうすると、もらって、もらってというか、そういう助成をされている公民館の方、誠に失礼な言い方かもしれませんが、もらって当然と、当然ちゅうか、今までしちよったから当たり前のこっじゃというふうに認識も少しはあるんじゃないかと思います。

その辺の認識のずれがありますから、その公民館のそれぞれの立場で、だからそこ辺をちょっと埋めていただきたいちゅうのを、私一番言いたいところなんです。

だから、今この交流館もいろいろあるかもしれません。指定管理という話もありますけど、じゃなくて、もうあげてくださいと、ただであげてください、もうお金も要らんからどうぞ自分たちで管理をしてくださいと。それぐらいのことはできないかなと思うんですけども、そういうことは可能じゃないかどうかちょっとお尋ねします。

○総務課長（湯下 吉郎君）

この啓発期間中は無給でやるわけですが、ただ海外に行く場合、特別派遣制度というのがございまして、この場合はJICAが8割ぐらい、一般企業、あるいは公務員に該当するんですけども、8割を上限としてJICAが補てんするという制度もあります。

これは市町村が条例で派遣制度というふうに定めて行わなければ、公務員の場合はできないということでございますので、そうした制度もあるということで御理解いただきたいと思います。

○副町長（総務）（宮之脇 尚美君）

この公民館のそういう先ほど来からありますように、負担の問題と条例公民館の問題、今回提案いたしております交流館等の問題でございしますが、いずれにいたしましても、その合併に伴いますやはり公平感、一体感というのは、これ町長が当初から政治姿勢として掲げられたわけでございまして、今回はその第一ステップというふうに私どもとしてはとらえております。

と申しますのは、やはりその従来は旧薩摩町ではほとんどがこの条例公民館を主にした活動されております。ただし、これを急激に今の旧宮之城町の制度に変えるとした場合に、非常に住民の感情的な部分と戸惑いというのも非常に大きいわけでありまして、そういう段階を踏まえての改正というのは当然必要だろうということで、今回とりあえずはその施設そのものについては条例で設置をさせていただくということでございます。

ただ、山崎と佐志の条例公民館の問題がございしますが、これも同様な歴史をたどっておりますが、ただ午前中、平八重議員からございましたように既に50年過ぎております。ですから、そういう意味では段階的に解消というのは当然図っていくべきだろうというふうに、私どもとしては考えておりまして、その住民の公平な負担という問題もございしますし、その公費のそういう一般住民から見た場合のその適正な配分とか、あるいは負担とかというのは、今後必要になってくるでしょうし、またいろんなそういう地域の高齢化に伴いまして、行政自体がどこまで関与できるかという問題もあるかと思うんですが、やはりその地域のそういう御理解を求めていくということは、これ必要なことです。

当然、山崎、それから佐志の出張所も今回は職員を引き上げることになっておりますので、そういう部分で段階的にはやはり取り扱いというのは必要であろうというふうなふうに考えております。

やはり、一体感、公平感というのは一挙にこれをなかなか成し遂げられないというふうに考えておりますし、私どもやはりその地域住民が相手になりますと、そういうものについては地域住民の意向も十分踏まえながら、段階的な取り扱いをやっていくべきだろうというふうに認識いたしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○平八重光輝議員

副町長の答弁であらかた納得しますが、そういうあるものをなくするのに非常に強い抵抗というか御意見もあると配慮するということですが、今度は、ないところの御意見をぜひ配慮して、我々にもそれなりのものをしていただきたいというふうに申し上げておきます。

それと、もう一つですね、後期高齢者医療のいろいろこう条例で罰則といいますか、払わなかったときのいろいろあります。ありますが、ちょっと午前中申し上げました新聞の共同通信社の記者の方が書いた中に、全部読むぐらい、読んで言わんにゃならんぐらい重要なことなんですけ

れども。

75歳以上全員と65歳以上の寝たきりの人が対象になると。保険料は全国平均で月5,800円、介護保険料と合わせると大体月1万円のなると。けさほども申しましたように、月1万5,000円以上の年金がある方は全部引かれますよと。この制度は下がることはない。上がリ続ける見通しであると、保険料は。このために負担を避けようと医者にかかるのを我慢する人も出てくるだろうと。その結果、病状の悪化や死亡などの最悪の事態になりかねないといひます。

医療機関への支払いを定額制にして医療費を圧縮する。一部で姥捨て山制度ではないかといひられているというふうに書いてあります。

全国の500以上の地方議会などが制度の中止や凍結、見直しを求めて意見書を採択したというふうにあります。

ただ、こういういろんなまだ問題がありますから、まだちょっと大変なことも書いてありますが、これはやめますが。この中で確かに罰則も必要かと思ひますけれども、保険料を払わなかった方は、特別な保険証を出して窓口で一旦一括払っていただきます。一括払うお金がある人は保険料を払うんですよ。そういうのもないから保険料も払えないというような状況も出てくるわけです。

ぜひその辺の、今の国民健康保険も払わない方が、若い方でも払わないというか、払えない方もいっぱいいらっしゃる中で、75歳以上というのは大変なんですよ。もうあなたたちは75歳過ぎたからもう適当な医療で我慢してくれと、死んだときはしょうがなからよと、そこまでは言わんけれども、それに近いような制度じゃないかというふうに書いてあるわけです。

だから、その辺も十分配慮されて、何とか我がまちだけでも政府の案で補うことができないようなところをこう補完するような制度を、ぜひ考えていただきたいと思うんですが、その辺のお考えはございませんか。

○議長（濱田 等議員）

御協力をください。総括的なことですので、ひとつ会がスムーズに行くように御協力いただきたいと思ひます。それじゃあ答弁ください。町長。

○町長（井上 章三君）

この制度は今回始まるということでありまして、いろいろなそういう不安要素、いろいろな課題を抱えているというのは言われているわけでございます。しかし、これでまずスタートをしながら、その起こってくる問題をとらえて、やっぱりそれを吟味し、そして言うべきことは言うというふうにしていかないと、スタートをしないうちから、こうする、ああするというふうにするというのは、ちょっとまた問題もあるんじゃないかと思ひますので、まずもってスタートをしながらよく考えると、注意しながらいくということできたいと思っております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

別にありませんので、ただいまの議案8件に対する質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案8件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第10 「議案第16号 さつま町行政手続条例及びさつま町立学校条例の一部改正について」、日程第

11 「議案第17号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」 日程第12 「議案第18号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」 日程第13 「議案第19号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」 日程第14 「議案第20号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」 日程第15 「議案第21号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」 日程第16 「議案第22号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」 日程第17 「議案第23号 さつま町介護保険条例等の一部改正について」 日程第18 「議案第24号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」 日程第19 「議案第25号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」 日程第20 「議案第26号 さつま町企業職員の給与に関する種類及び基準に関する条例の一部改正について」 日程第21 「議案第27号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第10「議案第16号 さつま町行政手続条例及びさつま町立学校条例の一部改正について」から、日程第21「議案第27号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」まで、以上の議案12件を一括して議題とします。

各議案については説明済みでありますので、12件について質疑をいただきたいと思います。

今、水道課長のほうから少し資料の訂正の申し出があるそうでございますから、お聞きください。水道課長。

○水道課長（岩切 秀久君）

申しわけございません。資料の新旧対照表でございます。21ページでございます。議案第26号の関係でございます。21ページです。15条の関係でございます、「ただし」から「期末手当及び勤勉手当についてはその限りにない」、この分につきましては削除をお願いしたいと思います。21ページの第15条関係です。よろしくお願いします。

○議長（濱田 等議員）

それでは、今、水道課長のほうから申し入れがありましたとおりしてください。

質疑はありませんか。12件について質疑はありませんか。新改幸一議員。

○新改 幸一議員

議案第19号でございますが、国民健康保険税の関係で納期が6期から8期に変わっていくということでございます。大変この納税のほうから見ますと、納めやすいんじゃないかなというふうに大変ありがたく思っております。

この保険税だけでなく、すべての税金に対するこの未納者に対する督促状のあり方なんです、関連して質問をいたしますけれども、四国だったですか、どっかがそういう督促状が真っ赤なその督促状を発送して、かなりその未納者の対策的には上がっているというのが、テレビで放映されましたけれども、我がまちはそういうことは考えていらっしやらないのか。

○税務課長（下市 真義君）

ただいま督促状等の関係で御質問ございましたけれども、ちょうど先般、町長のほうからもそのような見解でそういった県が設立する組合でございました。そういった形で効果が、真っ赤なので出したら効果が上がったという実例があるようでございますので、町長のほうからも研究せよという指示をいただいております。

あのケースは県ですので、県民税だけというケースでありました。本町の場合はいろんなほかの税もございますので、そうすることによってまた納税者の得る感情をまた逆なでしかねないかなというような面も一部考えられますので、十分検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。久保議員。

○久保 道夫議員

同じく議案第19号の件についてお伺いいたします。従来、19年度までは国民健康保険税は一応6期という期限で納付していたと。この8期にされますことによって6期と8期で8期にした場合、納めやすくなる分、どれぐらいの収納率アップを考えでしょうか。試算されたものかされてないものか。

○税務課長（下市 真義君）

納期を今期2期増やすということで、とりあえず納めやすい環境を作ろうということが優先でございました。できたらそういった形で、このことによって徴収率にまた反映されれば幸いかというふうに思ってます。現在のところまだ試算はいたしておりません。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

別にありませんので、ただいまの議案12件に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案12件については、お手元に配付しました議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第22 「議案第28号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」

○議長（濱田 等議員）

次に、日程第22「議案第28号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、木下賢治議員の退場を求めます。

〔木下 賢治議員退場〕

○議長（濱田 等議員）

本案の提案理由については説明済みであります。ただいま議案第28号について質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

別にありませんので、議案第28号に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管の常任委員会に審査を付託します。

木下賢治議員の入場を許します。

〔木下 賢治議員入場〕

**△日程第 2 3 「議案第 2 9 号 平成 2 0 年度さつま町一
般会計予算」**

○議長（濱田 等議員）

次に、日程第 2 3 「議案第 2 9 号 平成 2 0 年度さつま町一般会計予算」を議題とします。

本案の提案理由については説明済みであります。ただいまの議案第 2 9 号について質疑はありますか。新改秀作議員。

○新改 秀作議員

委員会がちょっと違いますので、2 点だけお尋ねいたします。

指定管理料のことでございますけれども、5 年間はいろいろ改定はできないわけでございますけれども、去年、決算資料で会計のミスである団体が納税を行ったというようなことがあったわけでございますけれども、こういうことは適正にされているものか、それをちょっと伺いたいと思います。

2 点目は、今回初めて結婚サポート事業というのを町長の提案でされたわけでございますけれども、この先ほどの一般質問でも先進地視察とか、ちょっと生ぬるいなと思ったんですけども、このメンバーはどういうメンバーであるのか、お伺いいたします。

○企画広報課長（中村 慎一君）

結婚サポート関係でございますが、これにつきましては町長の説明のとおり、本年度につきましては、こういう晩婚化が進む中でその若い人たちの結婚対策というのが、あちこちから声が上がってきておりまして、これらをどういう形で取り組んでいくかということを研究をしていきたいと思いますということでございます。

県のほうがこの世話焼きキューピット事業というのを女性団体の一部の皆さん方に委嘱をされていらっしゃるんですが、こちらの皆さん方がどのような活動をしていったらいいのかということを、非常に困っていらっしゃる部分もございますので、そういった部分を含めて町内のこの有識者の皆さん方と一緒に研究をしていくという段階のところまでを、ことし当初でお願いをしておるところでございます。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

指定管理の関係で納税の関係でございますけど、これは本年度、NPO 法人のことだろうと思いますけれども、基本的な考えといたしまして、指定管理料、また他の事業もあわせてその団体が剰余金が出た場合は、税の対象になるという決まりがございます。

それで、そこらのところで昨年度は不慣れな点がございまして、本年度におきましてもちゃんとした税理士が入っておりますので、その中で処理していくと。ということで、我々のほうでも適正な処理をいたすような形で、定期的な形で報告は受けているところでございます。

○新改 秀作議員

今の指定管理のことでございますけれども、よく積算根拠いろいろあるわけでございますけれども、住民がいろいろ不安を招かないように、しっかりした適正な価格で行っていただきたいと思っております。

それから、結婚サポートの問題ですけれども、町長はこの件を去年の何月かにちょこっと聞いたような気がするんですけども、残りあと 1 年という、その次はいけんなるか判りませんけれども、重要な、町長が特別なそういうのを立てて、これだけはやろうと思っている中で、こうい

うたった1年間にこれぐらいのことで15万円かけて、もうちょっとやっぱり今度1年間に1組、2組ぐらい、私はああしてくるよちゅうような、そういう意気込みをちょっと見せてもらいたいと思っております。終わります。

○町長（井上 章三君）

これは当初でとりあえずその立てたわけでありまして、内容がまとまり次第、さらに本格的な取り組みに移行したいと思っているわけでありますので、そこは御理解いただきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

市来議員。

○市来 修議員

予算書の109ページ、110ページになります。中山間地域等直接支払交付金というのがありますが、これは時限立法でありまして21年度までだということで、議会といたしましても継続していただけるように意見書を政府に出したところであります。

そこで、町長に伺いますが、これは大変農家のほうはいい制度で効果が出ております。これを農家の方なんかは、これをやっぱり継続してもらうように議会あたりでも声を出してくれという意見があります。

それで、県の町村会でこの問題についてもう声も出ていいんじゃないかなろうかと思いますが、町村会の動きはどうであるんだろうかということです。

それから、もう一点は、町とされましてこういうのをやっぱり政府に対しての意見書というのはどんなものだろうかと、この2点について町長の考え方を伺います。

○町長（井上 章三君）

町村会で今後のことについての話はまだ出てないんですが、それぞれこれはやはり非常に効果のある、中山間地域にあるものにとっては、非常に大切な交付金だと思っておりますので、今後についてもまたそういうところと連携して努力をするようにしていきたいと思えます。

○市来 修議員

もう21年度までだということですから、ことしあたりからどんどん声を出さんと、国のほうのまた予算の措置もあると思えますから、町長のほうがもう町村会長の会長とされて、ぜひ県のほうでこれやっぱり議題として出していただいて、そして前向きに考えていっていただきたいと思えます。

それから、もう一点ですが、予算書の125ページ、ここに有害鳥獣防除事業費というのがあります。この有害、イノシシ、シカのことを私が議会で言わんと大分気にして、「市来さん、おはんな言わんとな」という議員さん方もいらっしゃるので、今から申し上げますから。

これは確か今回、県のほうから市町村に有害駆除防除の法律が移譲してきたのじゃないかと思うわけです。それで、こうして20年度予算を組まれて駆除対策をされると思うんですが、これの具体的な取り組みというのがもう組まれておるのであれば、その説明方を伺うところであります。

○耕地林業課長（山口 良一君）

お話があったのは、2月21日付で施行になった鳥獣被害防止特措法の関係と思えます。今回、当初予算にお願いしてある分については、この時点ではまだ明確なこの内容が示されておりましたので、当初予算の段階では既存の事業にならった形で予算を計上をさせていただいたところであります。

今ここに上げてございますのは、猟友会に委託をいたしまして、有害鳥獣を捕獲をする報償金を計上させていただいているところであります。主なものとしましては、ニホンジカ70頭、イ

ノシシ100頭、それからカラス150羽などでございます。

あと、国のほうから明確な、いわゆる指針を今後出されまして、それに基づいて町で被害防止計画というのを作るようになっております。その被害防止計画を県ないし国のほうで認められまして、それに基づいて新たな対策というのが立てられるわけですが、そこは新年度になってからの説明になるというふうに伺っておりますので、今後、そういう対策をとっていかどうかというのを含めて、今後検討していくということになるというふうに思います。

○議長（濱田 等議員）

川口議員。

○川口 憲男議員

ページで55ページ、総務課関係で2点ほど聞きたいと思います。

公民館有線放送施設維持管理委託金と、それからそれにあわせまして一昨年の災害によりまして防災無線のほうが非常にこう予算化をしていただきまして、20年度も31公民会、1,870戸数、非常にこの31公民会という大きな単位をさしていただきましたんですが。

それに伴いまして、まずこの有線施設のほう次第にどこの集落もなくなっていくんじゃないかと思います。その維持管理費が事業費として、ここに94万円ぐらい上がってきておりますけれども、この流れの関係と、もう少し縮まるかなと思ってたんですけど、幾分は減っておりますけど90万円、ここあたりの対応の仕方。

それから、集落無線放送施設、午前中の平八重議員の質問の中にありましたように、非常に無線を使った近隣ネットワークの構築というのが叫ばれてくると思います。

その意味じゃ非常に31公民会を設置し、今でトータルで相当の公民会にこれが設置されております。

それと、今後その集落への対応をどういうふうに総務課として考えられているのか、非常に呼びかけを強く公民会長会などで啓蒙されていく考えがあるのかと、その2点をお聞きしたい。

○総務課長（湯下 吉郎君）

公民会の有線放送施設の維持管理委託金という形でございますが、これは1戸当たり150円の委託料ということでお支払をしております。無線を導入されますとその年度については、もちろんそれがなくなっていくわけでございます。

それから、無線につきましては、新町発足後の新しい政策的な事業ということでございまして、平成18年度が19、それから19年度が17公民会ということでございまして、20年度は議員がおっしゃるように全部で31公民会で、計20年度が終わりますと67公民会の設置になると思います。率にして46、7%になってくると思っておりますが。

先ほどありましたように、近隣ネットワークの福祉110番の関係は、業者が無線の施設によってできる施設とできない施設とあります。基本的には、この公民会への無線については今、高齢化している中で有線の管理が非常に難しいということと、あるいは町の無線が円滑に末端まで浸透するやうなということで設置をしておりますので、先ほど言われました近隣ネットワークの関係は、現在補助対象としておりませんので、それは今後の検討課題であろうかと思いますが、現時点では今言いましたようなことで助成をしているというのが現実でございます。

○川口 憲男議員

今後また非常にその近隣ネットワークに関しましていい方向だと思っております。先ほど、平八重議員の質問の中にありました、何ですかね、高齢者の方々、あるいはその一人家庭の方々、夜でもそのできる方法。

ある業者の方に聞きますと、行政なりが相談といいますか、持ちかけていただければ、官民

一体ですか、官民においてさつま町に合うようなシステムも構築できる可能性はあるということをおっしゃってます。

費用的なのはまだ話はしておりませんが、将来的にいけばそういう点が非常によくなっていく、防災無線を使った方法がいい方向にいくんじゃないかと考えますけれども、そこあたりはぜひ今後のために検討していただきたいと思います。

それともう一つ、将来に向けてそのどういうふうな啓蒙をされていくかということも答えがなかったですけど、それをしていただきたいということが一点。

それともう一点は、そういうことによっては例えば今、宮之城、それから鶴田で従来町が負担をしておりました戸別無線機、これの管理が今消防署のほうで対応されていると感じておりますけれども、戸別受信機の修理を前年度は相当組んでいただきましたが、今後その今残っているその町所有の戸別受信機ですね、それが返ってくるわけですね。それあたりの対応が、例えば今でも今年度でいきますと1,870戸数ですけれども、約3,000までないでしょうけれども、2,500ぐらいの戸別受信機が返ってきているんじゃないかと思うし、67公民館の分が多分それが残っているんじゃないかと思います。

それが業者の人に聞けば、活用ができないような方向性を聞いておりますけれども、そういう残った部分の対応、従来のまだつけてらっしゃる集落無線に変えてないところの対応の修理対応に使ううちでも、そういう戸数は要らないと思うわけですが、そこあたりの今後どうされていくのか、ことしの防災無線機の対応でやっぱり500万円ちょっと、この全部ではないでしょうけれども、そういう費用的なものが出ておりますけれども、そこあたりはまた消防長のほうでお答えいただければいいと思いますけど、その2点について再度伺います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

この公民会無線に向けた将来の啓発でございますが、流れとしましては、公民会、あるいは行政連絡員、公民館長の研修会の中で、十分その趣旨と事業内容を説明いたしまして、年度の9月から10月までにそうした来年度希望はないかということで募集をいたしまして、次年度の予算に反映をしていくというような流れで、十分公民会へは周知をいたしておるところでございます。

そうした公民会においては、やはり自己負担もあるということから、順次積立てをされながら事業の導入を図っていただいているというところでございます。

それから、戸別無線機につきましては総務課の所管でございますが、そうした公民会無線を設置されますと、町が設置した戸別無線は必然ながら要らなくなってまいります。そういう中で、それは町の一定の倉庫に保管しておきまして、修理等が出た場合にそれを代替としていいものから使っていくということでございますので、全部のその集落が設置したいと申されるところは設置を両方ともしておりますけれども、基本的には公民会、あるいは住民の皆さんに御理解をいただいて、撤去をしていくということでやっているところでございます。

○川口 憲男議員

それと今その従来町がつけておった戸別受信機に関しましては、今総務課長が申し上げられたように、ある程度倉庫かどこかに保管しておって、その修理をしました交換してあげるということになります。

しかし、今度集落無線を設置しますと維持管理からすべて各家庭、あるいは公民会になってくるわけです。その辺のところ、従来は有線放送施設維持管理というような面を組んでいきましたけれども、せめてその年にいくらかは上乗せできるような、全戸数ついてからでしょうから、一体感の公平感というものがありますから、そういうのもあると思いますけれども。

そういう考え方的に、ここ1、2年ですからまず故障というのは考えられないだろうと、業

者の人たちもおっしゃっておりますが、業者の人に言わせると、我々のメリットはメンテナンスで一年一年のそういうサービスが今後のあれになってくるということを強く言ってらっしゃいますから、そういうところで維持管理はできていくかと思うんですけども、やっぱり有線放送等あった親機の何て言いますか、維持費、そこらあたりの考え方というのは考えていられないものか。

○総務課長（湯下 吉郎君）

今始めてまだ3年目ということになりますが、将来的にはそういうことも想定されるかもしれませんが、現実的にはまだ今そうした設置に向けた努力をしております、今あるその有線放送の管理関係では、維持管理委託金というようなことでしておりますけれども、現時点ではそれはまだ考えていないところでございます。

○議長（濱田 等議員）

柳田議員。

○柳田 隆男議員

私は当初予算についてお伺いいたしますが、このいただきました当初予算の概要ということからちょっと補助費等についてお伺いいたします。

19年度の補助費等は5億8,078万円でありましたが、今回、10億101万9,000円というようなことで計上してあるようでありますが、中身につきましては説明のところでは後期高齢者医療広域連合負担金など書いてあるようでありますけれども、ここに書いてあります町企業立地促進助成金、あるいは社会福祉協議会人事交流負担金、これなるものはこの差額になっているのか、あと何があるのかをお知らせをいただきたいと思います。

○財政課長（二階堂清一君）

お配りしました当初予算の概要の3ページの補助費等のことでありますが、確かに去年が5億8,000万円、ことしが10億円を超すという金額であります。4億2,000万円は増加しております。これはありましたように、後期高齢者医療制度が始まったことによりまして、繰出金という下にずっとありますが、これが2億5,500万円減少して上に上がってきたということでもあります。

そして、そのほか何が考えられるかといいますと、町単独の補助金ですとか、それから報償費として謝礼金なんかで支払ってますが、そういった経費とかそういったものを含んでおりまして、補助金の中でも普通建設事業として見なされるものは普通建設事業のほうに計上してあります。日本全国がこうした計上の仕方をしますので、どこの町とも比べられるという利点があります。

○柳田 隆男議員

もちろんこの中に町単独の補助事業も入っていると思いますが、これまで物件費を含めまして、町単独の補助金につきましても10%カットというようなことで、合併後進められてきておりますが、今回この見直しの削減等の効果というのは662万5,000円というようなことで、この町単独補助は記載をしてありますけれども、この町単独補助事業が10%補助というのが全体もう一律その全部が10%補助になってきているのか。あるいはその例外というのがあるのか。これは一昨日ですか、一般質問で、この物件費等には10%カットというのはやはり限度があるというような町長の答弁でありましたけれども、もちろんそれは限度があります。

それから、この町単独補助事業、各種団体等ですけども、これもやっぱり限度があるというふうに私は思っているところでありますが、例外があってその10%カット対象になっていない分野があるのか。また、10%カットを今後もうどういうふうに考えていらっしゃるのか、そこら辺をお知らせいただきたいと思います。

○行政管理室長（萩原 康正君）

町単独の運営補助金でありますけれども、ここ2年間5割、あるいは10割カットということでは一律行っておりましてけれども、これにつきましても各団体においてももう限度がきております。

今回につきましては、17、18年度の決算及び19年度の予算書等を各団体すべて取り寄せて、そこでの繰越金、それからあと会員の負担金等を全部照査いたしまして、余りにも繰越金が町の補助金に比較して多いような団体につきましては10割ということではなくて、運営ができるであろうという範囲で主管課の意見等も聞きまして大幅にカットした団体があります。

それから、今後の町の運営補助金につきましては、公共性がある事業を実施しているかというような形で趣を置いて、その部分について焦点を当てて見直していきたいと考えております。

○柳田 隆男議員

この予算が右肩上がりのときには、あれもこれもというようなことで要望が大分出てきて、それかなえてもらってございましたけれども、そうした時代はとっくにもう過ぎ去りまして、縮小、あるいは切り詰めというのを、このやむをなしに強いられている状況であります。

運営ができるであろうというようなことで削減をしたというようなことでありますけれども、運営そのものはかなり厳しくなってもうできないような団体というのもあります。そこは理解していただきたいと思いますが、例えば1,000万円の補助金を10割カットすれば10割で100万円になります。100万円の10割は10万円であります。

そうしていきますと、10万円の補助、あるいは5万円の補助金をもらって1万円か5,000円になるわけですが、公的な一つの役目を担っている団体というのかなりありますし、それが運営にかなり支障を来している。上部団体にもやっぱりこうして負担金を払わなければいけない団体もありますし、一律に5割、10割というカットではかなり苦しい状態に陥る団体がありますので、そこら辺はもうちょっと慎重に予算配分というのはしていただきたいというふうに思います。

○議長（濱田 等議員）

平八重議員。

○平八重光輝議員

総務関係のコンピュータのシステムのことで2つほどお尋ねします。

一つは、50ページの電子申請共同運営システムの144万6,000円、先般の町報と一緒にこの使用法というか、説明を配ってありましたけれども、昨年お聞きしたところでは19年度で2件、18年度でゼロ、17年度でゼロ、2件で単純に計算していいもんじゃないですけど70万円。

私は、年末に県庁の担当の課に電話をしまして、県内の利用状況とお金がいくらぐらいにかかっているのかちょっと調べて教えてくださいって言ったら、すぐ10日以内に連絡をしますという、まだ来ませんけれども、ちょっとメールで送りますっちな言いやったけども、メールが間違ってたかどうかまだ来ておりませんが。

これは、実際使ってみられた方が何人かいらっしゃると思うんですが、まずIDをもらわにゃいけんわけですが、これと似たようなやつで施設利用の申請をコンピュータで一緒になってますが、それで試しにやってみれば非常に時間がかかるんです。もう5分、10分はすぐ経ちます。

ところが、それを申請したから郵便か何かで送ってくればそれなりのメリットがあるけど、窓口また取りに来んにゃいかんわけです。窓口に来て、手で書いて、1分か2分で書いて窓口には

非常に優秀な社員の方が今いらっしゃいますから、やればもう1分か2分でさっと帰るわけです。もう5分もかからん、早ければ2分ぐらいで済むようなことを10分も20分もかけてせんならんと。そういうふうなシステムは私は将来性は全くないと。

無駄じゃないかなと思って、ぜひこういうのはもう検証されて、もうやめよというふうに町村会の会長として、ぜひ提案をしていただきたい。非常に無駄だと私は思います。

以前、電子でパスポート事業がありまして、これも非常に何千万円、何億円と金をかけてほとんどないということで、国はパサッとやりました。それぐらいのやっぱり決断が必要かと思いますが、その辺を今後もこのまま伸ばされるのか、何か検討されるのかお尋ねします。

それともう一つが、52ページの同じくシステムですけれども、電子入札システムの共同負担金ということで74万2,000円あります。この辺の電子入札は、ぼちぼち入ってきてもいいような時期だと思うんですけれども、この辺の見通しというのをお尋ねいたします。

○総務課長（湯下 吉郎君）

電子申請につきましては、議員の御指摘のとおり非常に利用が少ないのに負担金が100万円を超えるということで、私、今幹事になっておりまして、今回もつい先日会議がありました。その中でも申し上げたところでございます。

これについては、電子立国日本ということの大項目の中で、国及び県も一緒になりながら市町村と一緒にこれを立ち上げたわけですが、おっしゃるとおり非常にこの都市部では利用がありますけれども、市町村では利用が少ないと。

ましてやその時間がかかると。そしてまた窓口に本人が行かないかんということで大変あるわけですが、私たちのほうとしましても、先日の幹事会でも利用促進の対策をしようということで、今回、今年度ですね、そうした利用促進対策の検討会というのをして、できるだけ住民が利用しやすいような検討をしていくということでございますので、専門的な部分もございますが、そういう動きになっておりますから、その辺のところはまたそうした検討の内容を見ながら御報告もいたしたいと思っております。

○工事検査監（東 幸治君）

電子入札につきましては、20年の4月から模擬入札をやりながら一部施行し、10月から本格的に施行していきたいと考えております。

○平八重光輝議員

電子入札については判りました。この共同申請システムは、もちろん図られるのは結構なんですすがもとが小さいんです。さつま町で約1万世帯あったとして、これはコンピュータ持ちちょっとインターネットに入らんにやいかんわけです。だから、人口ちゅうか世帯というのは半分ぐらい普及すれば意味もありますけれども、それでも使い勝手が非常に悪い。もう私の考えではもうほとんど伸びる余地はないというぐらいのシステムで、まずパイが小さいですから、ぜひその辺も検討されて、私が経営者だったら即やめろって言いたいんですが、立場上いろいろありましようから、ぜひそういうのを使い勝手が悪い、利用もないよちゅうふうにぜひ言われて、なくする方向でできればやっていただきたいということです。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありますか。宮之脇議員。

○宮之脇金次郎議員

総務課長に1点だけお伺いしますが、説明資料の5ページ。先ほど無線の話が出ましたけれども、この米印のところに有線放送施設整備にかかる助成を受けた公民会は10年以上は対象にしないということで書いてあるわけですが、これは例えば、旧町時代に公民会合併を進めら

れて、努力して合併した公民会にその褒美といいますか、そういう形の中で助成を受けているわけですが、その公民会もこの対象に入るんですか。

○総務課長（湯下 吉郎君）

これにつきましては、旧町時代から公民会の合併をされて、また新町になってこういう新しい制度ができました。

基本的には、それは旧町時代の合併の段階で有線放送施設も補助を受けながら新しいものと交換されておりますので、これを基本的には適用するということでございますので、ただ規定の場合が17年の4月からの、17年度からの施行になっておりますので、今後におきましては、ケースバイケースの状況にあらうかと思いますが、基本的にはこの10年、合併前につきましてはの10年を適用していくということでございます。

○宮之脇金次郎議員

あと10年となりますと、せっかく我々も合併前に皆さんに合併するまで3年ぐらにかかったんですね、みんなを説得して合併する。総務課長もよく知ってみえると思いますけれども、努力をしてきて、せっかこいやれば合併してからすれば良かったなというような、我々の集落の方々の声も聞くんですよ。

そういうことを考えますと、申し込みが毎年この予算に対して十分であればいいですけど、そこあたりは申し込みがない場合は、やはりそこあたりのこともくんでもらって、形をかえた先に配る優先順位を考えてもらって、そういうあたりもちょっと検討していただければありがたいと思うんです。

○議長（濱田 等議員）

ちょっと待ってくださいね。副町長。

○副町長（総務）（宮之脇 尚美君）

非常に難しい問題でございます。ただその優先順位といいますと、やはりその現状はどうかということを判断する必要もあるかと思います。

例えば、その町村合併前に公民会合併をされたところ、あるいは現状がどうかということなども勘案しながら、総務課のほうも相当こう内容を具体化して、それぞれ比較検討しながら設定をさせていただいておるということでございまして、決してその職員の感情だけで優先順位を決めているというわけではございません。

一昨年の災害が旧薩摩町でもやはりその当時、ちょうど公民会だけで設置をされまして、遡及適用という話があったわけですが、これについては一応見させていただいたということもございしますが、今後、こういう事態というのは当然想定しながら、やはり早い時期にこう設置ができるような手法というのをとっていきたいと思うんですが、現在は財政計画の中で無理を、そういう計画の中の範囲内で運用をいたしておりますけれども、ここ2、3年して財政がある程度見通しが立てば、やはりまたそういう対象戸数というのも増加といいますか、単年度の設置戸数というのは増やしていかなければならないというふうに考えておりますので、そういう時点でまた再度検討をさせていただくということで考えております。

○宮之脇金次郎議員

判りました。ただ、合併して逆に非常にこの有線の場合は、公民会と公民会の間が遠くなりまして、そのどっか放送が聞こえんとなると、一日がかりでその場所を見つけて回らんといかんとか、非常にこの逆な点も出てきているわけです。

今、財政がよくなったとは言われますけれども、いつよくなるのか判らないですけれども、なかなか難しい問題だと思いますけど、そこあたりも考慮して前向きに検討していただきたいと

思います。

○議長（濱田 等議員）

山崎議員。

○山崎 文久議員

当初予算説明資料の税務課関係の地籍調査の関係についてちょっとお尋ねします。

19年度末で約9割の進捗率ということでございますけれども、この地籍がすべて終わるのが何年ごろになるのか。また、現時点での筆界未定というのがどの程度あるのか、件数、面積をお知らせいただければと思います。

○税務課長（下市 真義君）

地籍調査事業についてでございますが、今旧薩摩町につきましては既に完了いたしております、旧宮之城町と旧鶴田町の管内が一部残っているということで、事業を進めているところでございます。

現在、国、県の補助事業を用いながらやっているわけでございますが、県の予算が非常に厳しいということで、19年度におきましても18年度より400万円減ということで、3月の補正で一応減額いたすことにしております。

見通しといたしましても、20年度の予算も一応19年度の額で計上いたしましたけれども、県の枠が厳しいという状況で、年々事業が減ってくるということでございます。

計画で申しますと、21年度ごろには全部終わるという見込みでございましたけれども、そのような状況もございますので、今のところはあと7、8年ぐらいは一筆地調査のほうは。

旧宮之城町のほうが平川地区と泊野地区の一部、それと旧鶴田町のほうが紫尾地区が20年度で一筆地調査が完了いたします。あと神子地区のダムの上流あたりに一応山林がありますが、一応それを残す状況でございますけれども、非常に地形的に今度、紫尾山系に入ってまいりますので、そういった調査の難しさ等もあり、先ほど申しました補助の枠が年々減少していくということで、やはり長期にわたっていくというふうに思っているところでございます。

それと、筆界未定につきまして、過去もう20数年やっております。手元のほうにちょっとそういう件数、面積等ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、またあともって旧町のほうがちょっと記録が残っているか、ちょっとそこら辺もはっきりいたしませんけれども、もしありましたらまたお示ししたいというふうに考えております。

○山崎 文久議員

この筆界未定をなぜ尋ねたかといいますと、やっぱり20数年かかってこの税の公正、租税効果の、これにもかかってくるのだと思いますし、こういう時期でもありますので、そういったことが少しでも早く解消されて、つながっていければと思うところですので、ここら辺の考え方というのは、どういう考え方をされてますか。

○税務課長（下市 真義君）

地籍調査後における課税の考え方かと思いますが、一応申しましたとおり、20数年前にかかったところ、まだかかってないところという、いわゆる着手の年度、完了の年度のずれがかなりございます。

だから、早くしたところから順次というわけにはまいりませんので、一応地権者の皆様には全部事業が完了してから一斉にその後の面積、今現在減った面積につきましては減った面積で課税をしておりますが、増えた分につきましては全部終わってから課税しますという形で、了解を得ながら事業を進めていくところでございます。

○議長（濱田 等議員）

平田議員。

○平田 昇議員

予算書の5ページで、歳出を一読しますと目につくのが、民生費が昨年よりも1億円増、そして農林水産業費が1億円増、この増となった背景を担当課にお聞きします。

それと、災害復旧費の5億6,800万円の減は理解できるわけですが、こうした土木費災害復旧費もあわせて、これから河川改修工事が具現化していくとすれば、それに附帯する町の工事もあり増となることが考えられるのか、どうでしょう。

それともう一つ、予算書の105ページの農林水産業費で質問いたしますが、集落営農については既に質問もございました。集落営農について既に2つの地区がスタートしているということで、非常に注目しているところですが、農業専門家の方々が集落営農を進めることに大きな疑問を表明されているし、現実には、現に課題に直面している集落の方々も積極的な姿勢が見えないと、そういう私は観察を、感じ方をしているわけですが、各農家が所有する農地を持ち寄って法人化し、営農に取り組もうとする計画、この計画で最も問題になるのが人間関係だと言われます。同じ地域で長い間暮らしてきた仲間同士だが、全部の人が本当に融合し合えるか。

特にまた、持ち寄る農地の地形、日当たり、水との関係、そういった土地条件が違えば収穫率も違っていただと、これをこういう土地を条件を統合し会計一本にできるだろうかと。この集落営農の仕方は、方法はかつてソビエト連邦でさえ国家権力を持って進めたソフフォーズ、コルフォーズで失敗して見せたではないかという意見もあります。

こうした見方もある中で、他の地区が羨望的だと、他の地区から羨ましいと見られているような、非常にうまくいっている事例があるとすれば、それをそう成功させているものは何であるのか、何でもってうまくいっているのか、これを副町長でもいいです、お尋ねします。

○財政課長（二階堂清一君）

民生費、予算書の11ページの関係に出てまいります、前年度と比較しまして民生費のほうに1億1,800万円増えているという話であります。内容的には、後期高齢者医療制度が始まったことによる増でありまして、それが一番大きな原因というふうに思っております。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

土木災害関係につきまして今後、河川激特関係の道路関係について町の負担はないかということなんですが、これにつきましてはほとんど、河川改修につきましては取り付け道路、町道の取り付け関係につきましては国のほうでしてもらいます。

そのほかに佐志湯田線、下湯田のほうに河川改修されるわけですが、それに伴いまして県道から町道までちょうど鉄道を、何ですか、鉄道線路の改修したところがありますが、それまでの佐志湯田線ですか、町道があるわけですが、それにつきましては町のほうでしていきたいということで考えております。

それから、あと虎居地区につきましては、ちょうど南国バスの、南国交通のところがあるわけですが、そこの若草南国通り線、これにつきましても今現在のところ何かの事業でできないかと、都市下水路も入っている関係で、それも改修に含めまして何かの方向でできないかということで検討を行っているところでございます。

あと、穴川橋、それから宮都大橋、それから宮之城大橋ですか、架け替えの関係の取り付け道路の、町道との取り付け関係でございますが、それにつきましても国のほうでやってもらうということで考えております。

○議長（濱田 等議員）

よろしいですか。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

集落営農の関係でございますが、おっしゃるとおり、今非常に難しいということでございますが、ただこの難しさを打破しなければ農地の荒廃というのは防ぎきれないと。というのは、5年後、10年後のこの高齢化の進む中で、どのようにして農地を守っていくのか。国が出した大綱の中で沿った中でやっていくと。

というのは、不安もたくさんあると思います。昭和21年ですか、農地改革の時代にすべて所有権が移動したということ等もあって、非常に高齢の方が特に不安があるというふうに理解しております。

そういう中で、非常にこう地形的に土地の条件とか、用水の関係、日当たりの関係、それぞれみんな持ち寄る関係が非常に難しい、たくさん不安もあると思いますけども、そこら辺をやっぴりきのうから出ていますように、リーダーの育成と言いますか、その何回もリーダー研修も去年もやっておりますけれども、やっぱり研修に参加していただく、説明を聞いていただく。それでさえ今難しい、説明会を開いても本当にこう寄って、集まっていただけないということもございます。

そういうことで、去年も何回となくそういう説明会も呼びかけながらやっておりますけれども、やっぱり粘り強くこの集落営農という意義を、仕事をば理解していただくことが最優先だと思っております。

そうしなければ、やはりこの高齢化の進む中で農地の荒廃というのは、もう避けて通れないというふうに考えておりますので。

そういうことで、特に人間関係が一番問題だということで、御指摘もございましたけれども、話し合い活動という中で集落が、なぜほいじゃ集落営農をやらなければならないかと。

きのうも出ましたけれども、やはり適正な集落営農といいますか、機械化を、みんなが持っている機械をみんなで使うような合理化しながら一緒にやっていく。経理の一元化をやっていきながら、みんなで分配していくというような話し合い活動を進めながら、今後は進めていく必要があると思っております。

そういうことで、大変きのうもたくさん出ましたけれども、難しい面もありますけれども、これを何とかやっていかなければ、やっぱり農地の荒廃というのは防げないというふうに考えておりますので、今後とも粘り強く支援室を中心にしながら、説明会を開きながら理解していただきたいと思っております。

○議長（濱田 等議員）

休憩します。おおむね3時10分から始めます。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時10分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。ひとついつも御協力を言いますので、総括的なことについてぜひひとつお願いします。楠木園議員。

○楠木園洋一議員

当初予算書の183ページです。中央公民館の管理費、警備業務。それと、夜間休日及び管理業務です。それと、191ページのふるさと薩摩館の運営費の中の警備業務です。それと、

196ページのB&Gプール、体育館管理費の夜間休日管理業務の積算基礎ですね。

○教委社会教育課長（堅山 修啓君）

薩摩中央公民館の管理費でございますが、これにつきましては公民館の施設全体に対します施設管理費になるわけでございますけれども、浄化槽の清掃維持管理業務、それと消防設備の補修管理業務、保守点検業務、電気保安業務、そういったものになるかと思えます。

済みません。内容をちょっともう一回。申しわけないです。

○楠木園洋一議員

もう一回申します。薩摩中央公民館の管理費の中の警備業務37万8,000円、それと夜間休日管理業務ですね。それと、ふるさと薩摩館の運営費の中の警備業務。それと196ページの薩摩B&Gプール、体育館管理費の中の夜間休日管理業務の積算の基礎ですね。

○教委文化課長（川添 俊行君）

御質問のありましたふるさと薩摩の館の運営事業でございますが、191ページでございます。委託料の中の警備業務の8万9,000円でございますが、これは機械警備ということで5時以降、それから土日についても担当がない時間帯に機械業務ということで警備を、警備会社のほうにお願いいたしておりますが、この金額については見積もりの結果ということでございます。

○教委社会教育課長（堅山 修啓君）

この委託業務につきましては、全部実績に基づきます契約の内容の仕方によります算定でございます。

それと、夜間業務に、B&Gにつきましてはシルバー人材センターのほうの委託になります。

○楠木園洋一議員

今、薩摩町だけ上げましたけれども、この各施設と比較したら、ばらつきがあるんですよ。警備業務をとっているところとないところと、それでまたその管理業務ですね。それにばらつきがあるもんだからちょっと尋ねたんですが、一律にできなかったのか。やっぱり旧町時代からのそのあれが残っていたのか、いろいろ安いところがあるんですよ。鶴田の中央公民館なんか60万円とか、薩摩町の場合は100万円からです。その統一とかできなかったかですね。

○教委社会教育課長（堅山 修啓君）

この金額的なことにつきましては、以前の管理状況というものがやはり全体的に急にええられない事情もあるわけございまして、そういうことから勘案しながら計上してきております。

方法としましては、統一する方法もあるんでしょうけれども、なかなかそこあたりにまだいたっていないところでございます。

○楠木園洋一議員

やっぱり同じような施設でばらつきがあるもんですから、旧町のあれが残っていたのか。今後検討していただくように要請いたします。

○議長（濱田 等議員）

中尾議員。

○中尾 正男議員

3、4点。財政課長と建設課長、それから町民課長、総務課長にも1点、まとめてお尋ねいたします。

今回の、財政課長に、予算を編成された中、非常に緊縮財政の中で苦労されたと思うんですが、留保事業があるのか。あるとすればその事業と予定額が、また、起債の予定額等があればそれをお知らせ願いたいと思います。

また、起債も15億円のキャップをかぶせた中、余り意味はないと思うんですが、合併特例債

の中の限度額が、残額がどれぐらい残っているのか、判ったらお知らせ願いたいと思います。

それから、建設課長に、道路新設改良事業、10億円からの予算が組まれているわけですが、これの本所と各支所間の割合、建設金額の割合が判っておったら、ちょっとお知らせを願いたいと思うんです。

それと、町民課長に、この前最高裁の判例等が出まして、住民基本台帳の住基ネットの件でちょっと気になったことがあるものですから、住民基本台帳整備にかなりの金額が上がっているわけですが、このカードのネットワークの維持補修の、町民課長見えてますかね。これに、現在のカードの所持者、利用者数と、これにかかわる経費がどれぐらいあるのか。

先ほど費用対効果の例も出ましたから非常に少ないという報告は受けとったわけですが、これがどのぐらい利用者があって、それに経費がどれぐらいかかっているのか、ちょっと聞いておきたいと思っております。

それから、総務課長に職員研修の欄がついているんですが、非常にこうカタカナで判らない研修名もたくさんあるんですが、一つだけ後学のために。職員のメンタルヘルス研修が組まれていると思うんですが、今非常にこのそういうものが大切な時代になってきているということで、テレビ等でも取り上げているんですが、これの対象者、あるいはどういう研修を受けられるのか、全体でやるのか、一部の管理職で受けるのか、説明をしておいていただきたいと思います。

○財政課長（二階堂清一君）

当初予算編成後の未確定事務事業といいたいでしょうか、そういった話と合併特例債の関係であります、一応どうしても交付税が未確定ということもありまして、緊縮財政という措置をとったわけではありますが、大体今後、補正予算として考えられますのが、総額ベースで大体3億円というふうに見込んでおります。

財源見通しの関係であります、交付税が決定しないと何とも言えないところですが、大体税収とか、それから交付税、そういったとこ、繰越金を見まして、大体これも3億円から4億円というふうに見込んでおります。

それとあわせまして、合併特例債の残がいくらあるかということではありますが、合併特例債につきましては92億9,200万円の残はあります。ただこれを借ればもうとてもじゃないですけど財政運営は厳しいということになります。

それと、15億円の地方債枠の話ではありますが、少し補正予算に見送ったのもありますが、最終的にはこの15億枠内でどうしても抑えていきたいという考えを持っています。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

道路新設改良事業費の関係でございます、これにつきましては総合振興計画に基づきまして整備を進めているところでございます。19年度につきましては25路線行っております。旧宮之城が11路線、それから鶴田のほうは6路線、薩摩が8路線ということで25路線でございました。

20年度につきましては、本庁が12路線、それから鶴田が3路線、薩摩が8路線ということで23路線になるようでございます。

鶴田地区につきましては、建場山線、合併特例債でできておった事業ですが、これがもう19年度に完了ということで、それと川口線と完了ということでございます。

それとあと過疎対策事業で種子田川口線が完了したということで3路線減になっているところでございます。

あと宮之城の1路線の増につきましては、平川小学校、それから上宮保育園がありますが、この道路の整備が前から要望がございまして、これを20年度から道整備交付金で整備を進め

てまいりたいということで考えているところでございます。

事業費につきましては、ちょっとまだ計算をしておりますが、あとでもって。

○総務課長（湯下 吉郎君）

メンタルヘルスの研修でございますが、現在までには管理職と中間管理職であります係長の研修をいたしました。そのほかには今、説明資料に載っておりますように、職場外研修の特別研修の県の研修所である中にも、全体的な研修のカリキュラムの一つとしてメンタルヘルスということでございます。横文字ということでありますが、最近ではうつ病とか、そうした精神障害の關係の研修ということでございますが、きょうの新聞にも載っておりましたように、34歳以下の職員がちよっと多いというようなこともありますので、今後はそうした若年者への研修というのもしていながら、職員全体にいき渡るような研修も進めていきたいというふうに考えております。

○議長（濱田 等議員）

それじゃあ町民課の分は、あとでちょっと案内してください。中尾議員。

○中尾 正男議員

建設課長に、非常に一見して各支所、本庁ちよっと見たときアンバランスがあるんじゃないかというような感じを持ったもんです。去年も確かそういうこと申し上げたんですが、実施計画に沿ってということで、これは本年度新しく新規に改良、取り組んだものはないわけなんですか。

それと、こうした緊縮財政の中で非常にやってるもんですから、我々も地元の分を待ってくださいというようなこともあるんですが、そうした中で判らんとところで実施計画書のあとの分が先になったりこうしている分もちよっとあるんじゃないかというような、曲がった見方ですが、そこ辺がないように、そういうことも確認をしておきたいと思います。

それと、やはり各支所間、特に鶴田支所3路線というようなことで少ないんですね。地域えごをいうわけでもないわけですが、ここあたりやはりある程度のバランスもとっていただかんかと、非常にこの地域的にもまた不満も出てくるところでありますから、そこあたり提言をしておきます。所管のところで審議をしていただければいいと思います。

それと、予算書に出てるのか、施政方針の中でございましたので、地元のことで、上下大迫線の工事を今後2年間、国のほうでやっていただくというのが施政方針に出てましたけど、これは町の負担はないのか。そして、この中にいくらか負担金が入っているのか。そして、総工費いくらぐらいのものになるのか、ちよっとそのことが判ったらそのことを御答弁願いたいと思います。

それから、メンタルヘルスの分につきましては、その課長から答弁をいただきました。非常にこう大事な面であると思います。全職員に、全体にやっぱりこう当たるようなそういう研修をしていただけるように、そういう方向でと言われましたから、ぜひ検討をしていただくように要請をしておきたいと思います。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

町道の整備関係でございますが、20年度新規路線につきましては4路線でございます。道整備交付金で最初申し上げました虎居平川母ヶ野線。それから、薩摩地区の戸子田黒鳥線。これにつきましては、今年度も別の事業で行うということで計画しておりましたが、有利な事業でいきたいということで、道整備交付金で20年度からしていきたいということで考えております。

それから、あと単独事業のほうで2路線入っているわけですが、電源立地地域対策交付金事業、ダム交付金でございますが、狩宿線、新たに狩宿鶴田中央ダム線ですか、それが終わった関係で狩宿線のほうの舗装をしていきたいということで考えております。

それと、あと時吉湯田線、宮之城地区でございますが、これを電源地域の交付金事業で整備を、舗装だけですが整備をしていきたいということで考えているところでございます。

町政座談会の中でも、いろいろと町道整備につきましては要望もきております。これにつきましても、随時あと2、3年でほぼ終わるところでございますので、年次的にまた事業のほうも推進していきたいということで考えております。

それから、上下大迫線の関係でございますが、用地につきましては町のほうで用地買収いたしまして補償費、それから工事費につきましては、国のほうでやってもらうということでございまして、町の負担といたしましては用地費だけでございます。

延長的に約2,000メートルを超えるということでございますが、それを今現在のところは約2カ年で整備をしていただくということで、国のほうで考えているところでございます。

○中尾 正男議員

道路の件につきましては、町民からも非常に要望の多いことだろうと、お互い判っていると思うんです。バランスも考えてそういうことのやはり配慮はしながら、実施計画に沿って。そうしてあとのものが先にくるような、我々も要求できないことが判ってます。言ってませんから。声の大きいところが先にやるようなことではまた非常に困りますから、そういうことに配慮しながらやっていただきたいと思います。

それと、上下大迫線につきましては、国の工事だということですが、地元のほうにも説明をされると思うんですが、総工費等あとでまた資料、情報を得て、私何かのほうにもお伝え願えれば幸いです。よろしくお願いします。

○総務課長（湯下 吉郎君）

先ほどの住基ネットの交付関係でございますが、平成15年度から19年度でございますけれども、15年度が13、それから16年度が32、17年度が85、18年度が62、19年度が107ということで、現在では299人の交付を行っております。

そしてまた経費の関係でございますが、機器の借上げが206万8,000円、それから保守が201万6,000円ということで、408万円程度の経費をかけております。

それから、カードの発行の費用が20万3,000円というような状況になっております。

○税務課長（下市 真義君）

答弁を保留しておきました地籍調査の筆界未定の件数の関係でございますが、旧町ごとに本庁の管轄分が161件、鶴田総合支所管内が65件、薩摩総合支所管内が132件という筆界未定の状況でございます。

○議長（濱田 等議員）

工事検査監から発言の訂正の申し入れがありますので許します。

○工事検査監（東 幸治君）

先ほど、電子入札の導入時期についての御質問がございましたが、訂正をさせていただきたいと思います。

4月から5月で電子入札の運用の最終的な準備を行い、6月から9月で模擬入札等を行って、10月以降、一部運用を開始していく予定であります。

○議長（濱田 等議員）

米丸議員。

○米丸 文武議員

私は、民生費について2点ほど、それから、衛生費に関連して2点ほどしたいと思います。

72ページの民生費のボランティア補助が計上されております。一昨年の災害かれこれでは本

当に大変お世話になってありがたかったわけですが、その後、このボランティアの方々にそれぞれの地域で協力してもらっていると思うんですが、これを20年度またそのようなことで補助が出されております。どのような活動の状況であったのか。今後の見通しについてと。

それから、民生費のシルバー人材センターの運営補助でございますが、高齢者の方々のいろんな熟練した技術で持って、いろいろとカバーをしながら高齢者の方々の収入にもつながればというようなことで取り組んでおられるわけでございますが、これの運営状況。

それと次に102ページの衛生費でございます。ごみ収集委託業務等が4,296万8,000円と計上されておりますが、これについて年度ごとにこの契約金というような委託料というようなものの見直しがされているのかどうか。住民のやっぱり人口も減少というような形もあるわけですが、その状況はどうなったのかという件と。

それから、資源ごみ、アルミですとか、ペットボトルですとかいうようなものがあるわけですが、いろいろと処理委託料の中で相殺するんであるんだというような話も聞いておりましたが、今こういうようなものが本当にこう見直しをされて、資源として活用していくべきであろうと、いうようなことを大いに言われてるわけですが、どれぐらいの状況で今なっているのかなと、試算した場合にです。

それともう一つは収入の、歳入のほうで20ページの使用料、手数料でございますが、薩摩川内市との受託料の問題での期限も間近になってきているというようなことでございますが、その後の状況についてどうなっているのか、この点について伺いたいと思います。

○福祉課長（日高 昭治君）

72ページのボランティアセンターの活動事業費補助の関係でございます。

このボランティアコーディネーターの方が、鶴田事業所、薩摩事業所、各1人ずつ嘱託がおります。そして、本所の方が兼務ということで配置をされておりますが、その方、コーディネーターを中心として、ボランティアセンターの運営がなされているということであります。個人ボランティアが169名、団体が37団体、1,100名程度の登録があります。

これにつきましては、いろいろ活動をされているわけですが、大きなものは高齢者ふれあいサロン、これの開催。これ全区に向けて一応取り組んでいこうということで頑張っていらっしゃるところであります。現在、67カ所を来年度75カ所まで広げたいということでもあります。

その他、いろいろボランティア協力校の関係とか養成講座、それから福祉体験、小中学校の総合的学習時間への協力というようなことで、取り組みをなされているということでもあります。

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

シルバー人材センターの関係でございますが、派遣事業等への移行が大きく改正等がなされて、今までしてございました請負とか受託事業等が簡単にはできなくなったということ。それから、建設事業等ああいふ危ない事業等については従事できないこと等が出てまいりまして、今までの事業を受けておりました部分、それから契約をしておりました分が大きくこう減少してきております。

そういうことで、総体的な受ける事業、それから契約枠はちょっと細かい数字は覚えてませんが、今までの事業方向は確保できないという状況であります。

ただ、その派遣事業等につきまして、今いろいろこの周知啓発等も行いながら、また、営業行為も行いながら、派遣事業として受託できるような事業等を努力をさせていただいております。

これも元気高齢者の生きがい対策ということで大きな意味合いを持っておりますので、こちらのほうもいろいろ支援を行っているところでありますが、補助金等につきましても緊縮財政の中で減額等もあったわけですが、20年度につきましては本町の補助金が減額されますと全シ連、

全国シルバー人材センターも同じ、町の額を上回って補助ができないという分がありますので、そこらあたりはケースバイケースとして支援をいただくことになったところであります。

状況的には厳しいところがありますが、新しい事業等を営業しながら、頑張っているところがございます。

○環境課長（日當瀬修二君）

ごみの収集委託料の関係でございますけれども、一応毎年見積もり徴収いたしまして、契約をいたしているところがございますが、一応清掃法の施行令の2条の2の中に、汚物の収集及び処分の委託の基準というのがございまして、その第6項に委託料が委託業務を遂行するに足りる額であることということになっておりまして、私どものほうも細かな計算をいたしまして、一応委託料の額といいますか、それを計算いたしまして一応見積もり徴収をいたしているところがございます。

ですから、収集場所とか収集箇所とか、そういうところもかわってきますし、毎年見直しをしながら委託料を決定をしているところであります。

次に、資源ごみの関係でございますけれども、現在、資源ごみにつきましては紙類、それからプラスチック類、鉄類、それとアルミ関係ですが、それと瓶、これらを一応資源ごみとして収集をいたしておりますけれども、金額的にいいますと、19年度で約890万円ぐらいの資源ごみの収入が入ってきているようでございます。

それから、薩摩川内市の関係でございますけれども、薩摩川内市の関係につきましては副町長のほうで。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

汲み取りとごみ処理の関係の薩摩川内市との関係ということでございますが、過去の議会でも数回論議をいただいたところございまして、私ども町長を含めて私もそれぞれ薩摩川内市と直接交渉を行ってきているところでございます。

あわせてまた当時、ちょうど、現在は市町村課となっておりますが、地方課でございました合併推進対策室の室長をされておりました、現在、保健労働福祉部次長になっていらっしゃいますが、次長のほうにも、正月過ぎにも若干お伺いしてお願いしたんですが、先般またお伺いして薩摩川内市のほうへのつなぎをとっていただくようにということでお話をしてございます。

次長のほうもそこら辺については以前から薩摩川内市長、あるいは副市長のほうにも申し入れてあるということでございますが、現在いろいろこう向こうのほうでも計画をされておまして、なかなか明解な回答がないということでございますけれども、県のほうも継続してこの委託ができるようなということで、本町の思いというのは伝えていただいているということでございます。

今後どうなるかというのはまた、逐次そういう御相談を申し上げながら極力、一年でも長くそういう委託をしていただくようにと、いうことでお願いをしてまいりたいと考えております。

○米丸 文武議員

大変こう厳しい状況の中で衛生のこの施設、維持管理というものがしなきゃならないわけでございますので、今後とも正直言って川内が単独でやるようなことになると、うちの町としても益々大変な状況になるんだと、財政的にも負担が増えるんだということもございますので、県のほうにも協力をしてもらいながら、今後とも積極的にできるだけ可能にそのこちらに受託できるように協力していただきたいというふうに思います。

シルバー人材センターのほうもいろんな規制というんですか、そういうような問題もありまして、本当に元気な高齢者というんですか、ベテランの方々が困っている家庭のいろんなことをし

ていただいて、お互いに助け合ってる一つの大きないい事業であり、また助け合いの形態が生まれているというようなことでございますけれども。

規制もいろんな危険な状態もあるでしょうが、今そのようなことで年々年齢的にも高齢化が増えております。今から先は、今度はそうしてボランティアみたいにして協力してもらう人よりもお願いをする状況が増えてくるのではないかというふうに思います。

いろんなこともあるとは思いますが、やはり普通の業者にお願いすれば、大変高い費用にもなるわけでございますので、ぜひそういうような協力をしたいというような方をどんどん掘り起こしていただいて、また、自分たちの少しでもまた収入というんですか、喜びにもつながればいいと思いますので、積極的に進めていただきたいというふうに思います。

ボランティアのことについても、本当に前はその災害で大きくボランティアの方々の協力が見えたわけでございますが、ひとつ大きなそういうものが終わりますと、今高齢者ふれあいサロンですとか、そういう目に見えないところでカバーをしていただいているというふうに思うわけでございますが、250万円というこの補助自体が私は金額でどうなんだろうかと、少ないんじゃないかなというような気がしましたので、今後もこれについてもそのようなことで、まち全体がひとつ協力をし合って協働していこうというようなことですので、こういう面の整備も今後ともまた取り組んでいただきたいというふうに思って、終わります。

○議長（濱田 等議員）

木下賢治議員。

○木下 賢治議員

2点ほど伺いますけれども、耕地林業課長に伺いますが、127ページの町有林の管理費の中で、保険料370万円の保険料があるわけですが、多分現時点では3年に1回の保険というふうになっているかと思いますが、これの通年の保険料の負担割合が判っていたら教えていただきたいということと、これはもし災害が出た場合に自主的に申し出なければ保険の対象にならないわけですが、そこ辺がかねて委託されている看守人をどのように指導されているかということが聞きたいということと。

昨年は風水害なかったわけですが、一昨年の水害の折に町有林にそういう被害があつて、もしあったのであれば、どのぐらいの保険が入ったのか判っておれば教えていただきたいということがございます。

端的なことなんですけれども、少ない予算の中で保険料の370万円、これがやっぱり単年度でこうして出ていくこと事態、大変な額じゃないかというふうにも考えるわけですが、状況をお知らせしていただきたいと思います。

それから、建設課長に質問ですが、149ページの都市計画費の中で堤防等の周辺美化の委託料210万円あるわけですが、財源として国県の支出金ではないかと思いますが、これは地域を指定してあるものか、業者に委託されるものか、地元の住民の人たちがボランティア的にやられるものかということを探ねてみたいと思います。

なぜかと言いますと、私の地区でもですけれども、ほとんどの地区で河川的愛護ということで、ボランティアで空き缶を拾ったり、河川の清掃をされているわけですが、やはりそこ辺のところはボランティア、ここは委託料というようなことであれば、不公平感は感じるわけですが、内容を教えていただきたいと思います。

○耕地林業課長（山口 良一君）

町有林の保険の関係でお尋ねでございますのでお答えをさせていただきます。

町有林については、保険は毎年掛けるようにいたしております。その保険制度、森林国営保険

という保険になりますが、従来、昔は5年まとめて掛けたら割引があるということで、そういう方法もとってございましたけれども、ここ数年は単年度掛けということになっております。

で、1年掛けでいわゆるここに出てある金額ということになりますが、371万1,000円ということになります。

町有林全体に掛けております。町全体の面積で貸付、あるいは分収林を含めまして1,350ヘクタールございますけれども、そこに全体的に掛けてございますが、ただ掛け率というのがありまして、20年度は、例えば、1ヘクタール100万円の被害が出たとしますと、25分しか掛けておりませんので、25万円が被害金ということでそのもらえるという、付保率25分ということで掛けてございます。

で、これは満額掛けますと単純に4倍掛けることになりますので、財政的に非常に厳しいということから、この付保率を落として掛けているということでございます。

それから、看守人の方々に見ていただくと、被害が出た場合のその管理の仕方ではありますが、看守人との契約を毎年4月、単年度契約をいたしております。4月には必ず看守人にお会いをいたしまして、再度契約をするか、あるいはその中身等についてもお知らせをいただいたり、あるいは2カ月に1回は報告をいただくという形にいたしておりますので、そういうことで災害があった場合には、こちらも知ることができるということになります。

それから、一昨年の水害の関係であります。ちょっと数字的に今持ち合わせておりませんが、旧薩摩で水害で保険金をいただいております。金額的にははっきりと覚えておりませんが、何十万円単位の額だったというふうに記憶をいたしております。

○災害復興対策課長（坂本 正己君）

都市計画は災害復興の担当でございますので、私のほうから回答させていただきます。

堤防周辺美化ということで、国から受託を受けて実施しております。湯田、川原、穴川、虎居、神子、高嶺、あと1地区がありますけど、おのおのについて湯田がらっぱ会、川原んこらを守る同志会、シルバー人材センター、神子公民館とかと契約を交わしてやっております。堤防について年2回の除草、河川敷については1回の除草ということで契約を行っております。

この事業が、国の直轄の区間でのみやっております関係上、県の補助区間といいますかそこでは、今のところまだそこまで手が回っていないということを県のほうが言っております。

○議長（濱田 等議員）

久保議員。

○久保 道夫議員

20年度の予算概要の2ページの主な行革の見直し削減の効果ということで、2ページの一番下に町単補助事業、括弧して各種団体運営補助金の見直しということで、約660万程度削減がされておりますが、この内容について大きい主なもので結構ですので、この見直された分、あるいは削減になった分、主なもので結構です。資料がお手元になかったら帰りに寄らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○行政管理室長（萩原 康正君）

ちょっと資料を手元持っておりませんので、申しわけありませんが後ほど。

○議長（濱田 等議員）

麥田議員。

○麥田 博稔議員

何点かお伺いしたいと思いますが、まず2款6項1目監査委員の研修等についてです。これ職員の研修もしますが、前いろいろ言って吸収はできたんですが、私はこれだけ複雑になってく

るとやっぱり監査委員、ここにいらっしゃいますけれども、監査委員の研修をして能力を高める。

この前、新聞にはもう町長が提案するんじゃなくて議会のほうで選任してというふうな話もあるし、それから外部に頼めというのもあるんです。ただ、外部に頼みますと非常に経費的にも上がるんじゃないかと思います。その辺をどのようにお考えなのか。職員研修はありますけれども、こっちは1回だけのような感じがします。

それから、2款1項7目のこの地域活動支援事業費についてちょっとお伺いしますが、このことにつきましては、きょう答弁等でもいろいろとありましたが、目的として地域の活性化というようなこと書いてあるもんですから、どこの地域でもイベント、そして、ことしは景観事業については100万の補助、50万以下ですか、するということでもありますけれども。

いろいろ一般質問等に出ていますように、やっぱり福祉でもいいんですよと、きょうのすこやか長寿課長の話がありましたけれど、そういうふうに使い勝手をよくしていくと。それで、50万が限度ですけれども、その辺は町長はどのようにお考えか。

それに関連してですけれども、さつま町の公民館施設整備事業があるんです。それは、集会施設とか、それから災害復旧、火災、豪雨のときのそういう施設の復旧には町が補助をしますよとあるんですけれども。これだけ要望が多くなってくると、その辺を町長が特に認める事業についてはということがありますので、やはりこの辺も福祉事業まで含めたらどうなるのかなと。

緊急とか、財政は今厳しいということがありますがけれども、これだれ限界集落とかいろいろありますと公民館の施設、それから冷房を入れたら出しますよじゃなくて、公民会館としては非常にそういうお金を工面するのに困ってます。

ですから、いろいろありますように自助努力で50万ぐらいは公民会で出すけれども、そのあとの2分の1の補助にするとか、何かその辺の手がこの規約の改正でできないのか、その辺をお伺いしておきたいと思います。

それから、2款1項8目のふれあい交流施設と、それから8款4項2目の公園費の観音滝ですが、この指定管理者をしてるところになぜ自動車の保険料が出てくるのか、8万と10万ですけれども、11万ですか、そこをお伺いします。

それから、8款4項1目、都市計画です。これは、昨年1,200万かけて、この前の一般質問でちょっと出ましたけれども、虎居地区の都市計画事業をしようということ調査されました。

それが、県もこういう状況では、町のほうでは最初の話では道路は高く買ってもらって広くしてという話がありますけれども、現実的には非常に無理なのかなと。ただ、虎居地区に歩道もついてませんし、いろんなこと言われますと、しなけりゃいけないと等もありますけれども、町の財政を考えたときに財政規模でどれくらいまでは町が耐えられるのか、その辺の試算とかされているのか、それは財政課でも結構です。

それと、都市計画ではどのように今後、1,200万で調査したのをされていかれるつもりなのかお伺いしておきます。

それから、207ページ、8ページ、9ページに関連してですけれども、ここには職員の一般行政職と技労職、その辺のことがいろいろ書いてあります。それで、通勤手当あるんですが、まず207ページ等に、先ほども扶養手当のあれで180万ぐらい増になるというようなことがあるんですけれども、それから行政の管理の審議会ですか、そこでは給料の是正とかいろいろなことが出てくるようでしたけれども、基本的にどのようにお考えなのか。

特に、この一般行政職と技労職等につきましては、国のほうからも県からも、給与については地方公務員の給与改定に関する取扱い等についてということで、平成19年10月30日付で来

てます。民間給与等の状況を勘案した適切な対応と、地域における民間給与ですからね。対応と給与や諸手当について不適正な制度運用があるが直ちに。

それで、その中で特に技能労務職員等の給与については、技能労務職員等の給与等の総点検の実施についてということ、何ていうんですか、見直しに向けた基本的な考え方。具体的な取り組み内容等を住民に判りやすく明示した取組方針を、平成20年度中を目途に策定すると。策定して公表しなさいってなってるんですね。その辺の対応がどのようになっているのかお伺いしたいというふうに思います。

それから、通勤手当等についてですけれども、30キロ以上とかいろいろあるんですが、現在の職員のあれがどうなってるか。例えば、親の介助でもう遠方に行かないかとか、最初採用するときには町内居住にしてくださいと、町外の方もいろいろあります。けれども、親の介助とか結婚したからとかあるんですが、その通勤手当の状況。

それから、208ページのところに、見てみますと一般行政職で5級が125名と非常に多いんですよ。給料でいきますと、先の改正案のあれでいきますと28万9,700円から40万3,700円、幅があるわけですから。なぜこの辺が125名という、338人のうちの3分の1が非常に上のほうでバランス的に悪いのかなと思うんです。

先ほど、35歳以下が34名ですか、いや何名かという、35歳以上がちょっと多いので研修をして資質を上げるというところがありましたが、その辺の状況についてお伺いしておきたいというふうに思います。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

監査委員の研修の問題でございます。いろいろこう課題があるわけございまして、監査委員も非常に例月監査等含めて、熱心に取り組んでいただいているところでございます。

現在の財政状況等あわせて、やはり制度改正に伴います研修というのは逐次行われてるわけですが、これで十分かということについては、なかなかこう疑問な点もあります。したがって、今後そういう必要な研修等については、また十分監査委員とも協議をしながら検討はさせていただきたいというふうなふうに考えているところでございます。

○企画広報課長（中村 慎一君）

それでは、予算の関係で48ページの健康ふれあい施設管理費と、それから150ページの観音滝公園管理費の中で自動車保険料、それぞれ8万1,000円と11万3,000円組んでございますが、これにつきましては指定管理者のほうで自動車の関係の保険料部分は、その他の特定財源のところで計上してございまして、ふれあい交流施設のほうで8万円、それから観音滝公園のほうで11万2,000円を特定財源として計上してございます。

これはもう、町有財産の関係ということで、町のほうでやはり財産を、公用車のほうを保有しながら指定管理者のほうに利用させると。そして、利用する部分については財源として歳入として取り込むと、そういった方法ですとやってきているところでございます。

それから、この地域活動支援事業の関係でございますが、いろいろ限界集落とかいろいろ出てきますけれども、この座談会等でもやはり集落の維持をこのちどうしていくかと、高齢化が進んで非常にやりにくい部分が出てくるということで、これらにつきましては、今ある地域活動支援事業を活用しながら近隣ネットワークなんかも出てきますけれども、その地域福祉的な観点で事業内容を見直してください、ということですとお願いをしております。

それで、景観関係も取り組みをことは、特に特例をするということで100部充当で説明をしまいたいというふうに思っておりますが、この地域活動支援事業の中で昨年、19年度いろいろ説明をしながら見直しをしてきていただいている分がございまして、特にその中では景観

関係につきましては、20地区の公民館のほうで335万ほどの事業費を計画をされております。

それから、健康さつまの関係、健康づくりの関係で大体60万程度、それから防災関係で大体21万程度、そして福祉高齢関係で60万程度、そういった地域活動事業の内容等について、各公民館のほうでそれぞれ見直しをされてきております。

本年度は、そういうふるさと納税の関係もございますが、やはりふるさとづくりということで特に気持ちを込めて説明会なり事業説明なり取り組みについて、担い手支援とかそういうところと一緒に説明会に入っていきたいということで、三役の方とは協議をさせていただいております。

そういったことで、この地域活動支援事業を使って住みやすい地域づくりに臨んでもらうと、いったことで考えているところでございます。

○災害復興対策課長（坂本 正己君）

虎居の区画整理というかA調査の結果といいますか、現在まだ調査中でございます、その中で、現在22.3ヘクタールの区域で調査中でございます。その中で、区画整理の可能性あるかなと考えているところの前提条件の整理中でございます。

前提条件としまして、まず国道の328号線、それと504号線の拡幅、嵩上げ等が県でのついでいただけるのか、いただけないのか。それとあとは、地域がその事業に同意していただけるのか。

これは、以前に一回、区画整理を行ってまして、2回目の減歩となることから地域の方々の意向がございます。それと、最も重要なことに、町として財政的に耐えられるのかどうかということ、これを現在検討中でございます、私どもの課で一応整理が終わったのちに、財政課及び三役とも協議して方向性を決めていきたいと考えております。20年度中に事業化が可能かどうかということを検討したいと考えております。また、地元からも早く方向性を出せということを強く言われておるのも事実でございます。

○財政課長（二階堂清一君）

都市計画事業と財政の関係であります、都市計画事業の場合は、巨額の公共投資を1点に絞ってやると。その結果、相当な起債借入れをやるということになっていきます。

ですから、その土地の価値が上がって土地の評価が上がって、その地方債の償還財源というものをその固定資産税に見出していくというのが都市計画税の基本でありまして、こういったことを十分考えて研究しなければいけないというふうに思っています。

○総務課長（湯下 吉郎君）

技能労務職員の見直しに向けた取組方針の住民への公表でございますが、議員が言われるとおり民間との比較をして、非常に高額ではないかというような厳しい意見もあるわけですが、この見直しについての取組方針につきましては、近日中に住民に公表するようにしております。

なお、また基本的な考え方でございますけれども、現在、組合のほうとも協議をしておりますけれども、先ほど言いましたように民間事業の従事者に比べて高額ではないかというような指摘も人事院勧告の中でされております。

そのような中で、適正な給与制度の運用ということに関しまして、それをするような適正な方向に進めていくように考えているところでございます。

それから、2番目の通勤手当の関係でございますが、現在では町外からの通勤が20名ということでございまして、特に主な理由というのは、主たる生計維持者が町外に居住されているというようなことなどから町外からの通勤ということでございまして、採用当時は町内から通勤できる者ということでしておりますので、その後においてそのような状況に至ったということでござ

います。

これまでも、町内居住もしくは通勤についても、そうしたできる可能なものについて願いをしております。

それから、208ページの20年4月1日現在での5級の割合が非常に高いのではということですが、125人おりますけれども、特に職務級で5級が課長補佐、それから主幹、係長ということになっておりますけれども、この208ページの一般行政職、それから技能労務職の平均年齢を見ていただきますと判りますように、一般職で43歳4月、それから技能労務職で45歳ということでございます、かなり年齢構成上も非常に高くなっているというなことで御理解をいただきたいと思います。

○麥田 博稔議員

監査の研修費とかその辺については、副町長のほうから制度とかいろんなこと、国のほうも制度も変わってきますし、いろんなことが変わりますのでやはりチェックをする、我々も勉強しなくてははいけませんけれども、やはり監査のところでまずはやってもらいたい。

この前も、監査請求とかそういうことも出ましたので、これから住民の方からも監査請求が来る可能性もあるし、いろいろ難しい問題がありますので、やはり資質を高めるために研修費は惜しまないでやっていただきたいというふうに思います。

それから、地域活動支援事業につきましては、今ありましたように私もやはり福祉とかそっちのほうに、ややもすると自分たちもそういうのに携わってましたけれども、イベントとかそっちに思ってたんです。

ただこうして、この前からの一般質問等を見ましても、やはり限界集落だとか公民会が疲弊してるとか、いろんなあれがありますので、使い勝手がいいように進めてもらって、そしてできれば、50万ですけども、金がないけど、もうちょっとぐらい入れて、やはり各地域で自分たちの実情に応じて、町長も施政方針で言われて私もこの前しましたけれども、地域で事情がいろいろ違うと思うんです。

だから、その中で、きょうもあつたような緊急連絡体制をとらないかんのか、それからマンパワーでそんなら地域福祉ネットワークを作って福祉アドバイザーで回ってもらうのか、その辺の選択もありますので、その辺はまた今後検討して使いやすいうに。

それから、先ほど言いました町の公民館の施設等の整備事業については、申請をすれば出るようになっておるわけですから、そっちのほうとも絡めて使い勝手がいいようにして、検討を今後進めていただきたいと思います。

それと、この町外から20名ということだったんですが、限界集落とも兼ね合いますけれども、今まで町外で採用されたら、さっき言ったように町内に住むと。私もさっき言ったように、介護のためによそから来ないかん、結婚で町外に出る、これはもうやむを得ないと思うんですけども、さつま町内で採用された方は、例えば湯田の人ですね。その人たちが屋地、虎居に来てると、それで地域は疲弊しとると。

ただ、貸家がないとか、いろんな条件あるので非常に難しい問題があるんですけども、できればやはりその地域に住んでもらうと、この前の南日本新聞等にあつたように、地域のリーダーとなって、行政職の人が、役場職員の方が。そしていろんなことをしてもらおうと。そうすると非常に助かる。

ただ、やっぱり職員の方たちに、役場職員やつで頑張れ頑張れちゅうか、かせせいちゅうのも酷な気もるんですけども、やはり役場に入るときに地域をよくしようという感じで燃えて入れたと私は思うんです。

だから、それぐらいのことを、これは本人のあれがありますから、なかなかそっちに住めとは言えないと思うんですけども、やはり内々的には地域に住んでもらえばある程度助かるし、それから小学校についても、子ども3人、4人いると、今小規模の小学校にもある程度来て活性化するというふうに思います。その辺の考えが、町長として、これはもう組合の方なんかをお願いするよりほかにはないんですけども、こういう話があったと。今、ネットで見えておられると思いますけれども。

それと、この一般職と技労職、この辺のことにつきましては、やはり国からも指導が来ていますので、できるだけ速やかに是正をして、そして公表。これはもう今まで上がってる人を下げてくれとは言いませんけれども、そこで抑えて下が追いつく。だから、2、3年では済まないと思うんですけども、その辺は理解をしてもらいながらやっていただきたいと。

それと、やはり5級職が多いというのは、先ほど言われましたように。今課長補佐とか主幹とかあるんです。民間会社で言えば、上がおって下がないと。だから、年次的にこう上がっていくものですから、採用のあれで大体上がっていったんだろうと思うんですけども、その辺の行政職のあり方も、これからやはり能率給とか、そういうことも人事考課に入れるということがあるんですから、その辺も加味しながら今後の人事に生かしてもらって、そして、本来ならピラミッド形ちゅうか何かそういう感じ、それが並行ですね。上が少なくて下が多いというのが当たり前だと思うんですけども、その辺のあり方を町長、どのように級別の職員数のあり方をお考えなのかお伺いしてみたいというふうに、今後の指針としてどうあるべきか。

○町長（井上 章三君）

これは、県の適正化計画の中で今いろいろと検討してることでありまして、バランスをよくしていくということも必要でありますし、しかしまた一方では、まだまだこう削減していかなきゃいけないという課題もありますし、なかなか思うようにいきにくいところがございます。

ただまあ、やっぱあとがついてこないとバランスは益々悪くなってくるわけでありまして、できる限りそういうことも可能な形にうまく流れを作っていきたいなあという希望を持って、また今後とも働きかけていかなきゃいけないと思ってるところであります。

○議長（濱田 等議員）

麥田議員、簡単に。

○麥田 博稔議員

簡単にいきます。今、ネットで女性職員の方も見ておられると思うんですが、女性職員の方にもお願いしたいんです。やはり管理職、男女平等社会ですから、係長になり課長になって女性の意見を入れてほしいと思うんです。

だから、年期が長くなって、ひょっとしたら課長よりも残業手当とか、何とか入れたら、係長よりもたくさんもらってる女性職員の方もいるんじゃないんですか。だから、やっぱり自分もそういうのがあったら、任用で上のほうに上がっていったら社会を動かすちゅうか、さつま町を動かすような気持ちでやっていただく。これはもうそこにいらっしゃる方じゃなくて、今聞いている女性職員の方に、ぜひ力を発揮してやっていただきたいとお願いしときます。

○議長（濱田 等議員）

それじゃ、次にもういきますよ。行政管理室長。

○行政管理室長（萩原 康正君）

先ほど、久保議員から御質問がありました運営補助金に関係でありますけれども、運営補助金につきましては、5億から10億の各団体、ことしも削減を基本にやっておりますけれども、特に繰越金の多い団体等につきましては、その10億を超えた削減を行っております。

具体的に言えば、大きなのが北薩広域公園の活性化協議会、これについては事業とほぼ同じぐらいの繰越金を持っていた関係で、これについては大幅に削減をいたしております。

それから、商工会の補助金につきましても、20年度が1名の職員が削減が予定をしていることでありましたので、これについてもほかの団体に比較して率としては削減をいたしております。

全体的に各団体見まして、運営費だけ、例えば、総会、役員手当だけでも支出が終わっているような団体等も見受けられますので、今後につきましては、その団体の目的に沿った事業をやっているか、それから公共性があるかというような形の方向に転換をしていくような考えで進めたいと考えております。

○議長（濱田 等議員）

議案第29号に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号につきましては、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第24 「議案第30号 平成20年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第25 「議案第31号 平成20年度さつま町老人保健医療特別会計予算」、日程第26 「議案第32号 平成20年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第27 「議案第33号 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第28 「議案第34号 平成20年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」、日程第29 「議案第35号 平成20年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第30 「議案第36号 平成20年度さつま町水道事業会計予算」、日程第31 「議案第37号 平成20年度さつま町簡易水道事業会計予算」

○議長（濱田 等議員）

次は日程第24「議案第30号 平成20年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から日程第31「議案第37号 平成20年度さつま町簡易水道事業会計予算」まで、以上の議案8件を一括議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。ただいまの議案8件について質疑はありませんか。新改幸一議員。

○新改 幸一議員

議案第30号の国民健康保険事業の特別会計の関係の人間ドック事業の関係でございますが、説明資料に昨年度の人間ドックの事業費は580万予算計上されてありまして、ことしは290万、ちょうど2分の1、半分になっております。

この説明資料を見てみますと、20年度は一般コースに対しまして95名の2万円、この一般コースに対する補助金2万円ちゅうのは、19年度の単価と一緒にだと思っております。

それから、女性コース40名、2万5,000円、そういうことで290万組んであるわけですが、1日ドックで35歳以上65歳で満年齢末尾のゼロ及び5歳の節目年齢を対象ということでもう区切っておりますが、これは35歳から65歳の方々、男女の中で、この50、私であり

や57歳とか、もうそういう方々は20年度は人間ドックにいく場合の補助金はありませんと、
いうふうに解釈するわけですが、そのあたりをちょっとお聞かせいただきたい。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

ただいま人間ドックについての御質問でございますが、御存じのようにことしから特定健康診査、特定保健指導が医療保険者に義務付けられるということで、国保の事業でこれを実施をいたします。

そうしてきますと、どうしてもこの経費もかかってきますし、また、特定健康診査の中でそれに人間ドックでやるような項目も相当含まれてるところでございますので、ここをどうしても見直さざるを得ないということから、20年度は節目健診ということで35歳から今言われましたような65歳までのうちのゼロ、35、40、45、50というこの5歳刻みの年齢に達した人たちが人間ドックをことは希望をとって実施をしたいという形で、その分について一般が95人分、女性が40人分ということで、290万の経費を計上しておるということでございます。

○新改 幸一議員

20年度では一般で95人、それから女性コースで40名ということで計画されておりますが、19年度は一般コースでこの人間ドックに何人ぐらいになったのか、それから女性コースで19年度は何名ぐらいになったのか、その辺ちょっと資料があれば教えていただきたいと思えます。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

実績の数値は持っておりませんが、予算の段階では前年度一般を190人、それから女性の方を40人ということで、ちょうどこの倍見ておりましたので、大体これに近い、まだ今も人間ドックを受け付けて実施をいたしておりますが、大体これに近い形で実績が上がってくるのではないかなというふうに考えてるところです。

○新改 幸一議員

説明を聞いてよく判りましたが、今まで、特にこの厚生連の人間ドックに行かれた方は、20年度にこういう変わってきますから、がっくりされるんじゃないかなと私は思います。

そして一方では、皆さん方、職員の方々は、職員の福利厚生費の中ではきちんと健康診断の関係は予算も200万とっていらっしゃいます。

こういうところを考えてみますと、この人間ドック、国民健康保険の中からの町民の方々が行かれる方々には、もうちょっと配慮してほしいなということを要請したいと思えます。

○議長（濱田 等議員）

平八重議員。

○平八重光輝議員

国民健康保険事業の中の28ページ、特定健康診査費、指導とありますが、先の条例で何か基準があってこれをクリアしないと罰則があるというのがありましたけど、基準はどういう基準であって、罰則としてどういうのがあるのか。

それと、基本的には個人のクリアしなかった人が多ければちゅうことだったけど、個人的には何かその罰則ちゅうのがあるのかないものか、その辺をちょっとお尋ねします。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

この特定健康診査等が保険者に義務付けられてきましたけども、これにつきましては24年度の達成率というものがございます。これにつきましては、特定健康診査の実施率が65％ということになっております。

それから、この特定健康診査を実施をしてきますと、当然階層化をしまして、その中で今度は特定保健指導をしなければならないということで、この実施率が45%だったでしょうか。

それから、メタボリックの予備軍を10%減少させると、こういったことが24年度の目標として定められております。

これを実施して、そして達成できない場合におきましては、この分について後期高齢者の支援金という形で、国保のほうからも40%の分を出すわけでございますけれども、この分についてペナルティが課せられてくるということでございます。

そうしますと、本町でこのペナルティが幾らになるかということで、これを達成しなかった場合に10%の範囲内でペナルティを課せられますので、10%ペナルティを課せられますと6,000万の保険負担が、新たな負担が生じてくるということでございますので、これはそうしますと何に求めるかとなれば、保険税に求めざるを得ないということで、直接は被保険者の方にペナルティというのはないわけですが、5年後保険料という形でこれを負担をしていただくということになってまいりますので、ここのところを十分被保険者の方に訴えながら、この目標達成をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

なお、先ほど人間ドックの実績でございますが、19年度の予算の見積もりが190と言いましたけれども、一般コースが158、女性が76ということで現在実績見込みを立てておりますので、こういうことで御理解いただければと思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。木下賢治議員。

○木下 賢治議員

議案の36号、37号、水道関係に対してなんですけれども、合併して4年目、水道事業では繰上償還等をやられて自助努力をされているわけですが、いろんな部署で今合併も、年数が進んできたから負担の平準化というのが言われるわけですが、当初簡水の料金統一の時にも話が出たわけですが、この水道事業の事業の統合とあわせて料金の統一というものができないものか。

町民の水道料金の統一ということで、そうすれば一本化ができるかと思いますけれども、なぜそういうに考えるかといいますと、将来、上水でも資機材の老朽化が進んで改修をやる時には、当然そこには一般会計からの繰入れというのも企業会計ではあるわけですが、繰入れも起きるんじゃないかというふうにも考えます。

そういう点で、国県の指導でそういうような一団体でそこ辺の料金を統一するような指導とか、そういうものはないものか。また、町としてここ1、2年でどうこうゆうことじゃないわけですが、将来そういう目標を持っていらっしゃるものか。

○水道課長（岩切 秀久君）

水道料金の統一につきましては、平成18年度簡水事業の料金統一のときにも一応話が出た経緯があるわけですが、今後の水道料金の統一につきまして、上水道が簡水より若干低いわけです。20トンで大体600円から700円。そういうことを含めまして今後、上水道の配水池の増設、ことしやりますけれども、それと中央監視システム装置の導入、それら等を含めて投資の増大が出てくるわけですが、

そういう中で上水道の料金原価が上昇してきたときに、将来的に現水道料金で維持が難しくなってくると思います。そういう時点で統一は考えていく必要があると思っております。

料金の徴収につきましては、利用者の理解がやっぱり一番でございますので、今後料金の原価の推移を見ながら、経営基盤の確立と安定化を図りながら、利用者の理解を求めていきたいと思

っております。

今、国のほうから、やっぱり簡水につきましての統一、これは指導が来ております。現在、宮之城と鶴田が2つ、薩摩がありまして、4つの簡易水道をやってるわけですが、この統一をすると、当然5,000人規模を超えてきますので、そうなりますと上水道になってきますので、当然上水道との統一も図らないといけないという時点が来ると思っておりますので、今後上水道の経費等の経緯を見ながら、統一の時点を見きわめていきたいと思っております。

今の上水道の収益的なもの、簡水の収益的なものを見ましても、上水道のほうが簡水よりもまだいいわけです。ですから、それらを含めるとやっぱり、ここ2、3年は今の状態が続くんじやないかと思っております。

それから、そういう経費の増大が出てきたときに、町からの上水道も繰入れがあるんじゃないかという話ですけど、そういうことはあり得ませんので今のところ。上水道については、自前で料金ですべて賄っていくのが原則でございますので、それらを含めて今後検討していきたいと思っております。

○木下 賢治議員

料金を上げざるを得なくなった場合には、統合を考えるというような話でもあるわけですが、簡水の料金統一をする時点では、料金が安かったんだけど高くならざるを得なかった地域もあるわけですよ。

だから、そこ辺を、いろんな分野に町民の負担の平準化が言われる中で、また国からもそういうような指導があるということでもありますので、きょうあしたどうこうということではございませんけれども、町長、今後の検討の必要性を感じられたか伺いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

今、水道課長が答弁したような状況だろうと思っておりますので、やっぱり時期を見てこれは検討をするということで、そこらはまたもう少し状況を見きわめていきたいと思っております。

○議長（濱田 等議員）

久保議員。

○久保 道夫議員

先ほどの新改幸一議員の質問と重複しますが、どうしても我々の健康というのは、やはり早期発見、早期治療というのが根源にあつて、例えば、この人間ドックをこういう節目節目の健診にした場合に、例えば、どうしても逆なりリスクとして健診に行かれない、あるいは病気が早期に発見できない、治療できないということで、国保のほうの持ち出しのほうが大きくなる可能性のリスクというのは、全く考えられなかったものかの考えをお聞きます。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

今回のこの特定健康診査の審査項目を見てみますと、人間ドックで受けております健診の結果、胃カメラとか、そういったもの等は特定健康診査の中には含まれておらないわけですが、別に衛生部門のほうでそれに代わる項目としては今回、今町民の方から希望もっておりますので、その衛生部門で行います、がん検診等と特定健康診査と組み合わせることによりまして、人間ドックとほとんどかわらない検査項目というのはつぶしていけるということでございます。

ですから、がん検診につきましては、これは毎年実施ができるということで、衛生部門のほうで本年もやっておりますから、それと組み合わせる中で対応していけば、十分これは毎年実施できることとなっていくということでございますので、国保としましては衛生部門のほうで一般会計のほうで負担していただくのががん検診等と、国保の保険者に義務付けられました特定健康診査と組み合わせ、そして、町民の健康を守っていくと、がんの早期発見にもそれにつながって

いくのではないかと、こういった考え方から国保としましては、本年度節目健診という形で5歳刻みにしたということでございます。

それともう1つは、今回の特定健康診査とあわせまして、保険税がどうなるかということが大きな課題であったわけでございますけれども、今回制度改正で前期高齢者の問題、それから退職者の65歳以上の方が一般のほうに変わってくる、こういった大きな国保としても制度の改正がなされております。

そうしていきますと、財源がどうしても国の制度が調整交付金等が見えない部分があるものですから、そこら辺が見えてきて、そして、国保税を上げない中でもう少し余裕が出てくれば、これはまた、来年度以降検討の余地はあるのではないかなあというふうには思っております。

ただ、本年度につきましては、先ほどから言いますように衛生部門で行います、がん検診と組み合わせる形の中で対応ができるのではないかと判断をして、このような形にしたところでございます。

○久保 道夫議員

極論かもしれませんが、そういう状態であつたら制度を廃止したらいいですがね。通常の健診と変わらんのやったら、これはもうあしたで廃止したほうがいいんじゃないですか。

やはり我々も、田舎に回ってきます、地方に回ってきます厚生連の健診車、確かにいい検査をしてもらえますんですけど、例えば、私の個人的なこと言いますと、私のデータは厚生連の機械にずっと入っておるんですよ。

私も、昨年度肺のCTで自分のがんが見つかったんですが、例えば、それがこの田舎の地方を回る健診では、肺のCTは多分撮れないと思うんですよ。やはり、我々は大きな病院で大きな施設ですべてを検査してもらうことで、ある程度命の安心感と申しますか、補償が得られるわけですから、その辺も生きていく上では一つの大事なものではないかと思うんですが、昨年度の実績が158人と70人という大きな数字も出ているわけですから、これを極端に言いますと約半分近くカットするわけですが、やはり大変なこれは私は不満が出るんじゃないかと思う。

昨年度も、19年度も年度初めに各集落に希望者のあれをとられたわけですが、多分ことしは私はこの節目の健診というのは、大きな批判を受けるんじゃないかと思っておりますが、その点についてはどのようにといったらおかしいですけど、どう説明をされる所存なのか。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

ことしのこの特定健康診査は、がん検診と同時実施をすることにいたしております。ですから、今がん検診の希望を募っておりますけれども、このがん検診を希望された方につきましては、同じ日に同じ会場の中でがん検診もできるようにしたいということで対応していきますので、その中で特定健康診査とがん検診を一緒に実施することで、がん検診にかわるものができくると。

それでも、やはりどうしてもその都合に合わされない方もおられるということもございまして、そういった方に対応していくために、節目健診という形で人間ドックは残したと。

私どもも予算を検討する段階では、先ほど言いましたように財政の問題もありましたので、これはもう廃止するべきじゃないかということも考えましたけれども、やはり今までの経緯ということ、それからこの人間ドック事業の今までの定着、こういったことを考えますと、どうしても残さざるを得ないのではないかということから、この財政の問題、先ほどから言いますように国保料の問題等も含めて5歳刻みにしたということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（濱田 等議員）

新改幸一議員。

○新改 幸一議員

このドックの関係については、まだまだ私は不満がございます。これだけの実績がきちっと出ているわけですから、先ほど、今、久保議員も言われるように、私、町民の方には本当にこの人間ドック、大きな厚生連に行って、厚生連の本当に、私も今回で17回目です。もうデータが出てきておりますから、本当にああいう、前年度、前々回ずっと数値が出てきますから、本当に安心してながら、今回も私も4項目は引っかけたんですけども、そういう手紙をもらいましたが、そういう恩恵を受けているところです。

ですから、この人間ドックの関係、去年は一般コースで158名、女性コースでは76名いらっしゃいますから、ことしこういうのをもうまた4月ですか、新しい公民会長に去年みたいなふうにとって申込書を取られるわけでしょう。そういう形であれば、私はそれなりに節目の人だけですようになれば、もう今までずっと何年も行かれた方は本当がつくりされると思います。

そういうことと、一方では職員の皆さん方は、自分たちのところはきちんと職員健康診断ということで一般会計から200万もきちっと取っちゃいやってしょう。

こういうところがもうちょっと配慮してほしいと、いうことを私は訴えたいわけです。町長、ここあたりの見解はどう思われますか。

○総務課長（湯下 吉郎君）

少し誤解があるようでございますので。この職員の健診のほうは、国保からじゃなくて職場で義務付けられた健診をやっていくということで、人間ドック以外の健診をやっていくということでございますから、人間ドックとはまた、人間ドックのほうは共済組合の事業でやっていきますので、それは勘違いなされようによろしくお願ひしたいと思います。済いません。ドックに行かない人を健診する費用がこの金額でございますので。

○議長（濱田 等議員）

もう4回もされているわけですよ。ですから、もうそれは協力してください。協力してください。3回、3回で一つ、皆さんもまだほかにあると思いますから。

どうぞひとつよろしくお願いします。まだ2回ですか（「はい」と呼ぶ者あり）、2回、久保議員。

○久保 道夫議員

課長、私が先般この厚生連ドックの希望者を募るのに、ちょっと個人情報の点でおかしいのではないかということをお申しましたよね。多分改善されると思いますが、集落の会長さんを通じて回すのではなくて、もっと別の方法はとれないかと、個人情報のことで。（発言する者あり）いや、課長検討しますちゅう話でしたよね、あん時。私は直接課長に言ったんですから。あれ、忘れたんですか、まだそんなに長く経ってないですよ。それはそれでいいです。

例えば、今回こういう節目節目の健診にするのであれば、節目節目の方にこっちから案内を出すのか、それともその集落の会長さんあたりを通じて、節目節目の人だけに希望をとるようなシステムにするのか。

そしたら、今までずっと行ってらっしゃった節目の対象外の方ちゅうのはもう全く知らずにと申しますか、このままの流れに乗っていくちゅうことになりますよね。

多分集落の会長さんあたりには、何でことしは厚生連の申し込みが回ってこんどかと。こういう苦情も結構来ると思うんです。そこはちゃんと責任とってもらえますよね、説明は。説明は。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

今、衛生部門でやります胃がん検診、それから肺がん検診等の希望は今とっております。これは、検診の日程の都合上どうしても間に合わないということから今とっておりますが、この人間

ドック事業につきましては、今後国保の被保険者の方についてこれをとっていくわけですので、その時に考え方はちゃんと説明しながら、これを募集をしていくという形で進めたいと思っております。その分についての理解は得ていく努力はしたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。それでは別にありませんので、ただいまの議案８件に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案８件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

本日から２１日までの常任委員会の審査会場は、総務常任委員会が第２委員会室、文教厚生常任委員会が第１委員会室、建設経済常任委員会が議場となっております。

△散 会

○議長（濱田 等議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。３月２７日は午前９時３０分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午後４時４１分

平成20年第2回さつま町議会定例会

第 5 日

平成20年3月27日

平成20年第2回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 平成20年3月27日 午前 9時31分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番	高 嶺 実樹雄	議員	2番	市 來 修	議員
3番	平 田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥 後 紀 康	議員	6番	木 下 敬 子	議員
7番	米 丸 文 武	議員	8番	麥 田 博 稔	議員
9番	平八重 光 輝	議員	10番	新 改 秀 作	議員
11番	楠木園 洋 一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏 木 幸 平	議員	14番	久 保 道 夫	議員
15番	別 府 静 春	議員	16番	舟 倉 武 則	議員
17番	日 高 政 勝	議員	18番	田 中 伸 一	議員
19番	柳 田 隆 男	議員	20番	山 崎 文 久	議員
21番	岩 元 涼 一	議員	22番	新 改 幸 一	議員
23番	中 尾 正 男	議員	24番	東 哲 雄	議員
25番	川 口 憲 男	議員	26番	内之倉 成 功	議員
27番	木 下 賢 治	議員	28番	濱 田 等	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 気 純 治 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主幹	原 田 健 二 君	議事係 主幹	平木場 達 郎 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教委総務課長	山 口 正 展 君
副町長(総務)	宮之脇 尚 美 君	教委社会教育課長	堅 山 修 啓 君
副町長(経済)	山 下 彦 志 君	農 政 課 長	赤 崎 敬一郎 君
鶴田総合支所長	永 田 清 信 君	耕地林業課長	山 口 良 一 君
薩摩総務管理課長	貴 島 晃 人 君	建 設 課 長	脇黒丸 猛 君
健康増進課長	楠木園 建 雄 君	水 道 課 長	岩 切 秀 久 君
すこやか長寿課長	小椎八重 廣樹 君	消 防 長	田 上 泉 君
総 務 課 長	湯 下 吉 郎 君	環 境 課 長	日當瀬 修 二 君
財 政 課 長	二階堂 清 一 君	スポーツ振興室長	栗 野 明 男 君
企画広報課長	中 村 慎 一 君		
定住促進室長	北 原 美 義 君		
税 務 課 長	下 市 真 義 君		
福 祉 課 長	日 高 昭 治 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 8 号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
第 2 議案第 9 号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について
第 3 議案第 10 号 さつま町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
第 4 議案第 11 号 さつま町立学校施設の開放に関する条例の制定について
第 5 議案第 12 号 さつま町交流館条例の制定について
第 6 議案第 13 号 さつま町後期高齢者医療に関する条例の制定について
第 7 議案第 14 号 さつま町千年の森条例の制定について
第 8 議案第 15 号 さつま町青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について
第 9 議案第 16 号 さつま町行政手続条例及びさつま町立学校条例の一部改正について
第 10 議案第 17 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
第 11 議案第 18 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
第 12 議案第 19 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
第 13 議案第 20 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
第 14 議案第 21 号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
第 15 議案第 22 号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について
第 16 議案第 23 号 さつま町介護保険条例等の一部改正について
第 17 議案第 24 号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について
第 18 議案第 25 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
第 19 議案第 26 号 さつま町企業職員の給与に関する種類及び基準に関する条例の一部改正について
第 20 議案第 27 号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について
第 21 議案第 29 号 平成 20 年度さつま町一般会計予算
第 22 議案第 30 号 平成 20 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
第 23 議案第 31 号 平成 20 年度さつま町老人保健医療特別会計予算
第 24 議案第 32 号 平成 20 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
第 25 議案第 33 号 平成 20 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
第 26 議案第 34 号 平成 20 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算
第 27 議案第 35 号 平成 20 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
第 28 議案第 36 号 平成 20 年度さつま町水道事業会計予算
第 29 議案第 37 号 平成 20 年度さつま町簡易水道事業会計予算
- 追加日程第 1 緊急質問
- 第 30 議案第 28 号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について
第 31 議案第 40 号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について
第 32 議案第 41 号 平成 19 年度さつま町一般会計補正予算（第 7 号）
第 33 議案第 42 号 平成 19 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 34 議案第 43 号 平成 19 年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第 3 号）
第 35 議案第 44 号 平成 19 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 36 議案第 45 号 平成 19 年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
第 37 議案第 46 号 18 災 1697 号平江線道路災害復旧工事 19－1 工区請負契約の一部

変更について

- 第 3 8 議案第 4 7 号 さつま町教育委員会委員の任命について
- 第 3 9 議案第 4 8 号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 4 0 議案第 4 9 号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 4 1 議案第 5 0 号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 4 2 平成 1 9 年請願第 3 号 人権侵害救済法の制定促進に関する請願書
- 第 4 3 平成 1 9 年陳情第 5 号 J R 不採用問題の早期解決を求める意見書の採択について
- 第 4 4 平成 1 9 年陳情第 8 号 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に入れ替える場合の上乗せ補助の実施について
- 第 4 5 平成 1 9 年陳情第 1 0 号 豚舎建設計画の事前調査等について
- 第 4 6 発議第 1 号 さつま町議会議長等の報酬の特例に関する条例の制定について
- 第 4 7 発議第 2 号 人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書（案）の提出について
- 第 4 8 発議第 3 号 J R 不採用問題の早期解決を求める意見書（案）の提出について
- 第 4 9 報告第 1 号 平成 2 0 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について
- 第 5 0 議員派遣の件
- 第 5 1 閉会中の継続調査について

△開 議 午前9時31分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから平成20年第2回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1 「議案第8号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」、日程第2 「議案第9号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」、日程第3 「議案第10号 さつま町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」、日程第4 「議案第11号 さつま町立学校施設の開放に関する条例の制定について」、日程第5 「議案第12号 さつま町交流館条例の制定について」、日程第6 「議案第13号 さつま町後期高齢者医療に関する条例の制定について」、日程第7 「議案第14号 さつま町千年の森条例の制定について」、日程第8 「議案第15号 さつま町青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について」、日程第9 「議案第16号 さつま町行政手続条例及びさつま町立学校条例の一部改正について」、日程第10 「議案第17号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第11 「議案第18号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第12 「議案第19号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第13 「議案第20号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第14 「議案第21号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」、日程第15 「議案第22号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」、日程第16 「議案第23号 さつま町介護保険条例等の一部改正について」、日程第17 「議案第24号 さつま町企業立地促進条例の一部改正について」、日程第18 「議案第25号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第19 「議案第26号 さつま町企業職員の給与に関する種類及び基準に関する条例の一部改正について」、日程第20 「議案第27号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」、日程第21 「議案第29号 平成20年度さつま町一般会計予算」、日程第22 「議案第30号 平成20年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第23 「議案第31号 平成20年度さつま町老人保健医療特別会計予算」、日程第24 「議案第32号 平成20年度さつま町後期高

「高齢者医療特別会計予算」、日程第25 「議案第33号 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第26 「議案第34号 平成20年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」、日程第27 「議案第35号 平成20年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第28 「議案第36号 平成20年度さつま町水道事業会計予算」、日程第29 「議案第37号 平成20年度さつま町簡易水道事業会計予算」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「議案第8号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」から日程第29「議案第37号 平成20年度さつま町簡易水道事業会計予算」まで、以上の議案29件を一括して議題とします。

これから、それぞれの各常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査の報告を求めます。まず、総務常任委員長の報告を求めます。柏木委員長。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○総務常任委員長（柏木 幸平議員）

おはようございます。総務常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案10件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第8号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」であります。

質疑の中で、自己啓発等休業の承認をする場合の条件について質しましたところ、職務復帰後概ね5年を経過せず定年退職となる職員については承認しない。また、それ以外の職員についても、承認する過程において、継続勤務の意思があるかを十分確認することを基本に考えているとのことであります。

次に、「議案第10号 さつま町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」であります。

質疑の中で、長期継続契約を締結することができる契約を規定する条文、第2条第1項第4号中の「町長が特に必要と認めるもの」という表現の意味する具体的な事項について質しましたところ、公用車のリース代や消防車に積載しているAED、自動体外式除細動器などを考えている。基本的には、地方自治法施行令167条の17で規定する範囲内の事項であるとのことであります。

次に、「議案第19号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

質疑の中で、今回の改正の具体的な内容について質しましたところ、これまで4月から翌年の2月までの6期の納期であった国民健康保険税の納期を、7月から2月までの8期に改めるもので、納税者の1期あたりの負担軽減と事務の簡素化を図ろうとするものであるとのことであります。

また、歳入面における財政運営上の影響についても関係課と協議済みであるとのことであります。

なお、今回の本条例の改正とあわせ、介護保険料の普通徴収分も6期から8期に、後期高齢者医療保険料の普通徴収分の納期も国民健康保険税と同様に、納期を8期に統一しようとするも

のであるとのことであります。

次に、「議案第27号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、1点目に、本年4月1日から現行の薩摩方面隊3分団8部制から、部制を廃止し、4分団に再編しようとするもので、2点目に、宮之城西部方面隊の山崎・二渡・久富木分団の定数を、合併前の申し合わせや地元の合意形成に基づき、現在の実員数を基本として定数を調整しようとするものであるとのことであります。

また、一方では、現在の団員資格に町内勤務者を加え、3年を超えない範囲内で休団制度を導入することにより、減少する団員の確保を図ろうとするものであるとのことであります。

質疑の中で、分団の再編計画について質しましたところ、短期・中期・長期の長いスパンの計画であり、第1段階は、役場分団の廃止と薩摩方面隊の再編であったが、1年程度早い段階で再編が進んでいる。今後は、恒常的に団員欠員の分団があることや隣接分団の統廃合を視野に入れ、人口の推移、管轄面積等を勘案しながら、適正な定数を検討していく必要があると考えているとのことであります。

次に、「議案第29号 平成20年度さつま町一般会計予算」の関係分についてであります。

歳出の2款1項総務管理費の中で、職員の研修計画について質しましたところ、技能、労務職から一般職になる職員の研修やメンタルヘルスの研修のほか、滞納整理事務や新地方公会計制度に対応するための専門的な研修が必要と考えているとのことであります。

次に、新規事業である結婚サポート事業について、今後どういった展開を考えているのか質しましたところ、結婚対策については、広域事務組合やNPOでも取り組みがなされているところである。まず、行政がどこまで踏み込んで取り組んでいけるのかというところから、体系立てていかなければならないと考えている。当初の段階では先進事例の研究からはじめ、方向付けをどうするかというところまでの経費を予算計上しているとのことであります。

次に、庁舎管理に関する新規の取り組み、改善点について質しましたところ、鶴田・薩摩総合支所における夜間の受付事務の実績等を勘案して、平成20年6月より両総合支所の夜間警備を人的警備から機械警備へ切り替える計画である。住民サービスの低下に配慮し、平日・休日を問わず、午後10時から翌日の午前8時30分までの時間帯のみを機械警備に切り替える計画である。これにより630万円程度の効果を見込んでいるとのことであります。

次に、公民会無線放送施設の整備に対する補助金交付の方針について質しましたところ、平成19年度が2,000万円で、平成20年度は3,000万円を予算計上している。事業効果が高いとして、町長の政策的な判断があり重点的に整備促進を図っていこうとするものであるとのことであります。

次に、2款2項徴税費の中で、滞納整理等指導官と徴収嘱託員の活用による成果と今後の未収対策について質しましたところ、滞納整理等指導官には、滞納処分の手法、法律の解釈等のほか、税以外の未収金まで踏み込んだ指導を受けており、本町の収納対策の向上に貢献していただいている。

また、徴収嘱託員には、特に町税の現年課税分を中心に、夜間徴収をお願いしている。平成18年度においては、町税、国民健康保険税、介護保険料を合わせ2,400万円程度の徴収実績が上がっている。

今後の収納対策については、引き続き動産関係の搜索、インターネットを活用した公売のほか、新たに軽自動車税の滞納対策としてタイヤロックの購入も計画している。滞納整理指導官の指導を受けながら、それぞれの取り組みを強化するとともに、町広報紙等を活用して収納対策の

姿勢を強く町民に訴えていきたいと考えているとのことであります。

次に、２款３項戸籍住民基本台帳費の中で、住民基本台帳カードの発行状況について質しましたところ、発行枚数は、平成１８年度で６９枚、平成１９年度は、税の電子申請が可能となった関係もあり、平成２０年３月１１日現在で１０７枚発行している状況であるとのことであります。

次に、９款１項消防費の中で、防火啓発優良分団に対する報償費の支給について質しましたところ、毎年３月から翌年２月までの１年間、管轄区域から住宅火災をはじめ、林野火災、畦焼きによる火災等を出さなかった分団に対し報償金を支給する制度で、要綱を制定し平成２０年４月１日から施行するものである。

報償費の支給額は、３月１日時点の実員に一人当たり１，０００円を乗じて得た額を基本として、予算の範囲内で支給するもので、無火災を目指すこととあわせて、分団の防火啓発活動に対する尽力を称えようとするものであるとのことであります。

次に、歳入の１款５項特別土地保有税の収入未済額対策について質しましたところ、現在、裁判所による競売の手続きに付されていることから、町としては、今後の状況を見極めながら処分を行っていききたいとのことであります。

次に、１３款１項使用料及び１３款２項手数料の見直しについて質しましたところ、現在の使用料・手数料の金額を基本に置き、コスト計算による比較検討を行いながら、受益と負担の観点から調整作業を進めている。

各施設の設置目的がそれぞれ異なることから若干調整作業が遅れており、周知期間を含め、平成２１年４月からの見直しに向け現在作業を進めているとのことであります。

このほか、次の２点について、特に町長の見解を求めたところであります。

まず１点目に、「健康ふれあいセンターの施設管理」についてであります。

指定管理者制度の導入後においても、民間と競合する公的施設であるとの民間業者からの声がある。指定期間である平成２３年３月３１日までの間に、この施設の管理運営のあり方について、行政と民間のイコール・フッティング、税制を含めた同一競争条件の確保の観点から施設をどう合理化すべきか、最善の策は何か、その指針を模索していくべきではないかと質しましたところ、本町における各施設の管理経費は非常に多額にのぼっている。これらをどうしていくかは、施設ごとに個々に検討する必要があることから、現在作業を進めているところである。

すぐには結論が出ない部分もあるが、ただいまの御意見も踏まえ、各施設の方向性を検討していきたいと考えているとのことであります。

２点目に、「庁舎建設の今後の方向性」について質しましたところ、現在、庁舎建設の関係については、「庁舎を建設していいのかどうか」、「庁舎の位置は現在の本庁舎の位置でいいのかどうか」という２点について、地域審議会と振興計画審議会に諮問したところであり、庁舎の必要性は認めながらも現在の財政状況からどうなのかという慎重論も出ている。

町としては、いろいろなケースを想定しシミュレーションをしながら研究を進め、議会をはじめ地域審議会や振興計画審議会、それから区公民館長連絡協議会や各民主団体等の意見を求めていきたいと考えているとのことであります。

また、総合支所の空きスペースについては、施設の利活用という面で十分検討しなければならない。いろいろとその方策を研究して施設が無駄にならないように、できるだけ効果的に活かされるように検討を進めていきたいと考えているとのことであります。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの総務常任委員長の報告について質疑はありませんか。市来議員。

○市来 修議員

歳入面であります、ゴルフ場利用税交付金のところで、前年度は1,200万の予算を立ててありまして、20年度は520万という半分以下に減額になっておりますが、そこあたりの理由等について審議はなされなかったかということが一点であります。

もう一点は、やはり歳入のところで、総額で前年度は136億2,000万、20年度が129億2,900万と、6億9,100万の減になっております。これは、豪雨災害関係もあって、県・国の予算が減額になっておることは想定するんですが、中身を見ますと次世代のところ、ここあたりが非常に減になっておる。そういうところで、そこあたり町長総括として審議はなされなかったかと、2点を伺うところであります。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○総務常任委員長（柏木 幸平議員）

今、市来議員のほうからゴルフ場利用税交付金のことについてお尋ねになりましたが、この件に関しましては、19年度の実績見込みが750万だったことから、本年度に関しては、520万としたということでありました。

それと町長総括の中で、自主財源確保について審議があったかということでありましたが、各所管の課の中ではそれぞれ手数料のこととか出たわけですが、町長総括に関しましては、自主財源確保について総括はいたしておりません。以上です。

〔柏木 幸平議員降壇〕

○市来 修議員

ただいまの答弁で、19年度の実績によって20年度は立てられたとおっしゃるんですが、これは審議する中では、まだ19年度の、きょう出てきます最終の補正は上がってきていないわけです。我々もこれは判っていないわけです。そこいあたり、ほいでどういうことになるのかなと思うんですが、これはどうでしょうか。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○総務常任委員長（柏木 幸平議員）

これは、19年度の一応実績見込みということでありますので、これに対して予算を520万と計上したということであります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

○市来 修議員

どうも答弁には納得いかんとですが、もうちょっとこの総務委員会で私が審議してもらいたかったなというのは、これだけのインターナショナルゴルフリゾート京セラ、あれが存在しておるというのは非常に価値が大きいんですよ。これは、ゴルフの税金だけじゃなくて、あそこの固定資産税、それからあそこの従業員の給料。

こういうところを考えると、非常に大事なものがあるんだと。それが、このゴルフ税が減るということは、あそこの利用が大分減ってきてるんだと。そこを言いたいわけです。そこあたりもうちょっと、常任委員会で、これからどうして手助けしていくことはできないのかと、ここあたりを審議してもらいたかったと。

本町にはゴルフ場は1軒しかないわけですから、そこあたりをもうちょっとこう地元にあるものをもっと利用するような審議がなされれば良かったなと、そう思ったから質疑をしたところであります。

それから、総体的な歳入の減についても、この科目を見ますと自主財源として入ってくる分、これが大分減になっているわけです。ここあたりも、我々町として努力すべきじゃないかと、今後どうしていくのかと、こういうところを審議をしていただきたかったと。これを考えておるものだから、質疑をした次第であります。終わります。

○議長（濱田 等議員）

麥田議員。

○麥田 博稔議員

1点だけお伺いしたいと思います。きのう、きょうの南日本新聞等の報道によりますと、道路特定財源の暫定税率維持を盛り込んだ税制改正法案の年度内成立が難しくなっている、というような記事が大きく報じられております。

暫定税率が廃止となります3月末までにあと数日しかないわけでありますけれども、総務常任委員会の審査においては、この道路特定財源が廃止になった場合についての審査をされたのかどうかをお伺いしたいと思います。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○総務常任委員長（柏木 幸平議員）

道路特定財源の暫定税率の廃止の関係であります。昨日、きのうの新聞記事には目を通したところであります。お尋ねは、総務常任委員会の審査の段階で、道路特定財源の暫定税率が廃止された場合を想定して審査をしているかということであろうかと思いますが、総務委員会の審査の段階では、昨日、きのうの新聞で報じられたような状況をまだ把握できておりませんでしたので、道路特定財源の暫定税率分を含む当初予算について審査を行ったところであります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

総務常任委員会の審議を一応中止しておきます。

次は、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。麥田文教厚生委員長。

〔麥田 博稔議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（麥田 博稔議員）

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案15件については、現地調査を行い慎重に審査を行った結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程における主な質疑の概要について申し上げます。

まず始めに、「議案第11号 さつま町立学校施設の開放に関する条例の制定について」であります。

主な質疑として、実際使用する場合の鍵開閉の対応について質しましたところ、校長への委任規定を設けており、これまでと大きな変更はないとのことであります。

また、使用料が発生した場合の徴収方法について質しましたところ、学校では現金が取り扱えないことから、学校において使用申請を受け付け許可される際に納付書を発行し、条例に定める通り前納してもらう形を考えているが、使用料徴収については例外規定を設けてあることから、使用者の立場に立って再度検討していきたいとのことであります。

これに対して、運用に当たっては内容を十分検討し、町民への啓発及び現に利用されている

関係団体への十分な説明を要請したところであります。

次に、「議案第12号 さつま町交流館条例の制定について」であります。

審査にあたっては、事前に現地調査を行い、慎重に審査いたしました。

主な質疑として、なぜ条例を制定して交流館として残すのか質しましたところ、町全体としての区公民館のあり方、自治活動のあり方というものを旧宮之城町、旧鶴田町に合わせていく意味から、徐々に整備をしていく段階であると認識している。

今後は、区費というものを理解してもらいながら自主運営していただき、急激に変えられないということもある中で、次へのステップとして指定管理者制度、あるいは譲渡処分ということも課題にしながら進めていくことになるとのことであります。

また、地元出身の委員から、これまで3年間、地域に対して将来は旧宮之城町、旧鶴田町のように自分たちで負担して区を運営していくようになるかと話してきた。いろいろ課題はあるが、今回示された条例案に対しては理解してほしい。また今後、地元に対しては、先に説明された方向性への説得には協力していきたいとの意見もありました。

次に、「議案第13号 さつま町後期高齢者医療に関する条例の制定について」、「議案第31号 平成20年度さつま町老人保健医療特別会計予算」及び「議案第32号 平成20年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」についてであります。

主な質疑として、後期高齢者の保険料を徴収すべき被保険者の規定について質しましたところ、本町に住所を有する被保険者が対象となるが、入院のため病院や施設等に住所を異動した者で、今回の後期高齢者医療制度の運営主体である各都道府県の後期高齢者医療広域連合をまたいで住所の異動があった場合には、前住所地の被保険者とする住所地特例が設けられるため、これに該当する者も保険料徴収の対象となるよう規定しているとのことであります。

なお、当該住所地特例に関して、現行の老人保健医療制度においては、国民健康保険制度と同様に市町村をまたいで住所の異動があった場合には、前住所地の市町村の被保険者とする住所地特例となっていたが、今回、後期高齢者医療広域連合区域内での住所異動は、当該住所地特例が適用されず異動先の市町村の被保険者になるとのことであります。

次に、後期高齢者の被保険者数の状況について質しましたところ、平成19年12月時点で被保険者総数が5,729人、うち社会保険加入者の被扶養者であった者が954人であるとのことであります。

なお、社会保険加入者の被扶養者であった者に対しては、保険料徴収に猶予期間もあることから、特に周知のための対策を取ってほしいという意見がありました。

次に、老人保健医療特別会計予算の概要について質しましたところ、今回の後期高齢者医療制度移行により、平成20年3月分の老人保健医療給付に係る支払業務を主とした予算計上となっており、また、医療給付の請求権の時効が3年間あることから、平成22年度まで老人保健医療特別会計については残るとのことであります。

次に、「議案第29号 平成20年度さつま町一般会計予算（関係分）」についてであります。

主な質疑として、3款2項児童福祉費に新たに予算化された子育て支援短期利用事業に関して、児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な理由により養育が一時的に困難となった場合、または暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等について、児童福祉施設に一定期間、養育保護するということであるが、個人負担も生じることから児童虐待や育児放棄の保護者に対して、実務上どのような対応を考えているか質しましたところ、当該事業を取り組む上で懸念されていた部分であるが、児童保護という観点からどうしても必要な取り組みであると考え、

先進事例を参考にしながら今回事業化したところである。今後の運用に当たっては、警察署や関係機関とも連携しながら対応していくとのことであります。

次に、１０款１項教育総務費に新たに予算化された特別支援教育支援員配置事業に関して、その経緯と支援員の体制について質しましたところ、昨年実態調査を行い、小・中学校あわせて１８校中１０校において特別に支援を要する教育の必要があるとのことであり、その後、実際の対応状況を詳しく調査し、また、学校とも協議した結果、支援員の配置がどうしても必要な学校を５校に絞ったとのことであります。

支援員の体制としては、４名の支援員をそれぞれの学校へ配置したいと考えており、うち１名は校内態勢を整え２校兼務で対応していきたいとのことであります。

次に、１０款５項社会教育費の埋蔵文化財発掘調査事業（虎居城跡地）に関して、発掘調査事業は平成２１年３月までの計画であるが、河川激特事業の着工との話し合いがなされているか質しましたところ、埋蔵文化財発掘調査に関する調整会議の中で川内川河川事務所も入り打合せを行っている。発掘調査は、平成２０年５月から来年３月までかかる計画であるが、発掘調査の後半には、河川激特事業の工事が重なってくるのではとのことであります。

次に、歳入に関して、保育料未納対策について質しましたところ、保育料の未納は全国的な傾向であるが、規則の改正を行い地方税の滞納処分の例により処分すると見直したところである。今後は、滞納処分や行政執行ができるようになることから、臨戸訪問等を行いながら状況によっては強い態度で望んでいかなければならないと思っているとのことであります。

次に、学校給食に関連して給食費の未納対策について質しましたところ、全国的に問題となっているが、本町独自に徴収月間を年２回定め学校、ＰＴＡに協力をお願いしながら三者で徹底した徴収にあたったところであり、かなり効果が出てきているとのことであります。

また、新たな取り組みとして実施するかは未定であるが、年度当初において給食申込書を保護者全員に提出していただくことも検討しているとのことであります。

なお、この件に関しては、現在全保護者に対してアンケート調査を実施中であるとのことであります。

次に、「議案第３０号 平成２０年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」についてであります。

主な質疑として、健診事業の取り組み方法について質しましたところ、国民健康保険事業では、これまで早期発見、早期治療という観点から人間ドック事業に取り組んできたが、今回の医療制度改革により平成２０年度から全国的な取り組みとして、新たに生活習慣病に着目した特定健康診査事業の取り組みを国民健康保険事業で始めなければならないことから、今回人間ドックの経費を減額し、特定健康診査事業に重点を置いた診査体制へ移行した予算編成となっているとのことであります。

これに対して、健診を受けやすい体制づくりについて質しましたところ、特定健康診査事業については、受診率向上のため交通弱者の方々に対して健診会場までの送迎バス運行を計画している。また、４０歳から６４歳までの方を対象として、集団健診がどうしても受けられない方や希望される方については、薩摩郡医師会病院において個別健診を受けられるように予算化しているとのことであります。

なお、新しい制度が始まる中で今後の取り組みについては、十分検討しなければならないと思っているとのことであります。

次に、「議案第３３号 平成２０年度さつま町介護保険事業特別会計予算」及び「議案第３４号 平成２０年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」についてであります。

主な質疑として、第4期介護保険事業計画策定に関して現段階での介護保険料の見通しを質しましたところ、第3期介護保険事業計画が平成20年度で終わることになるが概ね計画通り進んでいる。次期計画については、細かい試算をしなければ判らない部分もあるが、3年間という期間を考えたときに、現行の3,800円では難しいのではないかという予測もしている。

しかし一方では、介護予防事業への取り組みによる成果というものも現れてきており、その点では介護保険料の軽減につながる側面もある。

いずれにしても、実際の介護保険料がどの程度になっていくかということについては、今後いろいろな予測を見極めながら進めて参りたいとのことであります。

次に、「議案第35号 平成20年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」についてであります。

主な質疑として、将来も当該事業を維持していくためには使用料をどのように考えているか質しましたところ、操業開始から11年経過し修繕費が必要となってきたが、年数経過とともに今後の修繕費は、かなり高額になってくることが考えられることから基金積立も考えている。

また、使用料の値上げについては、現段階では考えていないが施設に対する修繕費等が多くなってくれば、見直しも考えていかなければならないと思っているとのことであります。

これに対して委員からは、使用料を一気に上げるということではなく、ある程度は受益者も将来の修繕補修費用を負担していただきたいという要望や基金積立の必要性を地元にも話していただきたいという意見がありました。

以上のほか、特に次の3点について町長の見解を質したところであります。

まず1点目として、「少子高齢化が進み、また本庁方式への移行などに伴い、区公民館や公民会の果たす役割が重要になっていく中で、維持・運営が厳しくなっている。今後、区公民館組織に対する運営補助や支援の充実、区公民館等施設整備事業補助金の見直し、公民会の再編の推進はできないか」質しましたところ、現在、均等割、施設割、世帯割という形で運営補助を行っている。これまでも館を所有しているところと町が所有しているところでは不均衡ではないかなど、いろいろ御意見をいただいている。

公民会の再編を含め地域再生という問題に対して、平成20年度1年間をかけて総合的に検討するとのことであります。

次に2点目として、「国の指導で医療費適正化計画を作らなければならない状況を見ると、町民の健康づくり推進に向けて各課横断的組織を構築し、皆で取り組む考えはないか」質しましたところ、町民が健康で安心して暮らせるまちづくり、これは誰もが望んでいることである。医療費が増加していく中で、医療費負担抑制は喫緊の課題となっている。今回指摘された点については理解するところもあることから、今後取り組みを進めていくための連絡調整会議というようなものを設置して検討していきたいとのことであります。

最後に3点目として、「温泉プール及びB&Gプールの今後の運営についての基本的な考えについて」質しましたところ、施設検討委員会の中でも検討事項となっているが、温泉プールについては、佐志ニュータウンへの分湯の問題や現在雇用している方々の処遇、また、当該施設は採算が取れにくい面がある中で、今すぐに指定管理者制度などに移行することは難しいと認識している。

B&Gのプールについては、B&G財団から無償譲渡されたときの条件や施設の現状を考えると、指定管理者制度へ移行できるような施設ではないと考えている。

両施設とも、現在の形の中で考えざるを得ないのではないかとあります。

これに対して委員から、プールの管理や指導のあり方、民間水泳教室の実態把握など、今後

の運用について検討されるよう要望がありました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

〔麥田 博稔議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの文教厚生常任委員長の報告について質疑はありませんか。楠木園議員。

○楠木園洋一議員

議案第29号の小学校管理費の中の屋外運動場屋根改修工事、こういう類似施設、まだあるのか、そこまで精査をされたのか。

〔麥田 博稔議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（麥田 博稔議員）

お答えをします。そのことにつきましては、町の当局のほうで、施設整備検討委員会とか、それから今、学校のあり方検討会、いろいろありますので、質疑の中でもありました。

今年度、流水小ですけども、平川とか、佐志とか、いろいろな要望もありまして、委員会のほうでも今後検討をして公表しなければいけない。

私も一般質問でちょっとしたんですけれども、そういうことについて、やはりすべての学校が今施設がもう古くなって改修しなければいけない状況であると。だから、財政的な面で執行部側も非常に苦慮しているというようなことで、検討して、できれば何年度ごろにという公表もしてくれというような話も委員会の中ではありました。

〔麥田 博稔議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。新改幸一議員。

○新改 幸一議員

「議案第30号 平成20年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」のことにつきまして、この中で、人間ドックの経費を減額してということで、委員長のほうから報告があったわけでございます。

このことにつきましては、それぞれ賛否両論あるわけでございますけれども、県下のそれぞれの市町村の助成のあり方というのを少し調査をさせていただきましたが、一番高いところは、いちき串木野市で国保で一般コースで3万1,000円、女性コースでは3万4,800円という助成をされていらっしゃる。それから、阿久根、長島町でも国保では3万円、女性コースでは3万4,000円という高い助成金もされていらっしゃるわけでございますが。

町長も、いつも言葉の中には、住んでみたいまち、住んで良かったと言われるまち、ということかねて努力をするんだということをしょっちゅう言われておりますけれども、これに逆行するような一つの政策等がとられているような感じもするわけでございます。

「早期発見に勝る治療法なし」という言葉もありますけれども、こういう関係の流れの中で、委員会としては、県下市町村の人間ドック助成のあり方について、県下の助成等の資料を求めて慎重に検討されたものか、そこあたりをちょっと質問いたします。

〔麥田 博稔議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（麥田 博稔議員）

今の質問に対しまして、県下の情勢を聞いてということまではしませんでした。私たちとしては、執行部から、本会議のところでも総括のところでも質問がありましたように、国保の人間ドックを減らすと。そのかわり衛生部門というんですか、特定健診の中で超音波健診とか、それからいろいろながん検診、それでカバーしたいというようなことでありましたので、委員会としては

ほかのところの何ていうんですか、事例までということまではしませんでした。

ただ私は、個人的にはいろいろそういう質問がありましたので聞きました。資料も一応もらって、20年度のよその町村はどうなってるのかというようなことも聞きました。特定健診が始まりますので。

担当の話では、4市町村ぐらい話を聞いたところ、総額は大体昨年と同じぐらいにしてるけれども、補助単価ですね、3万円だったのを、極端にいうと2万5,000円とか1万円にするとか。何か、そういう方法で今年度は対応したいと。

ただ委員会の総意としては、執行部側が今までの個別健診というか、人間ドックのあり方を検討したときに固定化していると。今3年新町になってなるわけですがけれども、3年間同じ人が受けている。それから、2年受けている。それと1年しか受けていない。だから、固定化して、その数字は私はもらったんですけれども、例えば17年度に対しては、対象者が6,100人いると。受診した人が201名で、利用率は3.3割というようなことであります。それを2年、3年と、いずれもやっぱり3割前後でやっていると。

だから、国の制度が大きく変わってきたということもありますけれども、これからの健診というか、町民の健康を考えたときに、やはり国の制度に乗って特定健診のほうに振り向けていきたいというような答弁がありましたので、もうちょっとくどくなりましたが、今委員からありましたほかの市町村の単価を聞いてまでという審査は申しわけないんですけれどもしませんでした。

〔麥田 博稔議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ほかにありますか。久保議員。

○久保 道夫議員

2点、委員長にお伺いいたします。まず1点目、新改議員と同じ質問になろうかと思いますが、この委員長報告を見ますと、特定健診事業に重点を置いていくということですが、やはり人間ドックの健診につきましては、より精密な高度な健診を受けられる場所でもあります。そういう機会でもありますし、逆に、本年度は前年度対比半額の予算になっているわけですが、ここを補助額を落として枠を広げるとか、あるいはそういう移行期間をとるなり、そういうちょっと突っ込んだ質疑がなされなかったものか1点。

それと、ちょうど今时期的に後期医療の保険証の切り替え時期になっているわけですが、もうほとんどの方々がその制度をうまく理解していらっしゃらなくて、なかなか我々に質問されましても、なかなか我々も勉強不足でうまく説明できない部分がありますので、それについて担当課で説明会と申しますか、そういうのを開いてほしいというような声は、委員会では出なかったものか、2点、お聞きいたします。

〔麥田 博稔議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（麥田 博稔議員）

お答えします。補助率を落として枠を広げる考えはないかと、そのことについても全く申しわけなんですけど審査しませんでした。というのが、先ほどちょっと話をしたんですけれども、健診を受けやすい体制、それからさっき言った制度が移行してきて、それから国保でいう人間ドックから、先ほど言ったように特定健診のほうへ制度が移行すると。それで、その特定健診の中で、腹部超音波ということで、皆さん方も各家庭に国保の方は回ってきてるんで御存じだと思いますけれども、肝臓とか、腎臓とか、ある程度すべてのものが超音波診査で判ると。

それから、一番の問題は先ほど言いましたように、経費的な問題で、財政的な問題で、やはり人間ドックもすべてできればいいんですけれども、そういう国の制度、指導によってやっていき

たいと。特に、人間ドックでも、特定健診でも、その受診率には変わりはないんですけども、受診率を4年後ですか、23年度までに65%に上げなければいけないと。現在は、30%何%らしいんですけども、それを65%まで上げていかないと、結局国からのペナルティで、お金が6,000万ぐらいかかってくると。

だから、全員に受けやすい体制を作って、それで特定健診で、執行部としては今までの人間ドックにかかわってカバーできるのではないかなというようなことでありました。

それから、あと一点、後期高齢の説明会については、これは判るようにすると。先ほどの委員長報告にも書いておきましたけれども、特に変わってくる方は、被扶養者ですね。今までいう社会保険というか、共済組合保険の被扶養者になってた方。その方については、特に連絡をするようにというように、委員長報告のところでもちょっと触れたんですが、ここに社会保険加入者の被扶養者であった者に対しては、保険料徴収に猶予期間があることから、特に周知のために対策をとってほしいという要望をいたしました。

ですから、その辺をひっくるめて、きょうも公民会放送でありましたけれども、いろいろ地域によっては違うと思いますが、そのことについては、広報とか、いろんなことを通じて遺漏がないように、町民の方に理解してもらうように努力をするということでありました。

〔麥田 博稔議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

文教厚生常任委員会関係の審議も一応中止しておきます。

次に、建設経済常任委員長の審査報告をと求めます。東建設常任委員長。

〔東 哲雄議員登壇〕

○建設経済常任委員長（東 哲雄議員）

建設経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえて慎重なる審査を行った結果、「議案第14号 さつま町千年の森条例の制定について」、「議案第25号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、「議案第26号 さつま町企業職員の給与に関する種類及び基準に関する条例の一部改正について」、「議案第29号 平成20年度さつま町一般会計予算」の関係分、「議案第36号 平成20年度さつま町水道事業会計予算」、「議案第37号 平成20年度さつま町簡易水道事業会計予算」、以上の議案6件については、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第14号 さつま町千年の森条例の制定について」であります。

この条例は、さつま町神子地区にある建山町有林23.5ヘクタールを永久に伐採しない区域に指定し、町の貴重な財産である巨樹、巨木が存在する千年の森として後世に引き継いでいくため、制定しようとするものであります。

質疑の中で、今後の管理について質しましたところ、杉、桧がほとんどで林齢が50年ぐらいである。森林施業計画で長伐期を杉80年、桧90年としていることから、この林齢になるまでは5年、10年ごとに枝打ち、間伐等の保育作業を行い、それ以降は200年、300年の保育計画を立てて行く必要があるとのことであります。

次に、「議案第25号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、公営住宅において暴力団員による傷害事件などの不法行為等が全国的に多発していることから、入居者の安全と平穏な生活の確保を図るため、入居者資格の厳正化を規定しようとするものであります。

質疑の中で、暴力団員の判断について質しましたところ、3月21日に本町とさつま警察署の間で、情報提供や個人情報等の取扱いについての暴力団員による町営住宅等の使用制限に関する協定を締結することにしており、今後は協定に基づき、さつま警察署に文書で照会し、回答をもらう形になるとのことです。

次に、「議案第29号 平成20年度さつま町一般会計予算」の関係分についてであります。

まず、6款、農林水産業費についてであります。町単独の新規事業であるふれあい農業推進事業として、農業委員会と連携して遊休農地の荒廃防止と活用の促進を図るため遊休農地マップを作製するとのことであるが、どのように活用していくのか質しましたところ、農業委員会の調べで、貸したい・売りたいという農地が23ヘクタール、うち畑が7ヘクタールあるが、遊休農地マップをもとに、まずは町内の認定農業者に優先して斡旋し、次に町内の非農家等にも斡旋していきたいとのことです。

耕地関係であります。町単独土地改良事業費の減額について質しましたところ、これまで農道整備の申請が多かったが、中山間地域等直接支払事業による農道整備の取り組みが多くなっていることから、減額になったとのことです。

次に、7款、商工費についてであります。平成20年度からプレミアム付商品券を発行するための補助をさつま町商工会に行うとのことであるが、商品券の対象店について質しましたところ、商工会員を対象としている。商工会への加入率は約60％であるが、一般の消費者が買い物をするような店舗はほとんどが商工会員であるとのことです。

次に、8款、土木費についてであります。道路特定財源暫定税率が廃止された場合の道路整備事業への影響について質しましたところ、地方道路整備臨時交付金事業は道路特定財源が充当されている事業であり、平成20年度は3路線の整備を計画している。廃止された場合この事業はストップすることになり、別の事業での実施を考えないといけないとのことです。

また、道整備交付金事業についても道路特定財源が一部充当されていることから、若干の変更も予測される。暫定税率が廃止されると1億5,300万円の減になり、道路整備に大きな影響が出てくるとのことです。

次に、「議案第36号 平成20年度さつま町水道事業会計予算」についてであります。

質疑の中で、上向配水池の築造工事に伴い、工事の必要性と工事概要について質しましたところ、上向配水池は薩摩中央高校グラウンド近くにあり、今回、道路改良に伴い、隣の敷地に規模を大きくして移設することとなった。上向配水池は1日の平均が約900トン、最大で約1,200トンを配水している。

容量を増やすことについては、災害等が発生した場合、自衛隊等の給水の拠点となるよう12時間は最低確保するようにとの国・県の指導等があることから、最低確保分に消火用水量等を加算して650トンにしたとのことです。

最後に、「農業委員会の選挙による委員の定数の考え方について」町長の見解を求めたところであります。

農業委員会委員の定数は条例で定められているが、本年7月31日で任期満了となることから、今後の定数の考え方について質しましたところ、行財政改革推進本部会議の提案等から行政管理室を通じて各種審議会等に対して委員の定数について検討していただくよう申し入れをしている。

農業委員会におかれても、委員定数についての検討委員会を設置され、第三者の意見等も聞い

ていただき、出来るだけ早い時期に検討していただくようお願いをしたいと思っているとのことであります。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

〔東 哲雄議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの建設経済常任委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、ただいままで審議を中止しておきました議案第8号から議案第37号までの議案29件について、一括してほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、「議案第8号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」から「議案第27号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」までの議案20件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、ただいまの議案20件について一括して採決します。お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、ただいまの議案20件は、いずれも各委員長の報告のとおり可決されました。

次は、「議案第29号 平成20年度さつま町一般会計予算」について討論を行います。討論はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。この表決は起立によって行います。お諮りします。「議案第29号 平成20年度さつま町一般会計予算」に対する委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 等議員）

ありがとうございました。起立多数です。したがって、「議案第29号 平成20年度さつま町一般会計予算」は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第30号 平成20年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から「議案第37号 平成20年度さつま町簡易水道事業会計予算」についてまでの議案8件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、ただいまの議案８件について一括して採決します。この表決は起立によって行います。お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 等議員）

ありがとうございました。起立多数であります。したがって、「議案第３０号 平成２０年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から「議案第３７号 平成２０年度さつま町簡易水道事業会計予算」議案８件については、各委員長の報告のとおり原案可決されました。

△追加日程第１ 「緊急質問」

○議長（濱田 等議員）

ここで、お手元に配付してあります緊急質問申出書のとおり、日高政勝議員から緊急質問の申し出があります。日高政勝議員の緊急質問の件を議題として採決します。

お諮りいたします。日高政勝議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第１として議題とし、直ちに発言を許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、日高政勝議員の緊急質問に同意の上、直ちに発言を許すことは許可されました。

それでは日高政勝議員の発言を許可します。日高議員。

〔日高 政勝議員登壇〕

○日高 政勝議員

道路特定財源の暫定税率が期限切れになった場合の町財政に与える影響の対応策について緊急質問をいたします。

先の総務委員会委員長の報告に対して、道路特定財源が廃止になった場合について審査をされているのかという質問が出され、これに対する答弁は、昨日、きょうの新聞で報じられたような状況を把握できていなかったもので、道路特定財源の暫定税率分を含む当初予算について審査を行ったということでございました。

また、建設経済委員会の委員長報告でも、これに関連しての道路整備への影響の報告がなされたところであります。今、国会で論議になっております揮発油税等の道路特定財源の暫定税率の延長を盛り込んだ租税特別措置法改正案の行方に全地方自治体が大きな危機感を抱いているところであります。現在まで、与野党間で協議が行われておりますけれども、今のところ協議は難航し、今月末の暫定税率失効の公算も大きいという報道もございます。

けさの新聞には、税制改正法案の修正協議が実らず、参議院での採決も行われない場合には、憲法が定める参議院送付６０日後のみなし否決の規定により、４月末にも衆議院で再議決し、法案を成立させる方針を首相が示唆したという記事も出ております。

そこで、今回の平成２０年度一般会計予算、歳入歳出とも暫定税率の維持・継続を前提に編成されておりますので、政府予算案が３月末に自然成立しても税制関連法案が成立しなければ歳入不足となり、道路整備だけでなく、様々な住民サービスに影響が出てくると予測されます。

したがって、本町での当初予算に盛り込まれたその影響額は幾らであるのか。また、これらの

対応策をどのように考えているのか質問をいたします。

〔日高 政勝議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

日高議員のほうから緊急質問が出されました。この問題は、お互いに大変心配をしているところでございます。

まず、今年度事業に対する影響額ということをおっしゃっていました。依存財源に多くを頼っている私たち自治体は、毎年度の当初予算編成においては、国が示しております地方財政計画に沿った形で編成作業を進めてきております。このことは、20年度予算についても例外ではありません。地方財政計画では、道路特定財源も地方の一般財源と位置づけられており、これらを含めて交付税等の積算もなされるわけでありまして。

そういう中で、影響額ということですが、道路関係税を財源にして国や県から市町村に交付されているものは大きく2種類ございます。一つは、地方道路譲与税をはじめとする譲与税や交付金。もう一つは、地方道路整備の臨時交付金などの補助事業を通して交付される補助金や交付金であります。

このうち、譲与税等につきましては、地方道路譲与税、自動車重量譲与税、自動車取得税交付金の3つがありますが、3つの合計額を19年度決算見込みで3億1,000万円程度を見込んでおります。このうち、暫定税率に係る額は、単純案分ではありますが、概ね半額の1億5,000万円程度と試算しております。1億5,000万以上の影響が出るだろうというふうに見ているところです。

一方、補助事業につきましては、19年度決算見込みで2億6,000万円程度の受け入れを見込んでおります。補助事業は単純に案分できないため、暫定税率との影響額の試算というのは困難であります。補助事業の制度そのものの存続や補助率など、影響は少なくないと考えております。

そういう中で、21年度以降は別といたしましても、20年度につきましては、国債の増発などを含め、形はどうであれ地方の影響が少ない形で何らかの対応がなされるのではないかと希望的観測ではありますが期待しながら、そうなるよう国や県への働きかけを行いたいと考えているところであります。

もしそのような手だてがなされない場合は、影響額から考えましても、その影響は単に道路整備ができないということにとどまらないうと感じておりますし、事務事業の見直しもこれは必至になってくると考えております。

私たちは無駄な道路を作っているというつもりはございませんし、どうしてもよい道路を整備をしてるというようなことは全くないわけでありまして、また、国が今行っていております、いわゆる北薩横断道路にいたしましても、非常に我が地方にとっても重要な道路だと認識して運動もやってきたところであります。

対応策の一つとしては、赤字地方債の発行なども上げられるとは思いますが、財政再建を大きな柱として公債費の削減を掲げている本町にとりましては、計画に定めた地方債の発行枠と、15億円以内というこの発行枠は何としても守りたいというふうに考えているわけでありまして、こうした計画への影響も、これは必至になってくると。計画期間内での財政再建も厳しい状況になってくると思われるわけでありまして、こういうことも簡単にはできないと思いますが、影響が出てくるということになります。

さらに、県が行ってくれております事業に対する影響というものも、また多大なものがあるだろ

うと思います。特に、激特事業での橋梁の架け替えなど、県の裏負担というようなものに非常な影響が出てきて、これが果たして進んでいくのかどうかということも懸念されるということもございます。

いずれにいたしましても、しばらくは今国会をはじめ国の動向を見極めながら、その対応策を選択しなきゃいけないと考えておりますが、この２９日にも道路整備全国協議会のほうで緊急の理事会の招集が出ておりますので、そこらのまた状況も見ながら、今後に対しても我々としては、道路整備の重要性ということとはもとより、道路特定財源を含め、地方交付税など、地方の一般財源の確保に向けては一層の働きかけをしなきゃいけないと。これは、真剣な問題として取り組まなきゃいけないと思っているところでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、しばらく休憩します。再開は、おおむね１０時５５分とします。

休憩 午前１０時４５分

再開 午前１０時５５分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、緊急質問を終わります。

△日程第３０ 「議案第２８号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」

○議長（濱田 等議員）

日程第３０「議案第２８号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

ここで、地方自治法第１１７条の規定によって、木下賢治議員の退場を求めます。

〔木下 賢治議員退場〕

○議長（濱田 等議員）

これから、建設経済常任委員長の審査報告を求めます。東建設経済委員長。

〔東 哲雄議員登壇〕

○建設経済常任委員長（東 哲雄議員）

建設経済常任委員会に付託されました「議案第２８号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

委員会では、現地調査も踏まえて慎重なる審査を行った結果、可決すべきものと決定した次第であります。

審査では、この経緯について質しましたところ、この施設については、これまで梅酢の再利用施設の整備、さらには民間企業による二次加工場の建設が予定されていたことから、平成１８年度、平成１９年度は、１年間として「さつま町梅振興会」を指定管理者としてきたところである。

しかしながら、梅酢再利用製品の売上げが思うように伸びず、研究の必要性などから整備をやむなく先延ばしすることになったこと。二次加工場についても１，０００トン程度の梅の取扱量を確保出来るまでは建設しないことになったことから、今回、平成２０年４月１日から平成

23年3月31日までの3年間として、「さつま町梅振興会」を指定管理者に指定しようとする
とのことであります。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

〔東 哲雄議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの建設経済常任委員長の報告について質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。「議案第28号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定
管理者の指定について」に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決すること
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第28号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定
管理者の指定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

木下賢治議員の入場を許します。

〔木下 賢治議員入場〕

△日程第31 「議案第40号 さつま町土地開発基金条
例の一部改正について」、日程第32 「議案第41号
平成19年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」、
日程第33 「議案第42号 平成19年度さつま町国
民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第
34 「議案第43号 平成19年度さつま町老人保健
医療特別会計補正予算（第3号）」、日程第35 「議案
第44号 平成19年度さつま町介護保険事業特別会計
補正予算（第3号）」、日程第36 「議案第45号
平成19年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予
算（第1号）」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第31「議案第40号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について」から日程
第36「議案第45号 平成19年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」
までの議案6件を一括して議題とします。

各議案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

それでは、まず「議案第40号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について」、提案の理

由を申し上げます。

これは、土地開発基金の総額を変更することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第41号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」についてであります。

今回の補正は、財産取得費に要する経費及び財政調整基金費、老人福祉費、企画費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,470万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億4,473万5,000円とするものであります。

次に、「議案第42号 平成19年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

今回の補正は、保険給付費及び共同事業拠出金、諸支出金並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,201万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億1,707万8,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第43号 平成19年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

今回の補正は、総務費及び医療費並びに諸支出金に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,726万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2,888万1,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第44号 平成19年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

今回の補正は、保険給付費、基金積立金及びその他必要な経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,897万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,477万7,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第45号 平成19年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

今回の補正は、介護サービス事業に係る一般管理費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ126万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,833万7,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○財政課長（二階堂清一君）

「議案第40号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について」内容を説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（二階堂清一君）

次に、「議案第41号 平成19年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」について説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（楠木園建雄君）

「議案第42号 平成19年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」につ

いて説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（楠木園建雄君）

続きまして、「議案第４３号 平成１９年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第３号）」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

続きまして、「議案第４４号 平成１９年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）」について説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

続きまして、「議案第４５号 平成１９年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）」について説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案６件については、会議規則第３９条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案６件は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案６件について質疑はありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

議案第４１号についてお伺いしますが、ページは３０ページですね。本庁費、それから鶴田支所、薩摩支所、いずれも需用費が相当の減額になってるわけです。それで、今年度の予算にそれが反映されてるのかというと、そんなに反映されてないという感じがするんです。本庁にすると１，４１５万ですか、今年度組んでありますけれども、これだけ減額、どういうことで需用費がこれだけの大幅な減額になってきたのかということと。

それから、８８ページ、財産取得で、職業訓練所の跡を１億８，４６３万、あとの利用の仕方ですね。その辺をどのようにお考えになってされるのか。

それから、議案第４３号、ここの第三者行為による損害賠償金と、それから不正利得等徴収金というのが８ページです、歳入で上がってるんですけれども、個人情報とかいろいろあると思うんですけれども、この加算金等も出てるようですので、その辺をちょっと判れば詳しくお知らせを願いたいというふうに思います。

○財政課長（二階堂清一君）

庁舎管理費の関係の大幅な需用費の減ということではありますが、これは１８年度相当規模な災害が発生しまして、そういった復旧事業を１９年にかけてやったわけではありますが、そういった事務費、あるいは工雑の関係で、本庁舎管理費というものが、だいぶ支出をしていただけたということがありまして、結果として落ちたというものであります。

ですから、２０年度については、そういった事業がありませんので正常な姿に返ったということであります。

それから、１３款諸支出金の土地を普通財産として取得した場合のあとの利用の話であります

が、私たちが今回取得しまして一部はそういった激特関係の住宅用地ということで処分いたしておりますが、そのほかについては、今のところ特段考えておりません。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

老人保健医療特別会計の予算書でいきますと、7ページ8ページの第三者行為による不正利得徴収金等の内訳でございますけれども、これにつきましては、2件の医療機関の不正請求があったということでございまして、その分に係ります不正利得徴収金でございます。通常、こういったものにつきましては、翌月分の診療報酬で精算をされるわけでございますけれども、今回のこの2件の医療機関につきましては、保険者に支払いをするということを選択されましたので、保険者からこの2件分について請求をしたということでございます。

この場合におきましては、最大40万円まで加算金を徴収することができるということになっておりますので、加算金も含めて徴収をしたということで、その分の加算金が15万5,000円分あるということでございます。

○麥田 博稔議員

土地購入に関しましては、今、激特関係というようなことがあったんですけれども、やはり今度の激特の工事で立ち退いて土地がないとか、いろんなそういう人が出てくると思うんです。やっぱりそういうときには、被害者のほうに立って、できるだけ利便を図っていただきたいと、これは要望しておきます。

それから、この2ページで、先ほどの委員長報告書にもいろいろと質問が出たんですが、歳入のほうで大幅に減額とかなってます。それで、2ページの関係です。徴税等につきましても、まず町民税が2,400万ですか、なって、これは三位一体改革で税源移譲、何だかんだということとされたと思うんですけれども、その辺の影響なのか。それから減ったことが、やっぱり町民の所得が落ちたということによって減ってきたのか。その辺の分析をどのようにされているのかということ。

それから、この先ほどあったゴルフ場の利用税につきましても、もうずっとこう下がりっぱなしなんですね。その辺について、やはり先ほどの意見でもありましたけれども、町としてどのように分析されてるのか。やはり、あそこの利便性を図るというようなことで、現在橋もかけて、いろいろやってるわけですから、その辺をひっくるめて。これは前からの継続ですけれども。

できれば、個人の、個人ちゅうか、あれですから強くは言えないんですが、このゴルフ利用につきましては、町民の方に「3回ゴルフに行くときには地元のゴルフ場を利用してくださいよ」ぐらいはできないのかなというようなことで、個人の志向がありますから、やはり3回か4回に1回は地元をすると、ゴルフ利用税ということで、町でも少しでも還元があるというような運動等ができないのかどうか。それとなく、一つのところだけするわけいきませんが、その辺も考えずに思われてるのか、お伺いしときたいと思いますが。

○税務課長（下市 真義君）

歳入におきまして、町民税のうち、個人の現年分2,400万円ほど減額補正をいたしましたわけでございます。これにつきましては、19年度の当初予算を計上するときに、税源移譲の関係で、交付税から住民税へということもありまして、ある程度の理論上で計上した経緯もございますし、それと若干災害関連によりまして、雑損控除等がありまして、その関係でも若干減少したというふうに分析をいたしているところでございます。

税総体では、法人税のほうは若干、当初予算に計上した分よりも上回る見込みで、税全体では予算額を確保できるものというふうに思っております。

○財政課長（二階堂清一君）

ゴルフ場利用税の話であります。たしか本県の傾向としましては、非常にこう下がってきているというのが基本的にあります。例えば、14年度ですが各市町村に鹿児島県の場合で、ゴルフ場の利用税ということで配分されましたお金は10億3,000万円ぐらいであります。それが、18年になりますと6億4,400万ということで、非常にこう下がってきております。

これから見ますと、どうも全体的に下がっていく中で、ゴルフ場の利用というものが二極化しているということが言えそうであります。

例えば、霧島、それから指宿のほうは、若干こうなだらかに下がっていると。それ以外について、非常にこう大きな下げ幅であります。例えば、薩摩川内市につきましては、17年度と18年度を比較しますと、40％ぐらい下がっているということになっておりまして、非常に二極化が進んでゴルフの利用というものがなされているということになるようであります。

○企画広報課長（中村 慎一君）

このゴルフ場関係につきましては、ただいま御質問がございましたとおり、またこういった特異な存在といたしまして町の広報紙等でも取り上げまして、特集でも組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。楠木園議員。

○楠木園洋一議員

86ページですね。道路土地施設災害復旧の工事請負額の減額の積算はどうなっていますか。4,700万ほど。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

この災害復旧工事の4,751万9,000円の関係でございしますが、これにつきましては、入札残によるものでございます。

○楠木園洋一議員

入札残ということで、今何ですか、町道におきまして、危険な橋なんかの調査なんかはされているのか。いろいろ建設省の中で橋の危険箇所とかあるんですけど、やっぱり町道における危険な橋とか、そこまではまだ調査されていないのか。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

橋梁関係につきましては、国のほうからも中期計画の中で橋梁の耐用年数、そういうのも調査してくださいということで調査が来ております。それで、アンケート調査のほうも、この前、県の道路維持課長のほうが見えられまして、その中で町としての今後の取り組みについてもアンケート調査を行っておりまして、これにつきましては、整備計画をまず作らなければいけないということでございまして、この中で専門的に橋梁の場合は調査しなければいけないので、その調査体制についても、今後検討していかなければいけないということで考えてるところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案6件を一括して採決します。お諮りします。「議案第40号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について」から「議案第45号 平成19年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」までの6件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第40号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について」から「議案第45号 平成19年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案6件は原案のとおり可決されました。

△日程第37 「議案第46号 18災1697号平江線
道路災害復旧工事19－1工区請負契約の一部変更につ
いて」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第37「議案第46号 18災1697号平江線道路災害復旧工事19－1工区請負契約の一部変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第46号 18災1697号平江線道路災害復旧工事19－1工区請負契約の一部変更について」であります。

これは、当災害復旧工事に係る請負契約の工期について変更をしようとするため、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、建設課長のほうから説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○建設課長（脇黒丸 猛君）

それでは、「議案第46号 18災1697号平江線道路災害復旧工事19－1工区請負契約の一部変更について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第46号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第４６号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第４６号を採決します。お諮りします。「議案第４６号 １８災１６９７号平江線道路災害復旧工事１９－１工区請負契約の一部変更について」は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第４６号 １８災１６９７号平江線道路災害復旧工事１９－１工区請負契約の一部変更について」は可決されました。

△日程第３８ 「議案第４７号 さつま町教育委員会委員の任命について」

○議長（濱田 等議員）

日程第３８「議案第４７号 さつま町教育委員会委員の任命について」を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第４７号 さつま町教育委員会委員の任命について」であります。

これは、さつま町教育委員会委員のうち、小牧紘一氏が平成２０年５月９日付をもって任期満了となることに伴い、新たに大園勝氏を委員に任命しようとするものであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

「議案第４７号 さつま町教育委員会委員の任命について」御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となつています議案第４７号については、会議規則第３９条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第４７号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。平田議員。

○平田 昇議員

ついせんだって、教育委員長は、この議場で教育行政に取り組む姿勢を示したばかりなのに、その任を退く理由には何があるのか、任命権者の町長に尋ねたいと思います。

○町長（井上 章三君）

先ほど提案理由で申しましたように、小牧委員は、５月９日付をもって任期満了ということに

なりますので、今後のことについて小牧委員にお会いいたしまして、その意思を聞いたところでございます。

小牧委員は、委員歴としては現在3期目を旧町時代から教育委員として務めておられますが、新町になりまして、平成17年の3月22日から3期目の委員としてスタートされた。17年の5月10日に委員長になられております。その後、平成18年の5月19日にさつま町の商工会長にまた就任しておられます。

それで、本町の関係でも体協の会長であったり、水協の理事長であったり、その他本職も含めて大変たくさんの役職を持って多忙を極めておられる中で、特に、この商工会長の職に就任されたときから、やはり時期が来たら、もう辞退をするべきであるという気持ちを持っておられたということでございました。

そういうことで、このたび任期満了を前にして辞退の意思を示されたものでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。宮之脇議員。

○宮之脇金次郎議員

確認のために聞きたいと思いますが、前合併したときに教育委員ということでそれぞれ任命されて、補助員という呼び名だったかどうか、ちょっと呼び名は判らないんですけど、次の人が辞められた場合は次にお願ひしますよということで地元の方に相談に行って、「あぁいいですよ」ということで、補助員、呼び名はちょっと記憶にないですけど、そういう形で行ったことがあるんです。そこらあたりの関連をちょっと説明していただきたいと思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

当時の説明の仕方ということでございますが、今、地方教育行政の組織及び運営に関する施行令の中に、5人の委員の中では、例えば1年、2年、3年委員ということで、全委員が一度にかかわらないように、それぞれの任期ごとに委員の任期を定めて、全部一緒にかかわらないようなということの説明をしたと記憶してるところでございます。

○宮之脇金次郎議員

そういうことじゃなくて、前、補助員という形で相談に行った方々は、例えば、この大園さんもその補助員になっていたのか、そこらあたりはなくなって、前の補助員の方々にいろいろな内容を話して、それをクリアしてこういう形になったのか、そこを聞いてるんです。

○総務課長（湯下 吉郎君）

教育委員の、その補助員という制度はございません。選挙管理委員については、補助員という制度がございますけれども、教育委員には、そうした制度はございませんので御理解をいただきたいと思います。

○宮之脇金次郎議員

ちょっと私が記憶があいまいで。記録を持っていませんので判らないんですけど、こういうことですので相談に行ってくださいということで、事務局のほうから相談があったんです。だから、それを楠木園議員と地元の補助員さんという呼び名がしっかり何か判らんですけど、そこに相談に行って「いいですよ」という許可をもらって、そういう経緯があるもんですから、そこらあたりを。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開は、おおむね1時5分とします。

休憩 午前11時50分

○議長（濱田 等議員）

それじゃ、休憩前に引き続き会議を開きます。宮之脇議員。

○宮之脇金次郎議員

先ほどの質問の件ですが、私が勘違いということで質問を撤回いたします。どうも済みませんでした。

○議長（濱田 等議員）

中尾議員。

○中尾 正男議員

教育委員の方は、政治的活動やら信条など幾らかの制約もあるんじゃないかと思ってるんですが、そこあたりは当然クリアされていると思うんですが、先ほど説明があった以外に公的私的にわたって職業とか、そこあたりの説明以外にはないんでしょうか。確認をしておきたいと思います。よく判らない方です。

○総務課長（湯下 吉郎君）

先ほど説明申し上げましたように、最終職歴が本年の3月まで北薩教育事務所の社会教育指導員ということでございまして、3月をもって退職ということでございますから、ほかの職歴はございません。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

ちょっと伺います。先ほどの総務課長の説明の中でも、経歴については申し分ないというふうに私は思います。ただ、教育基本法が変わり、それから学習指導要領が変わってくると、そういう中で何ていうんですかね、教育長も学校の校長先生上がりの方、また、教育委員にそういう学校の校長先生ということになってくると、やはり教育行政が教える側の立場に立ってくる懸念はないのかと。

それから、学校適正規模等検討委員会の委員であられるということですけれど、基本的な考えがどのようにお考えなのか、その辺はまだ検討中だから判らないということもあると思うんですが、やはり教育行政についてどのような考えをお持ちになってる方なのか。その辺をもう少し教えていただかないと、私もこの大園さんて方は全然面識もないし、判断のしようもないわけです。ただ、経歴を見たときにいいだろうとは思いますが、だから、その辺の判っていることがありましたら教えていただきたいと思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

今、委員の選任の規定の中では、この法律の抜粋ですが「被選挙権を有するもので、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、町長が議会の同意を得て任命をする」という中で、委員につきましては年齢でありますとか、あるいは性別、それから職業等に著しい隔たりがないように配慮すると。それからもう一つは、委員の中で保護者、親権を行うものが含まれなければならないという規定がございます。

この大園氏につきましては、先ほど学校適正規模等検討委員会の委員でもあられるということですが、人物的には温厚で人当たりも良い方ということで伺っておりますし、委員の中にやはりそうした教育的な経験、広い視野の教育行政という見地から今回、大園勝氏を同意を求

めるというものでございます。

○**麥田 博稔議員**

人格が高潔ということで、推薦はそういうことだろうと思いますけれども、やはりこの人事案件で一番大事な、これからのさつま町の子どもたちを育てるという大事なことです。この人事案件についてはできれば、何日か前にお知らせを願って内部でも、そして我々にもやはり検討する時間を今後与えていただきたいというふうに、これは要望しておきたいと思うけど、その辺の考えを総務課にお伺いしときたいと思います。

○**総務課長（湯下 吉郎君）**

ただいま御指摘のとおり、これまでの経緯もありまして人事案件については事前に御説明する時間は昨日ということになってしまったわけですが、今後におきましてはそうした事務的な配慮、それから検討期間ということも含めまして、できるだけ改めるべきは改めということで、早めにそうした対応したいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○**議長（濱田 等議員）**

平八重議員。

○**平八重光輝議員**

2つほどお尋ねしますが、1つは今麥田議員からありましたように、きのう説明をされて、きょう承認はどうかと言われても、少なくとも私は判断の基準を持ちません。どう判断しているのかちょっと迷っております。

今ありましたように、少なくとも何日か前までにはそういうのを知らせていただいて、ある程度の判断基準ちゅうのを私たちが持つ猶予をいただきたいと思います。

それともう1つは、総務課長の説明がありましたように大園さんという方は、非常に温厚で人間的にも立派な方だろうと思います。私は知り得ませんので。ただ、この方を選任されるに至った、もうこの人ありきでされたのか、あるいは複数の中から、候補者の中からこの方を選ばれたのかをお尋ねいたします。

○**町長（井上 章三君）**

先ほどから申しておりますように、5月9日で小牧委員が満了になるということと、前から商工会長になったということ踏まえて、そういうような気持ちも持っておられるということも漏れ聞いておりましたので、しかしほかに適当な方がどの程度いらっしゃるものかということは、それぞれのルートでちょっと検討していただきました。

そういう中で、何人ぐらい候補といいますか、いらっしゃるのか具体的にはちょっとあれなんです。最終的に、なかなかその多くいらっしゃるわけではなかったようでございます。

それで、最終的にこういう大園さんという方が本町に住んでいらっしゃるって、ちょうど3月でこういうようなタイミングよく退任されると。そして、この方については教育長も同年でもあつてよく御存じであるということでございました。きょうはちょっと教育長が来ておられませんが。そういうことで人物的なこと、いろいろな仕事ぶりなどについてはよく御存じであると。

そういう点で、私も初めてお会いした方でしたけれども、そういう点では教育長が本当に立派な方だということでございまして、私もお会いしてそういう感じを受けたところでございます。

ですから、いろいろ幅広く探す努力はしていただきましたが、最終的に絞られてきたのは、そして私のほうに話があったのはこの方という形で、どうでしょうかということで相談があったということでございます。

○**平八重光輝議員**

大変立派な方のようにありますが、麥田議員のほうからもありましたように、できれば仲良し

グループではなくて、教育、子どもたちのためなら私は教育長とけんかしてでもこういうのをやりたいというぐらいの気概のあると言いますか、その方が悪いちゅう意味じゃないんですよ。

そういうことをされるかもしれませんが、やはりそういうところまで見ていただいて、推薦をしていただければ良かったかなちゅう思うんですけど。そこを含めてしまったとおっしゃればもうそれだけなんですけども、その辺は考えられなかったもんですか。

○町長（井上 章三君）

私は、やっぱり一度お会いして自分なりにその方を、また人物を少しでも知ってみたいと思って一度来ていただきました。皆さんもやがてお会いしていただければ、本当にその姿かたちの中にその人物の人格、高潔なものが現れているような方であるというふうに思いますし、決して仲良しグループでどうというようなことで、こういう教育問題に取り組んでおられる方ではないというふうに私はもう確信しております。

おかげさまで、きのうも教職員の管理職の方々の送別会があったんですが、本町の教育行政は、子どもたちの学力が非常に伸びております。大変ありがたいことだと思っておりますが、県の平均、あるいは国の平均も超えて本町は、非常に今いい感じで子どもたちが伸びているということでもあります。

こういうようなことをさらに推進を図るという点で、強力な味方になっていただけるんじゃないかというふうに期待をしてるところでございます。

○議長（濱田 等議員）

柳田議員。

○柳田 隆男議員

今回のこの同意を求められる方が、さつま町田原というようなことでありますが、地理的配慮というか、佐志にも1人教育委員の方がいらっしゃいますが、そうした配慮はなされたものか、検討されたものかお尋ねをいたします。

○町長（井上 章三君）

配慮はしたいという気持ちを持って探してはりましたが、そういう人材がもう配慮するほどにいらっしゃらなかったというのが実情でございます。

○議長（濱田 等議員）

よろしいですか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第47号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。お諮りします。「議案第47号 さつま町教育委員会委員の任命について」は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第47号 さつま町教育委員会委員の任命について」は同意することに決定しました。

△日程第39 「議案第48号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、日程第40 「議案第49号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任に

ついて」、日程第４１ 「議案第５０号 さつま町固定
資産評価審査委員会委員の選任について」

○議長（濱田 等議員）

日程第３９「議案第４８号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」から日程第４１「議案第５０号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」の議案３件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

まず、「議案第４８号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

これは、さつま町固定資産評価審査委員会委員のうち、仮屋努氏が平成２０年５月９日付をもって任期満了となることに伴い、引き続き、仮屋努氏を選任しようとするものであります。

次に、「議案第４９号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

これは、さつま町固定資産評価審査委員会委員のうち、河野武雄氏が平成２０年５月９日付をもって任期満了となることに伴い、引き続き、河野武雄氏を選任しようとするものであります。

次に、「議案第５０号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

これは、さつま町固定資産評価審査委員会委員のうち、山口純一氏が平成２０年５月９日付をもって任期満了となることに伴い、引き続き、山口純一氏を選任しようとするものであります。

以上３件につきましては、いずれも地方税法第４２３条第３項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○税務課長（下市 真義君）

それでは、「議案第４８号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○税務課長（下市 真義君）

次に、「議案第４９号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○税務課長（下市 真義君）

次に、「議案第５０号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案３件については、会議規則第３９条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、ただいまの議案３件は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから順に、質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第４８号について質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第４８号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第４８号を採決します。お諮りします。「議案第４８号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第４８号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに決定しました。

次は、議案第４９号について質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第４９号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第４９号を採決します。お諮りします。「議案第４９号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第４９号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに決定しました。

次は、議案第５０号について質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第５０号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第５０号を採決します。

お諮りします。「議案第５０号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第５０号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の

選任について」は、同意することに決定しました。

△日程第４２ 「平成１９年請願第３号 人権侵害救済法の制定促進に関する請願書」、日程第４３ 「平成１９年陳情第５号 ＪＲ不採用問題の早期解決を求める意見書の採択について」

○議長（濱田 等議員）

日程第４２「平成１９年請願第３号 人権侵害救済法の制定促進に関する請願書」及び日程第４３「平成１９年陳情第５号 ＪＲ不採用問題の早期解決を求める意見書の採択について」の２件を一括して議題といたします。

総務常任委員長の審査報告を求めます。柏木総務委員長。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○総務常任委員長（柏木 幸平議員）

当委員会に付託されました「平成１９年請願第３号 人権侵害救済法の制定促進に関する請願書」について、審査の経過と結果について報告いたします。

本請願は、さつま町宮之城屋地２７６１番地２、県部落開放同盟宮之城支部長、藤原範幸氏から、平成１９年１２月１０日に提出されたものであります。また、請願紹介議員は、舟倉武則氏であります。

請願の趣旨であります、わが国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、これまで各般の施策が講じられてきたが、最近においても様々な人権侵害が繰り返されている。こうした人権上の侵害を受けた人を救済するために、人権擁護委員制度などの行政救済や裁判所の司法救済、法務省による人権擁護行政があるが、時間や費用がかかり、社会的・経済的に弱い被害者の救済が不十分となっている。

こうした状況を踏まえ、国は、人権教育・啓発活動の一層の充実強化に向け、施策の推進を図られるとともに、人権侵害被害者の実効的な救済を図ることを内容とする法を早急に制定されることを強く要請するため、内閣総理大臣ほか関係大臣に対し、「人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書」の提出を求めるものであります。

当委員会といたしましては、執行部からの意見等を参考に審査を行った結果、請願の趣旨を「了」として、採択すべきものと決定した次第であります。

次に、「平成１９年陳情第５号 ＪＲ不採用問題の早期解決を求める意見書の採択」について、審査の経過と結果について報告いたします。

本陳情は、さつま町広瀬８７０の１、外山一正氏から、平成１９年８月２２日に提出されたものであります。

陳情の趣旨であります、昭和６２年４月に国鉄が分割民営化され、ＪＲ各社への移行に伴い職員の不採用問題が発生した。平成元年５月の鹿児島県地方労働委員会命令を含め、各地方労働委員会、中央労働委員会が不当労働行為と認定し救済命令を発したが、平成１５年１２月に、最高裁が「ＪＲに不当労働行為の責任はない」として、労働委員会の命令を取り消したことから、この不当労働行為事件は、法的には一応の決着がつけられている。

しかし、「１，０４７名のＪＲ不採用問題」は解決されないまま今日に至っている。問題発生から２０年以上が経過し、不採用のままの当時職員をかんがみとき、人道的見地に立って問題解決を図る必要があることから、衆参両議院議長ほか関係大臣に対し、「ＪＲ不採用問題の早期解決を求める意見書」の提出を求めるものであります。

当委員会といたしましては、慎重に審査を行った結果、陳情の趣旨を「了」として採択すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これから順に、質疑、討論、採決を行います。

まず、「平成19年請願第3号 人権侵害救済法の制定促進に関する請願書」について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ないですか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから「平成19年請願第3号 人権侵害救済法の制定促進に関する請願書」を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「平成19年請願第3号 人権侵害救済法の制定促進に関する請願書」については委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次は、「平成19年陳情第5号 JR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択について」質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから「平成19年陳情第5号 JR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択について」を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「平成19年陳情第5号 JR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択について」は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

△日程第44 「平成19年陳情第8号 単独処理浄化槽
を合併処理浄化槽に入れ替える場合の上乗せ補助の実施
について」

○議長（濱田 等議員）

日程第44「平成19年陳情第8号 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に入れ替える場合の上乗せ補助の実施について」を議題とします。

文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。麥田委員長。

〔麥田 博稔議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（麥田 博稔議員）

当委員会に付託され継続審査となっておりました「平成19年陳情第8号 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に入れ替える場合の上乗せ補助の実施について」、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本陳情は、鹿児島市錦江町11の40、社団法人鹿児島県環境保全協会会長、金子万寿夫氏及びさつま町鶴田2702番地、有限会社あさくま浄化槽メンテナンス、社団法人鹿児島県環境保全協会祁答院支部長、朝隈一誠氏の連名により、平成19年10月15日に提出されたものであります。

陳情の趣旨であります、さつま町においては、郷土の美しい水環境を保全するため、早くから合併処理浄化槽設置整備事業を導入し、地域の生活排水対策を推進していただいているが、補助事業が導入される以前に設置された、し尿処理のみを行い生活雑排水を処理できない単独処理浄化槽が、平成18年度末現在2,208基残っている現状である。

生活排水対策を推進するためには、単独処理浄化槽を早期に合併処理浄化槽に入れ替えることが喫緊の課題であり、地域住民の生活環境を保全し、人に優しい潤いのある街づくりを実現するためにも、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ設置替えする住民に対して、町の上乗せ補助制度の創設を求めるというものであります。

当委員会といたしましては、この件に関して執行部の説明や意見等を参考にし、また、情報収集に努めながら審査を行いました。

審査の主な状況であります、まず、上乗せ補助実施市町について確認しましたところ、県内では10市町が5万円から20万円の補助を行っている。本町が実施するとなると、すべて一般財源になるとのことです。

また、切替えにかかる経費について確認しましたところ、合併処理浄化槽の新設と比較して、単独処理浄化槽の撤去費用が4万円から10万円程度多くかかるということです。

また、これまでの切替え設置の状況について確認しましたところ、ここ3年間あわせても2件だけとなっているということです。

その他、町当局の考え方について確認しましたところ、今回、町も陳情を受け、町当局でも平成20年度予算要求において協議・検討を行ったところであるが、財政健全化に向けて現在取り組んでいる中で、財政が非常に厳しい状況であるということから、見通しが立つまでの今後数年間は難しいと考えているということです。

以上を踏まえ協議した結果、陳情を判断する上で、単独処理浄化槽の切替えについての取り組みは必要であるので、補助事業による推進に限らず、町民への啓発は積極的に進めてもらいたいと考える。

しかし、「実現の可能性があるか」という点では、現在、町は財政健全化に向けて町民の理解を求めながら全町上げて取り組んでいるところであり、このことは議会としても理解すべきところである。もし財政上可能であれば取り組むべきであるが、現段階では当分の間実現することは難しい現状であるという考えで一致したところであります。

このようなことから、当委員会としては、本陳情については、「不採択とすべきもの」と決定

した次第であります。

以上で報告を終わります。

〔麥田 博稔議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これから質疑を行います。本案について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから「平成19年陳情第8号 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に入れ替える場合の上乗せ補助の実施について」を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は不採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「平成19年陳情第8号 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に入れ替える場合の上乗せ補助の実施について」については、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

△日程第45 「平成19年陳情第10号 豚舎建設計画 の事前調査等について」

○議長（濱田 等議員）

日程第45「平成19年陳情第10号 豚舎建設計画の事前調査等について」の件を議題とします。建設経済常任委員長から中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、建設経済常任委員会の中間報告を受けることに決定しました。

建設経済常任委員長の発言を許します。東建設経済常任委員長。

〔東 哲雄議員登壇〕

○建設経済常任委員長（東 哲雄議員）

昨年の12月定例会において建設経済常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっております「平成19年陳情第10号 豚舎建設計画の事前調査等について」のこれまでの審査の経過等について中間報告をいたします。

本陳情は、木洪公民会長、竹中修一氏、仮屋原公民会長、仮屋原弘行氏、前目公民会長、神村茂美氏、田原公民会長、三角正史氏、あながわ公民会長、栗屋野靖氏及び佐志区公民館長、西之園洋三氏の6名の連名により、昨年の11月26日に提出されたものであります。

今回の陳情については、昨年の9月12日、木洪公民会長、竹中修一氏及び仮屋原公民会長、

假屋原弘行氏の連名により提出された「平成19年陳情第7号 豚舎建設計画に対する反対について」の陳情に対し、建設反対陳情を採択すべきものと決定しながらも、豚舎建設に対して不明確な採択であるとして、再度陳情が出されたものであります。

陳情項目として、1、薩摩川内市入来町の現地調査だけで、十分な理解が得られたと結論付けることは、将来にわたり地元住民に大きなリスクを伴うことになるので、より長期的な実績がある類似施設の調査等を再度実施していただきたいこと。2、調査結果を踏まえ、メリット、デメリットをより詳細に把握され、その結果を明らかにしていただきたいこと。3、事業者は広段地区の豚舎の近傍に一定の面積を有する土地を保有されているが、議会ではこれらの状況を把握されているか。また、把握されているとした場合、今回の田原字宇治ケ迫及び字密ケ迫地区への豚舎建設を必要とされる理由等を再度調査し、明らかにしていただきたいこと。4、事業者からの地元住民に対する説明会や現地調査は、いずれも1回ずつとなっている。議会でも事業者に対して、積極的かつ誠意ある説明責任を果たされるよう強く指導していただきたい。

以上の4事項について、再度徹底した調査・研究の実施を求めているものであります。

当委員会としては、これまで、建設計画地及び木洪地区の水源地調査、旭ファーム豚舎の調査、類似施設豚舎の調査、委員会審査、陳情者との意見交換会などを行ってきたところであります。

まず、建設計画地及び木洪地区の水源地の調査については、昨年12月14日に行ったところであります。水源地のうち、第1水源は湧き水を水源として利用し、第2水源はボーリングを行い、地下約150mから汲み上げているとのことであります。

次に、薩摩川内市入来町平木場地区にある旭ファーム豚舎の調査については、昨年12月17日に行ったところであります。この豚舎は、古い鶏舎を改造し3面コンクリート張りされ、オガクズとサナ菌を利用した方式による肥育を行っているとのことであります。豚舎横に側溝等がありましたが乾いており、尿等が側溝等に流れ出ている状況は見受けられませんでした。また、出荷前で床も悪い状況とのことでしたが、臭気もあまり感じられなかったところでもあります。

次に、類似施設豚舎の調査については、本年1月25日に南九州市川辺町にある南さつま農業協同組合中山田農場の調査を行ったところであります。

この施設の100メートル下方には用水用のため池があり、以前、この施設では豚の一貫経営を行っており、糞尿の処理に費用がかかること、悪臭問題や近くにあるため池が濁ったりすると汚水が流入したのではないかなど苦情も寄せられたことから、平成16年7月、オガクズと土着菌を活用した発酵床飼育を行うため、約3,200万円を費やして豚舎を改造し、一貫経営から2,000頭規模の肥育に転換をしたとのことであります。

この方式に転換してから、基本的に汚水は出ないとのことであります。また、悪臭とかで住民とのトラブルは一切ないとのことでもあります。

そして、本年2月13日には、本町鶴田上場地区にある鹿児島県経済連鶴田農場の調査を行ったところあります。この施設も5年前から臭いも比較的少ない、汚水も出ないオガクズと土着菌を利用した方式で、約880頭の肥育を行っているとのことあります。この2つの類似施設を調査し、これまでの養豚に対する認識が改まったところあります。

この他にも類似施設の調査を検討いたしましたが、豚の病気発生等が懸念される関係で調査が出来なかったところあります。

次に、委員会審査についてであります。昨年12月14日に農政課からこれまでの経緯について説明を聞くとともに、12月17日には財政課及び環境課からもこれまでの経緯について

説明を聞いたところであります。

本年の１月２２日には、類似施設の調査や今後の進め方について協議を行い、１月３０日には、中山田農場調査の取りまとめと今後の進め方についてを協議し、２月１３日には、再度、農政課及び財政課から前回説明以後の動向について説明を聞いたところであります。

この中で、農政課から昨年１２月２７日、役場で木洪公民会、仮屋原公民会の代表者と旭ファームとの話し合いが行われたこと、本年の２月１０日に木洪公民会、仮屋原公民会と旭ファームとの話し合いが仮屋原公民館で開かれ、水源調査結果について調査会社から説明がなされたとの報告がありました。

次に、陳情者との意見交換会については、本年の２月２０日、陳情者６名のうち木洪公民会長、仮屋原公民会長、あながわ公民会長及び佐志区公民館長の出席をいただき、当委員会との意見交換会を開催したところであります。

陳情者側からは、山の中ほどに水源地があり飲料水、水田用として利用しているが、山の上方に豚舎ができると地下水の汚濁、下流域の水質汚濁が最も懸念されること。本年の２月１０日の旭ファームとの話し合いでも、公民会として納得するような返事がもらえなかったこと。建設に対して頭から反対という方々が多いこと。山の上方に大規模な豚舎が出来ると災害の心配があることなどを多くの人が懸念しているとの意見が出されたところであります。

当委員会からは、現地調査、類似施設調査及び関係課からの説明を求めるなどして、委員会審査を行ってきていることなど、これまでの経緯について報告を行ったところであります。

特に、類似施設２箇所の現地調査については、オガクズと土着菌を使った発酵床方式での肥育に切り替えた経緯や切り替えた後の状況などの報告を行ったところであります。

他にも、地元公民会による類似施設の調査、町有財産の売買契約書の問題、環境保全協定等についての意見が出されたところであります。

当委員会としては、本陳情の趣旨を踏まえて、委員会として出来る限りの調査研究を行い、陳情者にその調査研究の結果を報告するとともに、陳情項目３、４については、議会の権限外であることも陳情者に伝えたところであります。

このようなことから、今後においては、所管事務調査の中で状況に応じて調査等を行っていくことで、委員会として意見の一致をみたところであります。

以上で、建設経済常任委員会のこれまでの審査報告といたします。

〔東 哲雄議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これで「平成１９年陳情第１０号 豚舎建設計画の事前調査等について」を終わります。

△日程第４６ 「発議第１号 さつま町議会議長等の報酬の特例に関する条例の制定について」

○議長（濱田 等議員）

日程第４６「発議第１号 さつま町議会議長等の報酬の特例に関する条例の制定について」の件を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。平田議員。

〔平田 昇議員登壇〕

○行財政改革対策調査特別委員長（平田 昇議員）

ただいま議題となりました「発議第１号 さつま町議会議長等の報酬の特例に関する条例の制定」について、提案の趣旨説明を申し上げます。

厳しい雇用、経済情勢、また、本町の行財政改革の推進にかんがみ、昨年度に引き続き、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間、議長の報酬月額から5分、副議長、常任委員長、議会運営委員長、及び議員の報酬月額から3分を、それぞれ減額するものであります。本条例施行による減額の総額を251万1,000円と見込んでおります。

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

〔平田 昇議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっております発議第1号については、印刷してお配りしております。御了承願います。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。発議第1号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。お諮りします。「発議第1号 さつま町議会議長等の報酬の特例に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「発議第1号 さつま町議会議長等の報酬の特例に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第47 「発議第2号 人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書（案）の提出について」、
日程第48 「発議第3号 JR不採用問題の早期解決を求める意見書（案）の提出について」

○議長（濱田 等議員）

日程第47「発議第2号 人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書（案）の提出について」及び日程第48「発議第3号 JR不採用問題の早期解決を求める意見書（案）の提出について」の発議2件を一括して議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。柏木委員長。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○総務常任委員長（柏木 幸平議員）

まず、「発議第2号 人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書（案）」の提

出について、趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、先に採択されました「平成19年請願第3号 人権侵害救済法の制定促進に関する請願書」についてと同趣旨であります。

お手元に配付してある意見書（案）のとおり、内閣総理大臣ほか関係大臣に対し、意見書を提出しようとするものであります。

次に、「発議第3号 JR不採用問題の早期解決を求める意見書（案）」の提出について、趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、先に採択されました「平成19年陳情第5号 JR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択」についてと同趣旨であります。

お手元に配付してある意見書（案）のとおり、両参両議院議長ほか関係大臣に対し意見書を提出しようとするものであります。

以上で趣旨説明を終わります。（「両参じゃない、衆参」と呼ぶ者あり）訂正いたします。衆参両議院議長でした。訂正しておわび申し上げます。

〔柏木 幸平議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっております発議第2号及び発議3号については、印刷してお配りしております。御了承願います。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第2号及び第3号については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号及び発議3号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから順番に質疑を行います。

まず、「発議第2号 人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書（案）」の提出について」質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議を一応中止しておきます。

次は、「発議第3号 JR不採用問題の早期解決を求める意見書（案）」の提出について」質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、ただいままで審議を中止しておきました発議第2号及び発議第3号の発議2件について、一括してほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから順番に採決します。

まず、発議第2号を採決します。お諮りします。「発議第2号 人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書（案）の提出について」、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「発議第2号 人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決されました。

次は、発議第3号を採決します。お諮りします。「発議第3号 JR不採用問題の早期解決を求める意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「発議第3号 JR不採用問題の早期解決を求める意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいまの発議第2号、発議第3号の送付先は記載のとおりです。本意見書の送付については、私に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、そのように取り扱うことにいたします。

△日程第49 「報告第1号 平成20年度さつま町土地 開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（濱田 等議員）

日程第49「報告第1号 平成20年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」を議題とします。

報告の内容については説明済みであります。何かお聞きしたいことはありませんか。

ありませんか。中尾議員。

○中尾 正男議員

事業計画予算に直接関連はございませんが、今回の定例会の議案審議の中で温泉プールの関連のところ、住宅地に引き込んである温泉の関係等で、少し審議の途中で最後の町長総括のところだったんですが、温泉プールのほうの利用を100％稼動した場合に今の住宅地に引き込んでいる温泉について、不足を来す事態が予想されるような可能性があるというような答弁がございました。

ここあたりについて当初の湯量からすると、かなり湯量も減ってきているというなことで、湯量を実際どのくらい出ているのか、そこあたりの確認を聞いたんですが、その時は判らないということだったんですが、これらについてやっぱり将来的に今後しっかりと把握して、その対応をしておく必要があるというふうに考えているわけですが、そこあたりについて検討がなされているのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○定住促進室長（北原 美義君）

佐志ニュータウンの温泉関係の分譲の関係に関するお湯の問題でございますが、湯量が不足するという話については、私のほうには全然聞いておりません。

と申しますのは、当初団地を造成するときにこの湯量についての計算というのを十分検討され

ております。昭和61年12月17日に湧出量が毎分125リットルということでありまして、温度が58.8度ということですが、この時点で温泉プールに十分使ったあとの残というのが、毎分35リットルということで検討がなされておりまして、経費の負担についてもこの割合でずっと負担をしてきているところがございます。

温泉プールの貯湯タンクにつきましては、26トンでオーバーフローするように設置をしております。

温泉付きの分譲が全部で22区画でございますけれども、これを割りますと約1区画あたり、1世帯当たり約1.2トンと、一挙に温泉を使われても1.2トン、十分使えるということがございます、お風呂等の浴槽等を考えますと、大型の浴槽で500リットルいかなんじやないかなというふうに思っているところがございます。

そうしますと、かなりの湯量はタンクのほうに残るわけでございまして、それはその貯湯については夜間と兼ねて使用しない分についてもずっと貯湯をされておりますので、分湯をされておりますので割合に応じてですね、調整をして。常に今のところは26トンオーバーフローするような状況でございますが、そのあと平成16年に泉源ポンプを取りかえております。

この時に、揚水管を88メートルまで入れておりますけれども、その時の揚水試験で水温が58度ということですが、流量につきましては毎分263リットルというような結果が出ておりまして、この結果以降、湯量等が減ったという報告については伺っていないところがございます、将来的にも十分22区画に分湯する湯量については、大丈夫であるというふうに認識しているところがございます。

○中尾 正男議員

委員会審議の中でいただいた答弁と大分食い違ってきているわけですが、実際、現在プールに使用している段階でもプールにも砂混じりのお湯が揚がってきて、布でこして使用しているというような答弁、話もあったわけで、そして現実には湯量が減っているんじゃないかというような話でしたから、そこあたりが全然話が違えば質問はしないんですが、当然そういう状況であれば把握して次のやっぱ手を打たないかんやろうと、住宅地も温泉のこともありますから。

ここあたりが町長、両方のところでそういう話がうまくかみ合っていないというふうに今感じたわけですが、どういうわけでそうなったのか。きちんとかう判るように一応説明をしていただきたいと思うんですが。

○スポーツ振興室長（栗野 明男君）

委員会のところで、砂が出るということも申し上げました。そして、地震からあと砂が出るようになっていたということがございます。そういうことで、ガーゼ等をして一応お風呂のほうに入れていたというような状況であるということの説明いたしました。

また、お湯の量につきましては、現時点では足りているわけですが、いろんな状況がございまして今源泉のところで、先ほどもお話がございましたように、平成16年の3月に263リッター出ているということですが、これは高低差を一応、団地プールの高低差を120メートル見まして毎分160リットルの湯量が出てくるということで、今のところでは足りているわけですが、先ほど話をしましたように、砂とか湯の花そういうものがポンプのところに詰まったりしますと、自然と湯量も少なくなってくるというようなことで説明をしたつもりでございます。

○中尾 正男議員

実際のところ、私なんかも現地を調査したわけではないですから、はっきりしたデータが判らないわけですが、説明の中で、そして温泉プールも今後施設も古くなっているということで、あそ

この経営をどうするかということ、フル稼働すれば将来的に住宅のほうへ温泉がというような話だったものですから、どうしても何か次の手をやっぱり考えて打っておく必要があると、こう思ったものですから質問をしたわけでございます。

ここあたりについては、もう間違いのないようにというか、これがもし湯が足らなくなったりすれば、住宅のほうの販売、あるいは既に販売している分、ここあたりについても影響が出てきますから、詳細にやはりもしそういう危惧があるのであるとすればしっかりと調べて、大丈夫だというところが判るまで処置をするべきだろうと思うんです。

そういうことに関して、町長、あるいは副町長のほうからでもよろしいです。答弁をいただいております。

○議長（濱田 等議員）

開発公社の事業計画及び事業予算についての報告に対することです。そういう範囲内で答弁をしてください。副町長。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

温泉団地に関連する質問でございます。この住宅団地につきましては、ただいま御指摘のとおり分湯されるようになっておりまして、当時いろいろ、先ほど定住促進室長から報告申し上げましたように、その業者もそれぞれ検討の中に入っております。いろいろ吟味いたしたわけでございますが、結果的に問題ないということでございます。

泉源の温度というのが非常に高いわけですが、プールとの温度差というのが大体1度から1.5度ぐらいしかないということで、とてもプールに入れます湯源のその温度が非常に高く、水がたくさん要るというようなことも状況もありますが、確かに先ほどもスポーツ振興室長からございましたように、湯の花とか、あるいは砂の関係とかそういう部分についてはやはり管の老朽化、あるいは泉源ポンプの問題、そういう問題等もあるかと思うんですが、これはもう宿命的なそういう消耗的な部分の機械という部分もございますので、泉源としては問題ないということで、泉源ポンプも1回は点検をいたしました。10年間経過しておりますけれども、特に問題ないということで、これもまだ交換をいたしていません。

したがって、やはり砂、あるいは湯の花については少ないんじゃないかなというふうに考えておりますが、プールの運営、あるいは住宅団地のそういう個人の分湯への問題については、支障のないような形で今後もまた点検等を行いながら、それぞれ運営をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

この長期借入れについてですが、1億4,600万というなことで、2.3%、入札等によるというなことでありますけれども、ここを見ますと2.3%で335万8,000円支払利息。

結局こうして金利がなってくると、非常に金利の負担というのが問題になってくるというようなことだと思うんですが、倉内工業団地の用地事業等でまだ残ってる部分とかあるわけですが、この辺の販売の、販売というか実績、町長としても定住対策を進めて何とかということですが、やはり早期に開発を図る。

それから、入札によるちゅうなことも書いてありますが、この辺の状況について何社ぐらいでというか、鹿児島銀行と二、三しかないんですけれども、その辺の手だてをどのように基本的にお考えなのかお伺いしておきたいと思っております。

○定住促進室長（北原 美義君）

借入れにつきましては、先ほど議員のほうからもございましたとおり必ず入札でということで行っております。現在、町内に支店のある4行にしているんですけども、もう最近は鹿児島銀行等も辞退をされまして、一番低いところで2.3%ということになってきております。今後も、やっぱり入札等をしながら、より安い金利で借入れを実施していきたいというふうに考えております。

なお、今回御提案申し上げます土地につきましては、まだ開発中の土地でございまして、まだ山とか未造成部分の保有の部分だけでございますが、今後工業団地等がどんどん売れまして、もう次の段階になりますときに開発して、開発しますと工事費等がそれだけ高く早く要るわけですが、タイムリーな時期にできるようにということで、今、保有分だけの今回の御提案ということでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで報告を終わります。

△日程第50 「議員派遣の件」

○議長（濱田 等議員）

日程第50「議員派遣の件」を議題とします。

会議規則第121条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会について議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣については、やむを得ず期間、派遣議員等に変更を生ずる場合には、私に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、そのように取り扱うことにいたします。

△日程第51 「閉会中の継続調査について」

○議長（濱田 等議員）

日程第51「閉会中の継続調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました各事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（濱田 等議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成20年第2回さつま町議会定例会を閉会します。御苦労さまでございました。

閉会時刻 午後2時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 濱 田 等

さつま町議会議員 久 保 道 夫

さつま町議会議員 別 府 静 春